

平成26年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成26年 3月 6日 開会

平成26年 3月20日 閉会

飯 島 町 議 会

平成26年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年3月6日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 第 2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 飯島町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 7 第 3号議案 飯島町準用河川占用料徴収条例
- 日程第 8 第 4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 5号議案 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第 6号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第 7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第 8号議案 町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 第 9号議案 飯島町営住宅管理条例及び飯島町営水道条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第10号議案 飯島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第11号議案 平成25年度飯島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 第12号議案 平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第20号議案 飯島町道路線の認定について
- 日程第18 第21号議案 飯島町道路線の変更について
- 日程第19 第22号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について
- 日程第20 第23号議案 上伊那広域連合規約の一部変更について
- 日程第21 発議第1号 飯島町議会基本条例の一部を改正する条例

○出席議員（12名）

- 1番 北沢正文
- 2番 坂本紀子
- 3番 本多昇
- 4番 中村明美
- 5番 浜田稔
- 6番 久保島巖
- 7番 橋場みどり
- 8番 竹沢秀幸
- 9番 三浦寿美子
- 10番 折山誠
- 11番 堀内克美
- 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 宮沢卓美
- 議会事務局長 市村晶子

## 本会議開会

開 議	平成26年3月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これから平成26年3月飯島町議会定例会を開会します。 本定例会におきましては、平成26年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。
	これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。3月議会定例会を招集にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。平成26年2月12日付飯島町告示第4号をもって、平成26年3月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。また橋場代表監査委員さんにおかれましてもお忙しい中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。早いもので3月を迎えまして寒さは依然厳しいものの、南の方からは梅や桜の便りも聞かれる季節となつてまいりましたが、本当の春の到来が待ち遠しい今日この頃でございます。 さて、過日の大雪につきましては、それぞれのお立場におきまして除雪や地域のまとめ役などにご協力いただき大変感謝を申し上げる次第であります。当町におきましては農業用のハウスを中心に再建築価格で77,000,000円余りの、上伊那地域の中でも最も大きな被害となりました。被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、町といたしましては検証も含めまして、今後ともよりの確な除雪方法の構築や災害対応などに努めてまいりたいと考えております。また農業被害対策につきましては国、県、JA、営農センター等、関係機関連携の上支障のないように万全を期してまいります。なお国、県の支援策につきましては追加対策も含めまして、その具体的な方向性や補正対応などが示されておりますが、まだ流動的な一部面もございます。そのまとまりの結果を見て関係機関と最終協議の上、4月早々には臨時議会をお願いをいたしまして補正予算対応をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。 さて、昨日、日銀松本支店が3月の県内の金融経済動向を発表し、緩やかに回復傾向にあるとの上方修正を報告があったところでございますが、一方、国の2月の月例経済報告によりますと海外景気の下ブレが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているものの、先行きについては輸出が持ち直しに向い各種政策の効果が下支えをする中で、家計所得や投資が増加をし、景気の回復基調が続くことが期待されるというふうにされております。半面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動も見込まれるともしてございまして、いずれにいたしましても国政におきましては安倍政権の下、補正予算など積極的な経済対策が行われているものの、今のところデフレ脱却までには至っていないのが現実であります。円安が続いている中、ガソリン、灯油などは高値のままの半面、地方を中心に所得が増加しないことにより国民生活や経済状況は依然好転をしていないというふ

うに認識をいたしております。併せて特定秘密保護法の成立に至るまでの国会運営などをはじめ、靖国神社参拝による影響、集団的自衛権をめぐる憲法解釈や近隣諸国との外交問題など多くの批判とともに様々な課題が山積していることから、我が国の政治情勢は一層混迷の度を極めております。安倍政権には期待外れに終わることのないように将来に希望の持てる国民本位の、併せて地方を重視する政治を切に望むものでございます。

さて、雪と氷の祭典、冬季オリンピック、ソチ大会が閉会となりました。日本選手団は羽生選手の金メダルをはじめ長野オリンピックに次ぐ歴代2位、海外においては最多の8個のメダルを獲得をいたしました。メダルの獲得や入賞できなかった選手の活躍にも日本中が歓喜に包まれる中で、それぞれの選手の頑張りに感動を覚えたところでございます。また明日7日からは同じソチでパラリンピックが始まります。冬季オリンピックと共に日本選手の活躍と感動を大いに期待をしておるところでございます。

一方、注目をしておりましたシンガポールでのTPP交渉の閣僚会合が2月25日に、可能な限り早期の交渉妥結を約束するという共同声明が採択し閉幕をしたところであります。交渉の中で最大の焦点の1つでありました日本とアメリカの関税交渉は、日本が米、小麦や牛肉など重要5項目の関税維持を主張する中で、アメリカは関税全廃を要求するという構図は、今までの交渉と全く変わらず今回も大筋合意には至りませんでした。次の節目となるのは4月の日米首脳会談、5月にはアジア太平洋経済協力会議APECの貿易関係閣僚による会合が予定をされておりますが、日本のコメなどは国の根幹を成す農産物として農家、ひいては日本国民の暮らしを守るためにも、何とんでも関税撤廃の例外にするべく引き続き強く主張して行ってほしいというふうに考えております。

さて、東日本大震災から早3年が経とうとしております。この冬は厳しい寒さと記録的な大雪に見舞われ、長野県北部や東日本の震災、また原発事故により避難を余儀なくされ、仮設住宅や故郷を離れて生活をしている方がまだまだ多くおられます。東日本大震災が発生したこの3月11日の午後2時46分には町内一斉に黙祷を捧げてまいりたいと考えております。議会本会議中ではありますが議員各位におかれましても犠牲になられた方々への弔意表明を共にしていただきたいと思っておりますのでご協力をお願い申し上げます。

さて、今議会には飯島町の新年度予算を上程をいたしますが、厳しい財政状況の中ではありますが町民の皆様の負託に応えられますように、第5次総合計画によります前期基本計画4年目の予算として位置付けて、8つの進むべき方向と48施策による組み立てとともに、特に若者定住、地域づくりと地域医療確保、安全安心なまちづくり、環境に配慮した自然エネルギーへの取り組みを基本方針といたしまして、定住促進など4つのプロジェクトの推進とともに、継続事業についてもより確実に実行できるように財源配分を行い予算編成を行ったところであります。国の予算も現在参議院での審議に移ってきてございまして、この年度末には成立をすと思われませんが、当町におきましても長引く経済不況による税収の伸び悩み等、厳しい財政状況が続くものとしてはおりますが、従来の経常経費を更に厳しい視点で検証し削減を進めながら、医療、介護、福祉予算など高齢化等の進展による自然増と、子育て支援、婚活の推進や地域おこし事業など未来を見据えた行政需要に対応する財源を生み出すことに腐心をいたしまして編成をいたしました。細部につきましては明日3月7日の新年度予算の提案の中で所信を申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件2件、条例案件8

件、新年度予算を含む予算案件で9件、その他案件4件の計23件であります。いずれも重要な案件でございますのでなにとぞ慎重な審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番 中村明美 議員、5番 浜田 稔 議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。  
本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保島議会運営委員長。  
それでは議会運営委員会の報告をいたします。議会運営委員会は平成26年2月12日飯島町告示第4号により本日3月6日に召集されました3月定例会の議会運営について、去る2月20日午前9時10分より正副議長及び町長、副町長、総務課長のご出席をいただき開催協議いたしました。はじめに会期について申し上げます。本定例会に提出される議案は人事案件2件、条例案件8件、予算案件9件、一般案件4件、議員発議で1件、計24件でございます。案件の内容からいたしまして会期は本日3月6日から3月20日までの15日間が適当であると思いたしました。なお審議方法につきましては新設条例1件と新年度予算案件7件をそれぞれ常任委員会に分割付託し、その他の16件につきましては本日即決が適当であると思いたしました。請願・陳情は7件ございますが慣例に従いまして4件を文書配布とし、3件を所管の総務産業委員会に付託することといたしました。以上、議員各位におかれましてご賛同とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)  
議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から3月20日までの15日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

久保島委員長自席へお戻りください。  
会期の日程は事務局長から申し上げます。  
事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。  
最初に請願・陳情等の受理について報告します。  
本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議

規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。また予算議会でもありますので総務課財政係長に出席を願うことといたしました。

なお市村教育委員長及び森本農業委員長からそれぞれ公務出張のため欠席の通告がありましたので報告いたします。また高坂町長より大久保住民税務課長は病気療養のため本日及び明日7日の本会議は宮沢住民税務課長補佐が代理出席する旨通知がありましたので報告いたします。

次に町当局からの報告を求めます。

町長 それでは私からは3点についてご報告をさせていただきたいと思っております。まず飯島町土地開発公社の平成26年度の事業計画並びに予算についてでございます。このことにつきましては去る2月17日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。初めに、旧飯島ショッピングセンターコスモ21の敷地に係る医療・福祉施設用の土地取得事業であります。地権者の皆様のご協力により年度内に取得から売却までを完了することができました。一部、町道用地として町へ売却をいたしました。多くの面積を上伊那医療生協生活協同組合への売却となり、生協総合ケアセンターいいじまの建設に向けて現在準備が進められているところでございます。土地の造成事業関連では課題としてきました未販売分譲住宅地につきまして、25年度に2区画を売却をいたしました。また久根平工業団地につきましても2区画を分割納付方式ではありますが売買契約を締結することができました。平成26年度の事業計画では公有地の取得事業といたしまして、道の駅機能を兼ねた備えた田切拠点施設用地を町の代行業業として先行取得し、年度内に売却をする計画であります。土地の処分計画では柏木工業団地、陣馬工業団地の年内売却に向けて進めてまいります。特に柏木工業団地につきましては農地関係法令の許可等の協議は終了しておりますので、具体的な造成計画を企業とともに作り上げて開発許可申請を早急に行うべく現在進めているところでございます。また未販売の分譲宅地につきましても分譲地の見学会あるいは商談会などを開催して販売促進に努めてまいります。次に予算概要についてでございますが、主な収入見込みといたしましては代行取得用地及び工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業の収益、約692,000,000円などにより収入合計で696,000,000円を予定しております。これに対しまして支出見込みといたしましては土地造成事業原価約656,000,000円など、事業支出約660,000,000円を予定しております。この結果単年度収支では約36,000,000円の黒字を見込む予算でございます。詳しくはお手元の事業計画並びに予算書のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいと思います。

次に、一般財団法人まちづくりセンターいいじまの平成26年度事業計画及び業務執行計画について申し上げますが、このことにつきましては去る2月17日開催の公社理事会におきまして審議議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。平成26年度の一般財団法人まちづくりセンターいいじまの事業は設立をして第3期目を迎えました。指定管理業務につきましては本郷道の駅、産地形成促進施設の指定管理業務、千人塚公園指定管理業務、与田切公園の指定管理業務に、飯島町文化

館指定管理業務を加えた4業務と、受託業務としまして山岳施設の管理業務、道の駅本郷の管理業務、救急医療情報キットの管理業務、観光業務、観光協会の事務局業務、信州いじま桜守の事務局業務を実施をしつつ、収益事業として千人塚公園のマレットゴルフ、釣り、オートキャンプ事業を行ってまいります。これらを行う業務執行の概要であります。主な収入は指定管理料の収入、それから施設利用料の収入、委託料の収入、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入など、総額で約59,000,000円となります。また支出につきましては事業費として先程申し上げました指定管理業務を中心とする受託事業支出が約49,000,000円、これに一般管理費及び収益事業支出など10,000,000円を加えまして、収入予算と同額でございます。事業費の総額を前年度と比べてみますと約5,000,000円の増額となります。各種管理業務の履行はもとより今後も更なるサービスの向上を図り、一般財団法人飯島町まちづくりセンターいじまの目的達成のために努力をしております。詳細はお手元の業務執行計画でございますのでまたご覧をいただきたいと思います。

最後でございますが、株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成26年度事業計画及び予算計画について申し上げます。この件につきましては去る2月19日開催の同社取締役会において承認をされておりますので、地方自治法の規定によりその概要をご報告を申し上げます。最初に平成25年度の事業及び決算見込みであります。事業につきましてはほぼ計画通りに進んでおります。特に駒ヶ根地区及び飯島地区におけます伝送路設備の高度化事業につきましては平成24年度から26年度にかけて実施をし、総事業費は1,060,000,000円であります。そのうち25年度分は590,000,000円を支出をいたしております。平成24年11月に工事が開始をされ平成25年度には本社および中継施設の周辺の地域から順次各家庭へ光ファイバーをつなげ、光ファイバーでの視聴地域を広げていき、平成26年9月には完了をする予定であります。決算見込みにつきましては伝送路の設備高度化事業が予定以上の出来高となり支払が増えたために、今期20,000,000円の経常損失となる見込みであります。次にお手元に配布してございます事業計画及び予算計画であります。平成26年度の基本方針及び運営方針としましては、地域に密着した情報機関として地域に信頼される会社を目指すとともに、地域産業の振興や教育文化の進展発展、生活福祉の向上に貢献できるように努めてまいります。主たる事業計画では伝送路設備の高度化事業の実施と竣工を行いまして、それに伴う高画質の放送を提供する新しいサービスと営業強化を行ってまいります。自主放送番組である「みなこいチャンネル」を充実をさせ、より親しみやすい番組制作に努めてまいります。また今後更なる放送技術の発展を見据えて長期計画の検討を始めてまいります。予算計画といたしましては収入としては利用料及び通信料収入が中心であります。売上高は630,000,000円を見込んでおり、様々な諸経費を差し引いた後の損益はマイナス70,000,000円を見込んでおります。これは平成24年度における伝送路の設備の高度化事業の出来高が予定未達のため平成25年度及び26年度に繰越しとなりまして、その分の減価償却も平成26年度へと繰越しとなるためでございます。以上が株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成26年度事業計画及び予算計画の概要であります。詳しくはお手元の資料をご覧をいただきたいと思います。

以上3点についてご報告をさせていただきました。

議長 ただ今、報告のありました3件につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑

を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案について提案理由の説明を求めます。

議長 それでは第1号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてその同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務のある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任をすることとされておりまして、任期は3年とすることが地方税法に規定されております。現在、岩間耕地出身の堀越壽一氏、南街道自治会出身の上原靖一氏、本郷第四耕地堀越利一氏の3名が在任中ですが、そのうち、岩間耕地の堀越壽一氏が平成26年3月31日に任期満了となります。満了後の委員として人格、識見ともに最適任として考えて、堀越壽一氏に引き続いて委員として選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、議会議員全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして提案説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は討論を省略し、これから第1号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案について提案理由の説明を求めます。

議長 それでは第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてこの同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員の選任根拠、選任手続き等につきましては第1号議案の提案説明で申し上げました内容のとおりでございます。これまで在任中でございました本郷第四耕地出身の堀越利一さんが平成26年1月13日急にお亡くなりになりました。在任中のご尽力に対して心から感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。そこでその後任の委員として人格・識見ともに最適任と考えまして、本郷第一耕地出身の片桐邦彦氏を新たに選任をいたしたく、また任期につきましては堀越利一氏の残任期間ということで議会の同意を求め

るものでございます。よろしくご審議の上、全員の同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は討論を省略し、これから第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

議長 [賛成者起立]  
お座りください。起立全員です。従って第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第6 飯島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。  
お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条の規定による議会推薦の農業委員は3名とし、お手元に配布の名簿のとおり、飯島佳稲さん、森本令子さん、那須野智代美さんを推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

議長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。従って議会推薦の農業委員としてお手元に配布の名簿のとおり、飯島佳稲さん、森本令子さん、那須野智代美さんを推薦することに決定しました。

議長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
[飯島佳稲さん入場] (森本令子さん、那須野智代美さん欠席)

議長 再開いたします。  
ここでただいま推薦されました方からごあいさつをいただきます。なお森本令子さんは公務出張のため、那須野智代美さんは本日都合により、それぞれ欠席の連絡をいただいていますのでご承知いただきます。それでは飯島佳稲さんお願いいたします。

飯島佳稲氏 [飯島佳稲さん登壇・あいさつ]  
今回の農業委員の改選で議会推薦ということで選ばれました本五の飯島佳稲です。なにぶんにも未熟者でありますけれども、これからも皆さんの是非ご指導とご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

議長 [飯島佳稲さん退場]  
再開いたします。

議長 日程第7 第3号議案飯島町準用河川占用料徴収条例を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第3号議案飯島町準用河川占用料徴収条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は再生可能エネルギー導入促進が図られる中で、今後準用河川を利用した小水力発電の需要を見据えて準用河川を適正管理するための条例が今までございませんでしたので、今回新たに条例制定を行うものでございます。細部につきましては担当課

長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)  
議長 これから質疑を行います。なお本案は総務産業委員会へ審査を付託しますので総括的な

事項について質疑されるようお願いいたします。  
それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第3号議案飯島町準用河川占用料徴収条例は総務産業委員会に審査を付託いたします。

議長 日程第8 第4号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例、及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第4号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例、及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の特別職等の給与の改正の提案につきましては昨年の7月から復興対応等の特例措置として町長8%、副町長7%、教育長6%、議員の皆様にも1%の減額支給をお願いをしてまいりましたが、平成26年3月31日をもって期間が満了となる本則支給に戻ることを受けまして、飯島町特別職等の報酬審議会に特別職の報酬額等の改定の是非について諮問をさせていただきました。当審議会の答申は町長の給与については5%、副町長につきましては4%、教育長については3%の減額支給、議員の皆様々の報酬につきましては本則支給が適当であるという内容でございました。町といたしましてはこの答申を尊重し町の理事者の給与の改定を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)  
議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 久保島議員  
ただいまご説明頂きましたが、町長5%、副町長4%、教育長3%というこの数字の根拠がですね今ひとつ不明瞭であると。町長だけ何故5%、気の毒ではないかという気もいたすわけでございまして、何故一率ではなかったのか、その辺につきましてまあの上伊那郡下等の状況を見ながらというお話がございましたけれども、もう少し説明いただけますでしょうか。

総務課長 あのまま審議会の答申を尊重いたしますということでお話をさせていただきましたが、これはあの事務局サイドとすると意見を言える立場ではございませんでしたので、あのあえて何も言えなかったわけです。その中で各近隣の市町村の状況等々お話をさせていただきました。各市町村ともに三役には差がございます。その率には若干それぞれ違う面もございまして。ただあのそれぞれの市町村の中で事情もあつたりするということで率が違うと思いますが、答申の中では5%、それから4%、3%という割合で、これが適当ではない

かという審議会の答申をいただきましたのでそれを尊重したということでございます。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第4号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例、及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 第5号議案選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第5号議案選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、これまで議会の委員会に限られていた参考人の招致及び公聴会の開催が、議会本会議においても行うことができることとなったことから、参考人等に対する実費弁償の支給について引用条項の整備をするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第5号議案選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 第6号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第6号議案飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同

法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことによりまして本条例の一部を改正するものでございます。条例改正の主な改正点につきまして申し上げます。まず1点として公的年金にかかる特別徴収制度について仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額としまして、年間の徴収税額の平準化を図るというもの。2つ目として賦課期日以降に町外に転出した場合に特別徴収から普通徴収に切り替える仕組みとなっていたものが、一定の要件の下、町外転出者も特別徴収を継続するものとするもの。3つ目として金融所得課税の一体化の見直しに伴い所要の規定の整備を行うもの、などが主な改正点でございます。細部につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長補佐  
議長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第6号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第11 第7号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第7号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案はただいまご議決いただきました第6号議案と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことによりまして、一部改正を行うものでございます。条例改正の主な内容につきましてですが、所得税及び住民税において金融商品にかかる損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴いまして、これに準じて国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直す必要がございます。従ってその所要の規定の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長補佐  
議長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第7号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 第8号議案町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
副町長 第8号議案町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。本条例案は現在の社会情勢中、金利が低迷していることを踏まえ地方税に係る延滞金などの利率の引き下げに関する見直しのため、飯島町税条例の一部改正を行ったことに合わせまして、町税以外の収入金における延滞金につきましても特例基準割合に延滞した期間によりまして1%または7.3%を加算した割合を延滞金の割合として引き下げをするため条例の改正をするものでございます。また今後におきましても延滞金などの利率につきまして変更があった場合にはスムーズな事務移行を行うため、関係する条例も併せて一部改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
1番 北沢議員 あのこの条例は現在まあ近隣の状態に合わせるということで引き下げるという内容であります。関連してお聞きをしたいんですが、まああのこれは町が徴収する部分の利息の引き下げであります。町が例えば還付する等の部分についてのその利率の部分があると思うんですが、そういったものにもこの利率というのは考え方の上では影響していくものなんでしょうか。  
総務課長 実は今回のこの条例一部改正なんですが、各課に連携する部分ということでまあとりあえず総務の方で調整をさせていただきましたけれども、還付についてはあの変わりません。であのこの関係については先程議員の方からもお話もありましたように、あのこういう経済情勢の中で特例基準を設けてあの国の定めているというか、まあ金融機関、銀行法の中でのまあ平均的な金利を定めた中で、その金利を見て今7.3と14.6%という数字があるわけですが、これを要するにその率以下にしてこの延滞金を徴収するということでもあります。還付については変わりませんが延滞金を金額的には少なくするという条例です。以上です。

議長 他にありませんか。  
5番 浜田議員 議案の資料5にまああの非常にシンプルにこの改正の中身が説明してあると思うんですが、ここで具体的にこの特例基準割合がその引き下げの中身になるとは思いますけれども、具体的には直近の数値はどの位なのかということとですね、確認になりますけれど

もこれはあの7.3を越えることはないという理解でよろしいのかどうか、この2点についてお答えいただきたいと思います。  
総務課長 8号議案資料5の関係でございますが、あのまあ銀行の現在の貸し出し約定平均金利というものになると思うんですが、申し訳ございません。あのちょっと今自分2%位かなと思っていたんですが、副町長の方から現行1.9ということでございました。1.9ということでお願いしたいと思います。それで上限についてはその例えば1.9プラス1%、それから1.9プラス7.3%ということで、上限についてはそれぞれ決められた7.3、14.6以上にはならないとそういう形でお願いしたいと思います。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第8号議案町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 第9号議案飯島町営住宅管理条例及び飯島町営水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
副町長 第9号議案飯島町営住宅管理条例及び飯島町営水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改められたこと、併せまして町税外収入金の延滞金徴収条例の改正に伴いまして、延滞金の徴収に関する条例を整備するために関係する条例の改正を行うものでございます。細部につきまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)  
議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第9号議案飯島町営住宅管理条例及び飯島町営水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。



議 長 日程第14 第10号議案飯島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第10号議案飯島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。本条例は社会教育法の一部が改正されまして、社会教育委員の委嘱基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。よってこの規定に基づきまして改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして教育次長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 5番 これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜田議員 質問いたします。従来のあの教育委員設置条例の中にはですね委嘱の基準は一切記述がなかったと思いますけれども、従来の委嘱規定は何であったのか。それからこの第2項の挿入によってこれまでと今後と何か運営上の差が生じるというふうに考えておられるのか、あるいはその運営上の考え方があるのか、この点についてお尋ねいたします。

教育次長 ただいまのご質問ですが、条例の方には謳ってありませんが、あの教育委員会の方の内規で定めてやっておりました。でこれに加わったことで何ら変更するという事は考えておりません。よろしくお願いをしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案飯島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第15 第11号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案平成25年度一般会計の補正予算(第6号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ37,747,000円を追加し、歳入歳出それぞれに4,823,665,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては平成25年度の当初予算及び補正予算により、各種の事務事業を進めてまいりましたが、決算を迎えるにあたりまして事業実績等の見直しにより必要な補正を行うものでございます。なおこれから3月末にかけて流動的な事務事業もありますので必要に応じて3月31日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度に繰り越す事業が見込まれておりますので、精査の上で必要な措置を講じてまいりたいと考えております。歳出の主な内容であります。障がい福祉サービス給付費これに約6,000,000円、事業用の施設の新増設支援事業補助金など商工業振興事業補助金に約8,000,000円、道路除雪、融雪剤散布業務に20,000,000円を計上いたしました。歳入につきましては、今回の大雪の影響による除雪費への対応財源とするために臨時財政対策債を増額をするとともに、それぞれの事業の特定財源となる国庫支出金等の歳入予算も増額補正をいたしました。その他保育園、学校の施設修繕に必要な経費などの補正を行ったところであります。それぞれに細部について各担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議会事務局長 (補足説明)

議 長 9番 これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番

三浦議員

それでは、あの15ページのまずあの障がい福祉サービスの給付金ということで6,200,000円増加というお話がありましたけれども、そのあのサービスを利用する方が増えたということとはとても良い傾向だと私は思っておりますけれども、その利用状況もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。それから次のページの「つくし園」の利用者も増加ということで、当初利用者が減ったというようなあの予算だったような気がしますけれども、今の利用状況をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 それではまず障がい福祉サービスの給付費の状況でございます。これにつきましては傾向といたしまして区分認定者数自体はそんなに多くはなっていないんですが、重度化している状況の中でサービス給付費の増加になっているということでございますが、一部あの転入障がい者等がございまして、その分もあのここに影響しているのではないかとというように思っているところでございます。それから次のページの「つくし園」の状況でございますけれども、このあの「つくし園」の負担金につきましては国県の支出金等がありまして、運営経費そこで賄えればよろしいんですが、それに不足する額、当初予算ではまあ25,000,000円位だなということで、これ伊南4市町村で按分してきますのでこの利用日数の按分でいきます。当初あの8%位で見込んでいたんですけども、全体の前期の状況等を勘案してきますと13%位で、ちょっとあの足りない分が30,000,000位になるのかなという予測のもとで、今回3,900,000円が全体として必要になるのではないかとということで、その差額が1,900,000円であるということでございます。利用者につきましては当初5人であったんですが現在は6人ということで、利用日数延日数でいきますのでその日数

も増えているという状況かと思えます。以上でございます。

議 長 他にありませんか。

2番 坂本議員 21ページの飯島小学校5211の灯油なんですけれども、まあこれ飯島小学校だけがまあ不足ということで使っているわけなんですけれど、他は七久保小、飯島中とかはどうだった、ないということはそれで足りたのかということと、それからですね、ふるさと応援基金は最終的に何人の方でどの位の金額ずつで寄付金としていただいたのか、その2点お願いいたします。

教育次長 灯油の関係でございます。あのそれぞれ3校ともあの不足を生じておりましたが、残りの2校につきましてはあの流用をさせていただいて処理をしているところでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

総務課長 それではあのふるさと応援基金の寄付の状況でございますが、今回補正の分を含めまして件数ですが40件です。40件で平均的な額というのはまあそれぞれ人によるんですが、30,000円という方がほとんどです。あと100,000円という方が3人程、それから10,000円という方が1人、400,000円という方が1人、それぞれの寄付をいただいている額はそんな状況です。

議 長 他にありませんか。

5番 浜田議員 歳入の大きな部分は臨時財政対策債になっていると思えますけれども、この対策債、今後の起債の余裕というのは大体いくら位あるのでしょうか参考のためにお伺いいたします。

総務課長 臨財債の関係でありますけれど、あのまあ一般財源と同じような考えで思っただければと思うんですが、あの交付税算定をする際、同じような、この時期にその時に臨財債の発行可能額が決定してまいります。今年度につきましては当初予算まあ200,000,000というような形で、まあ少なめという言い方が合うかどうか分かりませんが見てあります。まあそれで今回のような形の除雪費用が大幅に増額するというような場合には、その7月の時に方向付け、決定額、可能額、限度額なんですけれど、それにいっぱいまで今回借りるとい形になります。ですので200,000,000で今回29,000,000程あの増額させていただくんですが、今回で限度額いっぱいになります今年度は、

議 長 はい他に。

4番 中村議員 まず20ページの4231町道整備事業でまずお聞きします。赤坂区道路新用地がマイナス3,700,000、この減額の理由をお聞きします。続いて22ページの教育費なんですけれども、ここであの学校のポスター用プリンターが再購入されたわけなんですけれども、不良によってということですが、このプリンターが大体どの位使われているのかということと、あとどの位購入してからどの位何年もつのかということ。またあのレンタルと購入するのとの、どちらが効率が良いのかということを検討されていたらお聞かせいただきたいと思えます。

建設水道課長 4231の減額理由ということでございます。こちらにつきましては旧コスモの跡地の町道の用地を購入することで予算化をさせていただきましたが、この中で話し合いの中で一部用地を買収しなくてもいいというようなそういう状況ができましたので、その

分の減額補正ということでよろしくお願ひしたいと思います。

教育次長 中学校管理費のプリンターでございますが、ちょっとあの年数は分かりませんが相当古くから使って、だましまし使っていたものということで、今回も修理もできないし、あのもう修理する部品も無いということで、買い替えということになったわけでございます。それであのレンタルと買い取りというお話でございますが、まああの中学校の判断で買い取りの方がいいということで、金額につきましてもこの金額、あの白黒のみで拡大をするコピー機ということで、あのいろいろな大会するものものそういったものを拡大して張り付けるものということで、あのまあ最低の金額で購入するものでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

8番 竹沢議員 冒頭、町長からお話がありましたが、あの今回の13年目の大雪ということで、農業用のハウスまた農作物に対する被害等々につきまして、国でも早期2分の1補助、県、また町ということでおやりになるようでありますし、またあの4月にはまた臨時議会を開いて云々ということですが、今回の補正でまああのその財源をですね臨時財政対策債でおやりになるわけなんですけれども、あのこうした形から当然あの今後においてですね特別交付税で当然あの裏打ちされるであろうというふうに考えておるわけですが、それらに対する働きかけを含めて、今後の財政のあり方についてご答弁をお願いします。

町 長 あの冒頭ごあいさつの中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、今度のあの対応につきましては、まああの被害の部分とそれから除雪対応の分とに分けてですね、除雪対応につきましては必要なものについては今回の補正でお願いしたと、その財源につきましてはあのまあ特別交付税あたりを期待をするわけでありまして、またあの全国町村会それから長野県町村会、上伊那広域連合としても直接あの中央省庁に出向いて財源措置をお願いしたり、この被害対応につきましても併せてまあそれぞれの立場でお願いしてきたということで、私もあのその一員に加わっておるわけでありまして、まああのこの除雪対応に対する特別交付税措置の方向は出ておりません。まあこれはあのもう既に今年度の特別交付税はもうそろそろ確定をしてくる段階、通常でいきますとなくなってまいります。それがあの再算定的な部分が出てくるのかということとはちょっと分かりませんが、一応今後に期待をしながら今見通しうる財源として先程の臨時財政対策債をとりあえず充当すると、またあの決算の中でその財源移動ができればまた決算の中で調整させていただくということになります。それからあの被害対応につきましては先程申し上げたとおりでございます。実はあの県も昨日あたりあの具体的な補正対応の見通しが出てまいりましたけれども、まだまだあのちょっとどういうふう年度の所属をどうするというようなことと、それから町内部でまあいろんなあの被害の形態もあるわけでございますので、もう少しあの関係団体と詰めさせていただいて、作業の方はもう進めて行く春の時期になってまいりますので4月のごく初旬にお願いをして必要な対応をしてみたいということでご理解いただきたいと思います。

議 長 はい、他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第11号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 第12号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第12号議案平成25年度国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ20,711,000円を追加して、歳入歳出それぞれを977,083,000円とするものでございます。今回の補正は保険給付費のうち療養給付費の伸びが当初の目標に比べて大きくなったこと。それから国保のラインシステムの保守の更新、特定検診委託料が伸びたことなどによりまして、国県の支出金、それから療養給付費の交付金、総務費、保険給付費、保健事業費、及び予備費について補正するものであります。歳入では県の支出金が1,270,000円、国庫支出金が6,211,000円、療養給付費の交付金で13,180,000円を増額するものであります。歳出では総務費で972,000円、保険給付費42,000,000円、保健事業費で1,100,000円をそれぞれ増額し、歳出から歳入を減じて不足する23,360,000円を予備費で対応をさせていただくというものでございます。細部につきまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 三浦議員 療養給付費が非常に伸びているということであらうご説明がありましたけれども、あの主な要因というかその療養給付費のその病気って言うかその何て言うんでしょうかね、あのどんな、たぶんあの高額な医療があるのではないかなというふうに思うんですけども、その傾向みたいなものが分かりましたらお願いしたいと思います。

健康福祉課長 最近の動向でございますけれどもあの細かい分析はまだこれからでありますのでちょっと分からないわけではありますが、今年度に入りまして特にあの年齢別で見いきますと1人当たりの医療費の増が特別多いところがだんだん出てきてまして、特に前期高齢者の部分であります。昨年までは大体70～74歳の方につきましては1年間で370,000円くらいの医療費が掛かっていたと、それが490,000円に現在推移をしております。また65歳から69歳につきましては309,000円が360,000円になっていると、現時点でなっているというようなことで、特にあのこの部分での医療費の増加、特に入院が多いというように聞いております。であのレセプト数自体はそんなに多くなっていないということですので、1人当たりの診療単価自体が伸びているのではないかとこのように思っているところであります。

議長 他にありませんか。

4番 中村議員 歳出の5ページなんですけれども、6001ここであの委託料のところにシステムバージョンアップで769,000円というふうにあるんですが、このバージョンアップの内容といえますか、そのまあ自治体、皆あの同じ金額でバージョンアップの時にはしているのか、自治体別でまたあの人口とかそういうことで違うのか、まあシステムだから同じだと思うんですけども、ちょっとあの一般的に考えると高いなあと思うんですけども、どのような料になっているのかお聞きします。

健康福祉課長 これにつきましてはあの全市町村あの統一でございまして、システム自体がああ、OS自体が今うちの場合XPを使っているんですが、それが8.1で統一されるというようなことで、これはあのそれに伴うシステム改修でございます。でそれに伴うパソコンの購入も併せて行っていくということございまして、先程申し上げましたように769,000円の委託料につきましては次年度でもって調整交付金で調整されるということでございます。以上でございます。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第12号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 第20号議案飯島町道路線の認定について  
日程第18 第21号議案飯島町道路線の変更について  
以上第20号議案及び第21号議案の2議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますのでこれを一括議題といたします。  
本2議案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第20号議案飯島町道路線の認定について、及び第21号議案飯島町道路線の変更について、一括して提案理由の説明を申し上げます。認定につきましては道路法の規定によりまして町道下街道支2号線、1路線の認定を行うものでございます。これは国道153号伊南バイパス田切工区建設に伴う町道の付け替えによりまして、新規に認定をお願いするものでございます。変更につきましては同じく道路法の規定に基づきまして町道上島線ほか5路線の変更を行うものでございます。いずれも道路改良工事などによりまして区域の変更に伴い道路区域の変更をお願いするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は2議案一括して行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第20号議案飯島町道路線の認定について、第21号議案飯島町道路線の変更について、以上2議案を一括採決いたします。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。従って第20号議案及び第21号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第22号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第22号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。  
飯島町弓道場につきましては今年度までの8年間飯島町弓友会を指定管理者に指定しまして、施設の管理運営を行ってまいりました。飯島町弓道場は県下弓道大会をはじめ各種大会や月例射会、また高校生や大学生の合宿など県内外から多くの愛好者に利用されております。特に指定管理者制度に移行しました平成18年度からは、弓友会の献身的な運営努力によりまして経費の節減に努め、適切な管理運営が行われております。この度指定の期間が満了いたしますので、これまでの実績を踏まえ引き続き5年間飯島町弓友会を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして教育次長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第22号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第22号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 第23号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは23号議案上伊那広域連合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。上伊那広域連合が処理する事務等を平成26年4月1日から同連合規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定による協議がございました。改正内容につきまし

ては、障がい者の自立支援法が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、これは通称、障害者総合支援法というふうに呼ばれますけれども、この改正に伴いまして障がい程度区分の認定審査会を障がい者支援区分認定審査会に改めて、また介護保険法による特別養護老人ホームの入所は介護認定とされることによりまして、老人ホーム入所判定委員会を養護老人ホーム入所判定委員会に改める規約の改正でございます。これによりまして自治法の規定により同連合を組織する関係地方公共団体の議会の議決が必要となりまして、ここにご提案申し上げる次第でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第23号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第23号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21 発議第1号飯島町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
6番 久保島 巖 議員

6番 久保島議員  
それでは発議第1号飯島町議会基本条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。国の、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成25年度法律第44号の成立によりまして、国土利用計画法が改正され市町村計画を定める場合において当該市町村議会の議決に関わる規定が廃止されました。しかし当町局におきましては従来通り議会議決を図るのが適当であると考えられており、議会側も基本計画とセットのものというふうを考えておりますので、従来通り議会議決を行うものとしたらと思っております。改正前の飯島町議会基本条例におきましては国土利用計画法市町村計画の議決は法律で義務化されていたということで条項には含まれていませんでした。それを追加するものでございます。議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に発議第1号に対する賛成者の意見を求めます。  
2番 坂本紀子議員

2番 坂本議員  
賛成討論を行いたいと思います。町の基本構想は10年間の町政全般の長期計画であり、国土利用計画はこれに則して策定されるものです。現在の第3次飯島町計画(国土利用計画)は住民意識調査や町民参加による素案づくりの中で、耕地、自治会の懇談会で出た意

見やパブリックコメントで広く意見を聞きながら作られたもので、町民の熱い思いが反映された計画であります。第5次総合計画に掲げる10年後、2032年、「人と緑輝くふれあいのまち」の実現に向けてどのような土地利用をしていくのか大枠の網掛けをする大切な計画であり、今後153号バイパスが開通することでも大きく変わってくると思われ  
ます。このように国土利用計画法の策定、変更、廃止、は住民にとって重要な内容であり、議会の議決事項とするために条例に盛り込む必要があります。よってこの条例改正に賛成するものであります。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。久保島議員自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第1号飯島町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。お諮り  
します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従って発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦労様でした。

午前11時49分 散会

平成26年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年3月7日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 第13号議案 平成26年度飯島町一般会計予算

日程第 2 第14号議案 平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 第15号議案 平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 第16号議案 平成26年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 5 第17号議案 平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第 6 第18号議案 平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 7 第19号議案 平成26年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多昇	4番 中村明美
5番 浜田稔	6番 久保島巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

## 本会議再開

開 儀	平成26年3月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 ここで議事進行についてお願いいたします。これから提案になります第13号議案から第19号議案までの7議案については、いずれも平成26年度予算に関わる案件であります。案件の審議方法につきましては昨日、議会運営委員長からの報告のありましたとおり、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することといたします。
議 長	それでは、 日程第1 第13号議案平成26年度飯島町一般会計予算。 日程第2 第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第3 第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第4 第16号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計予算。 日程第5 第17号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。 日程第6 第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第7 第19号議案平成26年度飯島町水道事業会計予算。 以上第13議案から第19号議案までの平成26年度予算7議案を一括議題といたします。町長の施政方針並びに本7議案に関わる提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。それでは平成26年3月議会定例会を招集し、平成26年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び事業会計予算を含めた7議案を提案するにあたりまして、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。時間的には約40分位いただきまして、お聞き取りをいただきたいというふうに思います。また各関係議案及びあらかじめ配布いたしました予算概要書等を併せてご覧いただければというふうに思います。 まずはじめに、我が国の政治情勢は第2次安倍政権が誕生をし、1年以上が経過をいたしました。安倍総理は財政出動、金融緩和、成長戦略という3本の柱で長期の円高・デフレを脱却し、名目経済成長率3%を目指すという、一名アベノミクスと呼ばれる経済政策を推し進めており、株価の上昇、円安とその効果も現れてはおりますが、景気回復の実感には地域経済にまで十分に浸透していないと感じるところであります。また特定秘密保護法の成立に至るまでの国会運営などをはじめ、靖国神社参拝による影響、TPP交渉、集团的自衛権、近隣諸国との外交問題等々様々な課題が山積をしており、我が国の政治情勢は混迷の度を極めております。いずれにしましても安倍政権には十分な国民議論を重ねて、国民本位の政治を進めるとともに、デフレ脱却や経済再生、そして財政の健全化などの課題を確実に乗り越えていってほしいと期待をしております。当町は少子高齢化、商業の低迷、長引く景気低迷による厳しい財政運営など多くの課題を抱えておりますが、私は常に申し上げておりますように、飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の

生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また、子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを行うことが使命であると思ひまして、日々取り組んでおるわけであります。議員各位並びに町民の皆様に格段のご理解とご協力を賜りますよう、ま

ずもってお願いを申し上げます。

それではまず経済情勢と国の予算編成について申し上げます。  
我が国の景気は緩やかに回復をしているとされております。今後の先行きについても輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が下支えをする中で、家計所得や投資が増加し景気の回復基調が続くことが期待をされる。ただし海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれるとしております。こうした考えの下、平成26年度の国家予算は25年度補正予算と一体として「経済再生・デフレ脱却と財政健全化を併せて目指す予算」「社会保障・税一体改革を実現する予算」とし、施策の優先順位を洗い直した上で「先端技術、ものづくり」「教育、医療」「農業競争力」「くらしの安全・安心」を重点施策として編成をされました。その結果、一般会計予算規模では約95兆9,000億円となり、前年度比約3兆3,000億円、率にして3.5%の大幅増となり、当初予算としては過去最大となりました。その組み立てについては7年ぶりに50兆円台への回復を見込んだ税収により、基礎的財政収支の改善や新規国債発行額の抑制など財政の健全化を進めたいとしていますが、消費税率引き上げ後の景気の落ち込みが予想される中であって、平成25年度の経済対策を実行することになってはいるものの不確定な要素を含んでいると言わざるを得ません。歳出についても社会保障費以外の主要歳出項目では消費税増税に係る増加コストへの対応分を既存予算の合理化などを通じて吸収し、実質的には概ね前年度並みと同水準に据え置いた形となっておりますが、社会保障費については初めて30兆円を突破し、少子高齢化による膨張に歯止めがかけられない状況となっております。また歳入に占める新規国債の割合は約43%と前年度より改善をされたものの依然として高い水準となっており、借入金頼みの財政運営に変わりはありません。このような国家財政の現状を考えますと今後ますます国民や地方自治体への負担が増えることが予想されますので、国の動向に注視しながら地に足をつけた持続可能なまちづくり、また町内の産業が元気になるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、地方財政について、平成26年度における国の地方財政対策では、歳入については景気回復や消費税・地方消費税の増税により地方税と譲与税で増額を見込んだ分、地方交付税と地方債を減額しており、歳出では昨年度実施した地方公務員給与費削減を復元をするとともに、引き続き防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応分を確保しております。その結果、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、社会保障の充実分等を含め前年の水準を相当程度上回る額が確保された形となっております。これらにより平成26年度の地方財政計画の規模は総額約83兆4,000億円で、前年度と比べると1兆5,000億円、1.8%増となっております。東日本大震災の復旧・復興事業分として約2兆5,000億円、全国防災事業分として約1,700億円が別枠で確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見ますと、約16兆8,900億円で、前年度に比べて約1,700億円、率にして1.0%の減額となっております。また関連する臨時財政対策債については前年度に比べ9.9%、約6,200億円の減額となっております。

この2つを合わせた実質的な交付税総額は約 7,900 億円の減額となり、地方財政への影響は避けられない状況となっております。

次に長野県の平成26年度当初予算案ですが、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を実現するため「しあわせ信州創造プランの積極的な推進」「信州の価値向上とブランド力の強化」「景気回復の動きを確かなものにするための経済・雇用対策」「財政の更なる健全化」をポイントとして編成をされました。その額は国の25年度補正予算対応分を含め、総額約 8,700 億円となり、前年度とほぼ同規模の予算となっております。歳入面では県税収入は前年度に比べ約2.6%の増、地方交付税も0.5%の増額を見込んでおります。歳出面では社会保障関係経費の自然増が続いており、政策的経費を圧迫することから、事業の見直しや基金の取り崩しを行い財源確保をする形となっております。

そこで町の財政見通しですが、飯島町の平成24年度決算数値を見てみますと、経常収支比率は臨時財政対策債の減や維持補修費・扶助費の増などにより2.2ポイント上昇し、81.5%となりましたが、全基金の残高については弾力的な財政運営、起債の繰り上げ償還、不測の事態のための財源確保などに備えるため、できる限りの積み立てを行い前年度、これは平成23年度でございますが、より2,700万円増の約17億9,600万円としたところであります。地方債に関する指標である実質公債費比率については、計画的に起債の繰上償還を行ってはいらぬものの、0.4ポイント上昇し、13.7%になりました。また将来負担比率についても5.5ポイント上昇し、78.9%となりましたが、健全化判断比率の4つの指標から見れば当町は健全なレベルであると判断をされております。歳入面を見てみますと税収入が歳入全体の4分の1程度に留まるなど、依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。国からの譲与税や各種交付金については年々減少傾向にあり、地方交付税と臨時財政対策債についても国の財政事情や方針、景気の状態によって変わってまいりますので、当町の財政状況は極めて厳しい状況が続くものと判断をしております。歳出面でも社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、上伊那広域連合や伊南行政組合への負担金の増も予想されることから、投資的経費に充てる財源確保はますます厳しくなると考えております。現在の行政サービスの水準をいかにして維持し、新たな住民要望にどのように対応していくかが最大の課題であり、慎重に見極めていかなければなりません。また町が所有している各公共施設についても老朽化が進み、修繕等の経費が財政を圧迫することも懸念されるため、基金の残高確保は大変重要な要素と考えております。このように当町の行財政運営につきましては、経済情勢はもとより国の地方財政対策、地方交付税や臨時財政対策債に頼る財政構造のため、その見通しには不透明な部分もあるわけですが、今後も引き続き情報収集と分析を行い、行財政改革を進めるとともに堅実な行財政運営に努めてまいります。

次に、予算編成の考え方とまちづくりの重点施策について申し上げます。

平成26年度は町民の皆様と作り上げました基本構想にあります町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して4年目の年となります。目標に向かって成果を確実に出すとともに前期計画のまとめに向け進めていく年となりますので、特に飯島町行財政改革プランによる行政改革も含め4つのプロジェクトとして掲げた事項については、効果が見える形にしなければなりません。こういったことを念頭に置きながら、新たな町の課題への対応と山積した課題に対応しつつ、若者定住を進める施策、健康づくりと地域医療確保を

進める施策、安全・安心なまちづくりを進める施策、環境に配慮した自然エネルギーへの取り組みを進める施策、このことを重点に置き予算の編成を行いました。

まず1つ目に、若者定住を進める施策について、高齢化率の上昇や商業の低迷など多くの課題を抱えておりますが、我が町には素晴らしい自然環境と人々の温もりや絆、充実した子育て支援策など多くの魅力があります。これらを自信を持ってPRし、定住者への支援策の充実を図るとともに、おもてなしの心で若者定住促進を強力に推進してまいります。

2つ目に、健康づくりと地域医療確保を進める施策について、社会保障関係の経費は自然増的に年々増えてまいります。健康で元気に暮らしていくことができるまちづくりを進めるために、子どもの健康増進や若者の健康づくりに対する意識の向上などについて充実を図ってまいります。また地域医療の確保については切実な課題となっております。町民の皆様が安心して暮らすことができるよう町内医師の確保策を充実してまいります。

3つ目に、安全・安心なまちづくりを進める施策であります。健康づくりや地域医療の充実とともに、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めることは町の魅力向上に繋がってまいります。町はこれまで防災対策としての水路改修、各施設の耐震補強、非常用電源装置の設置、備蓄倉庫の建設、そして防災行政無線の整備と、様々な事業に取り組んでまいりました。また町民の皆様の参加による防災訓練を実施するなど、ソフト的な事業にも積極的に取り組んでいるところであります。今後も道路交通網の整備や消防・防災・救急体制の充実、交通安全や防犯対策を推進するなど安全で安心して暮らすことのできるまちづくりのための諸施策を講じてまいります。また、まちづくりは産業振興も重要な要素の1つであります。当町の農業、商業、工業は従事される皆さんの努力で発展を続けてまいりました。町内産業を衰退させることのないよう諸施策を講じ、活力あるまちづくりを進めてまいります。

4つ目に、環境に配慮した自然エネルギーへの取り組みを進める施策であります。美しい地球環境を守るため環境負荷の低減や資源の節約、また自然エネルギーを活用することは地方自治体においても積極的に対応をしていかなければならない課題であります。地域自然にエネルギー基本条例及び規則、地域新エネルギービジョンに基づく太陽光発電の促進や小水力発電の検討とともに、飯島町自然エネルギー推進協議会が取り組む環境に優しい循環型社会の実現を進めてまいります。この施策に取り組むために、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し専門員を配置します。その他、基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進、国、県事業の促進に取り組むとともに、国の平成25年度補正予算と26年度当初予算との連携による各施策に対応してまいります。

以上が本予算での重点項目であります。

それでは提案をいたしました平成26年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模ですが、一般会計は43億5,500万円で前年度に比べ0.4%の減、国民健康保険特別会計は9億5,300万円で9.6%の増、後期高齢者医療特別会計は約1億2,200万円で10.9%の増、介護保険特別会計は約10億8,400万円で7.6%の増、となっております。また、公共下水道事業特別会計は約3億9,100万円で10.2%の増、農業集落排水事業特別会計は約2億7,800万円で6.0%の増、水道事業会計は約3億4,500万円で6.1%の減であります。これら7会計の合計予算規模は約75億2,900万円で、前年度に比べ2.5%の増として編成をいたしました。一般



会計の当初予算は前年度に比べて若干減少したものの、国の平成25年度補正予算に対応した事業を約2億円取り組むこととしておりますので、実質は前年度を大きく上回る前向き積極型の予算といたしました。国民健康保険特別会計は25年度の医療費実績を勘案し、保険給付費について大幅増額を見込んでいるとともに、保健事業を積極的に進めることとし増額といたしました。後期高齢者医療特別会計は保険料改定による負担金の増などによりまして増額といたしました。介護保険特別会計は認定者数の増加と施設利用者数の増加などから増額としております。公共下水道事業特別会計は維持管理経費が主な内容となっておりますが、起債の繰上償還を実施をすることとしたため増額といたしました。農業集落排水事業特別会計も起債の繰上償還を実施をすることとしたために増額といたしました。また水道事業会計につきましては25年度の大型工事が終了したため減額となりました。

それでは最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税では前年度に比べ0.6%の増額を見込みました。内訳としましては個人町民税、固定資産税、軽自動車税については前年度実績などから増額をしたところであり、一方で法人税とたばこ税につきましては減額といたしました。法人税につきましては決算見込みで当初予算を下回る収入を見込んでいること、また、まだまだ景気回復の実感が少ない中で、当初予算では前年度より減額として予算見積もりをしたところであり、たばこ税につきましては健康志向などからたばこの消費が減少傾向にあり減額といたしました。次に地方譲与税と各交付金及び地方交付税につきましては予算編成時における国などからの情報や、前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ減額を見込んでおります。中でも消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金への影響があるところであり、国の試算による増加率を基にして、700万円、7.5%増の1億円を予算計上をいたしました。また自動車取得税交付金につきましては、制度改正により自家用自動車は5%から3%へ、軽自動車は3%から2%に税率が引き下げられることに伴い、500万円、27.8%減の1,300万円を計上をいたしました。次に普通交付税にあつては、昨年度実施した給与費の削減の還元などから増額を見込んでおります。また特別交付税につきましては、地域おこし協力隊の活用に必要な経費の特別交付税算入分を例年の額にプラスして予算計上をいたしました。国庫支出金につきましては社会資本整備総合交付金を活用した道路関係事業や、地域介護福祉空間整備事業、臨時福祉給付金給付事業などに取り組むことにより、前年度と比べ若干の減額となりましたが同程度の予算規模となりました。県支出金については、県の基金事業を活用した観光トイレの建設や、元気づくり支援事業の活用により増額となったところであり、繰入金につきましては、減債基金の繰り入れによる起債の繰上償還の実施、また開業医支援補助金のために地域福祉基金を繰り入れることなどを計上をしておりますが、前年度にCATV伝送路の高度化事業、高齢者・障がい者交流センター建設等の大型事業へ繰り入れを計上していたことから大幅な減額となりました。最後に町債ですが、前年度に比べ臨時財政対策債については減額を見込んだところであり、非常用電源装置整備事業や上伊那消防広域化事業、消防団機能強化事業など、交付税措置率の高い有利な起債である緊急防災減災事業債を活用した大型の防災関係事業に対する起債発行を計上したことにより増額といたしました。以上、歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報を基に慎重に精査の上それぞれ予算計上をしたところであり、

次に歳出予算の概要について、基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って施策の概要の説明を申し上げます。第1、「ふれあいと絆を広げるまちづくり」であります。東日本大震災以来「ふれあい」や「絆」といった言葉は大変重く捉えられるようになりました。町民の皆様や企業、行政が対等な立場で協力をし、自助、共助、公助の実践による、ふれあいと絆を広げるまちづくりを推進をしております。住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める自治基本条例の制定に向けた検討を進めることとし、関連予算を計上をいたしました。また協働のまちづくりの中心となる地域づくり委員会は、支援員を中心として徐々にその活動が活発になってまいりました。それぞれの地区が独自の活動に取り組み、各地区の特色が見えてきたようにも思います。その中において、地域づくりの主な組織の1つである各区の活性化のため、より充実した活動の実践を期待し、4区への補助を充実をすることといたしました。次に、農地・水・保全管理支払金を活用し、水路等の整備を地元の組織による実践活動を展開していただいているところではありますが、26年度においては制度改正により多面的機能支払金へと移行をし、一部内容が変更となりますが引き続き取り組むこととし事業費を大幅に増額をしております。なお自主的活動に対する現物支給や除雪対策についても例年通り支援をしております。都市交流事業としましては友好都市の奈良県斑鳩町と引き続き交流を深めてまいりたいと考えております。また災害時相互応援協定を締結をいたしました三重県鳥羽市とも災害時の応援の他、新たに交流についても検討をしております。

第2、「だれもが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」について、全ての方がお互いを助け合い、支え合い、健康で安心して生活できるよう保健・医療・福祉の連携の下に各種の事業を推進をしております。まず、地域医療の充実への新たな取り組みといたしまして、開業医支援事業補助金、及び開業医の支援資金の融資制度を創設をいたしました。開業医支援事業の補助金につきましては、町内に新規開業または事業拡大をする医師または医療法人等に対して、開設にかかる費用について総事業費の20%、上限1,500万円までを補助するものであります。また開業医支援資金融資制度につきましては、町内開業医又は医療法人もしくは歯科医師に対し経営資金・設備資金について上限2,000万円までの資金を融資する制度を創設し、利子1%分についての利子補給と借入時の保証料の全額を補助するものであります。これらの補助を実施することによって地域医療体制の安定拡大を図り、町民の皆様の健康と福祉が向上するものと考えて期待しております。更に医師を目指して頑張る町内の子どもたちのために町の奨学金制度について新たに医学生を対象とし、月額100,000円を医学科における正規の就学期間について貸与することといたしました。平成26年度当初予算に係る予算は計上しておりませんが、26年4月から制度を開始するため25年度予算でその必要財源について予算措置をしてあるところでございます。是非将来的に町に戻っていただき、医師として活躍されることも期待したいところであります。次に予防事業に関する新たな取り組みといたしましてピロリ菌による慢性胃炎などから子どもたちの健康を守り、将来的に胃かいかいようや胃がんを予防するため、信州大学と協同で中学生のピロリ菌感染の調査を行い、地域の健康増進に役立ててまいります。次に予防接種法の改正によって生後2ヶ月から予防接種の対象となることから、里帰りなどで県外において接種した定期予防接種について補助することといたしました。更に先天性風しん症候群の発生予防のため、抗体のない成人への風疹予防接種に対して補助をすることといた

しました。次に健康増進事業としまして、39歳以下の若い人たちの健康への意識向上を図るため、循環器検診についてワンコイン500円で受診できるよう補助を増額することといたしました。更になんを早期に発見し早期治療を実施するために町で実施するがん検診について、町が全額負担する年齢の範囲について拡大をすることといたしました。次に、子育て支援事業としまして乳幼児とその保護者の方を対象に離乳食の教室や育児不安や親子の関わり方についての親支援講座などを行うことといたしました。また個別支援についても早期から行うことにより育児力向上のための支援や、保護者の方の精神面のフォローも同時に行っていくことといたしております。このほか継続事業としまして中学3年生を対象としたインフルエンザの予防接種費用の補助、入院・通院を問わず高校3年生相当年齢まで受給者負担金500円を除いた医療費を町が全額負担とする子どもの医療費軽減策、出産されたご家庭に地元産の花束などを贈るハッピーバースフラワー事業、虫歯対策のフッ素塗布、妊婦の皆さんの歯科健康検診、不育症や不妊症でお悩みの方への支援策、また依然として社会問題となっております自殺対策への対応など、25年度までの取り組んできた事業を後退させることのないように継続実施するための予算を計上をいたしました。更に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計におきましても、医療費等の増加に対する予算措置を行いました。特に国民健康保険特別会計におきましては保健事業に積極的に取り組むこととし予算計上をいたしました。町といたしましては町民の皆様の健康と福祉の向上のためこれまで以上に各種検診や保健指導など力を注いでまいります。

第3に、みんなが支え合う福祉のまちづくりであります。町民の皆さんが高齢者や障がいをお持ちの方などへの温かい心遣いを持ち、地域全体で弱者を支え合うことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。また、福祉に関する取り組みとしまして、飯島診療所北に建設を進めております地域活動支援センター「やすらぎ」につきましては、諸般の理由により建設工事が遅れておりますが、完成後は介護予防拠点施設「コスモス園」と一体的に利用が可能になり、町民の皆様にはより一層利活用しやすい施設になるものと思っております。施設管理は指定管理制度を活用して「社会福祉法人親愛の里」に委託することとし、効果的・効率的な管理に努めてまいります。次に、家族等における交通手段のない高齢者の方、障がいをお持ちの方を対象として交通手段を確保するために発行している福祉タクシー券につきまして、給付枚数を年24枚から36枚へ拡大することとし、更に年齢要件についても従来の75歳を65歳まで引き下げることといたしました。併せて特殊車両による外出する方の支援につきましても給付券方式に改めるとともに、給付額を拡大をいたしました。有効にご活用いただきたいと思っております。次に高齢者の皆様による健康教室や介護予防事業ボランティア活動などを組織的に行う団体に対しましては、耕地・自治会単位の地域の活性化を図るために交付金を交付することとしました。次に、旧ショッピングセンターコスモ21跡地に計画されております、仮称ではありますが「みんなの健康運動広場」整備に対しまして、地域介護・福祉空間整備事業を活用し補助することといたしました。障がい者自立支援関係につきましても年々予算額が増加しておりますが、障がい者福祉サービスを受け、地元で自立した生活を営むことは大変重要なことでもありますので、各制度に従い、町の負担する部分について引き続き対応をしております。また在宅での介護者に対する慰労金や障がい福祉金など、町独自の給付事業につきましても平成25年度と同様に給付をしております。在宅での介護は大変な部分も多々あろう

かと思っておりますが、少しでも介護を行っている方の負担軽減につながればと思っております。国の事業であります。臨時福祉特別給付金につきましても誤りのないよう対応をしております。更に介護保険特別会計における保険給付費等の増加に対応する繰出金の予算措置も講じたところであります。特に昭和伊南総合病院の本田医師と連携した貯筋教室の開催も計画をしております。予防事業に力を注いでまいります。

第4、人を育むまちづくりについてであります。この町の将来を担う子どもたちが確かな学力と豊かな人間性、他人を敬う心などを身に付け、生きる力を育む教育を推進をするとともに、家庭や地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。また生涯学習やスポーツ、文化、芸術活動を通じて、心の豊かさを醸成するための支援を行ってまいります。子育て世代への支援策といたしましては、支援を必要とする園児が増加傾向にあり、また発達に特徴のある子どもが元気に明るく社会的自立生活を送ることができるようになるためには、療育支援は大きな役割を果たすこととなります。これまでは県の補助を受ける中で当町に派遣いただいていた臨床心理士が、平成26年度から補助がなくなり、派遣を打ち切られることとなりましたが、町単独事業として相談業務を継続することといたしました。また25年度から取り組んでおります子育て優待パスポート事業につきましても継続して取り組んでまいります。次に学校教育についてであります。近年、学校をめぐる課題は学校だけでは解決できない状況にあります。地域の力を得ながら学校と地域が連携し、子どもたちを育てていく取り組みが一層求められております。このことから七久保小学校を拠点としたコミュニティースクールの設立に向け調査研究を進めてまいりましたが、いよいよこの4月に立ち上げる運びとなったところであります。より一層、児童の健全育成のため学校と保護者、地域住民の皆様のご理解とご協力を賜り「地域とともにある学校づくり」を目指してまいります。社会的な問題でもある、いじめについては昨年度こども議会で子どもたち自らがいじめをなくす宣言をし、小・中学校ではその趣旨を生かし、いじめ防止の取り組みが行われているところでありますが、6年前より全校で実施をしてきている学校満足度調査を通じて、子どもの心の内面に触れた調査を今年度も継続して実施することにより、いじめ防止を図ってまいりたいと思っております。子どもの放課後の居場所の1つであります学童クラブ、子ども広場につきましても継続してまいります。特に4地区の子ども広場につきましては、多くのボランティアの皆様にお力添えをいただいておりますことに対しまして深く感謝申し上げます。次に、個別指導のための教科支援教員の配置や、発達に特徴のある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、小・中学校へ特別支援教育支援員につきましても配置時間等を拡大することとしております。保育園関係では平成24年度から実施しております保育園へのガラス飛散防止フィルムの貼付工事を3年計画の最終年として町単独事業で行います。保育料につきましても25年度拡大いたしました支援策を継続することとしております。具体的には第3子以降の保育料を同時入園でない場合でも2分の1とするものであります。飯島町の多子世帯への軽減策は上伊那地域の中では充実をしております。子育てにやさしいまちづくりの推進と、3人目のお子さんが生まれる家庭が増えることを期待をいたしております。生涯学習に関しましては生涯学習推進計画等で掲げた施策を着実に推進をし、地域の皆様が生涯学習を通じて豊かな人生を送ることができ、学んだことが地域づくりに生かされるような社会を作り上げてまいりたいと考えております。その他、各公民館への支援、文化サロンへの取

り組み等継続をすることといたしております。

第5に、地域の特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりについてであります。豊かな自然や農村環境などの地域資源を生かし、第1次産業と第2次、第3次産業との連携による産業振興を目指し、誰もが住みたくなる活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めてまいります。まず、まちなかの活性化に向けて地域おこし協力隊員を配置して、JR飯島駅周辺からアイタウンまでのエリアに活気を取り戻すための新たな取り組みを地域の皆様と共に進めていくことといたしました。また、いいちゃん産業まつりなどのイベントが商工会、JA、金融機関などの連携の下、開催されるようになりましたので、まちなかの元気回復や各施設の利便性を高めるための施設整備に対し補助を行うことといたしました。また、県の元気づくり支援金を活用して平成25年度から「まちおこしソング&ダンス」の制作をしているところであります。26年度におきましてはダンスの振り付けをし、イベント計画をいたしております。町民の皆様が一体となって踊り、歌って、町全体を盛り上げていただけるようにしてまいりたいと考えております。次に、農政関係の取り組みであります。国は26年度から新たな経営所得安定対策と米政策を打ち出してきております。これらに対応しつつ、町の農業振興計画である「地域複合営農への道パート4」に基づき、これからの飯島町農業のあり方、今後の進むべき方向などアクションプランとして明確に位置付けてまいります。TPP問題については交渉が難航し、先行きが見通せない状況となっておりますが、これまでどおり日本の農業を支えている専業・兼業農家を守り、集落営農・組織営農を基本に、中山間地域の農地が持つ国土保全や自然環境の保持といった欠かすことのできない多面的機能の維持を図っていくとともに、日本農業の将来に明るい展望や安定経営のための確たる方向性とその施策が示されない限り、反対の立場を堅持し、その動向を注視をしてまいります。また農作物災害対策としまして昨年4月の凍霜害に対する融資資金の利子補給として補助をしてまいります。また農作物有害鳥獣駆除推進協議会が行う有害鳥獣防止施設設置に対して補助を行います。26年度は猿の囲い罠を設置するよう計画をしているところであります。国道153号伊南バイパスと竜東線、追引南田切幹1号線との交差点付近に建設を計画しております道の駅機能を持った拠点施設等につきましては、まず26年度中に土地開発公社による土地の先行取得をしたいと考えているところでありますが、今後、国、県、地域の皆様と協議をする中で慎重に進めてまいりたいと考えております。県営事業についてJR水管橋、原井用水路トンネルの詳細設計を行ってまいります。本施設は築造から80年余が経過し、建設当時のまま耐震対策がとられていないために地震等で落橋、崩落があった場合には、農地ばかりではなく人命にも関わることとなる甚大な被害を未然に防ぐために耐震化対策に取り組んでまいります。次に、林業関係におきましては林道横根山線の改良工事を継続して実施をいたします。山腹斜面や路肩の崩落などが絶えない林道であります。シオジ平や越百山への登山道に通じる林道でありますので、できる限り改良を加え、少しでも安全性を確保してまいりたいと考えております。加えて町の単独事業としまして林道辰巴ヶ沢線の改良にも取り組んでまいります。県が「信州の山 新世紀元年」と銘打ち「信州 山の日」制定をはじめ、各種事業への取り組みを計画しておりますが、飯島町といたしましても傘山などの里山への登山道の整備等を進めているところでありますし、今回の県の趣旨に賛同する中で「山の日」の取り組みに関係する予算を計上いたしました。次に、商工業関係におきましては既

存商工事業者の経営支援のための各種制度資金充実や、各種補助金についても継続することとしております。町内の商店で買い物や飲食を行うことが活気あふれるまちづくりに繋がってまいりますので、町民の皆様には、是非とも町内商店の利用についてご協力をいただきたいと思います。製造、建設業関係につきましては、経営支援のための各種制度資金の充実や各種の補助についても継続をして支援いたします。次に、観光関係につきましては、多くの皆様がキャンプ等を楽しんでおられます御座松橋下流の坊主平にトイレを建設し、利用者の皆さんの利便性を高めることといたしました。次に、企業誘致関係であります。七久保柏木地籍への企業誘致が最終段階に入っております。誘致予定企業との調整を進め、早期に契約締結できるよう進めてまいります。これにより雇用の拡大や地域経済の活力に繋がることを切に願うものであります。

第6、新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくりについて、災害に強いまちづくりと快適で活力あるまちづくりのために、道路、橋梁の整備、住宅、環境衛生、交通安全から防災に至るまでの生活基盤整備を進めてまいります。まず防災関係についてであります。災害時のライフラインの確保は非常に重要であります。中でも避難所等におけます電源の確保は優先事項の1つと考えております。太陽光発電による非常用電源装置の設置を防災センターである役場庁舎と文化館の屋根に整備することといたしました。併せて町内の最大規模の避難所となる文化館に非常用の発電機を設置することといたしました。また固定系防災行政無線のデジタル化増設事業であります。24・25年度の2年間で計画をし実施をしてまいりましたが、細部の調整によりまして高遠原、新屋敷、本六の3箇所について不感地帯があるということから、これらの増設について引き続き整備を進めてまいります。更に、避難所である七久保林業センター大広間の天井が地震発生時に落下の危険性があることからその改修を行うことといたしました。次に、消防関係についてであります。まずは非常備消防につきまして、第2分団の詰所の耐震化工事と小型動力ポンプ付積載車2台と指令車を更新し、消防団機能の強化を図ることといたしました。また新たに消防団員の皆さんに災害出動や行方不明者の捜索等のための出動1回につき1,000円の手当を支給をすることとし予算計上をいたしました。消防団の日頃の活動に対し改めて感謝を申し上げておるところであります。団員の皆さんにあってはこれからも消防団員としての誇りを持ち、様々な活動に取り組んでいただきたいと思います。次に、常備消防については消防の上伊那全域による広域化に伴いまして、高機能消防指令センターの建設、通報システム、救急無線、各消防署の機能強化に対する負担金が25年度から必要となってきており、補正予算で対応したところでありますが、26年度につきましては当初予算から計上をさせていただきました。建設、土木関係では平成5年度に全線開通した広域農道、広域1号・2号線につきまして、県営事業として歩道の整備、劣化した舗装の改良、橋梁の耐震化及び長寿命化を計画しているところであります。今年度は単独となりますが、これらの事業概要書の作成と道路維持力の調査、与田切川橋の耐震診断を行うことといたしました。なお、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事につきましては、25年度の国の補正予算で対応することとなっております。道路・交通に関する取り組みでは、日曾利耕地の幹線道路である戸井場線の道路舗装工事と下屋敷線の法止め工事、また本郷地区の児童生徒の通学路である本郷飯島線の道路改良を行います。また、北街道縦3号線、南田切線、荒田線につきましてはも継続して取り組んでまいります。伊南バイパス関連の

道路工事といたしましては、追引南田切幹1号線につきましては国と調整を図りながら進めてまいります。県道竜東線改良工事も計画通り進んでおりますので、国や県とも歩調を合わせ供用開始に向け準備を進めてまいります。また早期の伊南バイパス全線開通に期待をしておるところであります。その他、循環バスにつきましては引き続き運行を継続いたしますが、利用者の皆さんのご意見や要望などをお聞きする中で、より良い運行方法について常に検討を重ねてまいります。

第7、生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくりであります。自然との共生による快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指し、住みたくなるまちづくりを進めてまいります。町の重要課題である定住促進への新たな取り組みでは、「恋愛・結婚」と「移住・定住」をセットで進めるために、多様な出会いの場の創出や婚活事業を積極的に企画運営をする、出会い・婚活キューピットを地域おこし協力隊員を配置し推進することといたしました。また従来、社会福祉協議会に委託をしておりました結婚相談業務と定住促進室が実施していた、出会い・婚活事業を統合をして「出会い・婚活サポートデスク」を設置し、多様な出会いの場の創出と、出会い・結婚相談を一体的に行うこととし支援体制を強化をいたしました。また、町の主催の出会い・婚活事業の参加者同士、またJOIN・コラボ事業での提携中のエキサイト恋愛結婚の登録者同士が成婚・定住した場合に、成婚祝い金を贈呈をし事業効果を高めることといたしました。その他、各種交流事業や住宅リフォームへの補助、田舎暮らしリサーチ住宅の運用、住宅建設資金への利子補給、若者定住化促進住宅への補助、空き家提供への補助など、様々な施策を展開をし、定住促進策を進めて自然増、社会増を目指した人口増施策を推進をしております。住宅環境整備の取り組みであります。公共下水道事業、農業集落排水事業とともに維持管理業務が中心となっております。下水道施設の有効利用のためにも、繋ぎ込み率の向上は重要となっておりますので、まだ接続をされていないご家庭にありましては住宅リフォーム補助金を継続することといたしましたのでご活用いただき、一日も早く接続をさせていただきようお願いを申し上げます。下水道事業につきましては、25年度におきまして樽ヶ沢浄水場制御装置の更新が完了しましたので大幅な減額となっております。水道事業は町民の皆様の生活に直結した重要な事業でありますので、引き続き、石綿セメント管更新事業等を計画的に実施をし、安全安心な飲料水の供給と健全な経営に努めてまいります。なお、下水道使用料、水道料金につきましては料金改定は行いませんが、消費税及び地方消費税引き上げに伴う分につきましては税率改定のとおり、町民の皆さんにご負担いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。次に、環境衛生への取り組みですが、東日本大震災による原子力発電施設の事故以来、自然エネルギーへの対応が叫ばれており、町としても大きな課題として捉えて積極的に対応をしているところであります。26年度には最初の方で申し上げました地域おこし協力隊員を配置し、町民の皆様が主体となって取り組む自然エネルギー活用事業について支援をすることといたしました。また町内の自然エネルギーを活用して持続可能な地域づくりを進め、自然エネルギーの適切な供給事業を行う町内企業を支援するため、施設用地の負担軽減策として土地の用途変更に伴う固定資産税増加額の2分の1について10年間補助する制度を創設をいたしました。太陽熱利用システムの設置補助や太陽光発電システム設置補助につきましても継続を実施をしております。循環型社会の構築は町の重要課題の1つであ

りますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第8に、みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくりについてであります。質の高い行政サービスを提供し、持続可能なまちづくりのために、簡素で効率的な行政経営の確立と財政の健全化を進めてまいります。財政健全化への取り組みであります。町税等の未収金は年々増加してきております。徴収専門の臨時職員を継続して雇用し、税の公平性の確保と自主財源の確保に努めてまいります。未納に至る理由は様々であります。納税の義務を軽視する事案にあつては徴収対策の強化を図るとともに、県の滞納整理機構への事務移管を引き続き行ってまいります。公債費関係では一般会計につきましては起債の新規発行額を定期補償額により下回る規模とするようにしてございまして、26年度も継続しているところであります。また19年度より実施をしております起債の繰上償還につきましても、昨年度同様、減債基金を繰り入れて実施をいたします。更に公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の両会計につきましても繰上償還を実施すべく、一般会計より必要な額を繰り出すことといたしました。特別会計を含めた全会計を見通した財政健全化を一層目指してまいります。人材育成に関しましては国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所へ1名の職員を研修派遣をすることとしております。その他、駒ヶ根市との人事交流も継続をしております。併せて人事評価制度につきましても飯島町独自の考え方をもって、常に見直しや改善を加え実施をすることとしております。これらを通して職員資質と能力の向上を図ってまいります。その他、行政評価制度も継続をし、行政サービスの向上と事務事業の効率化等を図ってまいります。最後になりますが、平成26年度は国道153号伊南バイパスの田切地区までの供用開始がこの秋にも予定通りできるよう、また天竜川、与田切川、中田切川に係る治水、砂防、西部奥山に係る治山などの国の直轄事業及び主要地方道竜東線建設をはじめ、県道改良、維持管理、農地整備、河川治山などの県営県単事業につきましても、関係諸機関との連携を図りながら促進が図られるよう要請をしております。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、国内人口が減少する中、当町だけが人口増となることは非常に難しいことではありますが、この町に住む全ての人が幸せを感じ、生きがいを持って安心して暮らすことのできる町にしていかなければなりません。私は町長として町民の皆様先頭に立ち、町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して、常に「勇気」「挑戦」「感動」の行動指針を念頭に、「活力ある安全安心なまちづくり」に全力を傾注してまいり覚悟であります。そのためにも町長以下職員が一丸となって新たな発想と行動力を発揮し、町民の皆様との気持ちの融合を図りながら今後の行財政運営にあたってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。平成26年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明とさせていただきます。ちょっと読み違えておりました時間がだいぶオーバーしたことをお許しをいただきます。よろしくご審議をいただきまして適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。説明にかえさせていただきます。長時間ありがとうございました。

議 長

引き続き各課長から補足説明を求めます。なお説明に当たっては主要な事務事業を中心に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いをいたします。それでは一般会計

から補足説明を求めます。

総務課長 (補足説明)

住民税務課長補佐 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前10時55分といたします。休憩。

午前10時39分休憩  
午前10時55分再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。引き続き補足説明を求めます。

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議会事務局長 (補足説明)

議 長 次に各特別会計について補足説明を求めます。

健康福祉課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

議 長 以上で平成26年度予算7議案に係る提案説明を終わります。

これから7議案について一括して総括質疑を行います。なお先に決定のとおり、この後各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番  
三浦議員 それではいくつか質問をしたいと思います。最初にあの社会情勢の中でまあ若い人たちも非正規雇用だったりして、不安定な雇用の状態で所得がなかなか増えていかないというような状況もあると思いますし、高齢者の皆さんも年金も減額をされたり、そこからこれからまた後期高齢者の医療費も上がるというふうに言われておりますけれども、あのまあ引かれるものも天引きされるものも多いということで、収入も減ってくるということでまああの住民の生活実態というのはこれから消費税も上がってなかなか厳しいものになっていくというふうに想像できるわけでして、時機を見て私はあのそうした生活実態みたいな調査みたいなものが必要ではないかなというふうに考えておりますので、その辺について見解がありましたらお聞きをしたいと思います。

それからあの介護保険の見直しが行われて再来年度改正された内容になっていくわけですが、あの以前にも一般質問いたしましたが、改正内容で町への移行される事業が出てくるというふうに、また大きな取り組みになると思うんですけど、今後のあの見直しの日程というか工程、どのようなふうに進められていくのかお聞きをしたいと思います。

それからもう1つ、循環バスの運行なんですけれども、先程もあの町長の施政方針の中

町 長

で利用者の皆さんの意見要望などを聞いて良い運行方法について、ということで検討を常に重ねていくというふうに言われましたけれども、私もあの今までも一般質問などで住民の皆さんの声も繋いでできましたが、来年度の見直しはあるのかその点についてお聞きをしたいと思います。

それじゃあの各個々の部分の面もありますけれども、あの生活実態、確かに厳しいことは十分解っておりますし、そのことがひいては町の財政、懐、財布も苦しいということにまあ連動しておるわけでございます、共にまあ憂い悩むということだろうというふうに思います。であの、今すぐこの生活実態を調査して予算だの決算にどう活かしていくかというようなこととは別にしてですね、あの次のステップとして中期、後期の計画をいよいよ新年度明けから取り組んでいく日程が入ってまいります。その時には当然住民の生活アンケート等も中心にしてやっていかなきゃならないので、その辺でどういうふうにまあ住民の皆さん方の、いわゆるこの飯島町に住む者の1人として考え方がどこにあるのかということも併せてやっぱり調査していきたいと思っておりますので、ちょっとまだ組み立てがはっきり決まっておりますけれどもそんなことであります。特別の今のこの不況、地方経済についての住民個々の実態調査は考えておりません。ただあのいろいろ企業訪問やそんなようなことも含めながらその調査は随時やってきておりましてデータは握っておるつもりでございます。

それからあの介護保険についてはあのちょっとまだ流動的なんですけれども、特に支援部分のところ町の方に一部まあ移管してくるのではないかなというふうに言われておりますが、またあの課長の方からその日程等をまたお答えを申し上げたいというふうに思います。

それからこの循環バスの問題につきましても、これはあの毎年見直しをしていくというのは基本的な考え方でありまして、常時あのドライバーの皆さんやら、それから使っていただいておりますが常にあの、車の中にもアンケート用紙なんか置いていたりですね、その声を掌握しておるつもりでございますので、これはあの年に最低1回はしております地域交通会議ということの中で集約をしてその審議会で検討していただくともた反映をしていくという予定でおりますのでお願いしたいと思います。

健康福祉課長

介護保険事業計画の第6期の計画のスケジュールでございますけれども、実は今月の13日に県の方で会議があります。その中である程度の方向性は示していただけるものかなというふうに思っておりますが、あのいずれにいたしましてもまだあの報道の域を超えておりませんので、正確にこうなりますということは断言できる段階では現在のところないということでございます。

総務課長

それじゃ循環バスの関係でありますけれど、平成25年の4月1日から見直しをしてまあ約1年経ったということになりますので、今町長が申し上げましたように、もう1回あの検証をした中で、あの先程言いましたように、生活交通の確保対策協議会というのがありますが、そちらの方にまた諮っていくという計画でおりますのでよろしく申し上げます。

他にありませんか。

議 長

8番

竹沢議員

2点程お伺いしたいと思います。まずはじめに役場の庁舎やそれから文化館、太陽光発電ということで私も以前にこのことを何回か提案させていただいて、いよいよ予算化され

るということでありまして結構な話ですが、これのあの具体的な発電能力というか規模、それから非常用の発電装置がああ出来るわけですね、これはあのもうそれじゃあ一旦その停電になった場合にまあどのくらいにその保てる能力のものを設備するののかについてお伺いします。

2点目ですが、総務省が平成21年から始めましたあの地域おこし協力隊、これはまああの全国的にいろんな自治体で効果が発揮されているということで、本県でも平成25年には77自治体の中で20の自治体が協力隊ということで活躍しております。この制度については以前に同僚議員からも提案がございまして、いよいよ3名の方が導入されるということで、大変結構なことだというふうに思うわけですが、細かいことで恐縮ですが、先程あの、お二方については説明がございましたが、いわゆる婚活・定住の課題、それから自然エネルギーの課題、それから「まちなかおこし」ということでありますが、エネルギーの関係の方はどのような方が面接の上で採用になるのであるかということと、今回あの3名ですけれども全体として飯島町に今幾人ばかりの方が応募されたのか。それからあの願わくばという話ですが、まあこういう方があの将来飯島町にですね定住していただければなお結構なことではありますが、そういう動向があるのかどうか。それから今回は3つの事業で手を挙げて3名3年間ということではありますが、これ以外の行政課題もいろいろあると思うわけですが、長野県の中でも例えば一番多いところが小谷村で14名も協力隊員をあの活用しておるわけですが、あの人数が多ければいいということではありませんし、短期間で3年間で効果を上げなければいけないというそういうことでもありますけれども、今後はこうした制度をですね更に拡大していくというお考えがあるかどうか、以上についてお伺いします。

町長 あ飯島町としては初めてのまあ試みとして導入を図っていくわけがあります。ご承知のように総務省所管で3年間ということで、人件費をはじめ諸経費は全て国持ちといたしますか特別交付税措置で財源補てんされるという内容でございまして、大変期待をいたしております。私もあの直接面接をいたしましたけれども、非常にあの何といたしても意欲に燃えて、ただあのインターネットやその情報だけの中で知識を得て応募したというだけでは、なかなか最初からこう軌道に乗るといふわけにはいかないと思いますので、まずは融け込んでいただいて、それら職員とも手を握り合って、それからそれぞれの部所の課題があるわけですから、その辺をもう一辺整理して、決してあの頭の中だけの理想論でいくわけにはまいらないというふうに思いますので、この地域の実情に合った形の中で3年間の中でひとつ成果を出していただくように期待をしております。中には是非あの飯島町へ定住することを前提にということで応募され、具体的に採用された方も、まあ3人とも同じような考え方なんですけれども期待をしております。あの数字的なことは課長の方から申し上げます。

総務課長 幾つかあったんですが、まず太陽光の関係でございまして、庁舎それから文化館の関係、数字的には49キロワットずつ以下の数字で考えております。で、もう1つあります文化館の非常用電源の関係でありますけれども、まあ今予算をこれから審議していただくんですが、あの実は今まで軽油がよかったんですが、ちょっと若干大きめの施設になってくると軽油ではなくて灯油しか使えないというそういう状況が出てまいりまして、あのどのぐらいのその非常用電源かというものは、ちょっとこれからは予算と対比しながら検討

させていただくということになると思います。

それから地域おこし協力隊の関係でございますが、まずあの最初にハローワークを通じまして応募させていただきました。その後、東京と名古屋で説明会をさせていただいております。東京での説明会は約20名程出席をしていただきました。ただ名古屋の関係につきましても定住のイベントと合わせたということの中で、ちょっと人数的には、もし分かればですけどもちょっと自分のところでは把握しておりません。その後、町の方で現地見学会をさせていただきました。その現地見学会には6名の方が参加していただいております。で、最終的に募集締め切りした結果9名の方が応募をしていただきました。まあそれはあのそれぞれ今回3つの事業にということでしたので、まあそれぞれあのそれぞれの希望を取った中での募集でした。で、最終的に最後の面接の段階では7名でした。その中から7名の中から、先程来から出ております事業3名の方が選ばれております。一人女性、それは先程産業振興課長が説明させていただきました。あとの2人は男性です。年齢的には20代30代になります。自然エネルギーの関係につきましても20代の方だと思っておりますが、3人とも要するに今回の地域おこし協力隊の関係は特別交付税の要件がございまして、都会から来なくちゃいけないということがございます。ですのでもまああの最終的に議員お話のございました定住はどうかっていうこともありました。それもそれぞれの方に確認をさせていただいておりますが、将来的には飯島町に住みたいという方は3名ともであります。以上です。

町長 あその後のことにつきましても、ちょっとあのご質問漏らしてしまいましたけれども、あのまあ3年間とにかく成果を出せるような期待をしながら、その結果を見てまた次の、また国の考え方等も変わってくるかどうかかわかりませんが、その状況でまた次の判断をしていきたいというふうに思っております。

総務課長 すみません先程あの非常用電源の燃料の話ですが、あの私逆に言っちゃいました。あの今まで灯油がよかったんですが、軽油でないとダメってということで、要するに燃料が灯油ならまだ保管がある程度利くんですが、軽油っていうのはなかなか、いざという時に使うっていうと使えないっていうことがあります。なかなかそういう面を見ますと更新していかなくちゃならないという等々いろいろございまして、燃料のものによってちょっと若干当初と考えたのは若干違ってきますので、予算との対比で考えていきたいと思っております。

議長 はい他にありませんか。

坂本議員 ああ千人塚の観光ということでちょっとお尋ねしたいんですけれども、坊主平の対岸の飯島の方には新しくトイレを作るといふことなんですけれども、まあ登山道の整備も何年にも亘ってまあ崩れたりまた直したりということで、あの千人塚の上の方の登山道もまあ今回、今年26年度その判定をしていくということですが、総体的に見てその千人塚を中心とした周辺の観光について、まあこれからどのように考えて、まあ26年度ということではなく総体的にどのように考えてやっていかれるのかということと、それから今回あの図書館のシステムということで予算に盛り込まれておりますけれども、飯島町図書館はあのそれだけで稼働しているわけですが、現在あの小・中学校と3校の図書館の管理ということにおいて、飯島図書館とともになるべくまあコンピューター化して管理していくということにはすごくお金が掛かるわけですが、それらをあのまあきちっと管理

し、紛失ないし修理とかにもお金が掛かるわけで、それに対する今後の考え方と、その今回の図書館のシステムにはそれが具体的な形で今後の中で盛り込まれているかどうかということをお聞きしたいと思います。

町長 まああの千人塚周辺のまあ観光への取り組みということで、非常にまあ難しいまあ課題の現実があるわけでありまして、あの従来のようにこのリゾート的に巨費を投じてその施設型の観光というものはもう立ち行かないだろうという考え方を持っております。従ってあのまあいろんな観光地の中でその今悲哀を見ておるわけでありまして、やはりあのこうした恵まれた自然公園を持つ飯島町、千人塚を中心にした拠点があるわけでありまして、これからはそうしたあの自然保養型的なひとつの自然環境を活用した1つの方向の中で、ソフト的な観光というものに転換していく必要があるだろうということの中で、千人塚湖水の周辺だけでなくでですね、対岸のあの坊主平、与田切溪谷一帯をまあ自然、散策道等の整備も含めてやっていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、今ちょっとこの青写真を持ち合わせて、まあ点的にトイレを整備したり、あの遊歩道を整備したり、キャンプ場を整備したりというようなことで、天竜川上流にもご協力もいただきながら、いろんなあの植栽や、それから直接受け持つ管理をしていただくこの護岸の景観維持はしてまいりますけれども、町が直接投資をしたこの考え方というものは今持ち合わせておりませんが、この総体的にひとつ研究をしていきたいと、またその辺については方向付けを次の計画の中でどう位置付けるか、ということをもた議論をしていきたいというふうに思っております。

教育長 それではあの図書館のパソコンシステムについてのご質問でありますけれども、町の図書館についてのシステム内容については、後程次長よりお答え申し上げますけれども、学校の図書館の情報管理についてであります、現在のところ飯島中学校にはパソコンで蔵書管理をしております。2つの小学校についてはまだパソコンの導入はなくて従来通りの図書館管理をしていたわけですが、今年度パソコンを導入しまして、利用度それから蔵書、それからあの廃棄等に関わる利便性を高めるために、2つの小学校にパソコンを導入したいというふうに思っております。ネットワーク化については次のステップになるかと思っておりますけれども、現在のところあの学校の図書館同士のネットワーク化、情報共有については現在のところ考えてはおりません。

教育次長 図書館の方の管理システムですがあの先程申したとおり、26年度検討期間ということで27年度に導入ということを考えておりますが、あのいろいろ今、安くて良いものが出てきておりますので、十分検討していきたいと思っております。それとあの伊那市のシステムの方というお話もあった、そこら辺も検討してまいりましたが、まああの比較、一番有利なもので安くできるものということで研究をしてまいりたいと思っております。ただ今あの教育長の申したとおり、図書館と小・中学校のシステムの連携ということは今のところ考えてございません。

議長 次にありませんか。

10番 折山議員 それじゃ総括的なことをお尋ね申し上げます。町長の先程の方針の中で、本年度この全体7会計、一般会計はまあ若干落としたんだけど、繰越事業を含めればボリューム的には多いんだよ。水道事業については大きい事業を閉じたということの中で少し落ちて

いる。トータルすると増の積極型予算ということでお伺いをいたしました。であのこの予算概要を見ますと、新規であるとかまああの事業拡大、まあ標記されておまして、それをこう見ていくと先程のまああのお話の中からも、かなり事業ボリューム増えるんじゃないか、一方であのこの1年間通して職員の残業は多いから切れよというような強い意見もあり、それはまあ町民の声だと思っております。そういったことを背景に来年度の職員体制はどうか。それからまあこれは町長の胸の内をお聞かせいただければいいんですが、限られた人、物、金の中では1つ大きいものを膨らませていくと、どこかでは我慢しなければならぬものもあるだろうと、町長のお気持ちの中でここでは表現してないんだけど、この部分についてはちょっと今回我慢をいただいているよ、こういったようなものがあつたらお伝えをいただければと思います。

町長 まああの最初の方針の中でも言葉として申し上げて出てまいっておりますけれども、前向きでまあ積極的な予算を編成させていただいたというふうに表現をしております。あの全体のまあ気持ちの上としてですね、いろんな住民要望やそれからあの有利な財源見通しを立てた上で、決してあの後ろ向きにならないように、前向きにまあひとつ捉えていく予算編成をしてほしいということを示して、言葉としてはそういうふうに位置付けてあります。と同時にこれはあの積極型というのはそれとまあ連携をしておるわけでありまして、あの当然このことは財源見通しをつけながら堅実に事業をして、それをまあ元気の出るよう前向きにということで、いかに結び付けていくかということがなかなか苦しいところあるわけですが、職員は知恵と汗を出してもらって一生懸命編成をしてくれました。であの4つのこの重点事項、これはあの今までも課題でありますし、これからは町が取り組んでいく当面普遍的な課題でありますので、これは何としても具現化していきたいという必要な予算を充てたわけでありまして、それからプロジェクトの今まで研究してきたことも着実に実を結んでいきたいということでもありますので、それに対する事業というものもまあいろんなあの手続きの面も含めてあの事務量が増えてまいりますけれども、そこにまあ定員管理とのコントロールの難しさもあるということでもあります、今までもギリギリのところまでやってきておりますけれども、若干名まあ増やしながら当面の対応はしていくという形になりました。ただ一方では超過勤務手当を減らしたり、あの人件費削減の努力をしていくということは当然でありますけれども、全体としてこのような構成になったということをも是非ご理解いただきたいと。それからあの特にまあ待ってくれよというようなことも随所に大きいもの小さいものがあるわけでありまして、特にあの住民要望のもう100何箇所からの住民要望の道路、水路等の更新替えですか保守、それからあるいは各公共施設の補修、それから町民ばかりでなくてあの現場からも声が聞こえてきております。まあできるだけの対応をしてあの、一切手をつけなくてこの経過いたしますと、反ってまた将来に負担が補修負担等が増えてまいります、その辺をうまくコントロールしながら緊急的なものについてはまあやむを得ずまあこれは緊急課題として即取り組んで予算化していく必要もあるという、まあ苦しい胸の内であろうかと思っておりますけれども、そういうことを全体的にバランスを見ながら今度は編成したつもりでございますので、一気にあの住民要望多いわけでありまして、少しその辺のところをご了解いただきながら、必要最小限と申しますか、かなり受け入れたつもりで予算編成をさせていただいたことをご理解いただきたいと思っております。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

これで質疑を終わります。

議案を付託するにあたり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

事務局長

(審査区分説明)

議 長

お諮りします。予算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第13号議案から第19号議案までの平成26年度予算7議案については、ただ今の審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦労様でした。

散会時刻 午前11時54分



平成26年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年3月10日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員  
 竹沢 秀幸 議員  
 坂本 紀子 議員  
 橋場みどり 議員  
 北沢 正文 議員  
 浜田 稔 議員

○出席議員（12名）

1番 北沢正文                      2番 坂本紀子  
 3番 本多 昇                      4番 中村明美  
 5番 浜田 稔                      6番 久保島 巖  
 7番 橋場みどり                  8番 竹沢 秀幸  
 9番 三浦寿美子                  10番 折山 誠  
 11番 堀内克美                   12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢 範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢卓美  
 議会事務局書記 市村晶子

## 本会議再開

開 議	平成26年3月10日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。議長から申し上げます。高坂町長より大久保住民税務課長は病気療養のため本日及び明日11日の本会議は宮沢住民税務課長補佐が代理出席する旨、通知がありましたので報告いたします。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いいたします。 6番 久保島 巖 議員
6番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。今回私は大きく3点につき質問をいたします。1つ目はいじめ等防止条例、2つ目は来年度新規事業であります医師確保対策、3つ目は除雪対策についてでございます。最初にいじめ等防止条例を先手管理で設置すべきではないかという提案をするわけですが、その前に飯島町の現状はどうかのご質問をしたいと思います。ネットいじめ等3校の状況、または町内高校生、大人などですね。それからさらにDV、ドメスティックバイオレンスとでも言いますか、それから家庭内の児童虐待、高齢者虐待、まあ社会福祉関係も含めてですね。それから職場におけるセクハラとかパワハラとか、まあその辺の実態について掘んでいようでしたらお伺いしたいと思います。
町 長	それでは今議会の一般質問の最初の質問者であります久保島議員にお答えをしております。まず最初にいじめ等の防止条例の制定を先手管理でということ、この実態はどうかということあります。まずあの私から若干申し上げて具体的には教育長の方からお答えをさせていただきたいと思えます。子どもたちに関わる教育問題は1980年代、この頃から全国でまあ起こり始めました校内暴力、あるいはその後続いた家庭内暴力、さらには現在のまあいじめといわれる問題、等々まあ心に起因をした課題がこれまでずっと続いてまいりました。とりわけいじめは子どもの自殺にも繋がる社会的にもこれまで以上に大きな問題として捉えております。そうした背景を子どもたちが真剣に受け止めて、飯島町の昨年のこども議会ではいじめ撲滅宣言を子どもたち自らの意志によって起草をしてくれました。全員の賛成で議決をしたということございまして、このことは大変まあ意義のある重い決議であり、他の自治体でも大変注目の的になっておるといふふうに聞いております。今それを基に各学校において子どもたちが取り組んでおりまして、ご質問の職場の実態、それから大人社会でもあるといわれるこのハラスメントの問題、それから男女間の暴力等様々な実態について教育長の方から縷々お答えを申し上げます。
教育長	それではあの当町におけるまあいじめに関わる実態についてお答えをしたいと思います。その前にですね今町長からもお話がありましたように、このいじめの問題はですね子どもばかりではなく大人の心の要因が非常に大きい、ではその心の問題の要因はどこにあ

るのかということ、まあある識者はですね経済優先の今の社会にあるいわゆる病理的な問題ではないかという捉え方をしておりますし、まあ昨今、「人・物・金」であるべき社会がですね「金・物・人」の順になっているのではないかとまあそういうような指摘もあるわけで、私はこういうことにですね真摯に耳を傾けなくては、何て言いますか小手先と言いますか、そういうことではなかなか解決しないのではないかなというふうなのが考えているのが私の基本的な立場であります。ところであのいじめに関した実態、あるいは現状でありますけれども、各学校ではですねまあアンケート調査を行っておりますし、また児童・生徒、特に中学生はまあ白文帳、あるいは日記帳を全員担任の方に提出するわけでありまして、そのようなアンケートとかあるいは生活記録の中から子どもたちの心の動きを鋭い感覚でもってキャッチをするというふうにしておりまして、今年度数件をその中から確認をし改善、解決に至ったもの、それから今指導経過、観察中のものが数件確認していると報告を受けております。またあのいじめとは認知されないものの生徒間のトラブル、子ども間の喧嘩というようなことは日常的に認められるわけでありまして、その都度、重大なものについては町内の校長会あるいは電話連絡あるいは文書報告等で受けております。今申し上げましたように全く無いというわけではなくて数件教育委員会としても把握しているところでもあります。

続いてあの児童虐待、DVに関しては児童相談所あるいは町の家庭相談員とも連携して対応しているところではありますが、児童虐待DVというのは非常に重なる部分がありまして、数件確認をしていると。これにつきましても関係機関で対応している、あるいは児童相談所と緊密な連携をもって各家庭に、保護者等あるいは家庭の皆さんと対応しているところでもあります。パワーハラスメント、セクハラということは大人の社会のことでありまして、どのように受け止めるかによっては判断が難しいところでもありますけれども、教育委員会としていわゆる大人社会におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントについての実数の報告あるいは相談等はございません。なおあの高齢者の虐待等につきましては教育委員会の所管外でありますので担当課の方からその実態をお答えしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

健康福祉課長 それでは高齢者等に対する町の実態についてお答え申し上げたいと思えます。まず高齢者への虐待につきましては過去死亡に至る事故が発生しておりますので、私どもといたしましても気を配っているところでございます。当町における高齢者への虐待に関する相談事例はわずかではございますが発生している状況でございます。対応といたしましては平成18年に施行されております高齢者虐待防止法に基づきまして市町村での役割が明確化されておりますので、その手順に沿って対応を行っているところでございます。まず相談・通報を受けた場合迅速な現状把握に努めまして、高齢者や擁護者への相談、指導、助言を行っているところでございます。また事例を取り巻く関係機関との連携につきましても問題解決に向けて行っているところでございます。いずれにいたしましても高齢者本人を守ること、また擁護者を守ることが大きな役割と考えまして、今後どうしたら皆が幸せに暮らせるかということを主眼に支援をしているところでございます。なお障がいをお持ちの皆さんへの虐待、また夫婦間での暴力DVといった相談事例につきましては当町ではございませんのでお願いいたします。以上でございます。

久保島議員 お聞きいたしました。この1月の22日から24日にかけてですね議会社会文教委員会

で島根県の津和野町、それから兵庫県の小野市を訪問しそれぞれ視察研修を行ったところ  
です。津和野町は医学生の奨学金の取り組みを行っています。後程これには触れさせてい  
ただきます。小野市はですね全国に先駆けていじめ等防止条例を問題の起こる前に先手で  
施行したというところがございます。小野市は大阪、また神戸から約1時間という距離に  
ございまして、面積が94キロ平方メートル、比較的こじんまりとしたところですが、人  
口は50,000人と、市の花はですね、ひまわりということでございます。大手とい  
いますか中堅のですね先端企業なんかがですね数多く進出してまして市の財政を支えている  
というまあ比較的裕福なところではあります。市長の蓬莱務さん、この方はこのうちの1  
社で総務人事部門の統括部長さんという方だったんですが、その方が市長になられたとい  
うことで今現在ですね4期目をお務めということでございます。その蓬莱市長のですね基  
本理念、お手元にですね資料をお配りしてあります1ページ目に載っていますが、行政も  
経営だということですね、より高品質なサービスをいかに低コストで追及するか、それ  
から経営戦略の4つの柱ではですね、1つに顧客満足度志向CS志向ですね、カスタマー  
サティスファクション、市民イコール顧客と捉えて市役所は市内最大のサービス産業の拠  
点だと。2つ目に成果主義、何をやっているかではなく何をなしたかを問う。3つ目に  
オンリーワン、画一的な横並びの仲良しクラブから脱却し、ここしかない小野らしさを追  
及していくと。4つ目は後手から先手管理、言われてからやるのではなく言われる前にや  
ると、いわゆる私が先程言いました先手管理という話はここに出てまいります。特にです  
ねこの4つ目の後手から先手管理というのには大きく心を動かされたところでございます。  
大津市が例のいじめの問題でですね大きくマスコミなんかに取り上げられまして、問題に  
なったんですがまあ教育委員会等の対応のまずさ等で大事になってしまったと。それを見  
た市長がですね小野市でも決して他人事じゃない、起こりうる問題だということで大  
きな問題が起きる前に防止対策を講じなければならないということで始まったというこ  
とでございます。平成19年市民安全部というですねヒューマンライフグループを創設し  
まして、その中にいじめ担当グループ、それから人権啓発グループ、それから男女共同参画グ  
ループ、というのを設置し、福祉関連課それから学校教育課の課長も兼務した中で部局を  
ですね立ち上げたというところがございます。そして平成19年12月に小野市のいじめ等  
防止条例が制定されたということでございます。お手元にですねあの市民に配布しまし  
たしおりのコピーをお配りしております。そのしおりの5ページをご覧くださいますと、そ  
こにはですねいじめを広義に大きく捉えて、心理的、物理的攻撃及び精神的な苦痛を  
与えるもの、及び法律に規定する虐待、暴力などすべてを対象にしているというところ  
です。従いまして学校のいじめだけでなく児童虐待、高齢者虐待、家庭内のDVとか  
それからセクハラ、パワハラなどあらゆる人権侵害をいじめ等ということにしてあり  
ます。戻りまして1ページからですね条例になっていますが、1条では目的、2条では定  
義、3条では基本理念、4条では市の責任、5条では市民の責任、6条では学校や社会  
福祉施設の責務、7条では企業や公的機関の責務を謳っています。家庭や地域社会の  
役割を掲げて行動計画の策定、それから相談窓口の設置等も明記しているところ  
です。啓発運動や今後の進め方についても明記されています。つまり市民と行政が  
一体となり、それぞれの責務を果たしながら役割を果たしていく、総力を結集して  
取り組んでいくんだということになっています。現在教育委員会ではなくてですね、  
市長部局にいじめ、虐待、DV等の相談窓口を設置し

てあります。さらに小野ひまわりホットライン、先程も出てきましたひまわりなんです  
が、ラインを命名した電話相談も受けるようになってます。もちろん専任の相談員とし  
て嘱託職員を3名配置して交代勤務で行っているというところでございます。その他に  
いじめ等防止市民会議、小野いじめ防止ウィーク、啓発運動ですね年2回行うなど様  
々な取り組みをされているところでございます。パンフレットとかですね、配布する  
カードなんかですね高校生を巻き込んだものにしていってですね、非常に成果を  
上げているというところなんです。いわゆる今教育長から健康福祉課長から話があ  
りました。各課横断的になっているんですがそれを1カ所にまとめてそこで管理し  
て、そこで対応していくんだという姿勢がですね実態を把握しやすいというふう  
に思っているわけです。これらのですね小野市の取り組みをどのようにお感じにな  
れましたでしょうか。これ行政規模の問題ではなくてですね先手先手で手を打っ  
ていくんだという姿勢の表れだというふうに思うんですが、町長いかがですか。

町長

まああの先般、社会文教委員の皆さんが視察をされたその視察先の1つにまあ  
兵庫県の小野市の内容、これについては私も研修報告という形で担当の方から復  
命を受けておまして、ある程度触れさせていただいておりますし、またただ今久  
保島議員の報告で理解できるわけでありまして、まあ大変素晴らしい取り組みだ  
なあというふうに思っておりますが、ちょっとあのお答えをする前に1つ久保島  
議員に確認をさせていただきたいと思うんですが、議長さんよろしいですか。ち  
ょっとあのこの小野市が条例制定のきっかけになったことが少しあ  
の1行書いてあるんですけども、全国的なこのいじめの社会問題化してきたとい  
うことで、どこの全国の自治体も同じような悩み、課題を抱えておるんだらう  
というふうに思うんですが、この小野市が多分全国的には先駆けて取り組んだ  
というように思いますが、この小野市が多分全国的には先駆けて取り組んだとい  
うようなこと。それからあの兵庫県というところ、まあいろいろ新聞記事等  
でちょいちょい出てきた経過があると思いますが、非常にあのむごい命を落とす  
子ども同士のというようなところまでまあ発展しておたように聞いてお  
りますが、ちょっとあのそれらの例とどういう位置関係にあるかわかりませ  
んけれども、特別この抜き差しならないような、この市としてですね状況から  
発生しておるのかどうか。あるいはまあ市長さんはじめこれがまあ一般的  
な全国的な共通課題をまあ先取的に取り組んでやろうじゃないかと、こうい  
うところから始まったのかちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思  
いますが。

久保島議員

小野市はですね大きな問題は全くなかったと、まあいじめが全くないというわけ  
ではないでしょうね、多分ちっちゃないじめとかはあったんでしょうけれども、  
大きく問題になるようなことは全くなかったと。ただやっぱりあ  
あいう問題を見た時にこれは市の体制、そのから市民の協力体制、これを  
きちっと確立していく必要があるということから先進的に取り組んだとい  
うことをお聞きしております。

町長

あの特別な事情でなくて先手的にまあ取り組んだところからまあ始められたとい  
うことで、そのことにつきましてはまあ小野市の取り組み、大変注目をすべき  
事例だというふうに思っております。つまりまあこの小野市につきましては  
そうした一般的ないじめ問題だけに限らず、社会的な差別全体をまあ問題  
として課題として、児童虐待やセクハラ、パワハラなどあらゆる人権侵害を  
対象としたものをまあ条例化して取り組んでいくというこの一丸となった  
取り組み、大変あの評価できるというふうに思っておりますが、まあい  
ろいろ学ぶところが多いと思いますけれども、飯島にこのことを当てはめて  
今後どうする

かはまたちょっと検討課題だと思いますけれども、一応高い評価に値する取り組みであるということをおし上げておきたいというふうに思います。

久保島議員

町長と全く同じですね、私も高い評価をしているところでございます。あの実は私、蓬萊市長とはですねどうも同年生になるみたいなんです。で、誕生日も近いんです。で同じ星座ということもありましてそれであの意見がふんと納得するのかなというふうに思ったんですが、そうじゃないと思うんですね。あのやっぱり後手から先手ということに関してですね非常に共感をしたということだと思います。まああのよく先手必勝とも言うじゃないですか。あの教育長も町長もですね、以前から今あの大きな問題は飯島にはないので、今の体制で何とかやっけていけるんじゃないかというようなこの前もですねお話がございました。私もですねそんなつもりでいたんですが、実は自然エネルギー基本条例の例を見ますとですね、同僚議員から再三作るべきだというようなお話があったんですが、今のガイドラインで何とかいけるんじゃないかというふうに言ってたんですが、とうとう条例を作る羽目に、羽目についてのはおかしいですね、作るようになったと。これはですねやっぱり何か起きてからでは遅いんで、今回はまああの水際でっていうんですかね、間一髪で堰き止めた、効果は出たというふうに思うんですね。それと同じことがこのいじめ等防止条例でも言えるんじゃないかと、何か起きる前に、まあそっくり同じというわけにはいかんでしょうけれども、飯島バージョンでやったらどうかというふうに思うんです。まあせめてですねあの町長部局に一括した窓口を設けてもらって、相談窓口も設置してですね、あのホットラインはどうかは分かんないんですが、まあ人権教育、それから男女共同参画も一緒に考えた中で取り組みが必要じゃないかなと思います。町長冒頭にもお話がありましたように、先日こども議会の折にですね、いじめをしないさせない宣言というのが子どもたちから出ましてですね、非常に感動を呼んだと思います。これを受けてですね学校が取り組んでいる、町もですね是非やらなきゃいかんと、町もそれをバックアップする、地域もですね住民も巻き込んだ、飯島はいじめのない町にするんだっていうことをやる必要があるんだと。そのためにはこの条例必要じゃないかなと思うんですが、町長の所見をお伺いいたします。

町長

まあこうしたあの学校のいじめ問題を含めて明るいまあ飯島町ということの中に、この絆を保ちながら、そしてこう醜いいろんなこのケースが出来るだけないようにして、手を握って携えて支えあってということはもうこれは当然のことでございますので、真剣に取り組んでいかなければならない課題だというふうに捉えております。でまあこの先手的な意味からこうした小野市の例に学んで条例をどうこうというまあご提案をいただいております。ただあの飯島町もこれまで手をこまねいておるわけでは決してございません。青少年問題協議会あるいは人権擁護推進協議会等々でこうしたあの人権問題やいじめ問題、行政のみならずこれはあの警察もメンバーに入っていたり、各企業ですね、学校、保育園ももちろんですが、それから地域、区や自治会の代表、公民館の代表も入っていただいて、全町的にこういろんな情報を網羅する中でこの組織というものは成り立って、いろんな意見交換が出来ておると、中にはゼロとしないわけでありましてけれども、そう深刻な大きな問題も、まあ学校の内部的にはいじめもあるようでありましてけれども、社会全体の町全体としてはまだそうはまあ捉えられない状況には大変ありがたいと思っておりますが、でま

あこのさらに一歩踏み込んだ形の中でという今後検討してみたいというふうに思っておりますけれども、今のこのある組織をどういうふうにも調整しながらということとの兼合いにもなってくるかと思いますが、そういうことで現状を見つめながら検討ということにしたいと思いますが、もう一方では今ご承知のようにあの教育委員会改革の問題がにわかには浮上して参ってきております。であのいろいろあの教育長の任期の問題その他まあいろいろちょっとあるわけでありまして、ちょっと流動的な部分が非常に多いわけですが、その1つにあの行政が主在をするいわゆる首長が主在する新しいその新教育の会議というものが提唱されておることはご承知かと思いますが、そこにあのそうした問題も含めてやはりあの町全体として教育委員会サイドに重きを置きながらもやっけていくということが義務づけられるような素案になっておりますので、その辺も含めたこの問題を含めた1つの町全体としてのあり方、これはあの平成の28年を発足の目途にしておるようではありますが、これは当然国会の中の議論が始まっていくというふうに思いますけれども、この問題もそうしたものにひとつ含めた形で町全体として捉えていくのもこれからの問題として取り組みとしていいのかなあと。そこでまあ必要ならば条例制定という問題も出てくると思います。ちょっといろいろ検討をさせていただきたいというふうに思っております。

久保島議員

是非ですね1日も早くですね、町民・地域住民がですねどういうふうに関わったらいいかというのがなかなか今は分かりにくいんですね。何かちょっと情報があってもですね通報をしていいものかどうか、どこ行って言ったらいいのかということもはっきりしないので、その辺をしないともらうとやはり防波堤になるんだろうというふうに思います。是非ともお取り組みを提案するところでございます。それでは次、2番目にまいります。新年度予算でですね、陳情とか同僚議員からの一般質問で町内の医師確保の問題が議論されたところでございます。それがですね来年度ですね計上されました。非常にこの取り組みに対しましては評価をいたすところでございます。でも何点かですね注文がございまして追加施策をいただきたいなというふうに思っているところでございます。医学生の奨学金制度につきましてはですね少々不満があるんです。というのはですね今回の飯島町の医学生の奨学金制度は単なるですね、学資援助というようなところを脱していないんじゃないかというふうに思います。医師確保につながっていく確実な方策ではないと、10あるのを奨学金の中で実施するんであればまあこういったことはやむを得ないのかなというふうに思います。真に医師確保を目的とする医学生の奨学金制度であるならばですね、別のそういう制度にしなきゃいかん、これを組み立てる必要があるだろうというふうに思います。条件はですね他の奨学金と併用してもいいよと、それから金額もですね少し上げてもらって200,000にするとかですね、それから条件として昭和病院もしくは伊那中央等、もしくはその辺の飯島町の町内もしくは近隣で開業してもらおうんだということをですね確約してもらおうようなことも必要かなと思います。先程ちょっと触れました島根県の津和野町ではですね、医学生の奨学金制度は町立の津和野病院とありましてそれにまた診療所もあるわけですね。そこに勤務するということをして条件にして、その場合には返済免除というふうになっています。まあ金額は200,000でですね、奨学金はどこのものと重なっても構わないというふうになっています。でまだ3年余りでございますので医師が確保出来たわけではありません。でもですねこの取り組み素晴らしいなと思っておりますが、担当の課

長さんはですね「それでも難しいんじゃないですかねえ」という本音を漏らされたということです。いわんやですね、こんな制度がある津和野町でも難しいって言われているのに、いわんやこの奨学金、飯島町の奨学金制度ではですね、これは医師確保に繋がらないなどと思いますが、この辺のちょっと制度の見直しはお考えはないでしょうかお伺いいたします。

町 長

2つ目の質問の医師確保対策の強化についてであります。今度まあスタートしようとしております奨学金学資援助に触れてのご質問でございます、この今度新設をいたしました町の奨学金の目的は学生に対する就学するための費用援助でありまして、特にこの今回の医学生への奨学金については従来の大学生を対象にした奨学金のうち、他の学部学科等に比べて就学費用負担の大きいといわれるこの医学部医学科についての貸与金額、貸与期間を拡充したいという趣旨でございます、確かにあの今お話でございますように町内あるいは関係をする組織の、例えば伊南福祉とか総合病院、地域の医療機関といったところへの将来卒業研修を終えての開業・勤務を絶対条件とするものではないとしておりますので、直接この町の医療にどう跳ね返ってくるかということとはなかなか読めない訳でございますし、その担保することもちょっと今お話があったように難しい、最初の段階では難しいというふうには思うわけでありまして、やはりこれはあの将来何らかの関わりの中で、町内はもとよりこの医療確保、医師が不足しておるといってこの現実を鑑みたこの貢献を是非いただきたいという強い期待心を含めてこの制度を他の制度と抱き合わせの中でやっていきたいということで考えた制度でございますので、いろいろあのこのことが直接、では税の一部を使って果たしてそれが期待出来るのかどうかという議論もあろうかと思っておりますけれども、やはり長い目でこのことを地域に貢献していただくという期待心の中でご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、それからまだこれはあの始める前でございますので今すぐこの段階で更なる制度改正というふうなわけにもちょっと浮かびませんが、やはり初めての試みであり他の町村にあまり例がないわけでございますので、必要な都度また将来に掛けて充実したものにしていくことは必要であろうというふうに思っております。

久保島議員

そうしますと町長あの今の奨学金の制度の中から別枠で外して考えるってということでは考えていらっしゃるということではよろしいですか。

町 長

制度の根拠としては今のある町の奨学金制度の中に基金を積み増して、それから医療の部分だけ別に取り出して、これはあの他の金額とはあるいは貸与期間とは違えたひとつの扱いの中でやっていくということでありまして、別なあの要綱だとか条例だとかいうことではございません。

久保島議員

それではですねその医学生の皆さんにですね、是非期待をして、奨学金を援助してもらったんだから飯島町に戻って来ようということをお願いしたいというふうに町長と同じ気持ちでいきたいと思っております。それではですね医学生のその問題は別にして、開業医の医師助成制度、これにつきましてはですねまああの多分全国的にもあんまり例がなくでですね、効果も期待できるかなということも素晴らしい考え方だと思っております。開業する場合にはですね、当然土地を確保するとかですね、既存の設備を利用するとかいうことが必要になってくるというふうに思うんですね。でもですねその飯島の人たちはあの比較的裕福なものですから地主や持ち主がなかなか貸さなかったり貸し渋ったりするんじゃないかとちょっと心配をしている、そこで地主や家主の皆さんにですね貸し易いような協力金制度こ

れを併設したらどうかなというふうに思うんですね。不動産の売却益、それから賃貸益にかかってくる所得税額分ですね、その辺に見合うところを医師確保協力金というような形で給付するということをしてですね、是非その点に地主、家主の皆さんにご協力いただきたいというようなアピールをする必要があるんじゃないかと、こんな制度はどうだろうか。まあ多少ですねその後からございますけれども年数制限もやむを得ないかなと思っておりますが、この辺の考え方については町長いかがでしょうか。

町 長

今あの今回の医師確保対策、不足対策としては先程の話のことと、今ご質問にあった直接まあ開業医さんに対する資金支援の部分があるわけでありまして、であのこの中に特にあの初期投資として町内に開業する先生方に対して直接まああの不動産を取得する、土地家屋の部分とそれから借地借家も対象にしたということでございます、トータル的には限度額は一緒になるわけでありましてけれども、それであのこの用地の取得についてはなかなかこのあの土地に馴染まない方も中にはおるかもしれないというようなことで、あの先例もありますように土地の斡旋等については精一杯まあ町もご案内したり支援をしたり、その側面支援をしていきたいというふうに思っておりますし、またそうしたことに對する地主や家主の皆さんのご理解も得られるようなひとつ町も入った形でやっていきたいというふうに思いますが、従ってあの今度のこの直接支援はお医者さん自身に対する支援でありまして、これあの話が成立をいたしますと当然これはあの貸し主である地権者あるいは家主の方との話の中で、それ相当の賃料といえますか借地料等が支払っていただくということが成立してくることになるかと思っておりますので、そのまあ収入には繋がるといえますか無料でボランティアではないというふうに思っておりますので、そちらの方へも町の補助ということは今考えておりません。これはあくまでも開業医の皆さん方にそちらの間接的に支援をして、その結果としてまあ応分の賃貸借契約を結んでいただいて地権者はそれにご協力をいただきたいという趣旨で取り組んで町としてはまいりたいと思っておりますので、現在のところ貸主と申しますか地主や家屋の所有者までの補助は二重的には考えていないということをご理解いただきたいと思っております。

久保島議員

是非ですね地主の皆さんそれから家主の皆さんにはですねご協力いただいて、まあ直接町からの支援というのはないけれども頑張ってもらいたいという町長の話でございます。是非ともそんな効果が上がればというふうに思っておりますが、何分にも地主、家主の気持ち次第でございますので、その辺の心を動かす施策も必要かなというふうに思っております。3つ目にですね開業医、当然設備とか運転資金等にかかる利子補給というのにも用意されておまして、これも大変結構な話だと思いますが、企業誘致の時と同じようにですね固定資産税の減免措置ってというのは考えていないのかということですね。あの開業となればですねかなりの資金も必要だということでございます、まあ新規開業だけに優遇するのは不公平じゃないかという声も出てくるかもしれませんが、まあそのところは背に腹も変えられませんので、何としましてもですね開業医が欲しいわけでございますから、その企業誘致と同じように5年間の減免措置ってところは考えていらっしゃるかなということはお伺いします。

町 長

まあこの件につきましても今度まあ直接あのお医者さん等への投資する固定資産、償却資産への課税の問題かと思っております。まああの町もいろんな中小企業対策等も含めて固定資産の減免規定があるわけでありまして、今回の場合はひとつのあの初期投資に対する直

接補助をしてまいりたいということが一方にあるわけでありますので、中小企業と違って中小企業の皆さんはそれに必要な設備投資をした固定資産税相当分の一部をまあ減免するというの一回の補助制度になるわけでございます、従ってあの開業医の皆さん方に最初の初期投資の補助をしながらまた固定資産というような話になりますと、ちょっとその辺のバランスの問題もございまして、結果的にはあの二重補助支援というようなことにも直接的には繋がる部分がありますので、これはあの慎重にせざるを得ないというふうに思っておりますので、今のところこの二重に関わるその後の固定資産についての減免というものも税法上もちょっとございませぬし、考えておらないということをもたご理解いただきたいと思っております。

久保島議員

何としましてもですね開業医が欲しいんだということで、後から同僚議員からもお話があるかと思いますが、そんなところでですね是非強力な支援体制をとということで私なりに無い知恵を絞って考えた案でございます。ご参考にしていただければと思います。3番目にまいります。2月の14、15にはですね平成13年以来の大雪ということで町内にも多くの影響が出ました。被害に見舞われた皆様には心よりお見舞いを申し上げますところでございます。被害対策につきましては同僚議員からですね多分厳しく追及があるかと思っておりますので、私の方は除雪対策についてお伺いをいたします。この度のですね大雪に対する取り組みというのはですね、私はまあ概ね良かったかなと思っております。雪の降りしきる中でですね徹夜で交通誘導をしている若手の役場職員の姿をですね、町民は見て心に響いたというふうに思います。平成13年の時の大雪なんですが、私は伊那にいまして9時に向こうを、雪だから早く帰らしようということで出ました。家に着いたのはですね翌朝の5時半でした。今回はですね町内にはそのような大渋滞はなかったというふうに認識しています。それは近隣の市町村と連携して広域農道をまず通行止めにして雪を掻いた。その後国道を通行止めにして除雪をしたということだと思います。しかしですね全く問題がなかったというわけではないと。役場にも百数十件の電話があったということでございます。多くの住民がストレスを感じたということは確かだと思いますね。そこで県が除雪するのはどこからどこなのか。町の除雪範囲はどこなのか。路線はどういうふうを設定しているのか。またですね除雪のタイミングっていうのはどうなんだと。確かですね10センチ以上で掻くことになっているんですが、今回のように70センチだと7回出動したのかなと、いやそんなことはないかと、回数制限があるのかなと、小康状態になってからまた降り止んでからの除雪ということになってはいねえかなと。誰か指示出しているんだと、課長等係長、まあ町長ということはないでしょうけれども、直接指示をしているのか、それとも業者がですね自主判断で出動しているのか。飯田から伊那まで通っている私の知人がいるんですが、飯島の路面状況が一番悪かったとこう言うんですね。それは何かっていうと初動が遅れたからじゃないかなと思うんですね。で、圧雪してしまって綺麗に掻けなかったと。これはやっぱりここの辺を分析すると除雪の範囲、路線の設定、それからタイミングっていうのを見直す必要があると思うんですがいかががお考えでしょうか。

町長

除雪体制についてのご質問でございます。このあと何人かからの議員さんからもこれに関連して質問をいただくわけでありまして、若干あの最初の質問でございますので私の方から少しあの今回の対応について時系列的に若干触れさせていただきまして、あとタイミングの問題であるとか、それから建設事務所とのこの役割の問題だとか優先度の問

題について補足してそれぞれの課長からお答えをさせていただきたいと思っております。まずあの2週間に亘ってあったわけでございますけれども、特にあの2週目の2月14日、この辺から少しパニック的なことが中央道の通行止めも含めましてですね始まってきますわけですが、2月14日の午前7時頃よりこの降り始めた雪がみるみるうちにまあ猛烈な降りとなってまいりました。午前10時50分には大雪警報が発令ということでございませぬ。それからずっと降ってまいりまして翌15日の午前10時30分頃までこれは降り続いたということになっておりまして、積雪量は60センチ、第1回目の積雪も含めて、一部溶けた部分もあったわけですが、最大積雪量、役場の前のこの観測地点では78センチということとなっております。町といたしましても14日の午前中よりパトロールなどの実施・警戒に当たらせてまして、午後4時には災害対策本部を設置、同対策会議を再開をして一部除雪を開始するとともに、翌15日の午前7時30分に再び対策会議をもちまして、除雪体制の現状確認等この事項に基づいて国道、県道、町道の除雪の確保路線を選定をいたしまして、担当者との打ち合わせをする中でこの除雪作業を一丸となって進めてきたと、当然のことながらこれはあのこうした大雪でございましたので、一気に初期において全部解決というわけにはいかないことをご理解いただきたいと同時に、職員も対策会議等の通じてあの持ち場持ち場で精一杯やってくれたように思いますし、それから当然のことながらこれはあの各地区へも呼び掛けてひとつこの生活回りの道路についての除雪の協力や、それから水路保護といひますか対策の啓発もさせていただいて時間を経過してきたということでございませぬ。タイミング的にもいろいろあろうかと思っておりますけれども、結果としてまあ3日間に亘るこの中央道、JRのストップということの中で、全部まあ町の方に通過交通として大型車両を中心に入ってきた経過がございましたので、なかなか計画想定どおりにはいかなかった、限界もあったというふうに思っておるわけでございますけれども、住民のご協力を大変いただいたということには感謝申し上げます。今後のひとつの課題もあるわけでございますので検証しながら今後に対応してまいりたいというふうに思っております。

建設水道課長

それでは除雪の範囲とタイミングということで、除雪の範囲、以降若干私の方から説明をさせていただきたいと思っております。まず範囲でございます。国道・県道につきましては県の除雪担当ということで伊那建設事務所が除雪の方を担当しております。町につきましては町道ということで範囲が決まっております。それから基準につきましてはでございませぬ。一応あの除雪の基準ということで5センチから10センチを目安ということで国県道に合わせてということでございませぬ。それから回数制限でございますが、こちらについてはございませぬ。状況を見て除雪するという体制でございます。誰の指示かというご質問でございます。これにつきましては初動につきましては国県道の除雪と合わせるという状況の中で、路面状況を見ながら5センチから10センチの状況の中で業者の方で自主的に動いていただくというのが原則でございます。ただ積雪の状況等を考慮しまして町の方からの指示が出るという状況もございませぬ。それから初動の遅れではないかというご指摘をいただきました。こちらにつきましては特に2月の14、15の積雪の状況でございますが、飯田の辺りでもかなり積雪があったというふうにお聞きはしておりますが、状況を見ますと上伊那の南部それから下伊那、松川、高森辺りと情報交換をいたしますと、飯島、駒ヶ根の辺りがかなり積雪が多かったというお話を聞いております。これはあの感覚的なも

のでございますのでどの程度というのはちょっとお答えできませんが、かなり積雪量が多かったというそういう状況の中で各市町村の路線に対する対応の考え方があったかと思えます。それともう1点は、信毎2月の10日の信毎の記事、あるいは2月18日の日経新聞にも載ってございましたが、今の建設業の状況でございます。長引く不況ということで土木関連の事業の削減というのが行われておまして、ひとつは機材、それから人員オペレーターの問題もございます。なかなか厳しい状況の中でスリム化を図ってきておるといふような状況がございまして、除雪業者の方、徹夜の作業を2週連続で行っておりますがなかなか全部へ手が回るといふ状況ではございませんでしたので、そんな状況の中で若干ご不便をお掛けしたという状況がございまして、これは今後の課題ということでまた検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

久保島議員

時間もありませんので、後ですれ上通り耕地みたいに11月の段階から除雪の態勢を決めておくということが是非必要じゃないかと思えますが、そういう隣組、それから防災に関係するそんな感じの体制作りっていうのが今後必要じゃないかと思えますが町長いかがでしょうか。

町長

まああの今度の大雪の除雪等、あるいは生活確保の問題いろいろ教訓があるわけがございますので、しっかり検証をして、特にあのいろんなあの豪雨災害や台風災害や地震といったようなものにつきましては地域防災計画見直して位置付けをいろいろしたり、細かい部分が決められておる部分が多いわけでありまして、特にあの初動体制等についてのこの大雪、豪雪に対するそのマニュアル的なものは少し希薄に思っておりますその位置付けが。従ってあの今後行政、地域、個人の役割分担というものが非常に大切になってくると、それにはやっぱり地域の皆さんの自治会なり、耕地なり、区なりの力を結集してお願いしていかないと、行政だけいくらあれしとつても限界があるということももう事実でございますので、その辺のところはこの間の区長耕地総代会・自治会長会にもお願いをしましたけれども、もう一辺その辺はあの役割分担的にしっかり構築をしてですね、それから町民の皆さん方もこれはあの黙っておれば最終的には全部行政がやってくれるものというわけにはいかないことを是非ご理解いただいて、もう一辺整理をしてまいりたいというふうに思っております。

議長

議員の皆さんに申し上げます。質問は議長を通して質問をお願いいたします。

議長

引き続き8番 竹沢秀幸 議員。

8番

竹沢議員

早速であります但通告に基づき具体的な質問を行ってまいります。地域自然エネルギー活用促進に変電所が必要であるというふうに考えておまして、町として招致すべきであるというふうに思うわけでありまして質問を行いまして理解を深めていきたいとこんなふうに思うわけでありまして。飯島町は去る2月14日の議会におきまして、飯島町地域自然エネルギー基本条例を制定をいたしました。基本理念では自然エネルギーは町民の資源であり、地域の発展に資するよう活用するものとしています。また町の役割は基本理念に沿って町民や事業者への支援等の措置を講ずるものというふうにしておるわけでありまして。一方3月7日提案されました平成26年度飯島町一般会計予算案におきましては、例えば役場庁舎と文化館の屋根に太陽光発電の設備、及び非常用電源設備設置で80,000,000円の予算が予算化されたところでありまして。以前に私、箕輪町の先進例など申し上げまして一

般質問をし、まあこのことが実現されるわけで評価するものであります。また地域協力隊を3年間配置をいたしまして普及推進部事業や町内企業が自然エネルギー活用、供給事業を行うことについての支援をするなど、新しい新規事業が予算化されておるところであります。加えて従来から太陽光発電システムと太陽熱利用システムも継続事業として予算化されておるわけでありまして。これらは安全安心のまちづくりと環境配慮の自然エネルギー取り組みの予算として評価するところでございます。さてそこで現状、飯島町に安定して質の良い電気が供給されているのか。また今いくつか申し上げた町民や事業者が町が取り組んでいる太陽光発電などの発電量増加の中、電力会社が設置している田島の駒ヶ根の変電所で将来的に飯島町が大丈夫であるかについて考えなくてはいけないと思うわけでありまして。電力会社の配電用変電所設置要件では第1に将来需要が見込まれることが必要であります。柏木工業団地への企業立地、また聞くところによればこれに関連した陣馬工業団地への関連企業の立地も期待できるところであります。また153バイパスの順次供用開始に伴いまして飯島町の町部に住宅が増加することも多いに期待ができるわけでありまして。中央道駒ヶ根サービスエリアよりスマートインターチェンジが平成28年度から開設され、経済効果が更に期待できるところであります。加えてあくまでも需要は電力会社が供給すべきものでありますけれども、飯島町が自然エネルギー発電に力を注ぐことは特に夏の需要ピークに軽減の効果があるというふうに電力会社では申しております。第2に変電所の間隔でございますが市街地で概ね4キロから5キロ程度が供給安定度から望ましいというふうに言われておりますので、すなわち田島と駒ヶ根の間にあるということは望ましいというふうになります。第3に電気事業法から供給規定を定める100ボルト±6ボルト以内の電圧が確保できるかということも技術的にはあるようであります。4つ目には停電の回数それから停電の時間と短縮と電気の質の向上が求められるわけでありまして、飯島町に変電所ができますと、例えばこの電灯がちらつく、専門用語ではフラッカー現象といいます、現在は役場の付近ですとかあるいはJAのカントリー付近でよく感じられるというふうに電力会社でも申しておるわけでありまして、良質の電気が供給されることになるわけでありまして。よって飯島町において配電用変電所を招致することは企業誘致の有効な手段でもありますし、また町の経済活性化や人口増、また町に元気をもたらすことに将来的にはなるというふうに思うわけでありまして、将来を見据えてこのことを提案しますがご理解いただけるでしょうか。

町長

それでは竹沢議員ご質問の第1点目は地域の自然エネルギー活用に関して、この変電所の問題でございます。まあ町としてこの姿勢、理解をするのかどうかというようなことでございますが、お話にもございましたけれども、飯島町内の家庭や工場への電気は駒ヶ根市の上赤須の中部電力の駒ヶ根変電所、ここから一部本郷地区を含む与田切川の北側の地域と、これともう一つは中川村の田島でございます中部電力の田島変電所から与田切川南側全体の供給を受けているのが実態のようでございます。そこで変電所の配置につきましては中部電力におけます当該区域の電力の需要と供給状況を長期的に勘案をして、そこでまあ飯島町への変電所の問題については今後の企業や人口世帯数の増、あるいはその動向、これらの電気の需要の拡大が見込まれることが最大の条件だというふうに認識でございます。そこでこの電気の供給の方でありますけれども、これはあの水道配管と同じでございます、上流側の変電所から下流側の町内末端まで流れるという仕組みの中から、駒ヶ根

市と中川村の変電所付近で大規模な太陽光発電が整備されることによりまして、下流側の町内での大規模太陽光発電が制御されるというと同時に住宅用太陽光発電施設においても、設置をすればどこでもいつでも天気が良ければ電気が売れると、送れるという条件が出てまいらないということのようでございます。従ってこのことは町外のこの自然エネルギーによる電気が飯島町で消費されることに起因して、そのことが原因で住民の地域自然エネルギー活用促進の阻害要素にはなるということのようでございます。現在まあいろいろとあの掛け合っておる部分もあるわけでございますけれども、こういうことからこの自然エネルギーの地産地消に取り組む飯島町にとりましては、こうした点からみれば変電所招致というものはやはり検討課題のひとつだと、一番の部分であろうということは理解をいたしております。以上です。

竹沢議員

我が町として条例も定めてですね自然エネルギーの恩恵を得る発電を進めていくということの中で、地産地消ということで必要性は理解いただけるということでございます。まああの地元の電力会社もただ今経営が赤字のようでございますので、こうした課題もですね積極的にこの組織要請を町として訴えていかないとなかなかそういう動きにはならないのかなというふうに思うわけですが、今後の具体的にまあこの課題について取り組んでいくとした場合にですね、候補地の適地ということであの電力会社の関係の方からご提案いただいておりますのでどうかということでも申し上げるわけですが、変電所の適地というのはどういうところがいいかということでもありますけれども、元よりこの需要の中心地であることがいいわけですが、いわゆる電柱をですね立て易くするそういう場所があるということ、それからその後の保守ができるということで、すなわち国道や県道、広域農道などの幹線道路の近傍が望ましいということがあります。それから送電線で電力系統で77キロボルトが近傍にあるということ。そうしたことが用地を交渉するには容易であるということでもあります。具体的な候補地としてはですね77キロボルト駒ヶ根飯田線の送電線がある上ノ原のJAのカントリーの北辺り、あそこに送電線が走っていますがそこが1つの候補地、それからもう1つは陣馬の工業団地の近傍、あそこに77キロボルトの送電線の鉄塔がすでに将来を見込んで改造がされております。これらが適地だと言われておるようでございます。従いまして将来に向けてですね、先程必要性は理解をいただいているようではありますが、具体的にこの電力会社へ働きかけてこの変電所を招致するといったような場合に、町として用地確保について後方支援をするというようなことが行っていたらどうかについて伺いをいたします。

町長

まあこうしたあの電力需要の動向を踏まえてひとつの検討課題であるというふうには申し上げておるわけですが、あのいきなりまあ用地の場所等に触れてのご質問でございますが、あのその前にまあいろいろとこう整理していかねばならないんだらうというふうに思っております。町としましてあの一般の消費する電力、まあ工場、企業誘致の話も出ておりますけれども、これらについてのその電力送電網をどういうふうにするかというようなことについて町はまあ検討する立場でもございませぬので、中部電力の方から情報としてお聞きする位なところでありますけれども、そうしたデータは持っておりませぬけれども、この自然エネルギー活用のためのこれをうまく流せれる売電に繋がっていくという仕組みになりますと、いわゆるあの工場や家庭で使う電力の消費の変電施設とはちょっと趣が違うというようなことを聞いておりますので、果たしてその辺をどういうふうにもまあ

我々も勉強していかねばなりませんけれども、現実問題として捉えていったらいいのかということは大変今後大きな課題であるわけでございます。ただあのこれだけ地産地消といえますか家庭も含めて再生エネルギーの発電を町としては全体としてはまあ推奨をしていくと、そこには秩序をもってということでも取り組んでおるわけでありまして、これがあの声掛けだけで終わっても困るなということでございますので、その辺は十分電力発電、中部電力側とも協議をしてこの問題を捉えていかねばならんというふうに思っております。実はあのちょっと私もこうした面素人でございますので、いろいろ担当課の方で直接中部電力とこうした問題についての意見交換をしてみりました。竹沢議員もある程度ご承知かと思っておりますけれども、少し参考までにそのことを所管課の方から、これはまあ莫大な経費が掛かる問題でございますし、それから高压電力というようなその部分になるわけでございますので、環境への影響の問題、生活への影響というようなことも心配される面もございまして、ご報告を申し上げてまた参考にしていただけたらというふうに思っております。

住民税務課  
課長補佐

中電と飯島町の配電の関係につきましては、過去には需要等のそういう飯島町の開発に伴うそういう協議はされたわけですが、昨年の12月19日に太陽光発電施設のガイドラインの作成時、そのことのためにやはり配電関係の情報が必要だということで、12月19日に伊那市の伊那営業所配電課長さん、それから管轄は違うわけですが、七久保出身でありますので伊那営業所の配電建設課長さん、この2人と懇談をした経過がございます。やはりその中でも竹沢議員さんが指摘されておりますけれども、かつて飯島町には送電をさらに強固にするという計画が長期計画の中では盛り込まれたわけですが、やはり需要がまだ不足する、要するに久根平工場団地位の需要がないと中部電力としての長期計画さらに中期計画の中で整備ができないという、そういう判断がされて陣馬のところにつきましてはある程度過分に配電ができるというそういう設備がされたという経過を確認しているところでございます。やはり飯島町に今後自然エネルギー等の活用の中では1つの系列にするというそういう1つの課題があるわけでございます。駒ヶ根それから中川と両側から来ているその2箇所の変電所でございますけれども、主要配線系列につきましては飯島町へ7系列という形で送電がされているというそういう状況もいただきまして、その中では他町村のように需要が増えて更に変電所を追加するという状況と、飯島町で2箇所、更に7系列の中で1つの合体とした配電ができるかということ、やはり事業費的には10億円を超すのではないだろうかという想定のお話を聞いている状況でございますので、今後の配電等の飯島町での状況を明確にすることが必要だというふうに指摘をされたところでございます。なお役場関係の太陽光につきましては50キロ以下ということで低圧の中で余剰電力があれば地域に使えるという配慮の中で計画をされておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

竹沢議員

それぞれ答弁をいただきました。1つはその町が進めております自然エネルギーによる発電の配電、変電という課題でありまして、これはこれであの指摘のように用途は違うと思っておりますのでこれはこれで引き続き検討をいただきたいと思っております。もう1つはやはりあの先程も申し上げましたが、153のバイパスの供用開始の問題、それからスマートインターの出来る問題、それから現在町も進めておりますがこれらに伴っての企業誘致など



を進めてですね、さらに進めていただくことによる需要の拡大というのもありますので、そうした課題も含めてですね是非積極的に今後取り組んでいただきたいということを申し上げまして次の質問に入ります。

2番目の質問項目であります自治基本条例の策定に向けての今後の取り組みは如何かについてであります。この課題についても以前に何回かこの課題を質問しまして、いよいよ具体化してきたところでもあります。改めて申し上げますと自治基本条例は町民憲章の理念を置きながら、町民としての心構えを理念として尊重し、協働して町民が主体の住みよいまちづくり推進のための、ここに新たな自治の仕組みを定めるための自治基本条例を制定するというところに大きな意義があるわけでありまして、飯島町の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する町民、それから町の議会、及び町の執行機関の役割を明らかにするとともに、町政運営についての基本的な指針を定めることによりまして、町民が主体的なまちづくりを協働して推進するというを目的とするものであるわけでありまして、なおこの条例の位置付けは自治及び町政に関する基本的な原則を定めた最高規範であるというふうに位置付けられるものと思うわけでありまして、昨年施行いたしました飯島町議会基本条例は議会の最高規範であるわけでありまして、2つの条例によりましてまちづくりを推進する主導があるわけでありまして、条例の名称は自治基本条例あるいは協働のまちづくり条例、パートナーシップ条例などいろいろ呼び名はあるわけでありまして、課題、呼び名については今後の課題としてよいかと思っております。そこで平成26年度飯島町一般会計予算でも計上されておりますところでございますが、自治基本条例策定は平成26年度着手をいたしまして策定委員会を立ち上げ町民の意見を反映した中で平成27年度制定するというふうに受け止めておるわけでありまして、具体的な策定委員会のあり方、町民の参加、意見公募など今後の取り組み方法とスケジュールについてお尋ねをいたします。

町 長

次のご質問は町の自治基本条例、仮称的な考え方でございますけれども、これに策定に向けての今後の取り組み、その手法でございます。第5次総合計画現在の計画でございますけれども、この前期基本計画にはこの期間内でもってこの自治基本条例制定についての検討をするという項目が掲げられておりますし、また私もあのかつての一般質問の中でもそうしたことを申し上げてきた経過もございますし、言ってみれば公約の1つでもあるということでございます。お話にございましたようにこの条例は地域の課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担いながら、どのような方法で町の建設をみんなで作っていくのかということに基本的な理念と考え方があるというふうに思っておるわけでありまして、お話にあったとおりでございます。具体的にはあの26年度予算、新年度予算のご審議をいただいておりますが、この基本条例制定に関わる検討委員会に掛かる費用も若干計上させていただいて、準備段階に入っていきたいというふうに思っております。そこで26年度には検討委員会での意見や住民懇談会、後期基本計画策定のための住民満足度調査と合わせてアンケートを実施をいたしまして、住民の皆さんからのご意見をいただいて、また他の市町村もいろいろと動きもあるようでございますので、それらを必要によっては視察もしたり、検討委員会それから最終的には審議は基本構想審議会というところまで上げていくことになると思っておりますけれども、そうしたことを経て、案をまとめて、そしてパブリックコメント素案に対するご意見もいただきながら条例制定に向けての準備を進めてまいりたいというふうに思っております。次の後期計画が28年度から始まるという形で

竹沢議員

ございますので、当然町の総合計画を策定することに併せてですね、これも27年度、できたら9月議会で議決をいただく段取りの中でこの基本条例の策定を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご協力をいただきたいと思いますと思っております。

ただ今ご答弁いただきまして策定委員会、住民懇談会、必要に応じての視察、またパブリックコメント、基本構想審議会の議を経まして27年の9月議会で条例化されるということでもありますので、多くの町民の皆さんのご意見を組み入れていただいて立派な条例ができ、素晴らしい協働のまちづくりができますようお願いするところでもあります。そこでちょっとその条例の目的についてのことであの改めて確認させていただきたいなと思うんですけども、これは箕輪町の例でございますけれども、協働のまちづくり基本条例の中の条例の目的なんですけれども、「この町では個性豊かで多彩なまちづくりや自立的な町政運営を実現する」、個性豊かで多彩なまちづくりや自立的な町政運営を実現するというふうに述べております。私この個性豊かで多彩なまちづくりという触れ合いがですね素晴らしいなと思ったわけでありまして、飯島町におきましても私あの常に申し上げておりますけれども県下77市町村、また全国現在は1,742市町村、村は1つ減りましたので929町村ございまして、まあキラリ輝く個性的なまちづくりというものをいつも申し上げておるわけでありまして、町長も施政方針の中でも元気の出るまちづくりというようなことを申しておるわけでありまして、まあそうした目的を明らかにしてほしいというふうに思っておるわけでありまして、飯島町独自の個性豊かな自治基本条例となることを願うわけでありまして、そこら辺についてのお考え方についてお尋ねします。

町 長

まああのこのことにつきましては、あの全国のまあ自治体がいわゆる市民憲章、町民憲章、村民憲章等に派生をした基本的な考え方の中で、まあ特別あの基地の問題やそれからあの原発の問題を抱えておる市町村もあるわけでありまして、そうした具体的なあのひとつの大きな課題を背負っておる市町村もあるわけでありまして、ほとんどの市町村がこの地域づくり、まちづくりに対するこの思いというのは同じ視点だろうというふうに思いますし、そこに住む住民の皆さん方の思いも同じだろうということで、そうあの言葉によって大きく変わるという内容ではないと、これがあの地方自治の原点だろうというふうに思っておりますが、従ってあの今の箕輪も実はあの箕輪も今年策定したいというようなことで準備を進めておるようでありますけれども、当然のことながら個性豊かで明るい町ということは基本になるわけでございますが、ただあの逆に言いますとこれはあのこの市町村に当てはめても同じような基本条例になる可能性もあるというふうに思っておるわけございまして、この硬い住民自治基本条例、そのタイトルそのものがこういうことでいいのかどうかということも含めてですね、やっぱりあのそこには努力と汗して、それから夢と希望も盛り込むようなやはり1つの、特に前文辺りでそのことを表現していくんだらうというふうに思いますけれども、そういう個性ある条例にしていくことが必要ではないかというふうに思っておりますので、また今後検討の中でいろいろまたご指導も賜ればありがたいというふうに思っております。

竹沢議員

ただ今の個性的な条例を目指していくという答弁がありましたので、是非その方向で取り組んでいただければと思うわけでありまして。続いて通告3番目の質問に入ります。まあ皆様ご承知かと思いますが今月は3月は自殺対策強化月間でありまして、平成25年度町内においてまあ自殺によりお亡くなりになった方が数名おるわけでありまして、悲しいこと

であり謹んでお悔やみを申し上げる次第であります。内閣府自殺対策推進室によりますと、我が国では20代から30代の死亡率が高く、勤務の問題などで悩む事例が多いようであります。先進G7、7カ国の中ではアメリカに次いで我が国が2番目に自殺による死因が多い現状にあります。ところで飯島町では、私たちと年齢に近い60代前半の方の死亡が多く見受けられるわけでありまして、これは何らかの悩みを抱えての悲しい決断でありまして、今後において親から授かった尊い命を自ら絶つことのないような飯島町としての行政指導が大切であるというふうに考えるところであります。国では、1人で悩むよりもまず相談を、ということの内閣府では申しておるわけでありまして、飯島町におきましては当然取り組んでいるものと理解をすることであります。ところでの医学的にはですね「うつ」状態への対策をどう取り組むかというのがひとつの課題だというふうに言われておるわけでありまして、「うつ」の主な原因でありますけれども強いショックやストレスが心身に掛かり、頭の中、脳の中のセロトニンの分泌が低下することにあるというふうに言われておるわけでありまして、心を平常心に保つ上で重要な役割を果たしているこのセロトニンの働きが衰えますと「うつ」状態になりがちであるわけでありまして、セロトニンとは人間の精神的に大きな影響を与える神経伝達物質のことでありまして、ノルアドレナリン、それからドーパミンと並んで体内で特に重要な役割を果たしている三大の要素の神経伝達物質の1つであるというふうに言われております。セロトニンはこのノルアドレナリンやドーパミンの暴走を抑え、心のバランスを整えるものだそうでありまして、セロトニンが不足いたしますと精神のバランスが崩れるようになるというふうに言われております。言い換えますと気分を安定させるためにはセロトニンは非常に重要な物質でありまして、脳内のセロトニンを増やすにはセロトニン神経を活性化させる必要があるというふうに言われております。マスコミ等でもこうした課題について特集な番組を組んで放映しているところでありまして、このセロトニン神経の活性化のためには4つの方法があるというふうに言われております。1つは日光を浴びること。2つ目は朝食をよく噛んで咀嚼して食べる。それからリズム運動をすること。それから意識的に呼吸することなどの4つだそうでありまして、飯島町において個別の相談業務は当然行っておると思っておりますが、セロトニン神経の活性化指導などについて行っているのか現状について伺いをいたします。加えて平成26年度予算化されておりますが、自殺対策の緊急強化事業1,610,000円計上されておりますが、これは具体的に何のために事業執行するのかについてお尋ねいたします。

町長

次のご質問は自殺対策ということでありまして、特にあのその1つの原因となりうるセロトニン対策にどう取り組んでいるか、これはあのいろんな健康教室等に繋がっていくひとつの手法でもありますので、総括的に私の方から申し上げて、またあの若干細部この具体策あるいは自殺の予算措置の問題について課長の方から申し上げたいというふうに思っております。お話にございましたようにこの自殺、自らその命を絶つということは誠に残念なことであり、その亡くなられた方、ご本人はもちろんでございますけれども、ご遺族の方々の心情は察するに余りあるということでございます。町でも年に数名の方、まあ数で申し上げますと数名ということで自殺で亡くなる方の状況があるわけございまして、それ以外に心の健康づくり基礎調査ではこの心の不調を感じる方が6割以上おられるというふうにとっております。特に男性では1人で抱え込む傾向があるという結果があることから、町では平成21年度から従来の心の健康づくりに加えて自殺対策の緊急強化事業に取り組

みを始めておるところであります。心の相談や音楽療法、ゲートキーパー講座、啓発講演会などの事業を行っておるところでございますが、特にこの心の相談については事業開始から延べ数にして306件の相談の方がありまして、年々増加をしてきておるという傾向でございます。10代から70代の自らの命を落とすことへの気持ちや行き詰まった悩みを持ったご本人、家族が相談に見えておりますけれども、男女で見るとやはり女性が圧倒的に多くて9割であります。男性は1割程度という状況で男性の方は少ない状況にあるわけでありまして。さてそのご質問のセロトニン対策、この神経伝達をする物質のことを指すわけでありまして、この働きが悪くなるとうつ病状態や不眠症になったり暴力的になったりするというふうに言われております。セロトニン不足にならないための対策として町では乳幼児健診、育児相談、子どもの健康づくり教室、各種の健康教室など健康づくりをする事業全般において、朝日を浴びること1つと、それから生活リズムやリズムカルな運動をすること、それから十分な睡眠やバランス食を継続して行う、こうしたあの日常の取り組みがやはりこのことに直接繋がってくるというようなこともありますので、担当の方はそんなことを中心に健康づくり教室で啓発しておるという状況でございます。まあこれらの対策を行っておりますけれども、特に中高年の男性の予防対策につきましてはなかなか機会を作ることが難しく、県でも相談事業を多重債務相談と合同して行ったり、職場への働き掛けをするといったような対策をとっているところでございます。町でもこうしたことを随時相談を受け付けておまして、本人はもちろん家族や職場の方も一緒に、できたら友人も含めて同僚と一緒に来ていただいて、みんなで一緒に聞いていただくということが必要ということございまして、是非このことはこれからもそうした方向で続けていくことが効果を生むということに基づいて進めてまいりたいということでございますし、またあのなかなか来れない事情の方もおろうかと思っておりますので、県や民間で行っている電話相談やそれから支援事業をご利用いただくことも町が間に入ってキメ細かくまあやっつけていかなきゃならんと、末永くまあ息の長い形の中でやっていかなきゃならんと、こういうことで取り組んでおりますので事業の趣旨についてはご理解をいただきたいというふうに思います。若干課長の方から申し上げます。

健康福祉課長

それでは平成26年度の事業の関係でございますけれども、これにつきましては県の自殺対策緊急強化事業に基づいて行ってまいりたいというように思っております。これにつきましては平成25年度今年度と同様でございます。予算規模につきましてもほぼ同額の状況でございます。内容でございますけれども主に相談業務が中心でございますけれども、専門の相談員を配置をいたしまして対応してまいりたいというように思っておりますし、特にあの「産後うつ」っていうのがいろいろ問題になりますので音楽療法でありますとか、特にあの胎児援助職にあたる方々に対するゲートキーパー講座とも計画をしているところでございます。また啓発活動につきましても例年通り行ってまいりたいということでございます。まあいずれにいたしましても気になる方がいらっしゃいましたら是非こちらの方に一報いただきまして、関係機関とも連絡をとりながら対応してまいりたいというように思っておりますのでよろしく願いいたします。ちょっと数字につきましては、手持ちに持っていないので失礼いたします。

竹沢議員

それぞれ答弁をいただきました。昨年の事例で特にあの我々と同年代位の中高年の男性のあの事例が多いようでございますので、ここら辺について改めてまた注視していただい

て有効な手立てはないかと思ひますけれども懇切丁寧な相談業務を是非行っていただき、尊い命を町民の皆さんが自ら落とすことのないような保健指導を是非今後とも強めていただきたいと思いますので改めてお願いをする次第であります。

次に4番目の質問項目に入ります。英語教育の推進それから幼児教育の推進、それから中学校の朝練の問題についてお伺いしたいと思います。最初に飯島町から優秀な人材、子どもたちを育てることは大切でありまして、先程も同僚の一般質問にありましたが新年度予算では飯島町から医師を誕生させるんだという制度も創設されるわけであります。経済のグローバル化の中で英語は必要でありますし、また日常の生活の中に英語はふんだんに使われている現状にあるわけであります。まあそういう意味で飯島町において英語教育の推進であります、まあ積極的に行われていると思ひますけれども、国も来年度以降です、ねまた更に英語教育に力を入れていくというような報道もされておるわけであります。小学生の英語教育推進について現状5・6年実施かと思ひますが、聞くところによると次年度から4年生も対象にしていくってというようなお話もお伺いしておるわけですが、そこら辺についてお尋ねいたしますのでお答えをお願いいたします。

教育長

それではあの英語教育、幼児教育、中学校運動部活、教育に係る3点セットで質問がありますので先に英語教育についてお答えをいたします。4年生の取り組みにつきましては国の方もまた県教委からも具体的な方向が示されておりません。なおあの文科省の方です、ね先月の26日に第1回の英語教育のまあこれからの英語教育のあり方に関する有識者会議が開催されたところでありまして、今後何回か会議を重ねる中で英語教育の改革実施計画が策定されるというふうに伝わっております。従ってその動向を見ながら、というふうに考えておりますが、今の時代、英語教育の必要性は誰も認めるところでありますし、あの私もこういう時代にあつてまあ子どもたちの中に教育の中での英語の占める割合はますます高まってくるとは思ひます。ただです、ね実施計画が示される前に先取的に4年生に英語教育を導入することについては現在のところ考えておりません。学校ではです、ね今、先程ご質問にありましたように、まあいじめの対する問題だとかそれから学力向上に対する問題、それから不登校などいろんな課題を抱えておられて、またあの各教科の定められたあの教科指導日数がありますがそのバランスを見ながらです、ね慎重に考えていきたいなというふうには思ひます。ただです、ね総合的学習の時間に子どもと担任がです、ね相談する中で、まあ外国語に触れてみるかという活動についてまでは制限するものではありませんので、それは各担任に委ねられているところから、英語を取り入れることについて制するあるいは規制するという立場ではありませんのでその点をご理解いただきたいというふうには思ひます。以上です。

竹沢議員

特にあの総合学習等で取り組むのはいささか問題ないというお話であります。あの新聞報道によれば宮田村でも放課後の子ども教室事業、あるいはあのその他の方法を含めて積極的に取り組んでおるようでありまして、町としてはまあ国の動向を見ながら積極的に取り組んでいくということでもありますので、今後の取り組みについて期待を申し上げます。続いて教育関係2つ目の課題ですが、幼児教育の段階からタブレット端末などを活用した教育に取り組んだらどうかということについてご提案申し上げます。飯島町は3つの保育園で保育を行っているわけでありまして、幼稚園ではございませんので

ういうことは十分承知しておるわけですが、例えばNHKの長野放送の報道ではです、ね長野市の幼稚園で幼児教育のためにタブレット端末を使いまして、園児がひらがなを覚えるためのタブレット端末を使っておりまして、指です、ねこの点線で書かれている文字をなぞりましてです、ね覚えるとかです、ね、動物の絵を見て動物の名前を覚えるとか、まあそんなようなことに活用されているというのが報道されております。またあのある町では中学校でICTを使った教育を平成26年度からタブレット端末を80台導入をしてやるということも報じられておるわけであります。町の教育委員会として今後園児はまあ難しい課題かもしれませんが、小学生、中学生の教育推進としてタブレット端末というのをです、ねぼつぼつ導入することを検討を始めてもいいんじゃないかと思ひますので、1年位掛けてです、ね検討すべきじゃないかということをご提案申し上げますがいかがでしょうか。

教育長

あの今の子どもたちはです、ね、小さい頃からゲーム機あるいはあの大人以上にパソコンという情報端末、中にはあのスマートフォンです、ね非常に大人以上にそういうことを操作する、あるいはそういうところから情報を入手するという技術は沢山持って、昔と比べて沢山あるように思ひます。ただその半面、危険な場面に遭遇するという事例も報告されておりますので、適切な情報機械の扱い、つまりメディアリテラシーです、ね、その能力をどういうふうに着けさせていくかというのがまあ以前に増して重要かというふうに考えておられて、その前提に立って考えをお答えしたいというふうには思ひます。まああの幼児段階からのタブレット端末に触れさせることについてですが、どういう能力をタブレット端末を使って育てていくかという視点でまあ今後考えていくことが大事ではないかなというふうには思ひます。あの電子黒板というのが数年前から教室に普及されておりますが、それと連携した教育効果がどの程度あるのかということ。まあ機能的、機動的なまたは利便性というのはまあ想像できるわけでありまして、まあ学力の向上も含めてです、ね総合的に研究してみたいというふうには思ひます。

竹沢議員

それではあの是非研究をお願いしたいと思ひます。次に中学校運動部は朝練原則廃止についてであります、聞くところによると伊南で一定の調整もやったようであります、どうかについてであります。去る2月25日飯島町少年スポーツ団体連絡協議会で、学校長より飯島中学の朝練の考え方について説明があり報道されたところであります。これは朝練の廃止の問題につきましてはいろんな意見が多くあるようでありまして、朝練続行で生徒も先生も意欲を持って取り組んでいるというなどの意見が大半であります。古い言葉ですが文武両道に逆行するのではないかと意見もあるわけでありまして。辞書をひもといて見ましたら文武両道とは文事と武事、学芸と武芸の両道をです、ね努めて秀でていることを指す言葉でありまして、現在では転じて勉学と運動・スポーツの両面に優れた人物に対して用いられる用語だというふうに言われております。従って部活の制限で競技はもとより学習意欲へあるいは生活への影響が懸念されるというご意見もあるわけでありまして。また長野県教委の上から目線の考え方についての反発もあるようであります。部活に限らず大人世界でも我々仕事も商売も、あるいはスポーツも冒険などもそうですけれども、続けたら何らかの障害に当たるわけでありまして、といてその取り組みをです、ね障害があるからといって止めたら問題の解決にならないわけだというふうには私も思ひます。そこでい、いわゆる長野県教委の中学生期のスポーツ活動指針と飯島町教育委員会はどうか合うのかについてお答えをいただきたいと思ひます。

教育長

先般あの県教委の方から中学校の運動部活の指針が示されまして、また非常に運動部活に地域の関心が高まったところでもありますけれども、あのこの取り組みにですね地域間あるいは学校間の格差が、著しい格差が生じないようにというこういう配慮が必要ではないかなという、まああの主としてですね南部の4市町村の教育委員会、それからあの中学校長がまあその協議いたしまして懇談会を行い今後の方向を検討しました。まああの実状はですね南部の5中学校、4市町村教委、それほどの大きな差はありませんでした。ただあの飯島中学校は電車通学の生徒がいるという、在籍している関係から、放課後の運動部活動のこうどうしても制限があるといった特殊事情がありまして、まああの教育委員会と中学校等と協議いたしまして朝の練習については従来どおり行っていこうではないかということで、ただしですね月曜日の朝だけは朝の練習はやらないと。またあの大卒がああ県の指針の中では3時間程度までにするというふうに定められておりますので、その辺も合わせてですね水曜日の放課後については運動部活はやらないと、まあこの2つの基本線を定めて保護者等に周知したわけでありまして。ただあの社会教育との関連もありまして地域の指導者の皆さんにもこの問題について理解をしていただくためにですね、先月の25日に関係者にまあ社会体育の指導者に集まっていたかきまして、教育委員会の立場、学校の方針を説明させていただきました。その中でですね今後あのじゃあ土曜日あるいは日曜日の休日の取り組みはどうするかということが課題として残っておりまして、この点につきましては今年度は中体連、26年度の中体連の大会までは現状のまま行って、そして課題今後問題点を洗い出して土日、休日の練習についてどういうふうに考えていくかというところは今後の課題として残っておりますので、ご承知いただきたいというふうに思います。

竹沢議員

最後の質問になります。町民で国民的な活躍や貢献した町民に飯島町民栄誉賞を創設したらどうかという提案であります。ソチ冬季オリンピックもですね17日間が終わりまして、日本選手は過去2番目の8個のメダルを獲得したわけでありまして。飯島町民がスポーツや芸術など日本を代表するような功績を実現した場合、これを称えて町民栄誉賞を授賞したらどうかということでありまして、例えばスポーツでですね、この春、高校を卒業して有名大学へ推薦入学する男性の方が将来箱根駅伝へ出たり、5,000メートル、10,000メートルあるいは東京オリンピックへ出たりして有名になったらどうかとか、あるいは全国のレディース卓球フェスティバルである女性が優勝したらどうかとか、あるいはアメリカ大使館主催の日本企業家のパイオニア賞で飯島産のリンゴによるアップルソース、アップルバターなど開発したケネディ大臣賞を受賞した方がおりますけれども、これは町長曰く「町に金メダルが届いたようで感激だ」というふうにも述べておるわけでありまして、こういうものを含めましてですねあの松本の第一高校の高校2年の彼がバレーコンクールで優勝して、すぐ松本市は文化別大賞などやっておりますので、そうした松本の事例も含めましてですね是非飯島町でこういう制度を創設したらどうかについてお尋ねします。

町長

質問時間が切れた中での、お答えの方はまあいいということでありまして、あのちょうどご質問いただきましたのであの現在の町の表彰制度の考え方を少し触れて、それからご提案の町民栄誉賞のことに見解を触れてみたいと思いますが、飯島町の表彰・顕彰制度には飯島町名誉町民条例、それから飯島町表彰規則というものがございまして、世の敬仰を受け著しく功績のあった者に飯島町の名誉町民の称号を与え、地方自治や各分野において顕著な功績のあった者に対しては表彰状や感謝状を授与させていただいておるとい

とでこれまでやってきております。基本的にはこの2つの制度を中心に表彰顕彰を行いまして、県や国レベル値する場合には知事表彰や大臣表彰、場合によっては叙勲まで至るとい系列があるわけでございますけれども、このたびご提案いただきましたこの町民栄誉賞なるご提案でございます。お話にございましたようにあの全国でまあ一線級の著しい活躍や国際的な活躍がされ、希望と活力を与えるその功績というものが評価された栄誉賞を市町村で贈るケースが少しずつ増えてきております。具体的には白馬村の上村愛子オリンピック選手、それから今回のこれは飯山市のジャンプの竹内選手でありますか、飯山市が新たに制定したということ。それから同時にノルディック複合の銀メダル渡部暁斗選手等々があるわけでありまして。それであのこうしたことは大変まあ意味あることではあると思えますけれども、やはりこれはあの1つの冠だけの問題でなくてですね、その実際に夢と希望を与えるこの世界的全国的にこの功績のあるという評価と同時に、町民の皆さんが挙げてこの事に理解をされるようなこの値する方でないと、各分野分野だけでというようなわけにもいかない部分がこの栄誉賞というものはあるんだろうというふうに思っております。まあ竹沢議員具体的にあのさっき名前も挙げられましたが、どういう方を想定してのご提案かはちょっと分かりませんが、やっぱりそうした事態が生じたときにはこれはやっぱりそうしたことをやっぱり即時に考えて検討する必要があるんだろうというふうに思っております、あらかじめこの賞を作っておいてそれが出たらということにはちょっと値しないんじゃないかというふうに思っておりますので、今後の推移を見守りながら検討課題というふうにさせていただきたいと思えます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時58分 休憩  
午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
2番 坂本紀子 議員

2番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。私の場合の質問の内容は、13年前の大雪の反省に伴って今年度の対応にそれがうまく活かされたのかという質問であります。全体的には質問内容は道路関係になりますのでよろしくお願いたします。

1-1として、2001年、平成13年の1月26日から27日の大雪の反省はどのようなものだったのか。協力企業の数、除雪機の種類と数、行政対応する路線の長さ、大雪警報が出されてからの状況と対応と全体の被害総額など、それから正常に戻るまで何日程かかったのか、除雪費用の総額はどれ位かかったのか、以上の内容となります。

町長

それでは坂本議員最初のご質問の、今回の大雪に関して13年前の経験をどう活かされたのか、今回のいろんなまあデータの中での説明を求められております。内容的には細部、総務課長から申し上げますけれども、いずれにいたしましても平成13年以来の大雪ということで様々な面で関係機関・団体、それから区や耕地・自治会、それからそれぞれの個人の皆様方、大変まあいろんな形でのご協力をいただきまして、そのことの上に立って町

も精一杯対応したつもりであります。何せまあ中央道、道路に関しては中央道が最初の段階でまあ交通ストップ、以来3日間通行止めというような中で、溢れ出た町内への国道・町道等々に影響があって大変混乱をしたわけでありまして、まあこれは想定外という言い方はいかなものかと思っております。少しその辺の対応がこれからの反省という、検証しなければいけないというふうには思っているところでございます。いずれにいたしましても、町民の皆さんへのご協力に感謝申し上げながら、時系列的にまた総務課長の方からいろんなデータを申し上げますのでよろしく申し上げます。

総務課長

それではあの2001年、平成13年の時の状況につきましてご報告させていただきます。平成13年の1月26日から27日にかけて豪雪があったわけですが、まず飯島町では多い所少ない所ありますが、80センチから1メートルの積雪がありました。お亡くなりになった方が1名、河川の氾濫等によりまして床上床下浸水が4棟、それから公共施設の損壊等の被害が14件、それからパイプハウスの被害でございますが85棟、林業関係、まああのヒノキ等の倒木等もありまして、被害総額では123,000,000円余りというようになっております。当時の除雪の体制でございますが、これは現在も変わりませんが、町道の主要幹線を中心に町は行っております。延長では35.1キロ、1次の除雪体制では2つの業者が担当していただいて除雪のグレーダー3台、それからトラクターショベル2台、融雪材散布業者1業者に委託しておりました。非常時の状況でございますが、これに上乗せして6業者がトラクターショベル7台で除雪と、こんな体制をとっております。当時あの降雪、雪の降る状況ですが、長野地方気象台の発表では積雪25センチという予想でありました。が、気温の低下の影響もあった状況の中で、1月26日の夜から雪が降り始めたわけですが、それが27日になってもなかなか止まなかったということで、まあ除雪をしたところに更に雪が降り積もるという状況でございました。最終的には除雪については13の業者に委託をしております。先程のお話にもありましたように国道につきましては、伊那建設事務所の方に除雪の依頼をしておりました。ただあの今回と同じような形で、中央自動車道が27日の朝から通行止めということで、それが解除になるまで、29日の午後7時50分に解除になったということでございます。実質60時間、中央道が止まっております。国道それから広域農道にはノーマルタイヤの大型トラック等が入ってきまして、スリップ等で立ち往生し、道路の上でのチェーン装着ということもありまして渋滞があちこちで発生をしております。それから圧雪した路面がチェーンでこぼこという形になっております。それが気温低下とともにアイスバーン状態になったということで、実質除雪も思うように進まない状況でございました。それからJR飯田線でございますが、27日の明け方から29日の午後6時10分まで伊那大島～伊那福岡間が運転再開するまで、まあ長い間ですがストップしていたという状況でございます。当時の反省ということでございますが、1次除雪体制の強化とこの必要性、それから中央自動車道の通行止めに伴う国道、広域農道この主要幹線の迂回路としての機能を確保することの重要性、それから隣接の市町村、それから当時は道路公団でございますが、道路公団との連携強化の重要性、まあこれいきなり中央道が止まってしまうという状況、それから大雪警報の関係でございますが、1月27日の午前7時55分に発令をされております。町の雪害対策本部では同日の午前8時30分に設置をしております。それ以降、2月2日午前10時40分に大雪警報が大雪・着雪注意報に切り替わっております。それから2月2日の

坂本議員

午後5時でございますが、大雪注意報が解除になるまでの間、対策本部としての対応を行っております。それから交通機関でございますが、道路の通行等、支障がなくなるまでの間、約10日間程かかったという当時の状況でございます。総括的ということで、私の方から状況をご報告させていただきます。

今お答えいただいたように、被害は今回の被害よりははるかに大きかったということで、問題点として今言われた1次除雪の体制、中央道がストップした場合の迂回路の確保と、近隣市町村との連携が必要だということをおっしゃいました。それともう一つは災害対策本部というのが出来たのが町は8時30分ということで、午前5時に警報が出されて、町は8時30分にまあ本部を作ったということで、まあそれを思うと今回の本部の立ち上げの時間はどうだったのかなとは思いますが、それはあの今後の質問の中でお尋ねしていきたいと思いますが、私もあのこれを調べたのですけれども、平成12年度の行政報告書の「主な動き」のページには「大雪による災害発生」としか書かれておらず、調べるにあたっては地域防災計画の中の資料編で調べることができまして、その中に被害の全体像が書かれておりましたので、当町の行政報告書もここ数年少しずつ見やすくなってきておりますので、是非提案ですが「主な動き」のページに当町で起こったその年の災害の、いろいろな災害があると思っておりますけれども、その全体像をもう少し詳しく記載した方がよいと思うのですが、それをやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長

あの自分の方でも、あの実は平成13年の行政報告書を確認しました。今言われたとおりであります。あの実績というか、こういう対応をしたことを含めまして今年度の行政報告書についてはまた改めて記載方法等検討させていただきたいと思っております。

坂本議員

行政報告書は非常にあのどなたも見ものですので、是非あの災害状況を書いておいていただけると今後それがまた読んだ方達や私達議員の参考になりますので、25年度からは是非そのようにしていただきたいと思っております。

先程言われた中であの私としても調べた中で思ったことは、高速道路を止める場合にはどの路線に車を誘導するのかということで、そのために関係する諸団体と連携を早期にとる必要があるということ、②としては、どの道路から除雪していくことが効果的か、例えば今回はなかったんですけども救急車が走ることを考えに入れて、除雪の形態を考えているかということ、企業が少なくなり今後重機の大型の物が少なくなる中でどうするのか、③としては歩道の確保をどのように考えるのか、④として、いつ除雪を開始するのか、雪の質、降り具合で除雪費が変わってくるがその判断は行政なのか、企業に任せるのか、⑤としては、除雪の方法、雪があまりに多ければとりあえず車の幅だけ確保し、車の待避所を細かく作るとかで対応するよう考える、それとか密集した住宅地での雪の捨て場をどこにするのかという問題にもなってくると思っております。そして6つ目としては、除雪は天候の悪い中で仕事をするので必ず安全性の上でも1人ではなく、2人以上で行うなどの安全確認をする必要があると思うわけです。これらの問題がある中で、これ以降この反省に基づく対応はできてきたのかということです。13年経つうちに、高齢化率は約26%から現在31.1%と高くなり、人口は11,182人から9,939人と約1,200人程減っております。世帯数は6件ですが増えております。これを見るにつけ、1件に住んでる人数が減ってきていて高齢化が進んでいるということになってきています。企業に対して、住民に対して、職員に対してどのように対応してきたのか、また大雪の反省を踏まえ

総務課長 国や県にどのような要望をしてきていたのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長 それでは当時の反省に基づく対応、企業それから住民、職員、国や県等の要望も含めてということでございますが、当時大雪の後、また改めて除雪を委託している業者とともに対策会議を実施した中でございますが、そこで反省事項を取りまとめております。1次除雪の体制の見直しを図っております。まああの業者の方にも多くの方が、グレーダーを持っている方っていうのはなかなか限られておりますので、まあその体制等も含めて除雪体制の見直しを図っております。それから中央自動車道の突然の通行止めに伴います通行車両の通行に備えてということでございますが、まずあの基本的には迂回路を確保しなくちゃいけないということで、当時確認をしております。今回もその考えに立った中で除雪の体制をとっております。それから町民の皆さんでございますが、まああの雪の降る時期前でございますが、まあこれ11月位から12月の初めになると思っておりますが、エコーシティー駒ヶ岳での行政チャンネルでの冬に備えての広報、それから町の広報いじまを使いまして除雪のお願いをしてきております。それからまあ一番はあの降ってる最中、大雪も含めて外出をしないような形の広報も必要だということ、それから地域での除雪についてのお願いと防災無線や音声告知などを使って重ねて行っていくということ、それから職員でございますが、警戒態勢対策本部設置後については職員配置については、全課職員これはあの横断的な形になると思っておりますが対応に当たるということを再確認しております。それから平成13年の雪害の後でございますが、当時国・県・市町村合同での雪害対策の連絡会議が開催されております。この中で反省事項要望等を連携をとった形の中で取りまとめをしてしておりますが、その中で出た意見でございますが、中央自動車道の通行止めの際、車両を全て一般道に下ろさないようお願いしたいという要望も出してあります。本線上での待機、それからサービスエリアでの一次滞留、こんな形をとることも必要ではないかという意見も出てあります。それから片側一車線ずつでも路線を確保して早期に開放をお願いしたいということもお願いしたり、意見もあったということでございます。それから国・県への要望でございますが、国・県の除雪体制の見直し、一層の強化ということでこれは毎年要望を行っておるところでございます。またあの中央道が通行止めになるということも含めまして、隣接する市町村、この連携が大事だということでそれぞれの情報の収集、除雪状況の確認をするということ、それから住民の皆さんへの防災無線を使った状況の報告等適宜行うという、この対応をするという確認をしております。今回につきましても職員、これを実践してきたつもりでございます。

坂本議員 今あの課長がご答弁ありましたように、あの今回高速道路を止めた後の処置が非常にあの対応が良かったので、広域線1号2号線での大型車の道路上での渋滞とかそういうことはなく、比較的スムーズに現状の状態に戻るのに早かったのではないかと私も判断しておりますし、実際にあの高速道路止める場合の処置の方法の一車線だけでも開けて通していただきたいとか、そういうことを要望していたのが今回の山梨県とかそういう他の所で活かされれば良かったんですが、少しそういう点では国の方の対応が遅かったと私は思うわけですが、今回あの14日のまあ10時15分に大雪警報が出まして、災害対策本部が出来たのが午後4時ということだったんですが、まあ当日は午前中臨時議会があったことが影響したんでしょうか、もう少し早くに本部を立ち上げた方が私は良かったと思うのですが、その点はどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

総務課長 議員言われることについてはその通りだと思いますが、あの理由にはならないと思います。議会中どうのこうのっていうのは。ただあのそれぞれ職員、パトロール等当日しておりますので、その状況を見た中で4時という判断をさせていただきました。

坂本議員 まあ私としては少し遅かったと思いますが、その後の対応は素早くやっていたかと思っておりますが、3の方の質問であります。除雪は現在7者で対応という、あの除雪表を見せていただきましたら7者で対応ということになっておりますが、先程あの13年前の反省も踏まえた中での除雪の手順や方法などを企業を集めてまあ、企業に対しては除雪の見直しということをやっているということのを伺っておりますけれどももう少しですね、具体的な手順とか方法など、後はあの道路状況が今年は何か場所が各者今までやっていた所と少し変わった所もあって、道路の状況などよく分かっているんですけど、掻いている方が変わったりするとうまく出来ていない所もあったりして、まああの掻き手の人の話を聞いたら特にそのそういう具体的なことで説明を受けたことはないということのを伺っておりますが、その点は話し合いの機会にはどういうことをお話をして除雪体制にもっていったのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

建設水道課長 それでは3番目の質問にお答えをしたいと思います。まずあの会議をしているのかというお話でございます。こちらにつきましては、シーズン前、正確には12月の4日ですが、除雪会議ということで除雪業者、これは6者でございます。それぞれ除雪の担当者に集まっていたかまして、路線それから初動の目安、どういう目的でやるのかということでも打ち合わせをしてございます。目的といたしましては、先程お話にありました緊急路線の確保、それから交通の確保ということを主眼に、特に通勤通学前の交通の確保ということを主眼といたしまして、除雪の体制、それから路線、それから資機材の確認、それから区や行政機関との連絡体制ということで確認を行なって、降雪に備えておるという状況でございます。ご指摘がございました業者でございますが、昨年よりも町道の路線が若干延びておりますので、延長は除雪路線については50.8キロ、それから融雪材の散布につきましては19キロということで堂前線の分が延びておるといような状況でございます。それと一昨年、除雪業者の関係で変更がございました。残念ながら倒産ということがございましたので、そこで組替えが行われておるといようなことで昨年組替えがございまして、慣れていないといような状況も昨年はございました。今年は多分話し合いの中で、だいぶ慣れてきていただいたんではないかなというふうに私ども感じております。ということで、あとあの先程もお話ししましたが、町の指示を待っておりますとなかなか除雪のタイミングがずれてしまうという状況でございますので、この会議の中で5センチ～10センチ、道路状況を見ながら国・県道と併せてということで交通網の確保というのが必要でございますので、そこら辺の申し合わせをしてございます。特に必要であればまた町の方から指示も出すということで、確認をさせていただきながら除雪をしております。この内容につきましては災害対策の連絡網会議で町内それから消防署等とも内容を確認をしていたでございます。またあの例年のシーズンが終わりましたら除雪に対する反省会というのをもちまして検証、それから課題の洗い直しということで次年度に向けてまた体制を作っておるといような状況でございます。よろしくお願いたします。

坂本議員 今お話の、私が今年あの組替えが行われたかと思ってしまうのでちょっと勘違いをしておりましたが、今回あの除雪の状況見ますと、私の住んで一番近くですと七久保駅

前、それから県道北林飯田線の七久保と中川の境になるんですけれども、やはりあの企業と企業がぶつかる、重なる所とか、例えば飯島町と中川の境という所で除雪の時期や方法など、あのまあ市町村によって違っている場合などあったりしてA者はきちん掻いているけれどもB者はちょっと残雪が多くて、それが残ったがために住民から苦情が私の方にもありまして「どうしてこんなに違うのか」ということもあったわけでありまして、今の5～10センチで除雪をしていて、尚且つそれは町の指示を待つのではなく、現場の状況に合わせてやっているという現在の答弁でしたので、是非ですねその、そういう状況であるってことをもう少し住民の方々にやっぱり分かってもらう必要が、まあ掻く、除雪をする方は一生懸命やっているんですけれども住民サイドとしては、それが分かっていないということもありまして、そういうお話も住民によくしていただきたいと思ひますし、またあのその結局片方は掻けていてちょっと残っているっていう、オペレーターの方まで、具体的に企業さんの方から個人で抱えてるオペレーターの方達にまでお話がいつているのかってところももう一度確認していただいて、出来ればあの具体的にそういう除雪の方法とかそういうのも時々チェックしていただきたいと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

建設水道課長

議員ご指摘の部分あるかと思ひます。あの除雪の全体の範囲がなかなか広がったりということとそんな状況があるということとご理解いただきたいと思ひます。またあのいただきました意見につきましては、除雪の対策会議等でまた徹底をしてまいるとともに何らかの方法で住民の皆さんにも是非ご理解をいただかなくてはいけない部分がございます。全部を町で掻けないという状況がございますので、そこら辺も併せてまた検討してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

坂本議員

次に1-4ですけれども、先程も言ひましたけれども高齢化率が非常に高くなってきておりまして核家族化も進んできておりまして、空き家の前は掻けていない今回の状況でした。これは今後地域力と行政が力を合わせていかないと難しい状況になると思ひます。現在あの介護保険適用者には訪問介護の中で雪かきも含まれていると聞いておりますが、そうではない独り暮らしや80歳以上の高齢者世帯にシルバー人材に委託するための補助は考えられないのかということ、もう一つは除雪機やトラクターやトラックに取り付けるグレーダーなどは、毎年ですね大体1,000,000円程の補助金を出しながら自治会を経由して各個人の方達に協力していただいているわけですが、サラリーマン世帯が多い自治会ではトラクターも少なく、まあトラクターはなく、トラックも少ない現状があります。で、女性でも運転できる歩行タイプの除雪機は性能もよいんですけれども高くもなっておりますので、補助率は150,000円までと聞いておりますが少しその金額を上乗せしていただきたいと思ひますが、その点はいかがですか。

町長

この枝番4番に係るご質問は総体的な対応の問題になるわけでありましてけれども、一つその前に今までも質問にありまして、この中央高速道路、その除雪のことがまあ国県道の一般道へ大きな影響を及ぼすということの問題の中で、これまあいろいろ各町村も出ておると思うんですけれども、真っ先に通行止めにするもんですからその影響が沿線非常に大きいという一つの事実がございます。これまあ中日本高速ネクスコの問題で、やはりこれはあの機能的にも非常にこの中央高速の機能は市町村に比べても機動力が高いわけでありまして、機械も大型というようなことで。先程総務課長が申し上げましたように、やはり

あの一車線位でも確保しても、そこに少し滞留する時間があってもやっぱり上を活用しながら並行していくことが大事じゃないかというふうに思っておりますので、ただまああのこの地域に関係をする一市町村、複数の市町村だけでは解決できる問題じゃありません。入口と出口の問題、松川と駒ヶ根だけ開通しても、その先が困れば全然これはまたないわけでありまして、こうしたことはあの各町村のまた沿線の中で一つネクスコの方とも十分協議して、どういうタイミングでこのことをまああれしていくかということは、こっちの声も聞いて欲しいと思ひますから整理して一つの課題にしてまいりたいというふうに思っております。またこれは各町村のいろんな考え方も聞いてみたいと思ひますし。それからこのご質問、今除雪対応の問題が中心にいろいろご質問いただいておりますが、やはり民生的な部分もどうしてもこれは避けて通れないというふうに思っております。まあ13年前とでは、独り暮らしの世帯あるいは高齢化、歳を召した方の住む比率というようなものも増えてまいりまして、少し構造的にも変わってきております。まあこうした交通弱者って言ひますか、生活弱者に対する問題は日常の中での民生委員の皆さんやボランティア、支えあいの中でいろいろある程度まあ安否確認等も含め出来ておるわけですが、除雪の問題についてもどうもはっきりこの位置付けが出来ていないというのがこの反省材料であったと思ひます。まああのボランティア的な除雪、それから飯島町の社会福祉協議会への依頼、それから有償ボランティア等もいろいろ情報流して利用していただいた面もありますけれども、この辺をどういうふうにもまた現実に即した対応が町としてしていくべきか、これはあの基本的には支えあいという一つの助け合いということの中で、やっぱり福祉的に構築していかなくやならない部分でありますので、一整理していかなくやいかん等々思っております。それから除雪機に対するこの機動性の問題、それぞれの直接掻く部分もありますし、耕地・自治会で対応しておっていただけてアタッチメント改良なんかも含めてこのオペレーターを含めて地元でやっていただけておるわけですが、今回の場合も限界もございました。私も通ってみたりした時にある地域では、出来る扱える人はおるんだけれどもちょっとその機材がない、というようなこともございましたし、ただあのこれまでも除雪に対する機械力の問題についてはまあ150,000限度という問題がございますけれども、ほぼ地元の要望によって予算付けをしてきたつもりでございますが、丸々この重機を、あるいは除雪機を常時備えて余裕を持って備蓄していくことまでいけるのかどうか、ちょっとこれ高い買い物でもございますので、と同時にオペレーター、またあの素人が簡単にあれして事故を起こされても困りますし、というようなことを総合的にまた判断していかなくやいけない問題でありますので、次への課題とさせていただきますが、いずれにいたしましてもまた今年はこれで春を迎えてまいりますけれども、来年度これがないという保証はございませんので早急に検証をしてまとめ、いろんな面で反省材料を踏まえて、次のマニュアル的なものに結び付けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

坂本議員

それでは総体的なところを言ひていただいたので、あと細かいところを聞いてきて、あの質問には載せてきておりますけれどもこれをやっていきますとあの地産地消の方の時間がなくなってくるので、少し最後のあのところの2つの1-5と6を一緒にして、「除雪マニュアル」というふうな形を私あの質問に載せましたけれども、今回の雪の反省を基にやはり地元ですね、自治会・耕地、もっと小さく言えば隣組の中で具体的に除雪範囲を

話し合うことが必要だと非常に私は強く思っております。これからの大雪の場合はやはりあの行政対応だけではとても無理ということになりますと、やはり地元の方達の協力を得ながら歩道から、まして町内のあの車道の雪も手伝っていただくということになりますので、是非町の方から、自治会長それから耕地総代さんにお話を持ちかけていただきまして、ともに今回の雪の反省を踏まえた中で、次回どうしていったらいいのかというそういう部分をお話し合いの機会をもつていただきたいと思っております。それとともにあの住民個人においてはずね、こういう大雪というのは一つの災害ということになりますから、そうなりました時の食料の確保の問題、それからあの雪が降る前には既に、あの冬になる時には雪掻きの準備をきちっとしておくとか、あのまあ先程町内の放送では「遅い帰宅はしないように」ということは流したということではありますが、まあ遅い帰宅は控えるようにするとか、企業さんにも呼び掛けてこの日はなるべく早く帰るようなことをお話し願うとか、そういうようなことをした方がいいと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

町長

あのまあこうした80センチ以上位降ったということの中で、これはあの日常生活の中で北信の豪雪地帯3～4メートル積もる、こう世界なんですけれども、常に住民の皆さんもそうした対応が心構えが出来ておるわけでございまして、行政との連携の中で。あの80センチ、こないだも栄村の島田村長さんとも長野で行き会って「80センチ位じゃ雪じゃないんじゃないか」なんて冗談も出た位なんですけれども、そういう心構えもやっぱりあのこうした南信地方の予定外以上にこう降った時には、ひとつ戸惑いのないようなことも含めて備えとかならんというふうに思いますので、今いろいろと出ておりますけれども、やはりあのいつあるか分からない他の災害と同じように除雪、雪害というものについてもきちんとマニュアル的に位置付けていかなきゃならんと、そんなところにまあ行政の立場、それからやはりこれはあの住民の協力って言いますか、地域力がなければこうした問題は成り立ちません。全て行政というわけには当てはまらないということは町民の皆さんにもご理解いただいておりますけれども、是非ひとつ自らもその心構えをしていただくというところから始めていただかねばならんんじゃないかなあと思っておりますので、あの区長総代会・自治会長会、こないだもちょっとそうした総括的にお願いしてありますけれども、また任期も変わってまいります。住民懇談会は懇談会としてやってまいりますけれども、この問題、危機管理の問題についても一辺やはり、きちんと地域との構築をしていかなければならんと思っておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

坂本議員

それでは今おっしゃられたように是非お話し合いをされて、今回の大雪の反省をです、あの記録としてもきっちり残していただきまして、次回大雪になった場合には早くに対応できますようにやっていただきたいと思っております。

次に2番目の地産地消の取り組みをもっと推し進めるべきだが、という質問に移りたいと思っております。これは学校給食や町内の飲食店や福祉施設において、地産地消の取り組みを進めていただきたいということでもあります。昨年のあの2月8日に農業委員会、教育委員会、議員全員で懇談会を開きました。そこで出た内容は主に給食についての意見ばかりでしたが、その中で作る側からの意見として「子どもの数が減っていて現在700食作っている。消費税5%、当時はです、5%上がることで食材も値上げしたりして大変である。施設が30年も経つので老朽化して傷んできている。」ということでありました。教育委

員会からの意見としては「地産地消率は現在43%で、県内では高い方である。調理員の人数は増やせない。アレルギー対策には対応して作っている。」というお話をお伺い、他の参加者からの意見は「3年前も提案したが、お弁当の日を作ったらどうか。親の啓蒙も必要だ。野菜生産者が少ないので、揃ったものが欲しいと言われても難しいところもある。」それと「コーディネーターが欲しい。」、そういった意見でありました。現在の状況は、これらのいくつかの問題が解決される方向に進んでいるのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

教育長

それではあの地産地消につきまして、消費する側の一番多い総量的にも深く関わっている教育委員会の立場からはじめにお答えし、提供する側の、まあ営農センター関係につきましてはそれぞれ担当の方からお答えしたいと思っております。地産地消に関する展開施策として昨年ですか、長野県が「第2期長野県食と農業農村振興計画」において3点、施策の柱を立てられたようであります。1点目は安全で良質な信州農畜産物の情報発信ということ、それから2つ目が生産者と消費者との顔が見える関係の推進をさらに進めるということ、3番目が私ども教育委員会に深く関わっているところでもありますけれども、学校給食等における信州農畜産物の利用促進ということが柱となっております。まああの県内には日本一の長寿県を支えているといわれている伝統的な食文化がありまして、県では「おいしい信州ふど（風土）」として魅力を情報発信しております、学校給食もです、これを受けて郷土食を積極的に取り入れているところでもあります。まあ町でもこれに沿った推進を図っているところでもあります、あの学校給食における地元食材の利用につきましてはあの昨年11月に県へ報告した農畜産物利用状況でありますけれども、県内産が59%、それから町内産が18%でした。6月にも報告したわけですが、その折と比べまして県内産は5%増加しております、町内産は2%の減、でこれはです、季節性の問題、まあ季節的な野菜が影響していることが考えられております。以上、教育委員会に関わることは以上でありますけれども、後程提供者側の方から関係の担当者からお答えしますのでよろしくお願いたします。

産業振興課長

それではあの教育長の答弁にありましたように、提供する側でありますけれどもやはりなかなか提供する側としましては、高齢化等がありまして提供がスムーズに進んでいない場面があります。まあ営農センター関係では自然共生栽培部会を中心にお米ですとか、野菜、果樹など、作物の栽培に取り組んでいるわけですが、そういった作物を中心に安全で安心な農産物を学校給食にも提供させていただいているところでもあります。学校給食では先程も議員さんから申されましたように、半分近い地産地消率というのがあるわけですが、なかなか地域の皆様、一般消費者の方がやっぱり地域のものをきちんと使っていくというところが弱いという課題がありまして、これからあの設置もありますけれども、今設置されております道の駅ですとか、それぞれの直売所、またJA等のあの直売コーナー等を通じて地産地消を進めてまいりたいというふうに考えております。またあの田切にも直売機能を持った拠点施設も計画されておりますので、こういったところを中心に情報発信を行ってまいりたいと考えております。なおあの、やはりあの地域の農産物をです、住民の皆さんがきちんと誇りを持って食べていただくということが、この地産地消という地産、産ではなくてです、賛同する方の賛で、きちんと地「賛」地消を進めていきたいと思っております。



坂本議員 信州のものを食べるということで県の柱の3つのお話を今教育長の方から聞きました。が、県の方でも取り組んでいることでもありますし、またあの先程の説明では県内産が、材料としては県内産58%、町内産が18%ということでした。しかしですね、この町内産というのは季節的なものもあるのでやはり半年位は調べて、前回は調べたんですけども地元のものが出てくるのは寒いところなので、遅くなってやはりその間、冬の間は県外のものが多くなってしまいう現状があります。しかしですね、あのまあコーディネーターが欲しいという要望が非常にあったりして、まあ宮田はコーディネーターの方がいらっしゃって、頑張っていてそこで2次加工までやっているせいもあって、町内のものを使っている率が高いわけですが、その現場のJAや農業者や栄養士の先生と懇談してみた結果としては、コーディネーターの人材が欲しいということだったんですが、その点についてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

教育長 コーディネーターを設置することによって、あの地域と学校の交流が増え地産地消に繋がった、そういう成果といいますか、良い面もあるわけでありました。一方においてですね、学校給食で食材の一定量が確保ができなかった、その場合の対応が難しいという点も宮田学校給食を育てる会のコーディネーターの方からお答えをいただきました。まあ教育委員会としてはですね、これらを参考にしてコーディネーターを設置するかどうかも含めてですね、給食センター、それから栄養士、それからJA、まあ生産者等関係者とですね、飯島方式を担当の課を中心にですね、今現在検討中ということですので、そのうちあのお答えできるかなというふうに思っております。

坂本議員 問題というか今後その、2-4の中で何が問題かということ私を聞いてるわけですが、探っていくとまあコーディネーター、つまりは調理員が増やせなければコーディネーターがいれば、あのその調理員が増やせないことの対応が出来るのではないかという話にもなるし、もう一つは現在宮田からあのカット野菜を納品してもらっているというお話も栄養士の先生がおっしゃってございました。でカット野菜というのは、野菜を洗って、ある一定の大きさに切ってもらうのでその手前の段階の野菜の大きさは大小いろいろあるということなんです。それを宮田は給食にのせるためにカットして、あのまあ自分の村でも提供してるし、それを飯島町も使っているということも伺いました。それであの田畑農産では野菜の加工にも興味があるということも聞いておりますけれども、そこら辺のカットしたものを商品化するような取り組みを今後地元の飯島町でやっていくのか、それともそういう部分はあのコーディネーターの話も考えながらも、もっと進めていくためにはまあ宮田を使ってそれを購入するような方向でいくのかということなんですけれども、その点はどう考えていらっしゃいますか。

教育長 それはあの提供者側の立場からのお話だというふうに思っておりますが、受け入れる側の学校給食としてはですね、やはりあの定量的に定期的に、そして献立の内容に沿ったものが求められるわけでありまして、また一番のネックはですね、食品安全に関わってどういう経過で食材をそれなりにカットしていただくのか、あるいはその食材をそもそも受け入れる施設がですね、食品の衛生管理上どういう施設になっているかという、かなり課題がといますか、あのハードルが高いのではないかなというふうに思っております。そこら辺も含めてですね、提供者側とそれから受け入れる学校給食、まあ教育委員会として詰めていかななくてはならないかなというふうには思っておりますのでお願いします。

坂本議員 次に、最後の緑提灯のお話ですけれども、平成22年3月の一般質問で同僚議員から出された「緑提灯を当町でも掲げる店を作っては」の提案があり、昨年町内で緑提灯のお店が1店舗誕生しました。その中で今後積極的に増やす取り組みを進めてはどうか、ということですが、町内には沢山の飲食店やパン屋、ケーキ屋さんもありますので、是非商工会と連携してそのことを積極的に進めていただきたいのですがその点はどう考えておられるかということです。

産業振興課長 先般あの議員さんのご指摘のように緑提灯の取り組み、掲げていただく店は勿論ですけれども、それを応援していく立場で、消費者の立場で応援していこうということで応援隊が結成されて、議員さんご同席いただいたところであります。まあ40人以上の隊員でこれからまあ食べる方はもちろんですけれども、緑提灯の掲げていただくお店を増やしていくという取り組みも一緒に取り組んでいこうということで、今後の事業の計画をしたところでもあります。特にあの先程来、食育の関係でもありますように学校へもですね、是非緑提灯を掲げていただいて、小中学校3校へ掲げて、子どもからお年寄りまでがこういった活動に参加できるように取り組みをしていきたいと考えております。

坂本議員 以上で終わります。

議長 ここで昼食のため休憩いたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前12時 2分 休憩

午後 1時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 橋場みどり 議員

7番

橋場議員

それでは通告に従いまして観光振興について質問いたします。いま元気がない町を元気にすることがもっとも求められていることです。2014年度はまちづくり推進へ積極的に取り組むとしており評価するところでございます。街の中だけが元気が出れば飯島町全体が元気になるということにはなりません。この狭い地域ではすぐに行き詰まることは誰でも感じていると思います。私は町外からの観光客の呼び込みも併せていくことが活性化になると思っております。町長は施政方針表明の発表の折、千人塚観光をどのように考えるかという質問に、町長は方向付けが無いというお答えでした。2月に駒ヶ根市内で上伊那南部の広域観光推進に向け、伊南4市町村が連携し商品企画プロジェクト発足という報道がされました。その中では各市町村の観光資源を有効活用することで伊南地域の滞在時間を延ばし、観光消費の拡大に繋げる狙いだとのこと。まちづくり推進へ積極的に取り組むとするなら町内外両面から攻めなければならないと思っておりますが、町はこの4市町村連携しての観光推進をしていくお考えがあるのかお尋ねいたします。

町長 それでは橋場議員から観光振興について、特にまあ駒ヶ根市等との広域観光の連携ということに考えて、町はどうしていくのかということでもあります。まあ駒ヶ根市もそうでございますけれども、上伊那地域の全体のまあ観光推進というような形で捉えてまいりますと、その組織として上伊那観光連盟というのがございまして、地域全体での観光PRなど

について検討を進めるとともに、首都圏での物産展、観光PRなどいろいろな取り組みを行っております。またこの下伊那を含めた地域、伊那谷全体としては伊那路の観光連盟というのがございまして、こちら全体を連携して観光パンフレットなども統一して作っておる状況もございます。また各市町村でも独自の活動を行っておりますけれども、どの市町村でも他の地区との観光資源との連携を図った企画や商品開発というものが必要であるという考え方は共通の認識であるというふうに思っております。特にまあ今、駒ヶ根市のお話があったわけでありまして、まあ駒ヶ根市はご承知のようにこの駒ヶ岳ロープウェイという全国区の観光資源がございまして、そこに来られた観光客をそのまま帰るということではなくて、何とか是非とも飯島町に少しでも来て体験や買い物をしていただくような企画を市と連携の中で実現できればというふうにも思っております。また観光協会そのものの相互の連携も必要だというふうに思っております。将来ニアの開通によるこの観光客の呼び込みも期待をされますので、今から沿線近隣市町村との商品開発や人材育成等を進めて遅れのとらないようにしていかなければならないというふうに考えます。ご質問の商品企画あるいは人材育成のことについては今の質問では触れておられませんけれども、後程のお答えということでよろしいでしょうか。以上でございます。

橋場議員

ただ今あの連携をしていくというお話でしたのであの本当に安心いたしました。何かあの飯島町は一步遅れているかなというような気がずっとしておりましたので、ちょっと安心をいたしました。駒ヶ根観光協会の統括部長の今村さんのお話によりますと、地域の人に見慣れた当たり前の景色やどうにもならないような大きな石1つにしても、他所の人には新鮮に映るというお話をお聞きいたしました。多様化する観光ニーズに応えていくには人材育成、それからまあ町の町長のお話にもありましたけれども、素材の掘り起こしですとか商品開発などと、観光客のニーズに応え再度飯島町に来ていただけるような対応をしていかなければならないと思います。そんな中で最近あの、先程も午前中の質問の中に出ておりましたけれども、池上ジェニーさんが飯島リンゴを使いパイオニア賞を受賞されました。こんな企画もあるのか、こういう授賞もあるのだなということを、あの多分一部のアイデアを持った方たちがいると思いますので、そんな方たちにはちょっと励みになったかなというような気もしているんですけれども、このような商品開発ですとか企画開発を積極的にですね一般の皆様が考えていくような制度ですとか支援などはお考えになっているのでしょうか。その辺をお願いいたします。

町 長

少しでも観光客を呼び込むそのひとつのまた手段として、この地元に根付いたまあお土産品等の商品開発、これが当然必要になってくるわけでありまして。この具体的に今、商品の開発を飯島の特産という形について位置付けを申し上げますと、これまであの飯島町観光協会が認定をいたしました特産ブランド品というものがあるわけございまして、現在21品目あるわけございまして、これはあのその都度新しいものについてはご承知かと思っておりますけれども、コスモス祭り等の席上でそれを認定交付して観光協会がやっているということございまして、まだまだあのこの他にも町では栗をはじめ果物に関わる要素のもの、米に関わるもの、味噌や酢やそば等々いろんなあのこの地域に息づいた資源がこの特産品に結び付ける要素が大変魅力的にあるというふうに思っておりますので、これからは新たな商品開発に向けた様々な取り組みに対して、今もこの特産品支援事業というものはやっておりますけれども、更に一層関係の皆さん方とそのことを共有しながら研

究に取り組んでその必要な支援は行ってまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

この地域の商品というのは大体あの似通ったような商品だと思うんですね。それを特に魅力のあるものにしていくには本当にあの大きな努力がいると思うんですけども、その辺はどのようなあの支援、これまで以上の支援というのはどのようなふうにかえていけるのか。

町 長

これはあの行政、町側の方からそれぞれ関係者にこういうものを試作してくれとかそういうことでなくてですね、やっぱりそれぞれノウハウを持っておられる方が自ら発想をして勉強をして研究して、そして、こういうものについてどうだろうというようなことを是非ひとつ町の方へこの打診というか情報提供いただいて、それに対していろいろとまた観光協会等とも相談を申し上げながら、その立ち上げ、研究開発支援というところで予算を伴ったものの支援をしていきたいと、こういうことございまして。

橋場議員

ではなるべくあの多くの方がより良いアイデアと商品の開発をしていただけるような支援をよろしくお願ひしたいと思います。次の質問に移ります。2020年には東京でオリンピックが開催されます。そのとき日本は今まで以上に生活も経済も大きく変わると予想されます。日本中ノウハウを国内外への売り物にしようという気運が高まっています。飯島町でもパキスタンのリンゴ技術支援を行いました、一方ではリンゴの技術を売ることだと思っております。他の市や町でも活発に海外への接触を図っています。中学生への異文化体験派遣事業、交流と活発な動きが出ています。私も国際交流の質問を6月議会に出しました。その時のお答えは、経験豊富な人の力も借り、身近に駒ヶ根青年海外協力隊訓練所という貴重な機構があるので連携を深めながら、行政も一緒になり交流を進めていきたいとお答えでしたが、その後の動きが今ひとつです。飯島町には事例が沢山あります。フェラス市との姉妹提携、若丸さんのモンゴル進出、パキスタンへの技術支援、最近では池上ジェニーさんが先程も言いましたがアメリカ大使館の日本企業家賞2014でパイオニア賞受賞など、新たな繋がりを持つ事例が出てきました。にもかかわらず町の動きが鈍いのは何故でしょうか。2020年を前にこの動きを逃せばさらに取り残されるのではないかと危惧いたします。駒ヶ根市がこの度、大使村構想を打ち出しました。JICAのおひざ元ならではの構想です。構想では各国の文化を堪能できる異次元空間づくりを掲げ、JICA訓練所一帯、菅の台観光エリアに結び付けていくものにするということです。まず観光ゾーン、健康の森ゾーン、国際交流ゾーン、というふうに分かれております。観光ゾーンは駒ヶ池、光前寺、家族旅行村をひとまとめにしたものを観光ゾーン、それから健康の森ゾーン、国際交流ゾーンはJICA駒ヶ根青年海外協力隊の辺りが国際交流ゾーンとなっております。その各ゾーンを繋ぐ道づくりに超小型のモビリティ設置による環境に優しい新たな二次元交通の整備という、またあの本当にあの夢みたいな構想が出てきております。で、建物の中にはコンサートホールですとかレセプションホール、各国代表との交流会、国際会議、プレゼンテーションを開催するホール、そして物産品展示即売、駒ヶ根とか長野県ブース、そしてワールドブースはうまいもの食堂、各国の大使館や協力隊OBがプロデュースする各国自慢の美味しいランチとカフェ、そして映像ですとか写真の展示場が設けられております。この構想には飯島参与の後押しも受けており、多分積極的に進んでいくと思われまます。そしてあの各国の大使もお呼びするということですので、海外進出の企業にも売り込みのチャンスにもなりますし、地域産業、商品の売り

込みにもなっていくと思います。飯島町でもアグリネーチャー付近にモンゴル大使館、それですとかパキスタン大使館、アメリカ大使館の設置も可能ではないかと思えます。これらは駒ヶ根の大使構想にはないものですので、飯島町にこの様なものが出来たらいいなどは思っております。このようなものが出来ることにより観光ルートも広がってまいります。この大使村構想に町も是非関わっていくべきではないかと考えておりますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

町 長

まあ新たな観光振興への取り組みとして、非常にあのスケールの大きいまあお話の提案でございますが、駒ヶ根市はこれはあの1つには駒ヶ根市の第4次総合計画、現在の総合計画の中にこの大使村構想というのを入れ込んで、特にあの駒ヶ根市は駒ヶ根青年海外協力隊が存在する1つの特殊な立地要素を生かして取り組んでおるということを聞いております。まああの今いろいろあの何々村構想というふうに言われておりますが、実際面での実践はこれからのまあ取り組みということにもお聞きしておるわけでございますけれども、まあ特にあの前段ご質問のございましたこの海外青年協力隊との連携については、町もこの協力隊を育てる会の一員として私どもも加わっておりますので、いろいろと所長さんはじめこちらへあの講師で来ていただいたりしておるケースもあるわけでありましてけれども、この協力隊に連携したことは引き続いてまあやっていきたいということでございますが、ただあの今すぐにまあリング村計画、JICAのことにつきましてもちょっとご承知のように向うの政情不安等で、なかなかその行き交う交流の場が今、芽が摘まれておるわけでありましてけれども、これも是非まあ更にまたそれを深めていくようなことをまた先方とも協議して、JICAのご協力もいただいてやっていきたいというふうに思いますし、それから今あのアグリネーチャー付近にこのパキスタンなりその他の国の大使的な観光要素を取り入れて発信していくべきではというようなこともございます。大変まあスケールの大きい問題でございますしまた相手先のいろんな情報交換もいただきながら、これは是非あの次の構想が来年、新年度から始まってまいりますので策定作業が、そうした部分へのまあ1つのご提案要素として検討に含めて考えてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

橋場議員

次の年度に引き継いでいただけるということですが、あの是非ですね次の年度ということではなくて、是非あの一步先駆けてあの是非そういうことをやっていただければなあと思います。あの先程来あの先駆けてというようなお話が午前中の議会の質問にも出ておりましたので、後手後手に回らないように是非一步先行く飯島町としてやっていただければと思います。

それでは最後の質問に移ります。町には町民のための良い制度があるにも関わらず、その制度が認識されていないような制度があります。あの大変もったいないと思います。1個例に取らせていただきますと、飯島町勤労者互助会がありました。これは町内の事業所に勤務する勤労者、事業主の福利厚生を増進を図る目的で組織されており、入会申し込みは事務局となっていて産業振興課商工観光係になっています。経済状況の厳しい中、厚生費の充実は非常にあの企業の中では苦しい状況なんです、この制度は事業者にも勤労者にもありがたい制度だと思っております。入会金が1人200円、会費も月額1人300円と安く、共済事業、資金貸付事業、そして厚生事業からなっており、加入している企業の方からは大変良い制度なんだけど何で入っていないんだ。何で皆入らないんだ。町ではこの

制度に入らないように言っているのか。というようなお話が出てきている程です。公務以外の産業総数が417ありまして、そのうちの54件だけの加入なんです。本当に知らないんですね。この間ちょっと商工会関係の新年会でもこのお話が出ましたけれども、知らない人が本当に多かったんで、もったいないということだで入っている方には是非入れ、是非入れという声がありました。知っている者は得をして知らない者は損をするというこれではいけないと思うんですけれども、広報に町はどのように皆さんに知らせていくのでしょうか。こういうお話をすると、まず広報誌に載っている、それからホームページに載っているということがすぐ出てくるんですけれども、町のホームページはちょっとあの見にくいんですね。で、他所のホームページなんか見ますと制度は制度でクリックしますとバーッと出てくるんですね。そこからじゃあ何課へ行くのかというように非常に見やすいようなものにもなっておりますし、アンテナを張っている人にはあのすぐに分かるんですけれども、そうじゃない者にはなかなか目に付かないという、このような状況をどうやって皆さんに知ってもらっていくのかというその辺をお願いいたします。

町 長

2つ目のご質問は町の制度について、特に具体的にこの飯島町の勤労者互助会制度、これについてまあなかなか周知がされていないということで、どう周知していくかということだと思います。細部についてはまた課長の方から補足をいたしますけれども、この具体的な勤労者互助会でございます。これはあのお話にございましたように役場の産業振興課の中に事務局がありまして、会長は私、一応名前を仰せつかっております。副会長は商工会長さんという形で事務局が役場ということで、これはあの県の労働行政に伴っての推進の中で、中小企業に勤める従業員の方の福利厚生の上を目指すと趣旨から法律的に置かれておる問題でございます。そこで町内の中小企業等に勤務する従業員、これはあの役場の職員は法律上除かれておりますけれども、一般の中小企業の従業員、それから事業主などの皆さんの組織された団体でございます。現在の会員数、今54というふうに言われましたけれども、こちらとしては55の事業所になるかと思えます。これに加入しておる従業員227名でございます。確かにあの町の中小企業全体としては非常に少ないかと思えます。日常の職員間の共済事業や厚生事業、それから各種の互助活動といったようなものも福利厚生の方で進めております。いろいろまああの啓発もしておるわけございまして、今年度若干あの増加傾向だというふう聞いております。でこのことはあの毎年商工会の方へも、先程会議があったというふうにお聞きしておりますけれども、是非その加入促進をお願いしたいということをお互にこちらの方からも発信しておりますし、まあ商工会も是非そうしたことを受け止めて更に加入促進を図っていただきたいというふうに思っておりますが、先日もあの1月から2月にかけて約40箇所企業訪問をしたわけでありまして、私もあの直接に担当者として資料を持ってこの加入のお願いをしてきたわけでございます。検討してみるというような企業もかなりあったわけでございますけれども、その他あの定期的に町のホームページ等にも掲載して図っております。従ってあの掛け金は非常に安いわけでありまして、身近な互助制度というこの趣旨の中でメリットは非常に多いと思いますので、一部町からも事業補助をしておるわけでございますけれども、更に一層啓発に努めて加入促進を図っていききたいと、またこの事業の内容等につきましても出来るだけ理解をしていただけるような方法で取り組んでまいりたいということ考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

橋場議員

ただ今町長、55件の加入とおっしゃいましたけれども、その中に確か1件あの倒産された会社があったと思いますので54件と申し上げました。それでは本当にあの本当に充実した良い制度ございますので、是非本当にあの多くの企業の方あるいは勤労者の方に入っただけのように是非推進をしていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長

1番 北沢正文 議員

1番

北沢議員

それでは今回の大雪の被災に対する当町の支援策についてまずお伺いをしていきたいと思ひます。質問に入ります前に今回の記録的大雪の被害に遭われた皆様に対してお見舞いを申し上げるところであります。今回の記録的大雪に際しましては当町においては幹線道路を中心に町内においては除雪を取り巻く環境は一段と悪くなっている中で、比較的長時間の交通渋滞が起きなかったという中では、先程もございましたが、近隣市町村との連携や防災無線による情報の提供、まあこれがひとつ大きな効果を上げているのではないかとこのように考えるところでもあります。同時に耕地や自治会の働きに対して感謝を申し上げるところであります。近年の気象に対応した防災減災対応については今後も新たな想定のもと一層の対策が望まれるところでもあります。さて、この大雪の災害について国は2月24日この被災を受け農家の生産意欲の減退を懸念し、その支援策を発表し、その後3月3日には追加の支援策を打ち出しております。また復旧のための資材不足など復旧を取り巻く環境は厳しいと報道されており、JAなどの対応も打ち出されてきております。県においても検討がされており、JA上伊那も上伊那8市町村に対し雪害対策の要請を行ったと聞いております。一部生産物にも被害が及んでおりますが、さらにこれから春のキュウリ等を中心とする促成栽培や水稻の育苗に対する影響が懸念をされております。飯島町の農業の目指すところの施設園芸に対して生産意欲の減退をきたさないよう、町としても農家と懇談の上、早期に支援の方向を示すことが必要だというふうに考えるところでもあります。また今回の議会に除雪対策費など20,000,000の補正予算が出されておまして、過日可決をしたところでございますが、自治会等に対する今回の除雪費用、まあこれの通常年ではないまあ大雪に対する支援、こういったものも併せて検討されていたらお願いをしたいと思ひます。以上、この2点について今回の記録的大雪に対する町長の所信を伺います。

町 長

それでは北沢議員から今回の大雪災害に対する支援策ということでご質問でございます。2月の8、9、2日間それから14、15の2日間、大雪による農業施設や作物の被害は3月5日現在になりますけれども、被害農家数で47戸、被害件数、件数といいますかまあ棟数になるかと思ひますけれども68件、被害金額これはあの再建築をした場合の見積りになるわけですが77,000,000円ということで、主にはパイプハウスの倒壊被害が中心でございます。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧ができるように、またこの再び立ち上がっていただくその意欲を失わないような1つの支援策とともに復旧できますように、町は元より国、県と連携してJAとも、また内部的には営農センターとも連携しながら対応を進めておるところでございます。具体的に国でも今お話ございましたように2月24日に豪雪による被災農家への支援対策を決定をして、長野県でも3月5日に2月議会の県会におきまして豪雪対策の補正予算を行うという発表をされたところでございます。今回の支援にあたっては農家の皆さんの負担を

小さくして、営農再開はもちろんのこと意欲を持って農業を継続をしていただき、食糧の安定供給やその他営農生活に万全を期すための国、県、市町村が一体となって行うというものでございます。具体的内容的には災害関連資金の貸し付けによる5年間の無利子化事業、それから被災農業者向けの経営体の育成支援事業によりまして、農業用ハウス等の再建修繕については国、県、市町村合わせて90%の補助、撤去費についても農業者の負担の無いようにほぼまあ全額定額補助でこれを行うという支援方向が今打ち出されております。上伊那管内でも概ねまあ市町村足並みを揃えた体制を取りつつ、市町村独自のまあ支援策も検討をしておるということでございまして、町もそのような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても関係機関連携をもって、意欲を持って農業が引き続いて続けられるような支援策を講じてまいりますのでご理解をいただきたいと思ひます。それから除雪に対するその費用の問題で20,000,000程追加補正をさせていただきました。これはあの主には町の掛かった除雪対策費、あるわけでございます。また除雪費の定額の補助も各自治組織の方に配分する部分があるわけでございますけれども、いずれにしましてもこれはあの、この除雪結果というものがこの記録的なものと一緒に町へ提出されて今後してまいりますので、その辺をどういうふうに対応していくかまた十分協議をして検討する検討課題ということになっておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

北沢議員

今それぞれの支援策を検討いただいていると、こういうご回答でございました。まあ飯島町は農業が基幹産業であるとしてきているわけでございまして、農業の衰退は町の活力にも大きく影響するわけでございます。春の凍霜害もそうでしたが自然を相手にする産業でありますので、ひとつの諦めもあるわけでございますけれども、課題はこれを機会として栽培意欲、農業生産に対する意欲が減退すると、この減退が恐ろしいわけでありまして、すでに昨今のニュースでは県内では諏訪地区が統一して、また飯田市などが早くこの支援策を打ち出しております。国では既に発表されているとお写真の撮影など現場の確認ができるものなど書類を残しておくようにと言っています。これら農家に対するきめ細やかな情報の提供などにより基幹産業がこの災害危機を乗り越え継続していけるように願うものであります。被災農家は被害の復旧をして生産を再開するために今回の支援が具体的にどの位になるのか、まあそういったことの細かい部分がまだ分からない部分があるわけでありまして、それらを早く知りたい、まあそれを情報を得て継続を検討する、こういった農家もおるわけでございます。多分そういった農家は多いと思ひます。すでにあの聞きしますと写真撮影などの連絡は農家に届いているというふうに聞いておりますが、国、県との連携によりの的確な情報の提供、営農相談体制をとることが大きな被災農家支援事業であります。これらの体制についてはどのように行っていくのか併せてお伺いしたいと思ひます。

産業振興課長

被害の状況につきましてはあの農作物の対策会議を降雪時から始めておまして、現在も調査を引き続き進めているところでございます。対応としましてはあの既にJA等を通じまして、先程議員さんの申されましたような、被害に遭った状況、それからその後の対応について細かく記帳していただきながら、それらに基づいて支援をしていくということでお伝えしてあるところであります。農作物の緊急対策本部等の設置はしてございませんけれども、それに準じた組織で対応させていただいておまして、現在も引き続きあのま

だ被害の状況も確定はしておりませんので、被害の状況を把握しながら今後国、県と調整しながら支援策を早めに講じてまいりたいと思います。なおあの町長の冒頭の所信表明でもありましたように、4月の早い段階で臨時議会をお願いしまして支援について決定をしていきたいと考えております。

北沢議員

国からの情報によりますと先程町長が言いましたように、再建修繕に係る補助率、これが国では10分の3から2分の1に引き上げ、それから残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる。従って農家の実質的な負担は地方公共団体の補助が10分の4となった場合には10分の1になる計算であると、それから撤去については農業者負担のないよう定額補助で国2分の1、地方2分の1、この地方の2分の1のうち、特交で8割を処置、こんなような情報が届いているところであります。従って国においても地方公共団体の財源については十分配慮する、こういった言い方をされておりますので是非、町独自の支援策についても十分なる検討の上、被災農家を救済していただくようお願いを申し上げたいと思います。また耕地、自治会でございませけれども、通年以上に除雪の費用を支出しているわけでございまして、耕地、自治会が会費を徴収する場合に、まあ耕地によっては多少このランクをつけているところもあると思いますけれども、大体どの家庭も一律に負担をいただくようなのが自治会の会費でありまして、まあそういったところにいきますと弱者も、まあ低所得の方も同じように負担をするということが自治会の基本的な自治会費の集め方だと思いますので、是非あのそういった部分に対する配慮もいただいて、特別な今回の大雪に対する超過分の費用については町でそういったものの交付について、そういったことを考慮した上で検討いただけたらとこんなふうに申し上げ、被災農家の皆さんには頑張ってくださいと申し上げて次の質問に移りたいと思います。

次には行政上の2つの課題についてお伺いをいたします。1つは公共施設、道路、水路などの公共物の維持補修の見通し及び地元要望の実現の見通し、この2つでございませけれども、最初に公共施設の耐震化については子ども達の居住空間である学校、保育園などをはじめ進捗状況は極めて進んでおります。しかしながらこれとは別に経年による劣化や消耗は想定範囲で進んでまいります。加えて公共物全体を見ると道路や水路、水道施設の多くのものが遠からず維持補修による長寿命化が必要な時期を迎えることとなります。これらの財源については一般財源を多く必要とすることから、集中すると単年度の会計に影響が及びます。現在中央道の横断水路や、水路、防災減災事業、農地・水・保全管理支払金など国の有利な制度を取り入れて、鋭意これを進められていることは承知をいたしているところですが、当町を取り巻く行財政課題であります公共施設や道・水路などの公共物の全体の維持補修、長寿命化の進め方、費用の見通し等についてマクロ的にはどのようにお考えになっているかお伺いをしたいと思います。

町長

2つ目のご質問は町の公共施設、道路や水路などの公共物の維持補修について、まずこれらの将来に対する長寿化の手立ての問題、費用の見通しでございます。町の公共物は道路や河川・水路、それから上下水道、公共建物であります公共施設、大変まあ多岐に及んでおるわけでございまして、その管理は各所管で行政財産として行っております。一般会計について申し上げますと新公会計基準でございます。これによる財務諸表の作成を平成23年度決算から取り組んでおるわけでありまして、この資産の老朽化比率これは24年

度決算ベースで62.7%ということになってございます。財務諸表からみても老朽化が進んでおるといふふうに言えると思います。公共施設、主に建物につきましては昨年度、10年先までの公共施設に係る改修等の見込みを取りまとめました公共施設の修繕計画を策定しております。この計画は毎年実施計画のローリング作業に合わせて見直しをかけるように取り組んでいるところでございますが、この実施計画やこれからの計画などから集計をした今後10年間の施設修繕等の金額は、事業費ベースで約4,850,000,000円という大変まあ大きな額が見込まれるということになります。内訳につきましては公共施設関係で約1,500,000,000円、道路、河川関係で約640,000,000円、水路の関係で約2,460,000,000円、上水道事業関係では約250,000,000円でございます。なおこの下水道関係につきましては農業集落排水事業が建設後10年を経過しましたけれども、まだ経過年数が短いことから補修等の計画に見込みは含んでございません。そんな状況をご報告を申し上げます。

北沢議員

当町でも進んでいるという内容でございました。高度経済成長期に建設されました多くの公共施設、いわゆるインフラの老朽化は100%発生することが確実な緩やかな震災とも言われております。きちんとしたメンテナンスをしないと突然建物や橋が壊れたり、水道の供給が停止したりということになり、住民の命に関わる問題ともなります。財政が厳しい折から何とかとあえず今年をしのぐことが重要としても、補修の経費を削ったことが、結果大きな財政出動を伴うことにもなりかねません。計画的に老朽化対策を行うことが財政上からも大切であるというふうに考えます。計画ができていますので是非その計画に沿って適切な時期に適切なインフラ整備を進めていただきたいと思っております。まあ同時にですねもう1つの課題についてでございます。まあこれはあのそういった補修費がこれから非常に大きな財政のウエイトを占めていくという中にありまして、まあ経常経費が当然多くなって一般のそういった普通建設事業や何かに回る経費が少なくなる、財政の硬直化がこれから心配される場所でありませけれども、ただこれから地域に対する投資、こういったことも止めることができないというのがいわゆる町の行政であります。そんな中でですね、町の中に芽生えた活性化の芽、これをいかに伸ばしていくかという行政の大きな課題の1つでありまして、その中で今回伺いますのは、まず道路、水路については後程伺いますので、それ以外に活性化に必要な公共施設や防災に必要な施設など公共物の区や耕地、自治会などからの要望に対する対応、この方向性についてはどのように考えていただけるか、大きな観点でございませけれどもお伺いをしたいと思います。

町長

まああのお話のようにまあ戦後の高度経済成長時代を経て、それ以前のものもかなりあるわけでありませけれども、50年、60年経過してこの耐用年数もそろそろ限界に近づいてきておるといふのが日本全国の国の施設、県の施設、それから地方自治体の施設含めてそういう状況にあると、これを大事にならないうちに手を加えてまた次の世代に将来に維持していくという大変大きな課題があるわけでありませ。これはまあ長寿化事業ということになるわけでありませが、その一方でやはりまた次から次へとこの時代の流れの中で、国民要望、住民要望、様々な公共施設の新規建設インフラ整備という要望もかなりあることはもうその通りでありまして、限られた財源は人口減の中で、このしぼんでいくという方向の中で、どうこれを調整しながら維持していくかということは、あるいはまた要望に添えていくということは大変な至難の業だといふふうに思いますが、そこを何とかまあやり繰りをしながら説明責任を十分果たしてまあ取り組んでいくということが大変大切なこ

とだろうというふうに思っております。で、あの長寿命化に対するまあいろんな手立ての問題はその補修計画に沿って何としてもこれは最優先でやっていかなきゃならんということと同時に、町内からもいろんなあの区や自治会、耕地からも要望があるわけございまして、道路、水路以外のまあ公共施設というようなお話でございますけれども、これまでのあの仕事の取り組み経過の中で、区の公民館でありますとか、それから各耕地、自治会の集会所辺りといったこうした箱物施設については、いろんな施策を組み合わせる中でほぼまあこの時点で、当面また次の時代まで安心しておれるのかなというふうな整備施設が図られてきたというふうに思っておりますが、更にまあ今後そうした考え方の中で、1つには大きなものとしては今度の153伊南バイパスの田切交差点での道の駅機能を伴った集客拠点施設、この建設問題がございます。それからもう1つはやはりこれもこれからの防災の安心安全なひとつの拠り所としての本郷地区の公民館が、いわゆる土砂法のレッドゾーンに一部位置しておると、この避難所との関わりがあるわけでありまして、これも近いうちになんとか整備をしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでありまして、その2つのところがこのいわゆる箱物的には大きな町の課題であります。どちらも億単位のお金が掛かるだろうというふうに思っておりますが、これも今後のまちづくりのためにはどちらも避けて通れない公共施設かなというふうに思っておりますので、全力で取り組んでまいりたいと思っております。あとあの細かいものにつきましてはあの今度の経済補正の中にも25年度入っておりますし、それから学校関係なんかもそうであります。それから26年度予算の中にも入っておるということで一気にというわけにはまいりませんけれども、順次進めてまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

区、耕地から出されてくるそういったものに対する取り組みについては、今後行っていく2つの大きな要素の課題を教えてくださいました。あのまあひとつ申し上げておきますのはまああのいずれもそれはその地区から出された要望でございますけれども、考えてみますと町全体に及ぶひとつの事業でございますので、その要望している地域、また非常に熱意を持って燃えているその地域、そういったことを核にして町全体の活性化に資するようには是非検討していただけたら、まあそういった仕掛けをしていってもらえたらというふうに考えるところであります。この部分についてはお伺いしましたので、次の部分に移りたいと思いますが、次に伺いたいのは道路、水路の各区、耕地、自治会からの要望の実現の見通しをお伺いいたします。相当数の要望が出されておまして対応はされているわけですが、依然積み残されている部分に対する実現の見通し、こういったものについてまずお伺いをしたいと思います。

町長

次のご質問は今度はこのいわゆる社会インフラといいますか道路・水路、これらに関わる各地元からの要望に対する実現の見通しでございます。最初に道路についてでありますけれども、道路等の維持補修に関する要望は年度当初、これはあの一部水路も入っておりますけれども125箇所ということで、大変まあ多くの要望をいただいております。またこれが新年度を越しますと新たに次から次のまた補修箇所の要望も加えられていくということございまして、やはり年が経過とともにこの補修箇所も増えてくると、補修済みの方が追いつかないということの実態が浮き彫りにされておるわけございまして、当然のことながらこれはあのそれらの要望に対して緊急性等を最優先にしましてですね、優先順位をきちんと決めて様々な形の取り組みでの施工を行っていくという基本原則でございま

す。道路につきましては改良補修ともそういうことでやっております。それから続いて水路でありますけれども、現在第1段階としてこれはまあご承知のあの農地・水・保全管理支払交付金というのが制度があるわけございまして、この制度に基づいて地域に根ざした補修改修を行っていただいております。これはまあ国、県、町から一定の交付金が各地区の農村保全対策委員会の方に交付をされるという事業でございまして、その採択権が地域住民に移譲をされております。そしてその点検の後、施設の補修改修等が可能であると。費用的にはこれは地元負担が一切ないという形になりますので大変あの優位な大変良い制度であるわけございまして、今後ともこれをまあ進めていきたいというふうに思っております。で、それでも整備が出来ないような多額の事業費が見込まれる場合は国・県へ要望いたしまして補助事業等を導入しております。そのため例年国、県を実際に現地に招きまして現地調査というものをやっております。実態をとにかく承知、把握をしていただきまして、そして逐次まあこれはあの治山も含めてですけれども、土地改良事業等に合わせてやっていただくと、主には県営等の事業が多いわけでありまして、そうしたことでやっております。でまあ具体的にはあのそのような結果、本年度はあの長年本郷区から要望のありました原井の用水の水路トンネル、それからその他の町内3箇所あるJRの水路橋の概要調査等が具体的に採択をいただきまして、全額国庫補助でこの調査は実施していただけるという形になりましたし、それから今後ともあのこれらの詳細設計を県営事業で実施出来るという見込みになりましたので、これからも引き続いて今度は具体的な事業の進行についてさらに強く要請をしてみたいというふうに思います。これはあの町も県も何処も財源は厳しいわけでありまして、これは地元にとっては切実な1つの要素でありますので、町も一体となって私も先頭に立っていろいろ県、国への要望の活動は続けておるわけでございますけれども、今後とも側面ご協力を地元からもお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

北沢議員

当町、今お話がございましたように道路・水路行政においてはまだまだ課題は残るものの、まあ幹線についてはだいぶ整ってきているところであります。特に道路については県道飯島飯田線、広域農道、伊南バイパス、竜東線、まあそれらを中心にそれを東西に結ぶ道路の建設など、第5次総合計画前期計画で目標とした町道のセンターラインのある規格道路、道路幅員が5.5メートル以上の整備距離が、27年の目標年度を待たずして43.2キロメートルというふうに目標以上を達成して成果が上がっております。まあ一方においてですね、先般議会も住民の皆さんと懇談会を行ったわけでございますけれども、まあ陳情も何回も繰り返しているというふうなお話がございます。まああの定住促進などのためにはきめ細やかな部分に対する住民と協働していくことが必要でございます。陳情を受けっ放しということはないと思っておりますけれども、是非陳情を受けた段階ではその緊急度その他を判断した上で是非住民の皆さんにフィードバックしながら、互いに理解をいただいた中で計画的にこのいわゆる地元からの要望の箇所についてはできるだけ速やかに許される範囲で改修を進めていただきたい、こんなふうに考えるところであります。まああの次の質問はそうした中で多方面から検討しないと私にも分かりませんのでお伺いをするわけでございますけれども、まああの先般、各農家に配布されました農政のパンフレットがあるわけでございます。今度の新農政を取り扱ったパンフレットでございますが、その中にですね例えばあの今までの農地・水・環境保全事業の中で、まあ水路だけではなくて他の

事業も対象になるというようなそういったパンフレットの中の記載があったわけでございまして、ちょっとその部分について触れてみたいと思います。当町の管理する道路については町道と林道の2種類であります。農地、つまり生産基盤と住居が混在している農、住、一体の典型的な農村風景が広がる町でございます。農業振興地域と都市計画区域がだぶり、土地改良区もない当町では道路台帳によって林道以外の道路が一括管理されていることは、交付税や譲与税の交付基準数値になることから好ましい状況でありますけれども、一方集落内の道路については農業的活用率の高い道路でもありますので、全部の路線というわけにはいきませんが農地・水・保全管理支払交付金向上、今度の新しい向上活動の支援金の農道等の取り扱いの中で舗装等が取り扱える、まあこういったことに対する取り組みの可能性があるかどうか、まあこういったことを検討されているかどうかについて伺いたいと思います。

町長

まあこの件につきましてはあの飯島町では町道、林道という区分けの中で、交付税対応等の調書ができておるわけですが、ただあの道路によっては農道的町道という部分も今お話のようにあるわけですが、でこのまあ農道的な部分、いわゆる結論から申し上げますと、例えば農道舗装等は制度上平成23年度から始まった施設の長寿命化を目的とした農地・水・保全管理支払交付金、いわゆる向上活動の支援交付金でございますけれども、対応はこれでの対応が可能というふうに見解が出されております。まあしかしあの現在水路の多くは県営圃場整備によりまして布設してから40年近く経過して老朽化が進んでおると、従って例年5月頃に行われます各地区の農村保全対策委員会での水路の点検の診断では多くのまあ改修要望が水路の方が重点的にあるということでございまして、なかなかその道路の方まではまわらないのが現実の姿であると飯島町では、という状況がございますので、まあ今後その辺のところを町道全体として捉えるのか、この交付金制度が使えるのかどうかといったようなことも含めて、事務的な部分がございますので産業振興課長の方から補足して説明を申し上げます。

産業振興課長

今町長の答弁で申し上げましたように、多面的機能支払いに制度が変わりまして3つの制度に分かれました。農地維持支払、それから資源向上支払、これはまあ共同活動の一部でございます。それから今まで施設の長寿命化ということで向上活動、これはあの今年の9月の補正で大きく予算をいただきまして、それぞれ地区の皆さんの要望に応じてきたところでございます。であの舗装につきましてはこの向上活動の中でできるということでありまして。またあの農道の軽微な補修、こちらにつきましてはあの資源向上支払こちらの方で実施できるという制度になっております。ただ今町長が申し上げましたように、非常にあの地域の皆様の希望が多く出ております。というのはあの県営圃場整備をしまして、もう既に40年近くを経過しているということで、各種の水路が非常にあの老朽化してきているということで、地域の皆様方の要望も多くなっているところでもあります。まああの水というのはあのこの日本の食文化を支えてきたものであります。で、水がなければこういったあのユネスコに登録されるような、世界の遺産となるようなは和食文化はできなかつたということもありますので、まあこういったあの農業、それから私たちの生活を支えている水というのをやはり第一に考えながら、農地・水の対策については主に水路を中心にやっていきたいということでございます。特にあの地元の委員会での要望もそういったところに集中しておりますので、まずは水路を長寿命化しながら、その後まあ余力があれ

ば農道等他の施設等の補修等にも向けていく必要があるかと思っておりますけれども、現段階では重点を水路において取り組んでまいりたいと考えております。

北沢議員

まああのいずれにしてもですね、かつてはまあちょうど私が関わっておった頃では舗装事業が始まった頃については、舗装距離を短期間に伸ばすために地元で路肩整備の出ず手による整備をお願いし、まあ舗装道路を延ばしてきた経過というそういった時期もございました。まあ今ではなかなか難しい取り組みであると思っておりますけれども、まあ地元の皆さんと一緒に道路を作ってきたという行政の姿勢があったわけでございます。あの町道とはいっても先程言いましたように農道的な生産活動の場の道路でもありますし、地元の道路として地元が管理していくという意識もやはり必要ではないかというように考えるところであります。従ってまあ今後の中でそういった部分については考えていっていただきたいと思いますが、先程の説明の中で水路については2,400,000,000のインフラ整備が必要である。道路についても600,000,000ですか、まあこういったものが必要であるというふうな長期計画が出されておりますので、水路を重点にすることはやむを得ないというふうに考えるところでありますけれども、あのかつてはですね圃場整備後の道路を農政サイドの非補助土地改良事業費、まあこういった事業で資金を調達して舗装をした経過もあるわけでございます。まああの財政的に許されるならばですね、いろいろないわゆる建設サイドの資金ではなくて、幅広い方面から資金を調達できるような研究をいただいて地元要望に応じていただくことがよろしいのではないかと。特にですね、まああの町長はですね最近の中では地域福祉空間整備事業のようにまあクリーンヒットの事業をですね町政の中に取り入れるという、こういったことに長けているわけでございますので、是非あの多方面からですね事業確保ができるように是非ご努力をお願いし、こういったことを期待するものであります。まあそういった点についてこの地元対応について、先程町長しっかりやるというお答えをいただいておりますけれども、今一度取り組みについて決意の程をお伺いし次の質問に移りたいと思っておりますので、もう一度すみませんがお願いします。

町長

まあこれはあの町道全般に舗装のこの補修部分もだいぶ増えてきておると、まあ水路も同様でありますけれども、あの舗装の部分だけ意識的に延長をして実現するために、以前はまあご承知のとおり農家が直接借入をして、それを肩代わりして、まあいわゆる起債事業的な位置付けで1路線2路線どんどんやってきたわけでありまして。まあその辺の返済については既に終わっておりますけれども、今の財政の仕組みの中ではそういったことはほとんど許されません。これはあの起債は起債、きちんと許可、届出等の手続きを経てやっていかなきゃならんということで、財政法全体の仕組みが変わってしまったので、あるのはいかにその有利な補助を取り付けて、そして計画的にやっていくかということでございますので、まあそうした現実の実情があるわけでありましてけれども、水路と同様にやはりこれはあの将来へのインフラの引き継ぎという部分が大変多く要素を占めておりますから、今後に行ってがたがたの道になってしまっても困るということもございまして、町内全般的に見渡す中で優先度を持ってやっていきたいというふうにございまして、

北沢議員

それでは次の質問に移りたいと思っております。次の質問でございますけれども、長野県では信州の山の日を26年度に始めるとして現在予算の審議が進んでおります。国においても8月11日を山の日として祝日法改正案の検討がなされているというふうにございまして、県ではこの中で山の定義を3,000メートル級の山岳高山から身近な里山までの全

てとしており、取り組みとしては山の恵みに関し、親しむ、学ぶ、守るという3つの視点に立ち、山を活かすこの取り組みに重点を置くというふうにされております。これに至る経過の中で77市町村長の意見を聞いたところ、主な意見としては、山岳観光を振興を中心とし市町村との連携の強化、市町村独自の取り組みに対する強要することのないような取り組み、また登山道の維持修繕への支援、まあこういったことが市町村長からの意見として寄せられているというふうに言われております。私的に感じますとですね、どうも長野県のイメージをですね県外から見ると、山岳、温泉、スキー、まあこういったイメージは中北信の信州ですね、まあこちらの方のイメージが強くてですね、まあこれを山の日にですね本格的に県が取り組んでくると、どうも北の方に偏った政策がとられるっていうイメージが払しょくできないわけでありまして、当町でもですね山をこよなく愛する人たちや里山を愛する人の活動がありまして、またあのリニアの開通前に好印象、良い印象の地域づくり、こういったものを求められるというふうに感じているところでありまして、町の土地、町土の70%近くを占める飯島町としてはこの山の日の制定について、どのように呼応していくか、まあそういったことについて基本的なお考えがありましたらお示しをいただきたいと思っております。

町 長

3番目のご質問、山の日に對する考えでございまして、国、県のこうした動きに対して当町ではどのように呼応していくのかということでございます。お話にございましたように、国の山の日は8月11日を新たな国民の祝日とするというこの祝日法改正案が、これは議員立法という形になるかと思っておりますけれども、今国会に提出され成立をする可能性が高くなったというふうになると思っております。施行は28年度、まだ2年先というような話になるかと思っておりますけれども、のようでございます。それから長野県はこれに先駆けて議論も進んでおった経過もありますけれども、この平成26年7月の第四日曜日を信州山の日と定めて、この前後7月15日から8月14までの1ヶ月間を信州山の月間とするような今構想が打ち出されております。まあいろいろとあのこの経過に至るには市町村との意見聴取もいろいろあって担当が出席したりしておりますけれども、まあいずれにいたしましてもこの飯島町はこの山に対する造詣の念といえますか、キャッチフレーズの的にもこの「2つのアルプスの見えるまち」を標榜しておるわけでございますので、アルプスの峰々だけでなくですねこの里山も含めたこの山に対する造詣というものやはり町民挙げて小さい頃からその機運を養っていく必要があるんだろうというふうに思っております。まあ具体的にちょっと今お話もございましたけれども、昨年、町では登山の愛好家の皆さんが中心になって行ってきた傘山の登山ルートの開設整備が完了しました。記念登山が行われまして私も出席参加いたしましたけれども、大変まあ素晴らしい景観としてこの整備をされて今後情報発信することができたと思っております。あの非常に町内外から多くの方が集っていただいたということで、インパクトは相当これからもあるんだろうというふうに思っております。そして山に親しむという企画は登山やトレッキングだけでなく、毎年開催をしております小中学生を対象とした森の学校等を通じて、この山を育てるという教育上の観点からもやっぱり大切な子どもの活動だというふうにも思っております。またあの新年度になると思っておりますけれども、この地元の今まで取り組んでおる御嶽山のこの整備の問題もあるわけでございます、更にまあ飯島区の地域づくり委員会が主体となって、この県の元気づくり支援金を申請して活用してこの御嶽山周辺の整備事業、遊歩道であります

とか、それから東屋の整備、それからあそこにはあの素晴らしい赤松の100年の余を経た、群生しております、これらの保存作業事業。それから案内板を入れたりまあこれに関わるイベントも入れて、全体としての御嶽山のふるさとの山のイメージアップを図っていくと、町も精一杯このことについても支援をしてみたいというふうに思っております。なおあの国や県のこうした山の日の指定に対する町の受け方としまして、新年度予算でありますけれども若干の予算を計上させていただいております。まあ具体的にあのどういうふうに使いたいというふうには定かにはしてございませぬけれども、いずれあの県の方のイベント共催の問題だとか、それからまあ規模は小さくても下からそうしたあの活動、行動というものが出てこようかと思っておりますので、それらに対するまあ支援の株田的部分として予算を計上させていただいておりますので、また良いアイデアがあったら北沢議員もひとつご協力いただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこのせつかく制定をされる山の日、これはまさに飯島町が立地するこのかけがえのない山でございますので、これに連動をした国・県と連動した1つの取り組みというものを今後新たな視点でもって進めていく必要があるというふうにお願いしたいと思っております。

北沢議員

まあ飯島へ来ると山が非常に綺麗だと、この印象は誰しも口にさせていただけるところであります。まああのこの県の中にあります山を活かす、まあこういった意味において林産材で山を活かすことはなかなか今至難の山林経営でございますので、是非幅広い観点からこの山を活かす、こういったことを取り組みを希望いたしまして質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は午後3時5分といたします。休憩。

午後 2時43分 休憩

午後 3時 5分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問は新ごみ処理施設に対する町の考え方を問うものであります。もちろんこれはあの広域連合の計画でありますので、お尋ねするのは町としてこの広域の動きに対して町としての立場をどういうふうに表示してきたか、あるいは今後どういうふうに対応していくのか、そういう性格の内容であります。ごみについてお尋ねするのは多分今回が3回目になるかと思っております。で前回は直前の12月議会でありました。で実はその直前、11月末にごみ処理の基本計画の第4次版というのが発表されましたけれども、残念ながら一般質問の通告日に間に合わなかったものですから、この中身の大変不合理に見えるところだけを実はこの席で申し上げて、是非町では中身を精査してほしいということとその時に申し上げておきました。ですので今日はその続きということになります。率直に言いましてこの第4次基本計画ごみ処理計画を読んだ感想というのを率直に申しますと、大変がっかりしたというのが本音であります。でこの第4次の基本計画にはですね、その前の第3次、平成22年、4年前に作られた2



2年の3月ですけれども3次の計画の結果がどうであったかということがまず書かれています。で、ちょっとそれを図で示してみたいと思いますけれども、平成21年から24年までのごみ排出量の計画と実績がそれぞれ折れ線グラフで画いてあります。で、上の段、青い棒で示されているのが計画であってですね、赤い棒で示されているのが実績です。で、この計画発表されたのは平成22年ですから、実は計画が発表される前から目標は達成されていたと、で計画すると後の時も達成されていたと、これは第3次計画の結果です。大変おかしいと私は思います。スタート前に達成されているものに対してですね何故こんな計画が発表されたのか。で一般ごみについてもですね既に3%少なくなっている。事業系ごみについては14%も計画よりも低い値で推移していると。そもそも上伊那広域連合という非常に公の組織がですね、子どもの目で見てもおかしきような数字を、しかも結果が分かっている前年度も含めて発表したというのは一体如何なることなのかということ、私は非常に落胆しました。で、そうであれば第4次でこのズレについてどういう検証が行われているのか大変興味のあるところであります。計画の立て方が悪かったのか、あるいはそれ以外に非常に突然の出来事が起こったのか、あるいはその他の理由があるのか、実は第4次計画を隅から隅まで眺めてもですね何一つ書いてありませんでした。ただ少なかったと書いてあるだけです。でこれが単なる数字のお遊びであればですね、非常につまらん報告だということが終わってしまうわけですけれども、そうではなくてこの数字は実は非常に重要な意味を持つと私は考えています。何故ならばこの基本計画がですね将来のごみの量を予測して、それによってごみの施設の規模が変わるからです。例えば5%変わるとしましょう。そうすると今大体予定されているごみ処理施設の投資金額は100億円近くですから、5%見込みが狂っただけで500,000,000円、それからその後の運転費用、大体150億円前後というふうにメーカーにもよりますけれども推測されていますから、5%狂えばですね750,000,000円のズレが出てくる。これだけ大きな意味を持った数字に対してこんないい加減な計画でいいのかということ、私はまず申し上げたいと思っております。そこでこの計画に対してですね、町がこの上伊那広域連合のごみ処理施設の費用を当然負担する立場にあると思っておりますけれども、この負担を判断するに当たってこの報告書というのが信頼に値するというふうに町長はお考えなのか、あるいは問題を含んでいて更に精査する必要があるというふうにお考えなのか、このことについてまずお尋ねしたいと思います。

町 長

浜田議員からは新ごみ処理施設、今後まあ予想される巨額投資に対してのこの減量化策という総合的全体的な考え方の中で、今当面の計画であります現計画が妥当的な考え方に基づいておられるかどうかというようなことのまずご質問でございます。お話にもございましたように、この件につきましては去る2月の24日でございます上伊那広域連合の2月定例議会で連合議員からの質問があった件でありまして、それぞれ連合長以下お答えをしておるわけございまして、まあそれとあの重複しておるんだろうというふうに思っております基本的には。で、元よりあのこの問題につきましては今後上伊那広域連合として巨額な投資をしていくこの中間ごみ処理施設、これが如何にこの実態を反映をしたコンパクトなものにしていくかと、そのことがこの各これからの市町村の建設負担の問題、それから未来永劫に続けていくこのランニングコストの問題、それからもっと大きく言えば地球環境に対する負荷の問題等々に絡んでいるわけでありまして、まあこれはあの質問され

た議員各位はもちろんだと思いますし、広域連合当局そのもの我々を含めて、それから地域住民の出来るだけこれはあの減量をして、その処理というものが少しでも減らしていくようなこの考え方に結び付いていかなきゃならんというこの思いは同じだろうというふうに思っております。まあそういう同じ思いの理念の中でお答えをしまいたいというふうに思っておりますけれども、この昨年12月策定されました第4次ごみ処理計画、正式にはこれは一般廃棄物の処理基本計画でございます。上伊那広域連合が各町村からの積み上げ数値をもって一応平成35年までのこの人口・世帯数動態を勘案して作った基礎数値になっておると、現在はそういうことでございます。で、飯島町においてはこの人口・世帯の推計はどのようなふうにまあ積み上げてきたかといいますと、これはまああの固く言えば国立社会保障の人口問題研究所の公表値を補正した推計値として人口動態を捉えておるわけでございます。そこでまあ家庭ごみの1人1日当たりの排出量の推計に当たっては過去5年間以上の実績を基礎として推計をしてきましたけれども、当町においては平成19年度以降、ごみの減量化、資源化施策とともに、まあ景気の低迷等の浮き沈みもあったわけでありまして、こうした要素を加味して推測をしております、平成21年度以降の実績を基礎とした推計とともに、このごみのこの量の増減に影響する要素として、飯島町でこの少子高齢化が進んでおる要因、それから核家族化の進行による世帯の増という逆の要因、それからまあ転入転出等の見込みも含めて、この自家処理というもの、これはまあ減量化策に繋がっていく部分なんですけれども、こうした全体のことを加味して将来推計値を算出したという経過でございます。ごみ量に影響する要素によって家庭ごみ1人当たりの平均排出量を上伊那の加重平均値と比較をいたしますと、飯島町では平成24年度実績においてこの全体平均数値の76.3%、5年後の平成30年度におきましては80.2%と、3.9%まあ増加するという推計数値を出しておるわけでありまして、まあこれはあの郡下全体からしてみれば20%以上低いということになるわけでありまして、大変まあ町民の皆様方のご理解とまあ自前処理といいますか減量対策に対する取り組み、啓発も含めてですね、町民の感覚がそこにあると。まあ伊那市辺りを含めた全体の平均より少ないということは当然であるわけでありまして、そんなひとつの努力の結果も出ておるのではないかとこのように私なりに考えますけれども、でこの全体の排出量で比較しました5年後の平成31年度を見てみますと、上伊那の平均538グラムに対して飯島町の推計量は434グラムという位置付けになっております。約100グラムの少ない差があるわけございまして、これはあの中川村に次いで郡下の中では低い方から2番目と1人当たりになります。こういうまあ推計に立っておるわけでございます。で、だからといってこの数値に甘んじることなくてですね、一層のこの減量化・資源化に取り組んでいかなければならないというふうに思っておるわけございまして、ただ人口は減ってまいりますけれども、この核家族化的な部分はどうしてもこれはあのごみの排出というのはあの増加要素に繋がっていくという1つの考え方があるわけでありまして、固定的に出る量というものはその人口動態だけでは掴みきれない部分があると、むしろマイナスに働くという要素もご理解いただきたいというふうに思います。まあその通りのデータもあるわけでありまして、まあそういったことを増減要素を反映して現在の推計値であるとふうに認識をしております。今後の動向についてまあいろいろあるかと思っておりますけれども、また後程あの質問出てまいりますので、そうしたことを現時点で捉えて今後の対応をし

ていく必要があるというふうに思っております。

浜田議員 私質問はこのデータも含めてですね広域の報告が信頼に値するか、検証を必要とするかということだったのでその点についてのお答えをいただきたいと思います。

町長 いろんなデータの下に検討をして積み上げた数字でございますので、これを現実の見通しの姿としてこれをベースに進めていかざるを得ないという認識でございます。

浜田議員 そこまで信頼されている広域連合は幸せかなと思うわけですが、あの私なりにです、何故このズレが出たのかということ調べてみました。つまり上伊那広域がどういう論拠でもって第3次の計画を立案したのか。それを示すのがですね同じ第4次の報告に載っている今後の予想図であります。このグラフですね。上の方に事業系のごみについての第3次の計画のグラフがずっと載っています。左の方は青いグラフは過去の実績です。で、急激にごみの量は減っています。それに対してこの計画の時点から赤線で書いたごみ、徐々に増えるという予測を第3次では広域連合は立てました。ところが現実はその通りに推移しませんでした。でその通りに推移しなかった理由というのは実は第3次の計画の中に書いてあります。どう書いてあるかというので、まず一番最初に非常にごみの量の多いところ、これについてはごみの有料化の変更の影響が残っているのでこのデータは除きました。それから一番最後、この計画のスタートになっている時点のデータ、これは突然景気が低迷したので、確かにこれはリーマンショックのしばらく後ですから、一時的なものである、従って今後回復するというふうに見込んだと、その結果グラフを作ったんだというのが第3次の時の説明です。でじゃあ実際はどの様に推移したかというのが第4次の計画、下のグラフに書いてあります。実は結果はですねその後もごみは減り続けました。でこれが先程ご覧に入れた目標と現実との食い違いを引き起こしているわけです。つまり前提となっているのは非常にごみが急激に減り続けているという現実を目をつぶって、これから景気が回復すれば戻るはずだという推定に立ったこと。それから今町長がお話になったようなことは多分第3次の時には入っていなかったと思いますけれども、全体としてごみが多めに推移するという予測の上に立ったものですから、第3次計画は見事に現実とは食い違う結果を引き起こしたということになっていると思います。ではその根拠になっている景気が回復したらごみが増えるという予測は本来正しいのか、どんな根拠でそれが言えるのか、私は非常にそれに疑問を持ちました。でそのためにもう1つ調査をしてみました。今お話ししたグラフの下の方にですね過去10年間位のごみの推移のグラフがあります。それでこれ全体に生活系も事業系も含めてのごみの推移なんですけれども実は急速に減りつつあります。でこの中にはあのリーマンショックが起こる前後のデータも当然含まれています。その前の5年間位はかなり株価も高く景気が良かったんですね。しかしながらそういう時代にあっても実はごみは減り続けていました。ですのでごみの絶対量が景気によって変動するという根拠は私はないんだと思っています。上伊那広域のどこを探してもそんなデータはありません。もっと長期的に見ればですね、先程ご覧に入れたグラフの一番下に同じように山形のグラフがあります。これはもっと長い年月をたどった全国の世帯当たりのごみの排出量と、それからトータルのごみの排出量のグラフです。このグラフ非常に単純なことを物語ってまして、ちょうど昭和の60年位でほぼ頂点に達してですね、それからしばらく横ばいになって、それから急降下を始めて今日まで至っています。急降下を始めた地点はほぼバブルの崩壊、1990年のバブル崩壊に相当しま

す。それ以後ですね実は飯島町をはるかに凌ぐ勢いで全国レベルではごみが減り続けていると、でこの間に当然景気の浮揚、上がったりがったり下がりたりは何回もあります。さっきお話ししたようにリーマンショックの直前の5年間位はそれなりに株価も高かったし景気も良いと言われていましたけれども、実はごみそのものは減り続けてきたとこれが実態だと思います。ですので上伊那広域が一体どこからデータを引っ張ってきたのか知りませんが、景気によってごみが増えるという予測の根拠はですね私は極めて希薄なんじゃないかと、そうではなくて現実には企業の競争によってパッケージもかなり簡素化されました。あの発泡スチロールがギューギューに詰まっていたものから非常に工夫された段ボールになったりですね、それからあの町の中でも店頭回収が行われたり、容器リサイクル法がどの程度寄与したか、逆にペットボトルは増やしたような気もしますけれども、ともかくも一定のごみの減量の施策が打ち出されたこともあってですね、実は景気よりもはるかにごみの減少の方が早かったと、このことを私は指摘したいと思います。ですので上伊那広域連合の根拠は実際には存在しなかったのではないかとこのように私は想像しています。しかもこの時期はですねもう1つ付け加えると、この山とほとんど同じように国民の所得も下がっています。大体給与ベースで4,400,000円から3,800,000円位まで、これは厚生労働省の調査結果ですけれども、ですので国民はですね仮に景気が上下してもそれはどちらかという株価の話であってですね、生活レベルでは非常につましい生活を続けざるを得なかったという、そういう流れの中で今日に至っていると、まあそんなふうに見なければいけないのではないかなというふうにも思います。ともあれですねあの第3次計画がこういうふうで大外れしたのだから、じゃ第4次計画はいくらかでもマシに作るのだろうかというふうに期待するわけですね。でそれを比較したのが先程のこのグラフです。第3次計画では1回下がり始めた現実、過去のデータに対してこれから戻るんだというグラフを示しました。第4次計画はどうなっているか。同じく下り続けますこのグラフ、これが過去の実績です今年までの。それに対してこれからごみが増えるんだというグラフがこの第4次計画なんです。全く第3次の時の誤りの経験がですね反映されていないわけです。で参考のためにこの第4次のグラフの上に第3次を重ねてみましたけれども、ほとんどそっくりのことをやろうとしている。しかも先程町長がおっしゃられたように、単に景気回復だけではまずいというふうに考えたのかですね、実は人口は減るんだけれども世帯数が増えるからだと、まあこういう理屈が今度はついてくるわけですが、私はこれも恐らく裏付けのデータはなかりというふうに考えています。でなんとすれば1つはですね先程のあの全国的なスケールから見ても、世帯数は増え続けているけれどもごみは減り続けているからです。更に飯島町について言えば世帯も減っていますよね。飯島町の世帯数は実は6年前から減っているはずなんです。ですから積み上げ方式というふうにおっしゃいますけれども、実は飯島町は仮に世帯数の分を含めたとしてもですねそれによってごみが増えるという理屈は成り立たないのではないかと、一体どういう根拠でごみが増えるという話をここで作り上げたということは極めて私にとっては不思議であります。それからもう1つの理由は高齢化だということなんですけれども、お年寄りになればごみが増えるのかとこんな失礼な話は私はなかりというふうに思っております。ですのでこれを各市町村がこういう右肩上がりの増えるグラフを書いて、でそれに基づいてごみ処理施設の規模を決めようとしていると、本当にこんなやり方でですね財政出費が抑えられるのかということをお

は改めて指摘したいというふうに思います。ということであの今いくつかの点を指摘しましたけれども、町長としてはですね、あ、それでこれあの白鳥連合長も先程お話しされた2月の質問の中で、世帯数が増えるからごみが増えるんだという答弁を議員に対してしていますね議事録をちょっと見てましたら。でこれについてはもう一言付け加えますけれども、実は先程町長がおっしゃった全国の人口動態調査、あの国立の研究所のその調査によってもですね実は世帯数の増加は2020年でピークを迎えるという推定になっています。それから減り始めるんですね全国規模で。伊那谷はもっと早いんじゃないかというふうに思います。ということは何が言いたいかというです、実はこのごみ処理施設が稼働し始めた瞬間からですね全国レベルで世帯数は減るわけです。ですのでごみ処理施設を検討するにあたって世帯数が増えるというストーリーを持ち込むこと自身が私ほとんどない作り事ではないかというふうに考えます。今あの細かいデータあれこれ申し上げましたけれども、町長納得していただいたのかどうか。で、もしそうだとすればですね、もし多少なりともご理解いただいたとすれば広域に対して問題提起をしていただきたいとしたいと思いますけれどもいかがお考えでしょうか。

町長

浜田議員のあの詳細なデータ収集、分析によってこうした資料をいただいておりますのでございまして、ただあの広域議会の時にも説明答弁があったわけでありまして、この第4次を策定するにはまあ慎重にいろんな面から作業チームがまず取り組んでですね、時間をかけてやってきたということで、これがあの全然方向が逆ということではもうあり得ないんじゃないかというふうには思います。考え方の中でまあどう捉えるかっていう問題はあるんだろうと思いますけれども、でその辺をもう一辺やはりあの検証をしていかなきゃならないと思いますし、まあはっきり申し上げてあの理事者会議、広域連合等につきましてはその作業チーム、一部専門家も入っておるわけでありまして、こうした積み上げによってまあそれを是とするということでもありますので、浜田議員のいろんなこうした詳細の分析というものもうひとつ受け止めさせていただいてですね、今後どうまた作業チームに戻して飯島は飯島のこうしたご意見もあるということの中で、構成8ヶ市町村、どういうふうにしてその現実を捉えていくのかももう一辺まあネジを戻してというか、実はこれはあの、また後で出てくるかと思っておりますけれども、実際のその規模を確定するにはもう数年先のことであります。従って最終的にはそこへ結びつくわけでありまして慎重が上にも慎重にやっていかなきゃならんと、あながちこの全然プラスにいく、マイナスにいくというのは大きな見解の相違でもあるわけですから、そこはどういうふうにもあするか後の質問とも絡んでまた考え方を申し上げてまいりたいと思っておりますが、そんなことでひとつよろしく願いいたします。

浜田議員

専門家が検討されたというお話ですので、まああのそれを信じるのが筋かもしれませんが、例えば国立の人口問題研究所なんかについてはですね推計の手法が非常に細かく書かれています。どういうモデルを使ったかという。ところがこのごみについては全く一切その手法が書かれていません。もし根拠があるというのであればですね私は非勉強させていただきたいなと思います。あの私ごとで恐縮ですが、私実はあの岐阜経済大学の夜学に2年程通ってですね、統計学、それから自分でも多変量解析のセミナーというのを主催しておりますので、初歩的な知識は持っていると思っておりますので、どういうデータ、どういう手法を使えばこういう数字になるのかということとは是非詳しくご教授いただ

きたいなというふうに改めて思う次第であります。そういうわけですね、あのこの増加するか減少するかということは、先程から繰り返していますようにランニングコストも含めて総額250億円の金額がどうなるかということは非常に大きく左右する項目だというふうに思いますのでですね、まず入り口のところでとんでもないドンブリ勘定が起こることがないように慎重に検討をしていただきたいと思っております。それからもう1つ、第4次計画にはもう1つ実は大きな問題が隠されています。それはごみの資源化に対する目標の引き下げです。で、第3次計画はですねごみの量が最初から、さっきお話ししたように、目標をはるか下回っていました。ところが第3次計画で目標を満たす項目が1つだけありました。それはごみの資源化です。これはむしろ目標よりも悪化したというそういう結果に終わっています。であれば第4次計画はその未達に終わったごみの資源化をどうやって取り戻すかということが議題になって当たり前のはずであります。ところが第4次計画よく読んでいただくと分かりますけれども、第3次計画で4年間でやるはずだった目標をですね10年先に先送りしています。つまりごみの資源化に力を入れる必要がないよ、やる気がないと、まあこういう読み方によっては見えるような計画になっています。結局全体としてはどうなっているかというです、第4次計画はごみは増えるように予測したい、資源化はうんと先に予測したい、ごみがうんと減らないような条件だけを追い求めているように見える計画に見えて仕方がないということでもあります。ですので本当に我々の自治体の負担を減らそうと真剣に考えるのであれば、それらの点についてですねもっと詳しい検証をするよう町からも強く働きかけていただきたい。改めて願うものであります。じゃあごみの減量はもう限界なのかと、私はある意味ではもう限界だと思っています。ある意味ではと言いますのはですね、私もあの環境衛生自治会で近所に一生懸命あの整理のついていない写真を配って歩いたり、一緒にあの分別をしたりしてですね、飯島の町内の皆様が非常に細かいところまで努力してごみの減量に努めておられるということは痛いほど分かっていますので、あの住民にこれ以上非常に巨大な目標をお願いすることはそろそろ無理なのかなというふうには一方では思っています。ただその一方でですねごみの中身、これを見るとしかしながらやらなければいけないことがあるんじゃないかなというふうにも思います。次にご覧に入れていますのは立て済みの棒グラフですけれども、これはごみの内訳がどうなっていたかという、これはあの上伊那全体のごみ集積所から袋を何10個か抜き出して、それを全部ばらして写真を撮ってどんなごみの種類かという、まあ多分年間4回位やっているんですかね、まあその一部ですけども毎度場所によっても、それから時期によっても変動はありますけれども大体こんなもんです。大体こんなものというのはですね、一番ごみの量の中で比重の多いのは厨芥類、台所ごみ、生ごみですね。これはだいたいいつの調査をみてもだいたい4割前後になっています。それから段ボールと資源化可能ごみの紙、これを合わせると大体15%位です。でこれは私は減らせるごみではないかなというふうに思っています。それからその上に布類とそれから木や竹、これはあの庭の木の剪定や何かを出している分ですけどもこれが大体1割くらい。これも努力によってはですね焼却炉に持ち込まなくて済む分であります。この中で特に厄介なのは厨芥類ですね、生ごみ、だいたいこれあのビニールの袋に入れて回りに見るとみっともないし、水気も多いので新聞紙で包んでとまあこんなやり方が多いと報告もありましたけれども、これの大体8割が水分です。ですので焼却炉でこの厨芥類を燃やすということになりますと

です、この分の水分を飛ばすということになります。大体今回の計画では日量137トンの焼却炉の規模ということになっていますので、その中に含まれる厨芥類のごみはですね40トンということになります。40トンという量をですね煮飛ばすわけですね無くなるまで、水蒸気にしてしまう。風呂桶にすれば大体風呂桶400杯分、これを毎日毎日蒸発させないとごみが燃せない。そのために猛烈なエネルギーを使うという意味ではですね、これをどうするかということはおみ処理場のコストにとっては非常に大きな問題だと、金額ベースで言えばですね137億円の3分の1位ですから、単純に考えると137億円のうちの40億円位を水を煮飛ばすために使うようなそういう焼却炉だとそういう話になるわけです。ですのでこの厨芥類をどうするかということはおみ処分場の建設にとっては非常に大きな問題だと思います。で上伊那連合はこれについてどういう見解をこれまで書いてきたかということなんですが、第3次計画はですねまあある意味では非常に個人に努力を求めています。いわゆる生ごみ処理機に助成します。それからなるべく水を切って出してください。ということも書いているんですけども、実はもう少し踏み込んだことを書いています。で第3次の計画では、モデル地区での大型生ごみ処理機の貸与や堆肥化施設等での資源化について事業の継続・拡大を検討する必要があります。これが第3次の計画です。ところが第4次ではどうなったか。生ごみの堆肥化等の資源化施策については費用対効果の検討を行う。4年間かけて第3次で掲げた目標を大幅に後退したわけです。やる気がないよということ。もっと露骨な言い方をさせていただくとですね、もう大型の処理の施設の計画が動き出したものだからこの問題に影響を与えるようなことは触れたくないというふうに見るのは穿った見方でしょうか。いずれにしてもですね、この生ごみ処理に対する施策は駒ヶ根で一部の動きがありますが、上伊那広域全体として大きく政策として取り組むというふうには見えてこないわけです。じゃ全国ではどうか。今年になって横浜市が非常に大きな取り組みの検証を始めようとしています。それから同じ神奈川県でも秦野市でもそういう計画が進んでいます。これはガス化にして燃焼してエネルギーを取り出すとかまあいろんなやり方がありますが、これは全国どこのごみ問題調べても生ごみをどうするかというのは非常に大きな問題でですね、それに対して具体的な真剣な取り組みが全国の各地で行われている。それに対してこの上伊那の3次と4次のこの後退ぶりは一体何か。私は非常に大きな問題ではないかというふうに思います。結局この4年間、生ごみの減量に対してですね検討を放棄していたに等しいのではないかと。逆にこの生ごみを全く別にするためにお金を掛けるのであればですよ、ランニングコストも含めて50億円位投資したっておかしくないはず。さっき言ったようにごみ処理機のトータルのごみ量が激減するわけですから。その4割減らすと100億円減るわけですね、その半分を生ごみ機に掛けてもですね50億円の生ごみ処理計画を別に立てたっておかしくなかったはず。ところがもう既に10数年前にガス化熔融炉の話が持ち上がって以来ですね、おそらくこういう取り組みについてはですね手抜きをした、あるいは検討しなかった、パブリックコメントに対してもですね非常に冷淡な答えが書いてあります。一体これでいいのかどうか、町長どうお考えですか、是非本音のところをお聞かせいただきたいと、思います。

町長

まああのお話でございますようにこの第4次の計画を作るにあたって、いろいろとあの調査、アンケート等もして町もそれに加わってやっておるわけですが、特にこの燃

えるごみに対するウエイトが非常にまあ高いものですから、この中にあのいわゆる厨房から出るこのごみと、それからこのいわゆる再資源として活用できる主に紙類なんですけども、こういうものが非常にあの飯島辺りの方は非常にそのことが環境衛生自治会辺りに浸透していただいて、的確にやってもう模範的なふうには私どもは捉えておるわけですが、郡全体としてはなかなかそういうふうにはいかないと、まあ言ってみればこれはあの生ごみが40%位どうも堆肥化の方へ回せるんじゃないかというような考え方ですね、それからもう一方のこの資源化できる再生へのごみ、これも除けば15%位そこから除けると、というような考え方だろうというふうに思います。でこれをやればまあ極端に言えば半分で済むということになるわけですが、これはまああのなかなかそうばっかでもない面もありますけれども、いずれにしてもそういう現実がある限りは、もう一度これはあの中間処理施設の規模の問題だけでなく、やっぱりこれはあの資源化の問題、それから容量が大きくなることよっての環境への問題というものをやっぱり全体的に捉えていく必要がある、冒頭申し上げたようなことなんですけれども、そこからまあスタートしていくべきだというようなことであります。従ってあの広域連合としてもそういうものが混在をして如何にこれを弾き出すということが大事かっていう、これはあの減量化努力という形になってくるわけで、これはあの地区によって大きなある程度中規模の処理機を入れるかどうかはまたちょっと別問題として、如何にそれが取り組みにかかるかこれは行政の姿勢も問われますし、それからそれを協力要請を受けていただく各ごみの排出者、個々の家庭の期待するところも大きい、これはまあ今後ともあのこうしたデータがどうのこうのという以前にまあ更に取り組んでいかなきゃならんと、そういうふうには思っております。そこでまああの足元のことになりますけれども、町は少しでもこの堆肥化に繋がるようなごみ処理機の導入を奨励をして補助金等も出していくというようなことと、毎年毎年まあこの減量化に対する意識の高揚を図るような呼び掛けをしていくというようなキメ細かいところからやっておりますけれども、まあこの辺につきましても果たしてこれはあのそういう理論でいきますと規模は半分で済むじゃないかというようなことになるわけかと思いますが、理論上はそういうことにはなりますがなかなかどうしてこれはそう簡単に行くもんじゃないと思っておりますので、いずれにしても容量決定までにはこれから数年あります。その辺のところをもう一辺また表に出してですね、これがあの第5次の中でそのことを決めていくのか、4次の見直しの中でこれを決めていくのかということはおままだまだ定かではありませんけれども、そんな方向で今いろんなデータをお示しいただきましたので、また今後あのいろいろとあの上伊那広域連合でも理事会やまあ議会もあろうかと思えますし、それから全員が集まるあの研修総会というようなものも年に一度あるわけでありまして、また議長さん辺りにもご相談申し上げながら、できればあの講師の経済問題やそういうことも大事でありますけれども、これをテーマにした1つの議員総参加の中でやっぱりこうした意識を深めていくということも機会としては大事ではないかと、その折には是非そのバックデータに基づいてまた立場の中でまた機会を持っていればというふうには働き掛けをしてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

浜田議員

思わず大型生ごみ処理機にご賛同いただけるのかと思ったのですが、ちょっと家庭用の話は私はしているわけじゃなくてですね、やはりもっと大規模にお願いしたいなど

いうふうに考えているわけです。先程のあのこの内容の中でですね、資源化可能なごみ、紙ですね、かなり事業所から出ていたりする分があらうかと思えます。まあその辺りも含めてですね実はもっときめ細かい分別をしなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。ところが上伊那1点でごみ処理をするという流れになってきますと、駒ヶ根でやっているような人手による作業もですねだんだん省略化されてしまうんじゃないかと、私はそんなような心配もしてまして、むしろ逆の方向に力を入れるべきではないかなというふうに考えているわけです。これまで議論してきたことをもう少し私なりに整理してみますと、上伊那広域連合はですね私からみれば非常に根拠の薄い目標設定を繰り返してきたんじゃないかと、しかもごみ削減の努力の大半を住民に求めるだけでですね、先程申し上げたような大型の生ゴミ処理の大きな取り組みとかですね、あるいは人手をかけた大きな施設によるもっと分別の徹底とかそういう巨大な政策的な手法を打ち出して来ずに、その一方で巨額の投資が必要とする処理施設の検討にだけエネルギーをつぎ込んでいたんじゃないかと、しかも更に加えて言えば資源化の目標も引き下げると、こんな姿勢で後退の一方だというふうに見えます。これはおそらく平成19年にガス化溶融炉を選択して以来ですね、一貫してそういう傾向が見えるんじゃないかというふうに考えています。で今回この機会に私見直してみたいんですけども、例えばこの137トンという現在の目標の前はもう少し大きな数字だったはずですね、150いくつですかね、でこれ褒めていいのかどう言うっていいのかわからないんですが、要するに今から5年前に立てた計画がですよ5年経ったら1割、しかも私から見れば極めて甘い見方をしてさえ1割引き下げざるを得ない位ごみの減量は進んできたということです。もっと厳しい目で見ればですねもっと大きく減らせるんじゃないかと、私ここで予測全然信じていませんから。そうではなくて本当に厳しい目、専門家の批判にも耐えられる目で見ればですね1割どころではないんじゃないかと。そういう意味でもっと徹底的に見直すべきだろうというふうに改めて申し上げたいと思います。で本当であればと言うか、私は本当はもっとこういう考え方をさせていただきたいということで概念図を作ってきました。町長はもう冒頭からとんでもないというふうにおっしゃっている絵です。でどういう絵かというんですね、これは現在の左側が棒グラフになっていまして現在の計画です。大雑把に言いましてごみ処理施設、大体100億弱です。それからその上に積み上がっている1.5倍位の赤い棒グラフ、これは30年間のランニングコストです。これはあのガス溶融炉やその他のメーカーのプロポーザルの金額です。両方合わせて約250億円ということになります。それに対して私はこういうふうにした方がいいんじゃないかというのがその右側の棒グラフです。まず溶融炉の投資規模を半額にします。これは非現実的かというんですね、例えば今回のガス化溶融炉、大体90数億円になっていますけれども、日量137トンの能力を持っています。ところが今の伊那中央のクリーンセンターの溶融炉これ120トンです。大して規模は変わりません。でその時の投資金額いくらだったかというとなら32億円位なんです。それも最初15、6億円位でですね、そのあと何でしたっけあのダイオキシン対策をしなきゃいけないということで15、6億円足して30億円で120トン。ですから極端な話、仮にごみを半分に減らさなかったってですよ、90億円の投資ではなくて30数億円の投資でごみ処理施設は作れるはずなんです。これにはあの実は八乙女の容量が残りが少ないからどうのっていう理由はあるんですけども、例えばガス化溶融炉ではですね元々のごみが3%に減ります。

それに対して現在のストーカー炉では1割残ってしまう。要するに10%残ってしまう。だからガス化溶融炉がいいという話なんですけど、元々のごみを半分にしていればですね実は3%も5%の差にしかないわけです。ですのでこれをストーカー炉に戻すだけで実は投資規模は極端に少なくすることができます。で当然ランニングコストも半分位になります。それだけでは実は立ち行かないのは明らかですね。だって自動的にごみが半分に減るわけではないわけですから。それに対する提案としてこの上に青で書いていますけれども若干の金額を積み増す必要があるんじゃないかと考えています。これは何かというんですね各市町村にごみの分別リサイクルセンターを設けるという構想です。あるいは拠点4箇所位に生ごみ処理センターを設けるという構想です。大体ざっと勘定してみましたけれども30年間の人件費も含めてですね25億から30億円あれば各市町村にそのくらいのものは作れるというふうに考えています。でこのメリットは言うまでもなくトータルの初期投資とランニングコストを減らすというメリットはもちろんのことながら、同時に大体概算で40人位の雇用を作り出すことができます。まあ地域の障がい者あるいは引きこもりの青年たちでも結構ですし、あるいはシルバーの方でも結構ですけども、やはりごみというのは最後に人間が人手をかけて丁寧に分別してこそ再利用できる性質のものだと思います。ただ自動運転でですね、しかもメーカーに丸投げのプロでなければ分からないようなガス化溶融炉を作るのではなくて、我々自身がですねちゃんとコントロール可能な、しかも地域に雇用を生み出すようなそういうやり方でもって本気でごみを減らさないと、機械頼り、大型メーカー頼りのごみ処理政策からいつまでたっても脱却できないのではないかとこういうことを私は考えております。こういう提案に対して町長のお考えを伺います。

町長

まあ今このあの図面でもってご提案いただいたことに対する考えは、今までのあの広域連合が取り組んできた計画方向というものを根底からまあ変えていかなきゃならないというまあ1つの理論になるわけでありまして、今私の立場でここで、はい分かりましたそうしますというわけにはなかなかまいりません。やはりあの一方ではこの作業部会の中で長年に亘って積み上げてきたひとつの考え方の中で、いろんな議会にもご報告を申し上げてそれで積み重ねた経過がございます。いろいろあの捉え方の見解はあらうかと思えますけれども、ひとつの現実の問題として進んでおる経過があります。私も専門家でないので今、浜田さんのようなお話をいちいちそのバックデータに対して反論できることもありませんけれども、上伊那郡下の多くの識者が集まった形でこういうものが進んできたということは紛れもない事実であります。同時にそのことはあの各市町村の担当部局も作業チームに加わってやってきたということでもありますから、あまりその極論同士がぶつかりあうということはありませんんじゃないかというふうに思うわけでもありますので、ご意見はご意見として受け止めさせていただいて、まあこういう1つの提案もあるんだということをまた次の機会辺りに向こうへ持ち込みさせていただきましても、やはりあの議論がかみ合わなくていつまでもこうしたあれがあっては将来的には禍根を残すということがありますから、是非ひとつあの皆が納得できるようなひとつの説明という見解というものも広域連合が発信していかなきゃいかんと。ただあの折に触れた機関誌の配布だけではほとんどの住民の方は分からないだろうというふうに思っておりますので、さっき申し上げたことの研修等の機会も含めてですね、これから真に禍根を残さないような少しでも減量化にして、そして負担軽減が図れるような方策をこれはみんなで考えていかなきゃならんと、そんな

思いでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

浜田議員

まあそれが行政というものかなあというふうに私はつくづく思います。確か平成11年にガス化溶融炉という大きな流れが提案されてですね、それ以来それを具体化する方向で走ってきたのが上伊那広域連合です。それからそこに携わっているコンサルタントの皆様もどちらかといえばそういう方々だったと、いう結果だというふうに私は思っています。その間に経済の変動も起こりました。国民の急激な変動も起こりました。普通の民間企業であればですね10数年前の計画をそのまま引きずるようなことは決してないというふうに思います。速やかな判断を私は強く求めるものです。で、是非、高坂町長はですね、今までの流れに対して別の考え方があるということを強く提案していただきたいというふうに思いまして、もう一度所見をお伺ひして質問を終わります。

町長

まああの私自身もですし、またあの所管課も含めてですね、こういう地元からの提案、ご意見もあると、こういうバックデータも示しながらですねあの当局へはぶつけてみたいというふうに思っておりますが、その結果責任が持てるかどうかはちょっと今のところ何とも申し上げられません。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時55分 散会

平成26年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年3月11日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

中村明美 議員  
堀内克美 議員  
本多 昇 議員  
折山 誠 議員  
三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

1番 北沢正文  
2番 坂本紀子  
3番 本多 昇  
4番 中村明美  
5番 浜田 稔  
6番 久保島 巖  
7番 橋場みどり  
8番 竹沢秀幸  
9番 三浦寿美子  
10番 折山 誠  
11番 堀内克美  
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢 範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢卓美  
議会事務局書記 市村晶子

## 本会議再開

開 議	平成26年3月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 4番 中村明美 議員
4番 中村議員	おはようございます。はじめに本日3月11日は東日本大震災から丸3年の日にあたります。今なお仮設住宅、また福島第一原発の被災により故郷を離れ全国で非難をされている方が現在でも数多くいらっしゃいます。その方々が一日も早く希望ある生活環境に戻れるよう国は復興事業を最優先し、進めることを切に望むものです。また風評被害をなくし東北の皆様が全員笑顔に戻る日まで風化させることなく、国民全員が東北の皆様と同じ心で進んでまいらなければならないというふうに思います。また私自身その心を新たにし、本日よりまた進んでまいりたいと思います。 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1、学校におけるICT活用、これはインフォメーションコミュニケーションテクノロジー、情報を使った授業のことであります。また土曜日の教育活動の推進に対する検討状況は、について質問をしております。まず①から質問をいたします。その前に本日11日はまた高校後期選抜試験の日にあたります。町の受験に臨む生徒の皆さんの健闘を心から願います。昨日の竹沢議員の関連質問の中で教育長は総合的に研究してまいりたいというふうに御答弁をされました。私はまたあのこの国、世界的な日本の国の見方、そしてその授業を開始した例を挙げながら質問をしておりますのでよろしく願いいたします。まず総務省は教育分野におけるICT利活用の推進は授業の双方性を高め児童・生徒の主体性、意欲、関心や知識、理解を高める効果がある。また社会の情報化が急速に進展している中で児童生徒が情報手段を主体的に活用する能力の育成が重要となっている。海外の各国では国家プロジェクトとして教育分野でICTの利活用を推進しています。そしてICTを活用した授業は活用しない授業と比較して学力が向上することが実証的に示されています。我が国においては総務省は平成22年8月から文部科学省と連携し、フューチャースクール推進事業を開始し、全国10校の公立小学校を実証されました。23年度8月からは中学校など加え全20校で様々な実証が行われ、その実証研究により明らかになった点や情報通信技術面に関わるポイントが取り組みのガイドラインとなって公表されています。このガイドラインデータを基に当町のICT活用教育を考えてみたいと思います。ガイドラインの評価の中を申し上げます。まず教員の評価では、多くが授業開始から3ヶ月程度で授業中の活用、生徒への指導ができるようになっていく。生徒の評価では学習活動と共同学習は高い評価になっており、生徒は実証授業開始当初からいずれの教科項目も80%以上と関心の高いことが分かる。公開授業も行っているわけですがその中でのアンケート結果をご報告いたします。

まず教員の声です。生徒がいきいき活動していた点は効果が大きい。インタラクティブホワイトボードを活用した授業は、このインタラクティブホワイトボードというのはその黒板の横に設置するホワイトボードなんですね、そこから映し出されるボードのことです。それは生徒の授業への集中度を上げる上で効果があると感じた。従来の板書き、黒板ですね、やプリント配布といった教員から生徒への一方的行為が、生徒からすぐに意見など回収し全体で共有できることは素晴らしい。今まで黒板で書いたものは一方的だったんですけれどもそのICTを使うことによって生徒からすぐ回答が得られるということはすごく生徒との共有ができて素晴らしいということですね。で生徒は教員の指示を聞き、よく活用して感心した。視覚的に大きな支援に、視覚的というのはあの文章だけではなくて画面を見たり目から入ってくるものが大変大きいのにその支援が生徒の理解力に高まるというふうに思う、ということです。生徒がタブレットPCを抵抗なく使っている様子に驚いた。生徒が誰一人つまらない態度をとる子がなく授業を受けていた。そして参加者の声、漢字の書き順などしっかりフォローできている点は画期的でICTでなければできないと思った。生徒の回答がボードに映されていて、生徒が互いの考えをぶつけやすくなり思考力を養ったり鍛えたりする上で効果的だと思う。次に保護者の声です。デジタル世代の子どもたちにとってタブレットPCはごく身近なツールになっていると感じた。今までと違い子どもたちが楽しそうにしかも一生懸命になっているように思う。これからの将来のためにきっと役立つと思う。その他の声。書く力や興味、関心の増加。共同学習の効果として生徒間の交流の増加。ICTとの相乗による掲示物や掲示作品等の増加。学校内の活動を保護者に伝えることが容易になった。これをきっかけに家庭での会話する機会が多くなると期待する。地域公開授業の情報発信や避難訓練も行い、生徒も地域に貢献したいという気持ち芽生えている。授業以外のタブレットを活用したその例を申し上げます。委員会活動、資料作成の行事とか掲示、部活動での動作撮影を起動し利用して、この運動なんですけれどもフォームの活用をしている。また化学や美術の部分の活用、委員会の活用をしている。そしてこれがちょっと画期的なんですけれども、テレビ会議システムを利用して海外の人と英会話で会話をしたり、他校との合同授業を行うなど遠く離れた地域との交流をすることができます。また学校は地域の中核的な施設であり、ICT環境は災害発生時の情報発信手段として機能することが期待されています。以上の実証例の一部を申し上げましたが、この結果をまあ聞いて教育長は率直にどのように思われたかということをお聞きすると、このグローバル社会にあつてですね学校におけるICT活用の育成が求められていると思います。子どもの未来を考える上でどのように飯島町としてですね今まで検証してきた経過があるのかどうかお聞きいたします。

教育長

それではあの私の方から学校におけるICT活用についてお答えをしたいと思います。あの今議員がお話にありました総務省、文科省の報告書は私も目を通してありますのでその内容については承知をしておりますが、今、前段でですね教育効果やあるいは良い面をご発表いただきましたけれども、必ずしもそうでない面もありますので、そのことについては後の方でお答えをしたいと思います。あの高度情報化社会といわれる現在でありますのでこの分野の変化は著しいものがあります。まあ学校教育の現場におきましてですね情報機器の活用、あるいはそれを利用したいいわゆるICT教育の重要度が増しているということは事実であります。こうした分野での社会変化とともにですね学校教育にお



いても改善・工夫を進めていかななくてはならないということは私は認識しております。これまでICT教育、まあ当町のICT教育、主としてですねパソコン教室を拠点としてそこを学習の場所として進めてまいりました。で、4年前に今議員もちょっと触れましたけれども、文科省が学校ICT環境整備事業というのを発進したわけでありまして、まあ全国の小・中学校にパソコン、それから校内LANなどの設備機器導入が図られました。であの当町では既にこの分野の整備がなされていたから、ちょうどパソコンの基本ソフトが変わる時期でもありましたのでそちらを重点整備をいたしました。まあICT機器をどのように活用して教育効果を高め、授業の効率化に繋げていけばよいのかという面におきまして、ハード面あるいはあのばかりでなくソフト面での拡充が早急に望まれるということで、当町としてはまあソフト面の充実にしたわけでありまして、改善あるいは設備の充実に伴って職員にはですね教育センターの情報教育講座、あるいはあの伊那の視聴覚教育協議会でこうした面での講座を開いていただきましたので、教職員が研修をしまして教室の授業でパソコンによるプレゼンテーション、まあパワーポイントを使った効果的な授業をとということでパワーポイントを活用したり、あるいはグラフや資料を効果的に活用しつつ授業の効率を図ってきたところであります。しかしながら先程議員がああ良い面を何点か述べていただきましたけれども、こうした情報機器の活用、視聴覚教育を進める上でこうした急激な変化に教職員自身がですねついていけないという声も実は届いております。先程何校か挙げていただきましたけれども、これはあの国の施策で全国何箇所か研究指定校として、そして機器を充実しそれに向かって研究をしておりますから、当然のことながら良い面といいますか効果の面を強調されるわけでありましてけれども、実はですね識者の中には知識の定着にこの機器が果たして効果があるのかという疑問点も学者の間で投げ掛けられているのも事実であります。また当町の視聴覚機器の扱いの状況を見てみますとですね、教員の活用能力が非常に求められる、それをどう活かしていくか、要するに教員のスキルアップと申しますかまあそういう面での課題が多くありますから、なかなかICT教育を全面的に入れるということというのは難しいのではないかなというふうには私考えているところであります。なおあの昨日、お答えしました中にですねタブレット端末のことについては、まあ機動性、拡張性は私も承知しておりますので導入についてはまああのどうすべきか、いずれにしてもタブレット端末の教育効果につきまして注目しているところでありまして、今後研究してまいりたいというふうには思っております。以上であります。

中村議員

教育長から私が良い部分だけを申し上げたので、実は危険性もあるというか難しい部分もある。確かにあの教職員、慣れない方もいると難しい部分もあつてということは承知しております。これにあたってはまあ支援員という方が付くわけですので結構あの、案ずるより産むが易しではないんですけども、いろいろ調べる中には20代30代よりも40代50代の教員の方の方が早く飲み込んで使っているというデータもある位で、そんなに教職員の方のスキルとかそういうことの心配はそんなに危機感持たなくてもいいのかなあというふうに思いました。このコンピューターの活用になるとですねいろんな子どもたちに対する良い部分だけではなくて、悪影響、マイナスの部分が大変心配されるのは当たり前のことかというふうに思います。ハイテクなものが進んでくるといつもその反面にマイナスの部分が懸念されるわけでありまして。それにあたって子どもたちに教える、持たせる

時期は本当に今でいいのか早過ぎないのかという検討がいつも課題になります。そういう部分において今までも性教育、がん対策に対する知識、携帯、インターネットということがいろいろと問題視されてきたわけです。私が考えるには実は私もITとかそういう部分が始まった時には、大変そちらのマイナスの状況を大変懸念してあまり前向きでなかったわけですが、このような結果を見て考え直してきた部分でございます。子どもたちにはやっぱり好奇心とか、いろいろ思春期とかそういう時代を迎えてくるにあたってあの難しい問題が生じてきます。そういうことを考えるとですね、やはり早めの段階でそういう機器なりものに取り扱うことを大人がしっかりと使い方を教えたり、誤ったことをするとどういう危険になるのか、将来をダメにしてしまう結果が誤った使い方によって起こるんだということを教えていくのが大人の責任だと思います。ですから早い段階で知識をしっかりと身につけて、そしてまあ興味の浅い段階ですね正しい教育をして思春期や社会に出てから誘惑に対して勇気を持ってノーと言える自己の目標に向かっていけるという、そういうものをやっぱり小学校、中学校、義務教育の中でしっかりと教えていく必要があると思います。とにかく21世紀は英語が国際語となります。IT社会となっております。世界を相手に友好を広めていく時代となっております。行政は考えを柔軟にして未来を見据え、飯島の子どもたちが時代のスピードに乗って才能が発揮できるよう、今後の学校教育を早急に考えるべきだというふうに思います。国はですね2020年度までに全ての小・中学校の子どもたちにデジタル教科書を配布することを目標に掲げています。タブレットが子どもに欠かせないアイテムになるのもそう遅くはありません。であるならば早めに準備を始めて充実を図っていくことを求めます。またこのことで当町にとって子どもの医療・福祉環境に合わせ、教育環境の充実の1つになり、子育て世代のまあ定住促進にも繋がっていくことを望めます。従って、長野県ではですね長野市の塩崎小学校がその今モデル校となって進めていて、昨年からでしたかねタブレット教科書がもう電磁教科書になって進めていて、すごいあの地域ぐるみでこのICTを活用しているということを聞いております。まあその辺を考えますと慎重に進めることも大切ですが、まああの今年度位からですね真剣にこの長野県の長野市立塩崎小学校への視察とか検討を、飯島町の教育委員会としてもスタートを切っていただきたいというふうに思います。教育長研究していくということですが、26年度からですねそのような検証をしていけるかどうか再度お聞きいたします。

教育長

あの当然のことながらタブレット端末については先程申し上げましたように注目しているところでありまして、どういう活用をしているか、どういう教育効果が上がっているかということをやったり実践の場で確認をしていく、あるいは先進例に学ぶということは大事だと思っておりますので、まあ塩崎小学校が該当するかどうかは別として、研究進める中で参考にしてまいりたいというふうに思います。

中村議員

それでは子どもたちのために早急な検証を求めまして次の質問に移ります。全ての子どもたちの土曜における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して行う学校における授業、地域における多様な学習体験の機会の充実等の取り組みの推進が国の新規事業として20億円が予算化されました。2002年度から完全ゆとり教育が始まり、子どもたちをですね家庭、地域活動に戻し、コミュニケーションを図ることが重視されましたが、子どもの孤独や学力の伸び悩みなどが問題視され本年度から土曜日授業が見直さ

れています。当町では子ども広場また独自の子どもの参加型事業がありますが、土曜日の教育活動の推進をどのように検討しているか伺います。

教育長

それではあの土曜日の教育活動でありますけれども、今議員がお話、ご指摘がありましたように、文科省ではですね学校教育法施行規則を改正いたしました。まあ教育委員会が必要と認める場合には土曜日にも授業を行うことも可能であるということ、実施をなさいということではなくて、可能であるということをまずご認識いただきたいというふうに思います。で県の教育委員会はですねまあ昨年秋でしたか、今後のその授業設計をする際にですね次のような視点から調査がありました。地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業、つまり土曜日にまあどういふ子どもたちを取り込んだ活動ができるか、教育支援とありますので普通の授業ではないというふうに私は理解しましたが、そういう意向調査がありまして県下の各市町村にまあ調査が参ったわけではありますが、私としましてはですね週5日制がスタートして約10年ちょっとの年月、まあ非常に短い期間でありましたがまあ様々な問題を生じていたということは私も承知しておりますけれども、それが週休2日制になった意義がですね十分に語られないまま進んできたというそんな立場からですね、週6日制の復活に繋がる事業でもあるのでまあ慎重に進めたいというふうに、そういう立場から学校長とも協議をいたしました。まああの現段階では検討段階であるというふうに県にはお答えしましたが、まあその中でですねこの事業につきましては、まあ国は20億の予算をつけたということでもありますけれども、やはり県民全体に周知の上、十分な検討をしていただきたいというふうに飯島町の教育委員会としては要望してあります。まああの土曜日のまあ土曜授業、まあここであえて土曜授業というふうにしてみたいと思いますが、実施については一方ではですね社会環境の整備が求められて、まあ土曜日復活というふうになりますとまあ教職員の勤務体制、まあ以前はですね土曜日に勤務した場合にはまとめ取り措置ということで別の日にまとめて教職員は休むことができたわけですが、そこを再構築するには県教委の判断では大変難しいということがあります。あの教職員以外の指導者をまあ確保してというまあ大都市ではあるようでもありますけれども、しかしながら当町においてはそれなりの約750余名の児童生徒をですね指導するには町内から相当の人材を確保しなくてはなりませんし、それに伴う費用についてもまあ考えると、早急にまあ土曜日についてどういふふうにするかというのは大変難しいのではないかなというふうに考えております。まあしかしながらあの地域でですね土曜日にあるイベントをやる、そういうところに子どもたちは積極的に参加する。あるいはあの昨日もお答えしました中学の運動部活、まあ実質的には実際には土曜日にも練習や活動を行っておりますので、まあそういう当面の現在あるところを大事にしながら今後の土曜日の扱いについては慎重に考えていきたいというふうに思っております。

中村議員

分かりました。それでですね参考にしていただければいいんですけども、つい先頃大分県豊後高田市の学びの21世紀塾が注目を集めていることを知りました。この塾はですね今年で12年目を迎えます。市が進める教育のまちづくりの一環で、きっかけはゆとり教育に基づく完全学校5日制の導入により、保護者から勉強時間が減って子どもの学力が低下するのではという不安の声があったことからだったそうです。当時ゆとり教育に逆行するのではないかと声があったが、土曜日にやることのない子どもたちへの受け皿として勉強だけでなく音楽やパソコンを教わる場としても提供した。そして中学校では教員

たちのやる気にも火がついたとのことなんです。その結果県内の市町村で最下位レベルであった学力テストの成績が2006年から8年連続でトップを堅持しているという飛躍を見せています。今ではですね豊後高田方式と呼ばれるまでになり、全国各地から視察団が訪れているということです。この大変素晴らしい取り組みであり当町もまたホームページ等でですね、見れたら参考にさせていただけたらというふうに思います。まあこの土曜教育がこれからまた検討課題になってくるとは思いますけれども、いろいろな角度の中から子どもたちの教育に役立つような方策を考えていくことを望みまして2番目の質問に移ります。

学校、児童生徒、家庭間での信頼関係を築くための取り組みについてお聞きいたします。まだ卒業式を目前としておりまして次年度のことはちょっと早いわけですが、4月はですね入学、進級と社会では新たな新入社員が輝く時期にあたり、全体が新たな気持ちでスタートを切ります。そこで学校生活では新たな1年、それぞれのクラス・学年において特徴を生かし進級することでしょう。その中で課題も生じてくることは当然だと思います。そこで問題が起きることに憶病にならず迅速な課題解決策が大事です。児童生徒の学校生活を充実させる上で学校・家庭・生徒との信頼関係を深めることが重要です。新年度のスタートは重要な時期であり、家庭、学校の責任を認識し合うなど信頼関係の構築にどう取り組むのか教育長に伺います。

教育長

それではあの2番目の信頼関係を築くための取り組みについてのご質問ですけれども、私はあの常々ですね教育は信頼関係の上に構築されるものであるということをおっしゃりました。まああのよく信頼とかですね信頼関係という言葉はよく使われる言葉ですが、しかしながらですね実は分かっているようでいて分かっていないというのがこの言葉であります。まあちなみにですね辞書を引きますとですねそれぞれ表現が違っていて、かの有名な広辞苑の中にはですね信頼というのが「信じて頼ること」とまあ非常にそっけない表現であります。例えば私どももあの信頼ということを使う時にですね、あの例えば上司が部下に君のことを信頼しているという場合にどういう意味で使うかというですね、間違いなく仕事をやってくれるでしょうねという期待を込めて「信頼をしているね」「信頼しているんだ」というのをすることもよくありますし、あるいはあの全面的に2者関係の中で相手に全面的に依存をしている、そんな時にも信頼というふうにも使います。まあ学校教育の場ではですねまあ子どもが先生を全面的に頼るといふ、そういうような時にも信頼というのはいずれも使われますし、カウンセリングの立場から見ますとわだかまりなく先生に何でも相談できるそんな関係も信頼という、まあことほど左様にですね信頼というの是非常に漠とした概念でありまして、なかなか定義が難しいというふうに私は思っております。そこでここでお答えする信頼、あるいは信頼関係をとりあえずですね学校教育を進める上で、わだかまりなく相互に、まあ生徒と教師の関係でもよろしいですし、保護者と学校との関係でもよろしいわけですが、わだかまりなく相互に情報を伝え合う、そんな関係というふうにとりあえずさせていただいて、そのための方策あるいは手立てはどうなっているかというふうにお答えをしたいというふうに思っております。各学校ではまあ4月、まあどの学校でもそうですね、出会いの時期というふうに捉えておまして、まあ前年度の同じクラスをいわゆる持ち上げと言いますが、持ち上げのクラスであってもですね再び子どもたちと出会い直すという意識でですね、緊張の中にも新たな気持ちで新年度をスタートするというのがまあ学校の今の4月の風景であります。年度

当初の授業参観や家庭訪問、あるいは保護者の皆さんとお会いする機会が多くありますので保護者の皆さんと丁寧に情報交換し合うことで信頼関係を築いていく、まあそこが第一歩だというふうに現場は捉えております。まあその中でも家庭訪問が実はあの大事な教育的な行事というふうに位置付けておまして、子どもを真ん中において保護者と話をすることでまあそれぞれの家庭の状況、あるいは親の子どもに寄せる願い、期待、それから担任の教育の方針をですね確認し合う、そういう重要な場でもありますし、まあ家庭の様子を肌で感じながら子どもたちがどういう道でどういう通学路を通過して学校に来るかという、まあそういうことを確認したりするまあ非常に重要な時期でありまして、まあそれも位置付くとまあ信頼関係を築く第一歩、まあ1つの手立てというふうに考えております。それからあの4月にはどこの学校もどこのクラスもそうですけれども、まあ授業参観をまあ4月にし、その後学級懇談会をするわけですが、担任の学級運営の方針や願い、あるいはPTA総会においては学校長から当該年度のですね学校運営方針について説明があります。こういうような機会に情報を共有し合っているということでもあります。まあ中学生になりますと発達段階がありますから、なかなか信頼という面というよりもですね児童生徒の実態をよく確認し把握して次の教育活動に繋げていくという立場から、まあ小学校からの受けた情報を基にですね学級編成をし、あるいは疑問な点には小学校に情報を提供したりお願いをしたりですね、新入生がスムーズに中学校生活に溶け込めるよう生徒の立場になってまあオリエンテーションをし、あるいは学級づくりをスタートするというふうになっております。またあの七久保小学校ではあの次年度4月からコミュニティースクールの指定校としてスタートしますから、これまで以上により地域の皆さんにも学校へ足を運んでいただく機会が多くなると思います。まあそんな機会を大事にしながら、学校の願いとか教育の目標などを丁寧に説明するというような機会にしたいと思っております。なおあの教育委員会としまして今、町のホームページに中学校のホームページが開設されておりますが、2つの小学校がなかったことから、2月の校長会において是非今年度中ですね2つの小学校もホームページへリンクして学校の情報を是非、地域あるいは保護者の皆さんに伝えていってほしいという私の願いも伝えてありますので、取り組んでいただけるというふうに思っております。まあそんな場も活用していただいて、やはりお互いに情報をですね共有しながら考えを伝え合いながらやっていくことが信頼を構築していくことの第一歩ではないかな、しかも大事なことではないかなというふうに私は考えております。以上です。

中村議員

教育長から信頼についてのいろいろ解説をいただきながら、またあの新年度にあたっては家庭訪問を第一において丁寧にやっていく、信頼関係を構築していく第一歩としていくというふうにお伺いいたしました。そうなりますと教育長にお伺いしますが、この家庭訪問、以前は中学校は3年間家庭訪問ではなくて1年目は全員行うんですけども、2年・3年はクラスの担任が変わらなければ家庭訪問は行わなかったんですけども、本年度という今は3年間家庭訪問をするという理解でいいのでしょうか。あの家庭訪問を最重要と考えるのであれば3年間行おうのかどうかお聞きしますけど。

教育長

中学校はですねあの今議員のお話のように、担任が持ち上げの場合には家庭訪問をしません、それに代わってですね学級通信で補っていくというふうにしておりますし、必要な場合には一律家庭訪問をしないということではなくてですね、必要な場合にはその当該

の家庭あるいは新入生徒の家庭には訪問するというをしておりますのでご承知いただきたいというふうに思います。

中村議員

それではあの家庭訪問の時間というのはなかなか次という時間制限がありますので、そういう中にあっても本当にあの家庭とですね子どもと教師が心を割って話せるような、ゆとりある時間帯を持って家庭訪問の充実をお願いしたいと思います。またあのそうですねそういうことをお願いしたいと思います。家庭、学校がそれぞれの責任を自覚し合うということで家庭教育と学校教育が良好に進むと思います。例えばですねあの家庭、休日の日、子どもの行動に対しては親がきちんと責任を持つということ。また学校側は学校での子どもの行動に目を配り、一人ひとりを平等に愛情を注いで指導をしていくという、その辺を重点に置いていただくことが大事じゃないかというふうに思います。一步学校から家に帰宅してですね家庭または友達との遊んでいるところまで学校が関与するということは大変負担があります。そこは家庭がしっかりと子どもとの話し合いの中で家庭がしっかりと目を配っていくんだということをね、こういうことはやっぱり新たな新学期が始まるにあたって学校と親とのそれこそ信頼の中で構築しておいてほしいと思いますが、端的にその辺教育長はどう思われますか。

教育長

まさしく今議員がお話のあったようにですね、家庭の役割を認識していただく、いわゆる家庭教育のあり方をですねPTA総会あるいは学級懇談会のところでまさしくその点を述べて、家庭の責任の明確化、役割分担ということをですねはっきりすることも大事だというふうに思っております。

中村議員

やはり学校においては児童生徒からどんなことも相談される教職員になってほしいことと、また失敗をしてもですね親子で素直に謝ったり、許し合えることができる環境を構築していく、そういうことが子どもたちが伸び伸びと学校生活していける環境になっていくことだと思いますので、今後の取り組みの中で是非その辺を考慮した教育をお願いします。それでは3番目の質問に移ります。健康ポイント制度で健康長寿づくりの推進を。これは平成24年度に健康ポイント制度について質問をいたしました。その後の検討等について伺います。その後ですね、その時の答弁ではもう少し検証し検討していく必要があり研究課題と、というふうに言われましたが、あれから1年半が経ちますが検討状況はどうか伺います。

町長

それでは中村議員から健康ポイント制度、再度のご質問でございまして、昨年中村議員から提案のありました健康ポイント制度につきましては、当時のお答えとしましては今お話にございましたように、検討課題ということでお答えをしてあるわけでございますけれども、そこで健康づくりのための各年代別のメニューを提供しながら精力的に取り組んでいることを踏まえて、さらに元気なまちづくりのための方策を検討いたしました。具体的にはそこで来年度新たに高齢者の活動交付金事業の制度を設けまして、地域の高齢者が組織づくりを通じて健康長寿を目指していきたいという事業でございます。その内容といたしましてはこの名前を名称を「いちいの会」といたしまして、65歳以上の高齢者が耕地や自治会単位でグループを作っていただいて、地域介護福祉空間の補助事業等によって整備をされました公会所などを精一杯まあ使っていただいて、健康教室や介護予防の教室などをさらに充実をして実施をしていきたいというふうに考える事業でございます。でその組織活動に対して町からも交付金を交付するというで県の一部支援を仰ぎながらこれ

を導入していくということで、この内容につきましてはあの高齢者クラブの役員等にも説明をさせていただきまして、了解を理解をいただいていたという経過もございます。で現在あの高齢者クラブの活動が若干あの衰退傾向にあるというようなことも考える中で、さらに地域での活動が是非まあ活発になることによって、町全体の特にお年寄りの皆さん方の健康を通じたこの活動が活発になることを願っておるという内容でございます。また併せてあの障がい者の施設のこまくさ園、今年の夏完成をいたしますけれども、この皆さんとの交流も織り交ぜての事業展開というふうに考えてまいりたいと思います。いずれにいたしましてもまあ議員の言われたとおり、健康長寿で生涯現役、この取り組みということで考えておまして、言ってみればまあ形を変えた飯島版のポイント方式制度というふうにも言えるかと思っておりますので、是非ご理解ご協力をいただきたいと思っております。

中村議員

この新たな「いちいの会」のグループ活動への交付金、飯島方式のポイント制度と言いましたがちょっとどこにポイントが貯まるのかよく分からないんですけども、今ですね私は耕地のいきいきサロンへの参加、またあの高齢者の先輩の皆さんとの懇談する中でですね、この健康ポイント制度をお話しすると導入を望む声が多くいただきます。それは健康が地域に貢献していると実感でき、またポイントの寄付が出来るわけですねこの制度がもし入れれば、その寄付によって子どもたちの成長に役立つことはいつまでも現役である思いになり楽しくなる。また金額ではないのだが町からの感謝が見えて嬉しいというこの思いで制度化してほしいというふうに言われることがあります。そこでもう一度この提案をいたします。これは高齢者だけではない制度です。あの健康ポイント制度の例として以前も紹介しましたが、兵庫県の豊岡市の制度を参考にすると、このポイントの寄付対象には20代以上のね、成人が該当するわけでありまして、ウォーキングとか検診、人間ドック、健康講演とかその他市の主催の健康事業などに参加するとですねポイントが貯まるというそういう方式なんですね。でまあこのポイント目標は何にするかというのは保健師も相談に乗ってくれて、そして健康ポイントの一覧表を作りましてそれを見て自分で記入をしていくというものです。そしてその貯まったポイントは小学校とかそういうところに寄付をするという仕組みです。例えば当町においてでしたら、まあ協賛の商店などを募って町内の商店などの利用などに繋げるということもありますし、この制度により町のあの重要課題である病気予防事業の啓発とか介護予防についてこの保健事業のね、費用対効果にも最終的には繋がっていけるように持っていけるというふうに思います。まあ近隣の駒ヶ根市では次年度26年度このマイレージ健康ポイントというのがですね予算化されています。またあの是非あのそのようなこともありますので、まあ駒ヶ根市などをですねまた視察しながら、そしてあのこういうことを検討して行ってほしいというふうにするわけですが、まあ費用的に見ましてもそれほど掛かるわけではありませんし、そしてまたその健康、検診とか受ける啓発の中でポイントが貯まっていくというのは町民にとってもちろんあの好奇心にも繋がりますし、大変あのまああの良い結果が得られていくのではないかとこのように思います。是非あの前向きに検討をですねして、もう一度この健康ポイントっていうものを検討していただきたいと思いますと思っておりますが町長いかがでしょうか。

町長

まああの中村議員おっしゃるようにならぬ健康志向で目指して町を活性化していくということの思いは同じだということに思います。ただあの具体的に数値化したこのポイントを設けて、それをまあ1つの評価にしてまあ表していくということにつきましては、やはり

今こうしてあの底辺を広く広げた取り組みをしてその土壌が出来てからやっばりでないと、いきなりあのポイントありきではなかなかうまくいかんのではないかと、一部の人はその恩恵を与るかもしれませんがけれども、ということでもまずこの検討の第一段階今申し上げましたように「いちいの会」辺りの底辺を広げてですね、そこから検討していくということでも十分その方向性は見えてくるのではないかとこのように思っておりますので、あの検討、駒ヶ根市の例も言われましたのでまたあの並行して検討してまいりますけれども、そんなこともご理解いただきたいと思っております。

中村議員

それでは是非検討もお願いいたしまして最後の質問に移ります。4番目の質問です。長野駅ビル開発が飯島の情報発信として活用できるか検討を進めては、について質問いたします。JR東日本は新幹線金沢延伸による長野駅の拠点性の高まりや、延伸開発に向けて長野市が進める善光寺口駅広場整備に合わせて信州の魅力を集約発信する駅ビル開発に着手し、駅を中心とした魅力ある街づくりに貢献するとしています。新駅ビルの概要は一部オープンが今年秋頃、全面オープンは2014年度末とされています。建物は地上3階建てで高い知名度を持つ信州ブランドの提供を通じた情報発信と、駅ビル内に地域情報発信や地域利用者を想定した多目的コミュニティスペースを設置予定としています。そこで新長野駅に飯島の情報発信の場を設けられるか、今後JRの情報収集に努めていき効果が求められるか検討を重ねていくことを求めますが、その辺の考えを伺います。

町長

ご質問のこの長野の駅ビル開発の問題でありまして、これはあの私個人的に前中村議員からもちよっと情報をお聞きしたり、私もあのちよいちよ長野へ行った折なんかにも駅を見まして、今その工事が大々的に始まっておりまして、やはりあの平成26年度末まあ来年の3月位になるんだろうというふうに思いますけれども、全面改修して生まれ変わるというふうになっております。そこであの非常に私も個人的にはあの興味もありますし、あの今たまたまこれはあの観光分野でまあ取り組んでいくことの要素だというふうに思っています。たまたまあの町の職員が今県庁の観光部へ研修に行かせております。そこであのその彼を通じたり、それから所管が県の観光部でございますのでいろいろあの情報を打診しておりますけれども、JRとしてはまだあの実際の今の様子があの囲んだ中で今工事をしておりまして、私もあの見ますけれどもその全容が見えておりません。従ってどういうふうになるかということも含めてまだあの公な情動的なものが出ておらないのが現実でございます。今後ともまあ注意深くあれしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもこの情報スペースをこの南信である飯島町がこの活用するべきかどうかということ、非常にあの私個人的にはインパクトのある問題だろうというふうに思います。これはあの駅の改修というのがまあ老朽化の部分もありますけれども、やはりあの金沢延伸を来年の3月に控えてですね、非常にあの県挙げて長野へ通過交通にならないように呼び込むという戦略がひとつあるわけでございます。これはあの東京やまあ北陸のお客さん方が一旦は長野へ降りて善光寺参りもあると思っておりますけれども、そこにあの南の方の情報を得ることもひとつのこれは将来のリニアに関わるひとつの得策の部分ではないかというふうに思っておりますので、今後あのどういうスペースになるのか自治体が単独で入れるのかどうか、またそのコルトンの費用がどうなるのか。町単独でできなければまあ町の観光協会であるとか商工会だとか、それから場合によっては上伊那の広域連合、南信州全体でやっばりあのこう時期をずらしてというようなことも可能だと思っております。是非

中村議員 ひとつこれはあの前向きに情報を得てですね何とか取り込んでいくような方向で考えてまいりたいと思いますので、今後の情報を精一杯また掴むように努力をしてみたいと思います。

是非ですね、北陸や北信から飯島に客層の道が繋がってくることを望みまして全ての質問を終わりといいたします。

議 長 11番 堀内克美 議員。

堀内議員 それでは通告に基づきまして3点についてお伺いをいたします。はじめに生活道路の舗装促進についてをお伺いをいたします。生活道路の舗装に対する住民要望は根強くあります。飯島町の道路舗装率は76.78%ということで、県下でもまあ上位の方に位置をするというふうにもお聞きしておりますが、住民要望の多い生活に密着した住宅進入町道の舗装が進んでいないのではないのかなと考えております。そこでお伺いをいたしますが、この現状と課題につきましてお答えをいただきたいと思います。

町 長 それでは堀内議員、最初のご質問でございます生活道路の舗装促進、この舗装工事等の現状と今後の課題ということでございます。大変あの住民要望の多いところであるわけでございます、道路舗装事業はまあ砂利道などの未舗装町道について、まあこれ補修は随時行っていくわけでありまして、いわゆるその全面相当規模をもった舗装改良ということでございまして、アスファルトやまあ一部にはコンクリートで舗装するという事業でございます。いってみれば道路改良の一部分であると思っておりますが、現在69路線の要望がございます。で、この中にはあの様々な地域の要望と考え方もあるわけでありまして、例えばあの集落間を繋ぐ、あるいは各世帯を通過したりしている道路は概ねあの、先程70%というふうにありましたけれども、基本的な生活道路としての舗装は大体出来ておるのではないかなというふうに思っておりますが、ただあの1戸に入っていく木戸先の未舗装道路それから昨日も出ておりましたけれども、林道なんかを一部またいだり、それから農道間だけの道路というのはまだかなり未舗装というふうに私ども捉えておるわけございまして、ただなかなかこ最近の中では、1年で1～2路線、要望の中で採択するのが精一杯というようなことでやっておりますけれども、住民の側から見ればなかなか進まないのではないかなというふうな印象もあろうかと思っておりますけれども、これらの促進についてはまた後の方の質問で答えさせていただきます。

堀内議員 まあ現状についてはお答えをいただきましたが、私もそんなように見ておりますが、問題は住宅進入の延長の短い道路ということになってきます。これにつきましては、区あるいは耕地・自治会を通じまして住民の皆さんから舗装の要望が出されておると思っております。町長今、69箇所というお話でありましたが、平成25年度にも施工された箇所もあると思っておりますので、それ以降についてももう何箇所残っていて、今年何箇所工事やって、どれ位の金額が掛かったのか、それから残箇所についてはいくつあるか、その点についてお伺いいたします。

建設水道課長 それでは未施工の件数と施工実績ということでございますので、説明をさせていただきます。少し古いですが、平成24年度の要望箇所につきましては69路線ございました。で、24年度では年度内に3路線の施工を行っておるという状況でございます。24の年度末では66路線というふうになってございましたが、25年度当初、要望を取

りまとめましたらまた69件というそんな状況でございます。本年度につきましては、1路線の施工をいたしておりまして、残り68路線という状況でございます。またあの最近の施工状況でございますが、平成22年度は1路線実施をしておるということで、この時の施工金額、これは決算額でございますが1,300,000円程、それから23年度は2路線、1,450,000円、24年度につきましては3路線、これも1,450,000円、それから25年度は今あのご報告申し上げましたが1路線、1,400,000円ということでございます。毎年1路線か2路線ということで、1,450,000円位の予算の執行ということで実施をしておるという状況でございます。以上でございます。

堀内議員 お答えをいただきましたが、大体1,500,000円以内の工事費で例年工事がやられておるということでございます。それではここで伺いをしますが、現在69路線が住民要望として残っておられるということですが、その道路を舗装するに今やるとしたらどの位の経費で出来るのか、それについてお伺いしたいと思います。

建設水道課長 現在残っております未施工の、未舗装の路線の金額と施工年度ということでございますが、単純に言いますと現在68路線ございますので大体1年間に1路線～2路線ということで、1.5路線位という計算をいたしますと、約45年～50年位の期間が必要になるだろうというふうに思っております。またあの施工の工事費の関係ということでございますが、こちらにつきましては今の単価、舗装のみということで平米当たり4,000～5,000円というような金額で計算をしますと、約100,000,000～150,000,000位の予算が必要になるのかなあというふうに試算をしております。以上でございます。

堀内議員 今もお答えいただきましたが、今のペースでいきますと40～50年、今の要望だけを聞くだけで40～50年というとんでもない年数がかかるということでありまして、圃場整備事業で宅地の進入路につきましてもほとんどが町道となっているところが多くありますので、このことが住民要望の未舗装箇所が多く残っているということの一つの原因だと思っております。今40～50年かかるという話でありましたが、圃場整備が完了してからももう30年経ってますね。そうすると80年、その位の年数が経たないと今要望出している方のうちへ入っていく道路の舗装が出来ない、ということになりますと人の一生にも匹敵する位の年数が経たないと今待たされている皆さんは舗装した道路にならない、そんなように見ます。住民の皆さんは首を長くして舗装工事をしていただくのを待っております。未舗装の町道は幅員も狭いということでありまして、先月の大雪の際にも除雪に難儀をしたという声もお聞きしております。そこで伺いをいたしますが、この状況についてどのように捉えるのか、また要望に応える考えはお持ちなのか、町長にお伺いをいたします。

町 長 全体のまあ町道の舗装率74%位ということで、あの進めてきておりますけれどもやはりあの集落間を結ぶ生活道路というのはほぼ99%近い数字でできておるんじゃないかと思っておりますが、問題は今もお話にございましたようにあの圃場整備以来、1件の木戸先的なものも随分まあ町道編入をして、道路整備網を整えたという経過もございまして、なかなかその進入路等が残っておるのが大部分、あとまあ農地間の町道編入部分ということでございまして、ただそこに住んでおります例え1戸の方にしてみても、同じ町の中へ住む立場の思いとしてこれは同じものだというふうに思いますし、各地域もその辺のところを捉えて要望をいただいておりますということは十分理解できます。今、課長の方から40年、50年という気の遠くなるような、この機械的な計算でいくとまあそうなるわけでありま

すけれども、やっぱりその実情、思いというものはそうも言ってもらえないというふうにも思います。と同時にあの地元の分担金をいただく事業でもありますので、その辺のところも調整をしながらまあ出来るだけ、いろんな財政状況を見ながらこれは当然促進をしていかねばならないということで、これを何年でということにはちょっと今申し上げられませんが、そういう努力はしてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

お答えをいただきましたが、明確なお返事はいただけないということではありますが、あの未舗装道路でうちへ入る時は靴に泥が付いたり、あるいは砂利が飛び散ったりして近隣の圃場へ飛び散ったりしてしております。まあそんなようなことで難儀をしております。私のうちの前も一部は舗装になっておりますが、半分は未舗装の道路です。雨天の時などには靴に泥が付きまして大変でございます。町道舗装もこれも大きな住民福祉の一環でございます。先程も言いましたが、もう30年以上も待たされておる皆さんでございます。是非もう40年、50年と言わないで10年以内に何とか、今出されているもの位は片付ければ、その位の意気込みを町長に示していただきたいと思っております。先程も課長の話では最大で150,000,000円位の事業費があれば出来るということですので、1年に15,000,000、今の10倍の予算をつけていただければ出来ると思っております。飯島町は「協働のまちづくり」をスローガンとしまして、「自助・共助・公助」これによるまちづくり、これを推進しております。町道舗装は自助・共助ではできません。公助だけしか対象にならないんです。是非このことに基づきまして10年以内に舗装が出来るよう町長のお考えを再度お伺いしたいと思います。どのようなお答えをいただいても再質問はいたしませんので、的確なご答弁をお願いします。

町長

現職にある者が10年先の確約をするということは非常に難しい問題がありますけれども、精一杯今ご希望に沿うような努力はさせていただきたいというふうに思っております。

堀内議員

まあ精一杯の努力をしていただくということでございます。今まで我慢された皆さんに1日でも早く舗装が実施されるよう強くお願いして、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問は、広域農道の県道編入についてをお伺いをいたします。上伊那郡下の広域農道につきましては、飯島町七久保の県道飯島飯田線交差点から伊那市西春近の広域農道の赤木交差点、これまでが伊那中部地区、この西春近の交差点から辰野町の国道153号伊北インターの手前までが伊那西部、この2地区に分かれて実施をされております。またこの道路は中央自動車道に平行して走っております。現在の交通量は飯島町の所で1日12,000台、国道153号に匹敵する交通量だというふうにお聞きをしております。また2月の大雪の際にも大型車が道路を塞ぎ通行止めになるなど、中央道の通行止めの際には多くの車両が迂回して地域住民に大きな被害をもたらしております。また交通量も多いことから道路の損傷も激しく、管理には莫大な経費を要しているものと考えております。もはや市町村道としての管理には限界がきている、そんなような道路だとそんなように私は見しております。平成26年度の予算には与田切橋の歩道設置など県営農道圃場整備事業の要望のためにこの広域道路の改良についての町単独の調査費が計上をされております。県営農道整備事業でこの事業を実施してしまいますと、国の補助金適正化法、今は何と言うかちょっと名前は分かりませんが、昔にはそう言われているものに抵触をして県道編入に支障をきたすのではないかと、そんなふうにご心配をしております。また郡下を縦断している広域農道の県道編入に対する町の考えと現在この県道編入への取り組みが町あるいは広域と

町長

か伊南とかその地域でどのような取り組みをされておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

ご質問の広域農道、この上伊那郡下西部山麓一帯を横断しております道路でございます。この県道編入は、という問題でございます、これは前にもいろんな場面で出てくる課題であるわけでございますけれども、お話にございましたようにこの通称広域農道、これは平成5年に全線開通をいたしまして、平成6年に飯島町の町道として移管を受けまして現在管理を行っております。伊那の一部まで中部、それから以北は西部という位置付けになっておりまして、この県道編入につきましてはかねてよりまあ関係機関あるいは上伊那広域全体での連携の中で、県に対して要望をしてきたところでございます。知事にも懇談会の折なんかにも直訴をしてお願いした経過がありまして、私もその中でいろいろ申し上げてお願いしてまいりました。飯島に来た時にも、タウンミーティングの折なんかにも申し上げた経過もございます。そこであの、県も少しずつ腰を上げていただいておりますけれども、特にあの伊那建設事務所が中心になりまして、昨年2月に上伊那の道路網検討委員会が設立をされまして、広域農道の県道編入を前提に国県道、それから市町村道の交通量や交通形態など実態に合わせた管理区分の見直し検討を行っていくことに今なっております。で、この伊南管内でございますけれども、中川を除いて全部この広域農道に関係しておるわけでありまして、そこではあの現在、国道153号、ご承知のとおり伊南バイパスの工事が推進中ということ、それから竜東線がまあ一部まだ工事、これから中川の方へ向かってまいりますけれども、その辺の問題、これにつきましては建設母体はいろいろ直轄・県施工あるわけでありまして、基本的には最終的には県の管理移管と、現在のところではなっておりますけれども、まあこれに加えて広域農道を県道昇格ということにまあなってくるわけでございますけれども、ただまあこれがいつという目途はまだ立っておりません。こうした道路網が整備をしてというような後になるんだらうというふうに思っておりますけれども、ただそうも言っておられませんので、各市町村は歩道を設置したり必要な補修は市町村独自でやっておるのが現実でございます。であの飯島町も、新年度予算等々の中でも経済対策も含めてですけれども、そのことがあの将来県道昇格の支障にならないことを確認をした上で、これがあの所管が、作った時は県の農政部、いわゆる農林水産省の所管でございますのでちょっと縦割り系統が違っておるわけでありまして、農政サイドと建設サイドとの確認をいただいた上で、これは当面の間のこうした取り組みについては農政サイドのまあ県営でも差し支えないという合意ができて、こうした事業化予算を町としても対応しておるわけでございますのでご理解をいただきたいと同時に、何としましてはあの県下の各関係町村、県道昇格を将来目指して今後とも粘り強くお願いをしていくと、求めていくと、いうことでやっておりますのでひとつご理解をいただきたいと思っております。

堀内議員

上伊那広域連合の方で一体的に2路線、県道昇格に向けて取り組まれておられるということでございます。またあの心配しました農道での整備も、そのものには影響ないという話ですので、是非強力に進めていただきましてまあ将来的には町の財政負担の軽減に努めていただきたいと、そんなふうにご心配をいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

2月8日及び14、15日にかけての大雪は平成13年以来の大雪で、2回ともたまたま週末での大雪ということでありまして住民生活には大きな影響が出ましたが、その中で

もまあ週末で良かったなあと、そんな感じでありました。私は今回は農業関係についての被害についてを、この大雪の関係では質問をさせていただきたいと思います。農業用の施設、農作物にも大きな被害をもたらしております。上伊那郡下では、地域的に考えれば一番被害が大きかったのは飯島町かなあと、そんなふうにも見ております。被災をされました農業者の皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思いますし、1日でも早く復旧されまして農業生産をされるようお祈りを申し上げたいと思います。そこで雪害による農業被害対策につきまして、何点かお伺いをしてまいりたいと思います。昨日も同僚議員から質問がありましたので出来るだけ重複は避けて質問をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。はじめに今回の農業用施設、特に園芸施設についてでございますが、施設災害と農作物災害について、被害状況と被害額、これにつきまして総額、昨日同僚議員にお答えがありましたが、その中で農業施設災害・被害施設の撤去費・農作物の災害の被害額、これについてそれぞれのどのような内容であったのか、また当日大雪で農業用水路につきましてどのような状況であったのか、その点についてをお伺いをいたします。

町 長

次のご質問はこの度の雪害による、特に農業被害対策ということで農作物・農業施設の被害状況、それから被害実害額ということでございまして、昨日もまあお答えをしておるわけでありまして、農業用施設とそれから農作物の被害状況、具体的には農業用施設ではパイプハウスが中心でございまして、全半壊等を含めて65件、ガラス温室のガラス割れ等の被害が2件、農機具倉庫の一部破壊が1件で、その再建築被害額が75,600,000円という数字と今のところとなっております。またその施設内の作物被害もあるわけございまして、ネギやイチゴ、カーネーションなど1,400,000円。これらを総計いたしますと、併せて77,000,000円ということで申し上げてきておるわけでございます。この撤去費用につきましては課長の方から補足して申し上げます。それから用水路関係でございますけれども、いろいろ現場ではトラブルがあったというふう聞いておりますけれども、直接この施設の被害ということはございませんでしたが、水路から越水が町内全域で10件程報告を受けております。各区や水利組合、それから耕地や自治会の皆さんに大変ご協力をいただきまして、お力添えをいただきましたことを感謝申し上げますながらご報告といたします。

産業振興課長

それではあの今町長が申し上げました被害総額に係ります、今こちらで試算しております補助の対象の費用についてご説明申し上げたいと思います。まずあの撤去の関係でございますけれども、撤去の関係についてはパイプハウスの撤去、それからガラス等の飛散したものの撤去ということで、パイプハウスの撤去につきましては約9,400平米でございまして、補助対象の費用につきましては約54,000,000円という試算をしております。それからパイプハウスの撤去と、あ、すみません、今のは再建の費用でございます。パイプハウスの撤去とガラスの撤去につきましては併せて1,300,000円程ということで試算しております。既にあの昨日の県会で補正されまして国・県がそれぞれ再建それから撤去について補助をして、まあ町村もそのうちの20%~25%を補助するというところでございまして、最終的にあの今の段階での補正の金額につきましては約50,000,000円程の補正ということで試算をしているところでございます。

堀内議員

被害額と支援策についてお伺いをしましたが、ちょっとあの被害に遭っても対象になってないのがあるのかなあとお伺いをしました。ガラス温室、これはガラスの撤去費は対象

になるんですが、この復旧費はどうなっているのか、それから農作物、これについてもどうなっておるのか、まあ農業用倉庫はちょっとこの農業生産施設とは若干違うかと思いますが、これについてもどうなっておるのかその辺についてをお伺いしたいと思います。

産業振興課長

総額が農業用施設の被害で75,600,000円ということでございまして、あと農作物の被害が1,400,000円ということでございますので、ちょっとあのその中で今申し上げました再建費用につきましては約両方で50,000,000円ということでございまして、一部あの農家負担があるにしましても内容的にはパイプハウスの再建については、大体、平米/7,700円ということで今試算しておりますけれども、そのうちの人件費に係る部分については対象にしておりません。ですので実際にパイプハウスを再建する場合の材料費ということで、再建の材料費ということで試算しております。またあのパイプハウスとガラスの撤去につきましては現在国で基準を示しております、その国の基準で試算しておりますので実際に今、花卉等の栽培農家でそれぞれ協力し合いながら撤去されておりますけれども、そういった費用については入っておりません。あと農作物の被害の関係ですけれども、こちらにつきましてはあの昨日あの県の補正が発表されましたけれども、一応あの農作物の被害につきましては町が支出した被害額の2分の1を県が助成するというので、現在示されております。農作物の被害につきましてはまだ詳細の事業の内容が来ておりませんので、それらが示された段階で検討してまいりたいと考えております。

堀内議員

すみません、今ガラス温室のガラス代と、その復旧費は？

産業振興課長

ガラス代につきましては、ガラスの撤去費ということで約337,000円の今見込みをしております。

堀内議員

それは撤去でしょう。撤去じゃなくて、ガラスの再建築費は支援の対象になっているかになっていないか、それをお答えいただきたい。

産業振興課長

ガラスにつきましては、ガラスの購入費も入っておりますがちょっと先程の試算の中では示してはおりませんので、現在手持ちに資料がありませんのでその費用についてはまた後日ご報告申し上げます。

堀内議員

農作物も県の方で支援があるようでありますので、まあガラスハウスの方も同様のこともあるようなふうには私はお聞きをしました。ほとんどのものが対象となるというようなことでございまして、再建築をされて農業再興に農家の皆さんには期待をするところでございます。ただ、そうは言ってもビニールが破れて中の作物がダメになったものもありまして、そうなるとう農業を再開するにはまあ技術的な支援やあるいは種苗や農薬、肥料など必要によっては追加的に必要な資材が出てくるのではないかなあと、そんなふうにも考えております。そこでお伺いしたいと思うんですが、町単独での支援については、国・県でここまでの支援をしていただいた中でどんなふうにお考えになっているのかお伺いします。

町 長

今回のあの農作物あるいは施設に対する被害は大変なものであることで、もう再三申し上げておるとおりであります。今あの次の対応の問題も一部ご質問に入ってるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの今まで町の農業振興、あるいは食料の供給、それから特に花なんかは飯島町ブランドというものが高く評価されてきた、その維持されてきた状況を何としてもまあ維持して、再建していただきたいという、こういう強い思いでございます。当然のことながら、国や県の制度の支援の応援を得てですね、できるだけまあこの当事者の負担が少ないように支援策を講じていきたいということで、今お話

のようにいろいろとあの細部の細かい問題がちょっといろいろあるかと思いますが、具体的には中身の問題。で、その辺を精査しまして、いずれこれあのいろいろ花卉組合の皆さん方とも懇談しておりますけれども、決してあの予算化とか慌てる必要はないけれども、方向だけはひとつ示してほしいということが出ておりますので、早急にまた詰めてまいりますけれども、4月のごく早い段階でまとめて補正計上をして議会をお願いしたいという日程であります。と同時にあの、特にこの飯島の花ブランド等につきましては被害が大きいわけでありますけれども、ハウスの問題等も含めてですね。従来からこの「花の町いいじま」あるいは花の里づくり、それから営農センターの会長さんもお存知でございますけれどもハッピーバースフラワー事業というようなことも、花にまつわる発信を飯島町は真剣に取り組んで支えてきていただいた経過がございます。まあそれなりの思いもひとつ町独自で考えながら、ひとつこのどういうふうにして全体としての支援策をまとめていくか、もう少し時間をいただいて、できるだけの努力はしてまいりたいと思っております。

堀内議員

今もお話がありました、飯島町は米を主体に、花ときのこと果物・野菜の里づくり、これを飯島町の農業の中心として進めており、まあ今回のパイプハウスは多くは花栽培者の皆さんが非常な被害に遭われておると思っています。町単独の支援についてをお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思っています。

最後に町として農業共済への加入促進と補助についてをお伺いをいたしたいと思っています。農業共済事業につきましては、水稲共済、果樹共済、園芸施設共済など7項目の農業共済事業というものを南信農業共済組合で扱っております。現在、加入の推進の方法は、農業共済組合の職員が戸別に農家を訪問して推進をしているという状況でございます。そんなことで現在では役場では加入促進には関わっておらないというのが現状だというふうに、共済の方からお伺いをしております。ただ、凍霜害や今回のような農業施設災害などの災害が発生をしますと、どうしても役場でも横を向いておるわけにはいかない、中心になって支援をしていかないといけない、そんな状況になると思っております。そこで、農業共済の内容についてちょっと調べてみましたのでお話をしますと、果樹共済と農業施設共済、この内容を調べてみましたので若干例をとってお話をさせていただきます。果樹共済につきましては品種ごとに5アール以上の栽培面積のある方が加入できるということでもあります。例えば品種と申しますと、「ふじ」とか「シナノスイート」とかその品種ごとに5アールあれば、その面積で加入になるということでございます。で、生産量につきましては生産者が自分で設定をする、ということでありまして、例えば5アールで2,000キロ収穫が出来るということにするとかいうことは自分で設定すると。その収穫量に応じて掛金が定められておると。またその共済金額2,000キロとした場合にはそれに対する災害率で補償が支払われると、そんなふうになっておるということでございます。例えば、リンゴの「ふじ」で3トンの収穫量で設定をして、災害対象が凍霜害・ひょう害・台風、この3点にした場合の1年間の掛金が9,165円ということでございます。これは例えば5アールで2,000キロ、普通10アールだと約4,000キロになりますので、10アール当たりだと倍位の掛金が必要になるということになります。また、農業用施設共済では、特にパイプハウスについては年々償却を行うということで、1年～5年まで掛金がそれぞれ設定をされております。例を挙げてみますと、22ミリ未満のパイプ、これのパイプハウスですが、これが108平方メートルというものの掛金というのは、1年目には3,800

円というものが必要になります。まあこれは経営するには100というのは非常に面積が小さいんで、経営していくにはこの10倍位の掛金が1年間にいるのではないかと思います。それでこれはビニールの被覆でございますので、ビニールを張り替えたごとにまた掛金が変わることになります。そんなふうになっております。それで現在の飯島町の加入率でございますが、果樹共済がリンゴで33.1%、ナシで23.2%というふうに聞いております。園芸施設共済では花や野菜などの販売用作物を栽培するハウスを共済組合では対象として勧誘を行っているということで、その面積の比率でいきますと加入率は49.7%というふうになっているというふうにお伺いをしております。災害時の支援も被災者には大切であります、転ばぬ先の杖、いざという時の備えに加入率の向上が重要ではないかなとそんなふうに思います。町として加入推進、農業施設共済についても果樹共済と同様に掛金の補助、これについてお願いをして安定した農業経営を行えるようにしていただきたい、そんなふうに思いますので、加入促進と掛金の補助について町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

町長

今度のこうしたあのハウスを中心とした共済制度、これは所管・所轄はあの南信農業共済、これは諏訪と上伊那と下伊那3郡からなる組織として構成して、あの各市町村長もその理事の1人という形で直接間接にまあ携わっておるわけでありまして。あの強制加入のお米等とは別にいたしまして、果樹もそうでございますけれども、自己責任の中での任意加入という形になっておりまして、果樹の方はお話にございました、約3割、全体の加入率で。飯島町も大体そんな数字だと思います。それからハウス、花卉等中心にしたハウスにつきましても約50%、今49%とおっしゃりましたけれども。ただあの果樹がだんだんこの時代とともに切ってしまうというこのことを、何とかまあ共済制度の上からも維持してってほしいということの思いの中から、この加入促進についても共済組合あげて市町村と提携してやっております、その結果として苗木の共済というようなことも、購入代の20%相当を全町村でこれはあの統一して補填をしておるという状況であります。花卉の方は、ちょっと今までの経過の中では共済組合自身もでございますけれども、市町村もそれほど真剣になって一緒に加入促進を図ってきた経過はないということでもあります。それでもまあ50%近いものの加入はあるということでもあります。ただあのお話にありましたように、果樹等と違ましてこの再建築に対するこの捉え方、費用というものが減価償却に従ってこう減っていくわけですね。そうしますとまああの5年位経過した時の、掛金もまあ安いことは安いんですけども、ほとんどその再生資金のようなものに繋がらないという、あまり意味がないのではないかとというような議論もあることは事実でありまして、そうしたことが今度もあまり共済をあてにしてもどうかという、こうした意見が多いようにも、このことがあるのではないかと考えております。ただまあ町単独、果樹もそうだったですけども、町単独だけではなくてまたあの組織構成町村全体の問題として捉えてですね、検討してまいりますけれども、今ここであの飯島先陣切ってあの共済の補助を、果樹と同じようにするということはちょっとあの答えを差し控えていただきたいと今、今後の検討課題とともに各町村の動向を見ながら判断してまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

まあそれぞれ地域でのそれぞれの行政の関連もあるということですが、是非あの町長も先程言ってましたが、飯島町は花の町として、また花の生産量では非常に大きな生産量を



誇っておるものでございますので、是非郡下の各市町村の皆さんにも一緒になってこの施設園芸補助についてしていただくよう、強力なお取り組みをお願いを申し上げまして私の質問を終わりにさせていただきます。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は午前11時00分といたします。休憩。

午前10時45分 休憩  
午前11時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。  
3番 本多 昇 議員

3番  
本多議員

それでは一般質問の通告書に従い、平成26年度予算について、路肩の改修工事について、町道芝宮線道路改良事業について、以上3件を質問いたします。1番目の質問です。前期基本計画に基づくまちづくりを着実に進めるとともに行財政改革プランによる行政改革を推進する予算編成となりました。重点施策4項目に関連する事業を最優先し、継続事業も実行できる予算で大いに評価するところです。消費税増税分の支出は一般会計で30,000,000円、特別会計を含めると37,000,000円、歳入見込みが10,000,000円で27,000,000円の負担の増加になると試算していました。消費税増税分は賃金、旅費、消耗品、委託料、備品購入等の節約、また維持補修費及び補助費の経常的な経費の更なる節減を図る。各施設の管理運営については経費が最小となるように検討する。人件費、扶助費等の義務的経費についても聖域とせず抑制、節減に努める。そういうことで経費節減を主眼に編成することでした。私が検証したところ経常経費は節減されていないと思われます。経常経費の節減、義務的経費の抑制、節減に努めたのでしょうか。町長にお伺いします。

町長 それでは本多議員最初のご質問は、平成26年度新年度予算全般について、特にこの編成上にあたって消費税の増税分に対する考え、また経費節減はできたのかどうか努めたのかということでございます。今お話にもございましたように、平成26年度の予算編成方針におきましては経常経費の削減については物件費あるいは維持補修費、それから補助費の経常経費につきまして更なる削減に努めると、原則前年度当初予算以下に抑制をするという方針で臨んでおります。それから職員の創意工夫によりまして削減を行うことのできる支出に対する消費税の増税相当分についてはこれは予算付けをしないという方針、それから光熱水費や燃料代は価格の上昇、消費増税の増加要素がありますけれども、使用料を削減をする等を前提にして精査して経常経費として計上する。それから義務的経費につきましてもこれも聖域とせず抑制縮減に努めると、今お話した内容でございますけれども、こうしたことを指示をいたしまして予算編成に臨んだところでございます。中にはまあ当然あの削減努力、なかなか削減した努力がみられないじゃないかというようなこの質問趣旨もございますけれども、極力したこの削減努力と同時にいろんな経常経費の増額要素もあるわけでありまして、そうしたことを相殺しながら精一杯査定をしてきた経過がございます。従って個々のご質問について担当の総務課長の方から具体的に申し上げてご理解をいただきたいと思っております。

総務課長

それではあの平成26年度当初予算におけます、ただいま町長から話がありました数字的な関係でお話をさせていただきたいと思っております。経常経費の充当の一般財源の額でございますが、平成25年度の当初予算と比較をいたします全体では約29,000,000円、1.1%の減となっております。内訳でございますが、物件費でありますけれどもこれはあの12,000,000円の増、これは増になっております。これはあの電気料それから燃料費の値上げ、まあこれは消費税の引き上げによるこれが影響してきておりますのでこれはご理解をいただきたいと思っております。維持補修費でございますがこれについては約600,000円の減、それから補助費でございますがこれも約2,000,000円の減、反面、繰出金につきましては繰上償還等の関係がございます。12,000,000円の増となっております。それから義務的経費でございますが、人件費でございますが今年度というか平成26年度若干職員増に伴いまして34,000,000円の増、それから扶助費でございますがこれは8,000,000円の減となっております。公債費が77,000,000円の減ということでございます。それから先程言いましたように物件費については電気量から燃料費、この値上げ消費税率の引き上げによってこれが大きく影響しているところでございます。それから義務的経費でございますが先程申し上げましたように、人件費につきましては増加しておるということでございます。公債費の大幅減額で全体的には前年度を下回っているということになっております。なおあの経常経費でみた場合でございますが、配布しておりますあの予算概要書がございます。この概要書で見た場合、例えば扶助費でありますけれども性質別の歳出で見えますと実質は増加しております。ただこれはあの国庫からの交付金、これはまあ特定財源になるわけでございますが、これを除くと一般財源充当で見ますと減少となります。なおあの町長も今申し上げましたようにそれぞれ年度ごとによって事情があるということも考慮して予算編成をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

本多議員

総務課長にお伺いします。予算編成に関わった議員の方々がいる中で分かりきった質問をするなどと言われそうですけれども、予算編成について確認したいと思っております。26年度予算は25年度予算を検証した中、実施計画などを基本として編成していると思われま。歳入においては町税、地方交付税は25年度予算を検討した見込み、国庫支出金、県支出金は継続事業、新規事業の交付金を見込み、歳出予算から不足する分を基金繰入、町債を計上して歳入を合わせていると思っております。歳出においては25年度予算の中から終了した事業、備品購入等を除き、25年度の継続事業、26年度の新規事業、備品購入等を加え、25年度の経常経費等を見直し26年度予算とする、このような予算編成の手順でよいでしょうか。

総務課長

今あの手順のお話がございました。継続事業を含めまして実施計画を基本としております。歳入におけます交付税につきましては議員お話があったところにまた国の見直しも考慮した中で行っております。それから各種交付金でございます。これはあの国の補正というか係数の補正ですが、その見直しも考慮しているところでございます。歳出につきましてはそれぞれが削減に努めながら事業に計上しております。大綱的には議員おっしゃる通りというふうに考えております。

本多議員

24年度の一般会計の決算を私は検証しました。人件費、扶助費等の義務的経費、工事請負費、補償費、賠償金、社会福祉事業の特殊な部分の事業を除いた一般的な項目について不用額を検証しました。節で言えば旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及

び賃借料、原材料費、備品購入、負担金補助金及び交付金、公課費です。10,000 円以上の不用額は想定内として集計から除き、その結果今の不用額は 19,810,000 円でした。予算を使い果たして不用額をなくせと言っていないのでこれは誤解しないでいただきたい。節約して不用額を多くした方が良いわけです。不用額が多い場合には予算の計上が間違っていないかかと検証する必要があります。特別会計においても同じことが言えます。一般会計の繰出金に影響しますので不用額を検証すべきです。24年度の一般会計の不用額は 94,750,000 円です。私が検証した経常経費の不用額は一部の項目ですが 19,810,000 円でした。24年度予算を使って25年度予算となっているわけです。19,810,000 円が実際不用であれば25年度予算においても同じように不用となるわけです。この予算を使った26年度の経常経費は過大となっているわけです。経常収支比率は24年度の決算数値では81.55%でした。25年度予算では83.48%、補正後では79.03%を試算しております。これは歳入の財源が増加したためです。26年度予算では82.04%となると私は試算しております。町村では70%以上が望ましく、少なくとも80%以下に抑えなくてはなりません。26年度決算の経常収支比率を80%にするためには固定費が減らなければ77,000,000 円の財源を探してこなくてはなりません。財源を確保できなければ固定費を61,000,000 円減らさなくてはなりません。少しでも固定費を削減しなければなりませんので、全ての不用額を検証して予算に反映させてほしいと思います。このことについて町長はどう考えますか。

町長 まあ予算編成段階での見通しと、それから決算を打った結果とのまあ比較になるわけがあります。まあ一概にあの不用額というようなイメージが非常にあの無駄なお金を残したんじゃないかというような捉えられる向きもあるかもしれませんが、決してあのそういうわけではない、それはあの今ご理解をいただいた考え方と全く同じでございまして、節減努力をしながら少しでも財源を残す、また必要に応じては相当額のものについては都度減額補正、まあ一部増額補正もごさいますけれども、そういう財政運用の中でやって決算を迎えていかなきゃならんと、これは基本原則だというふうに思います。ただいろいろあの事業を展開していく上ではなかなかあの流動的な要素もあるわけでありまして、じゃいらなかったら最初から予算化しなければよかったんじゃないかということもあるかもしれませんけれども、編成段階ではギリギリの線で見通しうる節減努力も精一杯やった上での考え方で編成をしておりますので、結果としてそういうものが出ることはやむをえないかなと思いますけれども、極力このことをやっぱり縮めていかなきゃならんと。ただこの不要的な繰越財源につきましてもこれは重要な一部あてにしてかかっておる部分もあります、次の次年度の予算編成、決算の中でということもありますので、全体的なこの財政運営の中で捉えていかなきゃならんとというふうに思っておりますけれども、決してあの無駄に1円たりとも無駄にしておるわけではございません。貴重な財源として次の生かせるお金として使っていかなきゃならんとこういう理解でございしますのでよろしく願います。

本多議員 あの決してあの無駄にしているとは言っていないのでこれは誤解しないでいただきたいと思います。それで25年度の決算額の今不用額を是非検証してですね、今度は27年度予算に編成に生かしていただきたいと思いますのでよろしく願います。次に道路維持費の構造物、舗装補修工事の予算は毎年度5,000,000 円、平成21年度から6年間も同じです。決算では平成22年度は9,000,000 円の補正を行い14,000,000 円、23年度は

20,000,000 円の補正を行い25,000,000 円、24年度も20,000,000 円の補正を行い25,000,000 円、25年度は25,000,000 円の補正を行い30,000,000 を使っております。道路維持費の構造物、舗装補修工事の予算は何故5,000,000 なのか。決算で確定している25,000,000 円を予算として計上できないのか、年度ごとに見直していくべきではないか、以上3点を質問します。

町長 まあ具体的にこの道路改良、維持費、補修費等の予算付けの問題でございまして。まあ6年間5,000,000 が同じではないかというご指摘でございまして、あの決して予算編成段階でこの5,000,000 を固定して6年間きっておるという考え方は決してございしません。その時々予算編成の中で財源調整の中で、ある意味あの株田的な部分もあるわけでありまして、全体の財政調整それから維持補修箇所の要望をこう比較検討する中で最低限まあ盛っていくという姿勢の中でご理解をいただきたいと思っておりますが、ただあのこれだけで1年というわけにはいかないのが今までの過去の例でございまして、当初予算よりもかなり大幅な補正をまあしておるといのが現実であります。これはあの編成しまして予算がスタートいたしまして、7月になりますとまた交付税が決まってくるというような要素、それから特にあのここ数年がそうでありますけれども、国のあの経済対策によって非常に有利なこの補助事業が出てくるということもありますので、この辺は一体としてまあ弾力的に捉えていく必要があるということでもありますので、あの5,000,000 でもって打ち切りでこの要望箇所をここで切るという形では決してございしませんので、その辺の財政の弾力的運用の中で捉えておるといことを是非ご理解いただきたいと思えます。

本多議員 その僕が聞いたのは何故5,000,000 なのか、それで25,000,000 確定したのに何故25,000,000 に予算を計上しないのかということなんですけれども、もう一度お願いします。

町長 まあこれはあの5,000,000 でも10,000,000 でも、まあ10,000,000 というわけにはなかなかいかない面もありますけれども、当初予算の見通しの中で財源調整でまあ5,000,000 というふうに定めさせていただいております。あの結果的に25,000,000 になるか30,000,000 になるかはまたその時の財源事情と緊急度、優先度の問題との兼ね合いでありますので、当初予算としての固定した5,000,000 ではないと、これは弾力的な最初のスタートの時点でのまあ位置付け的な予算だというふうにご理解いただきたいと思えます。

本多議員 まあちょっとよく分かりませんが、平成25年度の定期監査で監査委員の意見ではですね、道路舗装、補修に対する住民からの多くの要望に対して実施率が非常に低調と認められるが、この理由が補修等の必要性の低いこととは認められないことから、予算措置等を含め住民の満足度を高めることを望むとの意見でした。監査委員とは七久保地区、まあ私最後の総代なんですけれども一緒に行いました。事情もよく知っておられますし住民の目線に立った素晴らしい監査意見の評価だと私は思っております。監査委員の意見を重く受け止め安心安全な道路となるよう予算の計上を是非お願いしたいと思えます。

次に入ります。町活性化のため、ふるさと飯島応援寄付金を推進し歳入目標を上げる考えはないかの質問です。経費節減ばかりでなく歳入の確保も予算編成においては大事なことです。実績に基づき予算計上する気持ちはよく分かります。阿南町では高額な特典が大きな反響を呼び、寄付金が100,000,000 円を超えました。特典が多い自治体は寄付金が増加しています。飯島町の場合でもですね例えばお礼を30,000 円以上1品ではなく10,000 円以上1品にする。30,000 円だったら30,000 円お礼をするわけです。30,000 円では抵抗がある

けれど 10,000 円だったら寄付してもいいという人は多くおると思います。10,000 円にすれば本当に寄付金が集まると私は思っております。地元産の農産物商品でお礼しますので寄付金が増加すれば町の経費は増えますが農家は潤い町の経済は活性化するわけです。ふるさと飯島応援寄付金増加のため寄付金の特典を検討する必要があると思いますが、町長はどう考えますか。

町 長

このふるさと応援税制でありますけれども、これはあのそれぞれの寄付をいただく方のいろんな思いの中から応援していただくという趣旨でございます、いろんなあの各市町村の個性も表れておるといふ制度というふうに捉えております。今あの阿南町の例等もございましたけれども、飯島町ではこれはあの小金額からいただいたり、また大きな金額までいろいろまちまちであるわけでありまして、これはあのご本人の気持ちの中で判断されるわけでありまして、それにあのお礼の印としてまあ差し上げるこの特産品のなものについてはだいたいあの品目も増やしてまいりました。特に一番最近ではあの米俵等まつわるものも加えまして、今いろいろとあの選択肢の中で選んでいただくということをやっております、ただあの最低の部分は 30,000 円以上いただくということの中で、あと 50,000、100,000 というように少しグレードを上げていっておるわけでありまして、じゃあ 30,000 未満はどうなのかということは確かにそういう意見が多いことは事実でありますし、まあ一律 30,000 ちょっとまでいかないけれども気持ちを表したいというような方も多いんじゃないかというふうに思っておりますので、ちょっとその辺については今後弾力的にやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思っておりますが、ただあの阿南町みたいに、あれはまあ何千万、10,000,000 の余ですか、あの応援が入って、ほぼそのままお返しするとお米でもって、それが自分の特産米だからというようなことで、まあそれはそれとして1つの考え方だと思いますけれども、まあそれは市町村の税制上のっていうか気持ちのことを、あくまでも米の販売的な要素に繋がってしまうというようなことでございますので、そこまではどうもいかなものかというふうに思っておりますが、町は町なりきの考え方でまた今後とも対応してまいりたいと、あの改善の余地はあるというふうに思っております。

本多議員

あの阿南町は 100,000,000 円です。それでですねまあ行政、財政改革を進めていただきましてですね、堅実な行政財政運営に努めていただくようお願いして次の質問に移ります。2番目の質問です。先程の道路維持の予算との質問でも関係しますが、昨年6月の定例会一般質問において通学路、歩道の安全を確保するため歩道路肩の改修工事を積極的に行うべきではないかという質問をいたしました。もう一度質問させていただきます。質問の後、7月9日作成、「道路の不法占拠は危険です」とのチラシが配布されました。その効果を建設水道課に確認しましたところ、今までに撤去が1件、歩道縁石の切り下げ工事の申請は2件だけです。チラシの効果は全くありません。住民の関心もなく不法の占用物はそのままになっております。このような状態が続いて良いのでしょうか。町が積極的に動かない限り今の状態は続きます。改修工事と同時に道路に沿った水路、側溝があるところには溝蓋、グレーチングを設置し歩道部分を広く確保すべきです。水路に溝蓋、グレーチング等が設置できれば除雪の時、この間の大雪ですね、雪を水路に流さずに道幅も広く確保できます。また工事とは別ですけれども、自転車は道路の左側に寄って通行しなければならぬという道路交通法に定められております。歩道のない道路では路側線近くを

通行します。そこには占用物が放置されています。もし仮にですね自転車と車が同時に並行に通行した場合、占用物に触れた自転車は車に接触して死亡事故になるかもしれません。このような場合、道路管理者として町に責任は生じないのでしょうか。歩道のない道路の路肩改修は不法に設置した占用物も撤去できることができ、安全安心な歩道となり歩行者の安全を確保することができます。安全安心なまちづくりを重点プロジェクトに掲げているのに町が積極的に行わないのは何故でしょうか。お答えください。

町 長

次のご質問は、前にもあのご質問をいただいております関連して、路肩個人の入口、車庫等への出入口、この町の対応とまあ今後の促進ということでありまして、確かにあのきめ細かく対応していかなくやいけないというふうに思っておるわけでございますけれども、前のご質問であのご理解はいただいて内容的にはご理解をいただいておりますけれども、まあその後の対応がどうかということでありまして。基本的にはこれはあのいろんな道路の入口につきましては、その今ある出入り口の後からできた公衆用道路等についてのものにつきましては町の責任でこれは当然改良して利便性、都合よく出入りができるようにしていかなくやならない、道路の後にいろんな宅地造成等でこの段差が生じたということにつきましてこの改善については、これはやはりあの個人の責任でお願いしていかなくやならないということで、前も確認をしていただいて一部にはそうしたあの撤去の問題も含めてご理解をいただいております。当然あのその段差解消のためのブロック等の設置につきましてもあの跳ね上がってしまったりということで、危険性もあるというようなことで、改善をしていかなくやならないということで、これはあくまでも個人の安全に対する意識の問題として捉えていただいて、自主的にお願いしたいということをやっております。ただなかなか進まないじゃないかというようなことにつきましてはあの反省材料でもあります。今後具体的ないろいろと取り組んでおると思いますが、建設の方からお答えしますが、やはりそうしたあの意識を皆で共有していただくことが大事だということで、そのための1つの啓発については行政として取り組んでいかなくやならないという考え方でございますのでよろしく申し上げます。

建設水道課長

取り組み状況というお話でございます。実態につきまして若干報告をさせていただきたいと思いますが、道路の関係の補修につきましては116件ということで地元の方から要望は今いただいております。それであのこちらの補修の関係ですが、各地区の中でそれぞれ要望を取りまとめたいただきまして、その中でのご要望これをお聞きする中で対応しているという状況でございます。区の中でいろんな要望を挙げていただいたその緊急度の中で毎年順番を決めて取り組みをしておるという実態はそういう実態でございます。それで今あの町の方で積極的にというお話でございます。道路の不法占用というご指摘でございます。確かに不法占用という実態ではございます。ただ町の中で協働のまちづくりということでいろんな事業を進めておるその状況の中でご納得をいただいた中でお互いに進めていくという、そこら辺の考え方がございますので、町の方から強制的にというふうなそういう考えではなくて納得をいただいた中で対応していただくという、今そういう姿勢でありますので広報を中心に現在やっておるということでご理解をいただければと思います。以上でございます。

本多議員

それではですね、道路管理者としての町の責任というものは生じないんでしょうかね。町長にお伺いします。

町長 まあこれはあのそのケースバイケースごとにいろいろ微妙な問題があるんだろうと思いますけれども、一般的にはこれはあの町に落度、瑕疵が、責任上瑕疵があれば当然これは道路管理者の責任として捉えてまいりますけれども、今言った不法占拠的な部分だとか後で個人の方が宅地造成の中で生じた問題等につきましては、これはあのいろいろやってみなければ分かりませんが、これは当事者の責任という形をお願いしていきたいというふうに思っております。

本多議員 そういうことをですね言っているとですね、そのいかにもですね住民の人たちの責任みたいな言い方になるわけですが、町がですねもっと指導して、ここは直せ、そういうことが言うことが大事だと思うんですよ。そういうことがしない限りですねもし仮に何か事故があったときには当然道路管理者には責任が来ると思います町の。ここら辺はもう徹底した、その徹底してやってもらわないとあのダメだと思いますけれどもいかがですか。

町長 よく実情を把握しながら徹底してというかまあ精一杯進めていくように努力をいたします。

本多議員 安全安心な道路環境を確保するため積極的にですね改修工事をしていただくよう期待して次の質問に移ります。最後の質問です。町道芝宮線道路改良事業について質問します。芝宮線は七久保の西の山に入る重要な路線の1つです。森林事業、治山事業等沢山の事業を行っています。工事車両、材木の運搬車両等、大型の車両が数多く行き交います。上通り自治会の生活道路であり道幅も狭く重大事故が発生してもおかしくない非常に危険な箇所があります。芝宮線の改良工事は平成16年10月より工事に着手し平成21年2月、3年掛けて181メートルの南街道部分の工事が完了しました。残り上通り部分156メートルの工事が着工されず現在に至っております。平成23年度の私が総代の時、先程言いましたけれども、私最後の上通り最後の総代です。その時に建設水道課にお聞きしました。伊南バイパス、竜東線工事に関連した田切地区の道路工事が終了する平成26年度頃から工事に入れるかも知れないとのことでした。しかし第5次総合計画の平成26年度から28年度の実施計画にも反映されておられません。工事は再開できるのでしょうか、お答えください。

町長 町道の芝宮線の道路改良に係るご質問でございます。この芝宮線につきましてはあの七久保小学校南の道路、上通りに向かっていく町道の幹線道路であるわけですが、まあいろんな経過を経まして道路改良事業として小学校の入り口から上通りの中央道のボックスまでの2車線で、北側へ歩道がつく道路として平成15年から20年度の間で工事を行って、町道防火道線まで完了をして残り156メートルという計画はなっております。それでひとまずまあここで終了して、いろんな他の緊急の事業の方というようなことのご理解をいただくために、当時あの地元には建設委員会がございます。そこで説明してまあ理解を得てきて現在に至っておるわけでございます。今もお話ございましたけれども伊南バイパスや竜東線、その他他の中央道をまたぐ橋等の長寿命化の問題等々ありまして山積しておりますけれども、この伊南バイパスあるいは竜東線といったこの直接町がインフラ整備をしていかなきゃならない道路の部分がだいぶあの終了に近づいてきておることは事実であります。ただまあ他の新たな問題も出てきておりますけれども、まあそういったこともいろんなことを総合的に判断をして、現在あの3カ年の実施計画をお示しした中には入れてございませんけれども、その5年間の中の位置付けに頭出しをしていきたいと

いうことで今入ってございます。従いまして、もうしばらくお待ちいただきたいということでご理解をいただきたいというふうに思っております。それとあのこれはあの地元とまたいろいろ協議をしていくことになるわけでありまして、今までの拡幅と、芝宮線拡幅と違いまして家屋補償数戸が伴うまあ事業という形になりまして、非常にあの財政面の問題も出てまいりますので、どういう形にしていくかということとはまた地元とも相談をしながら、もう少し時間をかけて方向付けをしてまいりたいということで併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

本多議員 あの地権者の方々はですね待っているんですよ。あの早い計画をとにかく希望します。あの総代の時にですね地権者の方々皆がいつだいつだ、家を壊りたくても壊れない、下水を直したくても直せない、そんなような状態ですのでできるだけ早く、じゃいつからとか決めてもらってあのお願いしたいと思ひます。それではあの早期の工事再開を期待して質問を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩いたします。時間調整のため再開時刻は午後1時45分といたします。休憩。

午前11時37分 休憩  
午後 1時45分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。  
10番 折山 誠 議員

10番 折山議員 議長の指示で通告以外の発言を控えるようにということで指示を受けておりますが、先程あの議長開会前にごあいさつの中で今日の予定の中で触れていただいておりますけれども、今日がその震災の日でございまして、私思えば今日から10日後に町長の命を受けて被災地石巻の方へ、飯島町の皆さんの善意の毛布、食糧、こういったものを持って伺いしましたが、その後もテレビで石巻を見る度に、あの一緒に町長の許可を得て松本まで送り届けたあの子のお母さんが見つかったのかどうか、いろんなことを考えるのがまだ続いております。被災地の皆さんの一刻も早い安らかな日が訪れることを願うものであります。それでは通告に従いまして一般質問の方へ入らせていただきます。項目の1番でございます。今季の豪雪の体験から見えた課題と除雪、まあ災害ともいえる除雪対策について伺ってまいります。昨年12月の一般質問で今季の除雪対応について伺いました。その中で私は近年の異常気象により頻発しているゲリラ豪雨同様に豪雪の心配があること、伊南バイパスなど幹線の除雪延長は伸びているものの建設業者の減少の中で機動力は低下していること、高齢化により生活道路を地元生活者だけで除雪していくには困難になってきているのではないかと、このようなことを申し上げながら今季は地域地区との全町的な対応を協議すべきと町長に求めました。これに対して町長は幹線道路は前季同様の、前季といたしますのは前の季節ですが、同様の体制で行う。また生活道路は地元対応をお願いしてきた長い歴史があるということの中で、引き続き従来通りの協力を求めていくんだというご答弁でした。つまり私の求めた地域と改めての協議は行わないというご答弁でございました。

折りしも今季は私の申し上げた局地的とっていいような豪雪に当町は見舞われております。農業被害額からも当町が近隣市町村でも最も降雪量が多かったのではないかとということが推察されるものでございます。そこで質問要旨1-1に入ります。幹線道路、生活道路除雪対応、続きまして質問要旨1-2、福祉施設、学童、高齢者、自治会未加入住民、こういったものの対応について一括して伺ってまいります。昨年12月における私との一問一答を踏まえ、今季豪雪を今どのように町長総括されておられますか。お答えをいただきたいと思いますが、これまでの議員に対するご答弁との重複は避けて簡潔にお答えください。

町長 折山議員最初の質問は今季の豪雪の体験から見えた課題と対策でございまして、まず今回の雪、大雪につきましては役場前の観測地点最大で積雪量78センチ、申し上げておるとおりでございまして、平成13年以来の次ぐ大雪の積雪量でございました。このような降雪の中でこの南北を縦断する国道153号伊南バイパス、国道153号の既設道路、それから町道広域1号・2号、それから更には主要地方道飯島飯田、これらの核となる幹線を最優先として交通の確保といったものを、除雪の基本計画の中で実施をしております、それに加えて地域にもお願いをして生活道路、地域道路という順番の中で除雪対応を講じてきたところでございます。で、ご質問のあの幹線道路と生活道路の除雪対応につきましては、やはりこれはあのどう考えましても食料や燃料やそれから流通の確保のための基幹道路の優先を最優先していかなきゃならない道路を除雪の最優先をしていかなきゃならないということはまあ当然であるというふうに考えておまして、今ご質問のこの地域のことに對するご協力の改めての協議はしないというそのまあ否定的ないうふうに聞こえましたんですけども、これは今までの1つの確認事項の中のお願ひとして改めてのこの分担確認はしませんでしたけれども、当然地元の各耕地や自治会にお願ひするこの役割分担の中でお願ひしていきたいという考え方を踏襲したという解釈でありますのでご理解をいただきたいと思っております。以下それぞれの項目的なことにつきましてはあのそれぞれの分担をして対応しておりましたので、各課長の方から個々にご説明申し上げます。

健康福祉課長 それでは福祉施設及び高齢者の関係につきまして、状況に応じて確認をさせていただいておりますので申し上げます。町内の障がい者福祉施設の対応につきましては、どの施設につきましても従来からの業務を早期に切り上げて午後2時頃までには利用者を帰宅させるなどの対応をとったということでございます。15、16日でございますが土曜日、日曜日でしたので利用者の受け入れはなく、17日の月曜日からは通常通りの業務を行ったというように聞いております。なお18日火曜日辺りまで施設利用を見送る方もいらっしゃったということでございます。高齢者の施設につきましては15日の朝、道路交通網の混乱がありましたので、デイサービスの送迎や配食サービスが出来ないことを利用者の皆様に個別に連絡をとったとこのことでございます。施設の入所利用者につきましては介護職員の出勤が思うようにできませんでしたが、夜間のスタッフや近所に住むスタッフの対応で出勤をしていただきまして対応ができたということでございます。また高齢者の福祉施設は16日から概ね通常の業務をするようになったということであります。また75歳以上の独り暮らしの高齢者につきましては17日、電話にて安否確認を行ってございます。その折に除雪に対応できる事業所のご案内や、困ったことがないかまた食糧の確保は大丈夫かとの聞き取りを行っております。また電話が通じない方につきましては訪問により安

否確認等を行っております。その後飯島町の高齢者に関わる介護支援専門員の会議におきまして大雪や災害時の対応についてのご協力をお願いしているところでございます。以上でございます。

教育次長 それではあの教育委員会関係の除雪状況でございます。各保育園では16日に各保育園の職員が保護者会の皆さんとご協力をいただきまして施設周辺の除雪を行っております。特に七久保保育園につきましては、七久保区会の皆さんにもご協力をいただいて実施しております。学校においては同様に学校職員がPTAの皆さんのご協力をいただきながら除雪を行っております。また通学路につきましては地元の皆さんにできる範囲での対応をしていただきました。なお下校等の安全対応でございます。14日の保育園の保護者の迎えについては早めに迎えに来れる方は早めにお迎えをお願いし、学校の下校につきましてはそれぞれ学校の判断により早めの下校をしております。またあの中学の電車通学の生徒でございますが14日本郷駅でストップしてしまいました。その関係で教職員と事務局職員が本郷駅へ出向きまして、町のバスの運行とも考えましたがとても当日は運行できる状態ではなかったために、本郷駅までの迎えを保護者に連絡する対応をとりました。まあ最後の生徒につきましては迎えが遅くなるということでしたので先生の車で送っていったということで、無事引き渡しが完了した状況でございます。まあ今後のあの課題としてはあのJRが運休した場合の生徒の送迎方法については検討してまいりたいと、で除雪につきましては今後とも引き続き保護者、PTAの皆様のご理解の上、ご協力が必要でありますのでお願ひをしておきたいと思っております。特にあの除雪機をお持ちの保護者の把握をして、その方のご協力をいただけるよう学校を通じてお願ひをしておきたいとそんなふうにしてまいります。以上でございます。

総務課長 それではあの自治会未加入者の対応ということでどういう形をとったかということでございますが、まずあの防災無線を通じまして除雪等の協力のお願ひをしたところでございます。まあその中であの電話の問い合わせがございまして、まあ数件あったわけですが、内容についてはアパートの入り口の雪かきをお願いできないかといった内容でありまして、まああの個人の自宅等と同じでございますので、それぞれ個人で出来る限り除雪をお願いしたところでございます。またあの併せて周辺の道路についても問い合わせの中にございましたので場所の聞き取りを行った中、地元の耕地、自治会と協力して是非雪かきをしていただくようお願いをしたところでございます。まあそんな中であの反面ですがアパートに住んでいらっしゃる方ですが、雪かきを手伝いたいのが地域の皆さんが除雪をしていないのでどうしたらいいかという電話もありました。まああの地域の皆さんがやる時に是非一緒にやってくださいという話をさせていただいたところでございます。またあの連絡をいただいた道路等につきましては改めてパトロールを行って除雪の状況等々確認をしたところでございます。以上です。

折山議員 あのかなりきめ細かな行政対応がなされていて、多分これテレビの中継を見ている方がいらっしゃるれば安心なさるのかなというふうに思います。ただあの不足している部分もあろうかと思っておりますので順に申し上げてまいりたいと思っておりますが、今季の豪雪は13年前の豪雪に比べ大変だったような気がします。この経験を通して私なりにいくつかの課題がこう見えてまいりました。近隣には何日も雪に埋もれて、まあ人がよっくらよっと通れるそういう世帯がございましたし、いつもあのお隣の自治会の大型トラックを持っている

方が生活道路を掻いてくださっていたんですが、その大型トラクターで全く歯が立たなかったといったような今季の状況でした。これはこれまでになかったように記憶しております。それから13年前と比較して何が違うかと言いますと、私の家の周辺ばかりでなくて例えば新田、荒田辺り、また本郷の一部顕著だと思うんですが、従来農地の一部農地だったところが分譲により宅地が拡大してまいりました。そうすると掻かなくてよかった従来の道路がどうしても生活道路として掻いていかなければならない、封鎖したままにしておけない、こういったあの除雪範囲が自治会の中でも拡大しているように感じます。一方12月にも申し上げましたが、自治会の除雪力というのは高齢化と働き手のいわゆる町外流失、勤務形態、いろんなことの中で年々落ちてきております。これはもう町長以下職員の皆さんもご承知いただいていることだと思います。町民の安全安心を確保していくためには近年の異常気象に由来しますこの豪雨ではない豪雪、ゲリラ豪雪、これはもう今回で終わりという考え方は危険だと思います。この後も当然起こってくるという想定をしなければなりません。で、これ町民の皆様にもご理解をいただかなければならないことなんですが、豪雪があれば一時的に道路は麻痺をして、伴い様々な障害、これが生じてくるのは当然でございます。そうした中で雪が降ったから町が悪い、自治会が悪い、自分の家の前で雪掻きもできない個人が悪い、この議論をいくら繰り返していても前には進まないということで、町長には是非ご認識を改めていただいて、今まで培ってきた経験の中での対自治会関係ではなくて、いろいろ状況が様変わりしています。だから改めて今後の豪雪に対しての地域、地区とのいわゆる全町的な対応協議、これはすべきというふうに次の項でも申し上げますがここでも申し上げます。昨日の一般質問に対するご答弁の中で、今季の除雪対策は近隣自治体と協議して力を合わせてきた結果、渋滞の回避等その効果があった、そういったご説明がありました。これはあの議員の質問の中でもそのことを認め、その成果として飯島はいわゆる南北の渋滞が少なかったんだとこういう評価をされるところであります。私は特別養護老人ホーム越百園の例で伺ってまいります。越百園の敷地はご承知の通り、前面道路、これは中川村道と飯島町道でございます。2つの行政のあり方を比較する上で極めて希な例を見れるところがございますが、今季の2回の大雪では中川村道は早い時期にかいているようであります。除雪が行われたようであります。一方町道はかなり対応が遅く、施設では入所者の救急搬送の心配、また日勤と夜勤の先程のご説明のとおりでございます。入れ替えにかなり苦慮をしたということのようでございます。超百園は短期も合わせますと74床の施設でございます。介護の必要な方74名が常時生活をしている施設でございます。この中には生死と向き合いながら日常を過ごされている方もいるはずでございます。救急の要請の多い場所だからというふうに認識をしています。先程も申し上げましたがその理由がひとつ浮かびます。今季の豪雪は飯島が特別多いわけです。中川村はいろんな人たちの情報から比較的少なかったとこうしたことのようにあります。従いまして機動力をそこへ持ってこれたということももちろん考えられますし、あるいは中川村ではそういった福祉施設を優先して除雪をしていくという1つの方針が出されているのかもしれませんが、そこは定かに確認はしてございません。どちらが早かったにせよ中川村ではいわゆる施設の近くへ来て村道が切れるところでUターンをして除雪車帰って行ってしまったようであります。とすると県道北林飯島線から進入する道路がないわけでありまして、でこの経験をもとにですね、是非あの近隣市町村と連携をとってきたというお話

でございますので、是非、中川村、長野県と連携をして、まあどちらか早く行った方が緊急を要するそういう施設があるんですからそんなに遠回りするわけではございません。是非、延長も掻いていくと、県の除雪車でもいいかと思えます。そういった協議を求めます。繰り返しますが今季の豪雪を機に越百園については早く到着した除雪車が支障のないような除雪を行っていく、これをお互いに協定をしていただくよう、またそれを急ぐように求めてまいります。併せて町内その他の福祉施設や保育園、学校等に連絡する道路についても同様の見地で優先的な対応を急ぎ定めておくべきだというふうに思えます。先程保護者、PTAといったことがありましたが、私の地元で言いますと子どもの数がうんと減っています。通る道は昔と同じかもっと増えております通学路は。機動的にかなりPTAも保護者も落ちていると思えますので、是非、地域も力を合わせていくこういったようなことも大事かと思えますので、是非そのような観点での協議をお願いできればと思います。併せて自治会等の手の及ばない未加入者の皆さんの対応についても、先程あのご指導いただいているようでございますが、延々と今まで自治会では縁のなかったところにぽつんとアパートができる。それまでのところが全く進入していけないわけで、私、1軒、中川の、中川というかそのアパートの方からSOSがきまして見に行きましたら、堤へもうちょっとで車が落ちていっちゃいそうでした。引き上げるまでに7時半、夜の7時半までかかってお手伝いをしてまいりましたが、まあ地域ではそんなような協力をしながらやっておりますが、ぽつぽつ機動的にも限界にきているのかなというふうに思えます。ちょっと時間の関係で、もう1件併せて伺ってまいります。特にこれはまあ教育長とあの今まで話をしてきたことで簡単に申し上げます。たまたま私の家であの入れない方がいらっしやいましたんで、2日目金曜日でしたが、もう除雪機は到底だめでしたんで小型800キロのバックホーを持って行って、その人がまあ歩ければいいわという感覚でやっておりました。通学路を早めに下校してきた1年生、2年生かと思えます。風が北風がビュンビュン吹く中、傘をさしてキノコになるような子どもが歩いていって、やこれは無事に行ってくれりゃいいなと思っていたら、ワッと言いますのでパッと見たら、町長こういうところでありまして、北側が高くて南側が低い、ものすごい北風の中で更に塔に積もっていた雪が飛ばされて一挙にこの段差を埋めて、本当に粗い、私がまだ行ったときには大丈夫だったところがものすごい吹きだまりになっておりました。学校の対応は早かったと思えます。小さい子どもたちから順に早期に帰して安全を図った。ところが学校の先生も地元の私も予測できないような吹きだまりでした。で、やこれは何とかしなきゃいかんということで見たんですが、3つ迂回路があります。どれも吹きだまりか、もう既に住民の掻いた雪のところをこう曲がっていかなければならない危険を感じましたので、ちょっと私一旦中断してその通学路の方へ移って、バックホーでどンドンどンドン子どもが歩ければいいわということで、後ろへ子どもを着けていきながら進んでいきました。途中で立ち往生してしまいました。まだ数十メートルありました。多分私のこの位までの吹きだまりですんで子どもの背は被っちゃいそうなんですが、前で1人手で掻いている人がいましたんでお助けしてくれという中で、手で掘ってきていただいて子どもをそっちへ送って3人の子を。掻いていました。ところが私もかなり寒さといろいろで頭が回っておりませんでしたので、よく考えたらその先の状況を考えずに送っちゃいました。今考えれば私が手を引いて県道を通って踏切のところまで送っていけばよかったなど、今そんなふうに反省しております。がそ

の気持ちの余裕がその時はございませんでした。是非あの七久保で今度できるコミュニティースクール、この中でですね私は参加します。地域の皆さんも地域の子どものためなら親が都合が悪ければ学校までお迎えに行きましょう、家まで届けましょう。必ずいますから、是非あのコミュニティースクールの中でそんな組み立てができるように、あのまた地域にも地域の子育てを関わらせていただきたい。そんなことをお願い申し上げます。ここまでの段階で一旦答弁を求めます。時間がございませんので手短にひとつよろしく願います。

町長 　　まあ1つの計画した考え方の中で精一杯対応をしたつもりでありますけれども、時間、時系列の問題、それから箇所の問題等々でなかなか計画通り、思った通りにいかなかったということは町内随所にあるかと思えます。またあの折山議員も率先して地域の貢献をいただいて今現場から見たいろんな思いを語っていただいて、あの再三申し上げておりますように、町の役割それから行政の役割ですね、それから地域の役割それからまた個人との役割、あのこの間の区長・総代会等にもお願いをしたりして、もう一度あのこれを教訓にして検証をして、それから次の時期に備えてまいりたいということを申し上げております。いろいろあの今お話いただいたことも参考にしながら、特にあの介護、医療施設等との優先度の問題もどういうふうに位置付けていくかというようなこと、幹線道路プラス少し引込んだところにもそうした医療施設もあるわけでありますので、総体的にして今シーズン、シーズンオフの中でまた整えて次に対応していきたいということを是非ご理解をいただきたいというふうに思えます。いろいろとあの他の議員の皆さん方もそれぞれ陰に陽にご苦労いただいたと思えますけれども、それぞれ地域の住民のこのまた状況も把握していただきながら今後ともよろしく願いたいというふうに思っております。

教育長 　　教育委員会の立場から児童生徒の安全をどう確保していくかっていうことで立場でお答えしたいと思います、今議員がお話がありましたように、まさしくコミュニティースクールはそこに関わる非常に重要な、あるいは意義深いものがあると思えます。これまで見守り隊とかですわ安全の家、子どもが何かあったときに駆け込むという家があります。組織はあるんですけれどもどういうふうに動いていいのかっていうのは個々バラバラでありますので、まさしく学校を支えてくださるこれからの地域の皆さん、とりわけ七久保小学校に関わってくださる多くの皆さんには、こういう緊急事態にどういう対応をして子どもたちを守るかっていうことを一度話し合ってくださいいい機会かというふうに思っておりますので、そのように進めていきたいというふうに思っております。

折山議員 　　まああの地域も町も力を合わせて良くなっていけばなということを願うものであります。でちょっとまたしつこくなって申し訳ありません。質問要旨1-3、地域、地区との協議、全町的な体制構築を再度問うということで、町長既にあのやるということでお答えいただきましたので、軽くさわってまいりたいと思えます。建設業者に対する除雪機維持管理支援、除雪機械保有住民の支援と活用、オペレーターの養成と活用、この欄に関連してちょっと伺ってまいります。まずあの地域と協議するには町でできるだけの手当をして機動力を確保して、何でもかんでも今までの協定がこうだったから地域の皆さん自分達の生活道路は願いますではなくて、地域で対応できない部分は町が調整するこの努力は必要かと思えます。そういった意味で町のすべき努力こういった視点で申し上げてまいります、まずあの幹線道路を中心として最も機動力を発揮できるのは建設業者の除雪機であろうか

と思います。この除雪機の維持管理支援を行っていくべきと考えます。近年公共事業の減少、オペレーターの高齢化と後継者不足により建設重機を手放す業者が多く、豪雪地帯を始め全国的にも意義深い有事の除雪体制が脆弱となっている、このように言われております。公共事業が減少してきた今日、年に数度の除雪のために機械を維持管理しオペレーターを確保し続けて、いざという時には町に協力しろよ、この論法は成り立たないような気がして各自治体それぞれ発注形態を工夫したりいろんな助成を行っているところであります。町は有事の際の保険料、こういった考え方の中で平時のいわゆるそういう機械保有、維持管理、そういった支援を検討すべきではないでしょうかご提案申し上げます。

町長 　　まあ今度の教訓にして具体的に更にまたいくつかのご提案をいただいておりますけれども、まずこの建設業者に対する除雪機のこの維持管理の支援でございます。あの確かに以前に比べてこの機動力のある重機を備えた建設業者の数そのものもちょっと減っておりますし、重機の保有台数も少し小型化しておる、これは常時のこれが目的で購入した機械ではございませんので、そうした時代の流れの中でやむを得ない部分もあるわけでございますけれども、その辺を何とかまあお願いをして機動力を出していただくということでやっております。従ってあのその中で除雪契約を個々の業者とやっておるわけでございますけれども、これに対してこの保有しておる能力というものをこの契約の中でどういうふうにまあ捉えていくか、それが積算に反映できるのかどうかというようなことも、これから1つの検討課題というふうに捉えておりますので、今すぐあのこういうふうにしますと結論は申し上げませんが、これも今後の除雪対策の一環としてやっぱり、備えあればというような意味も含めてですね考えてまいりたいというふうに思えます。

折山議員 　　はいそれじゃその点についてお伺いします。バックホーなどの重機を農業用や事業用に個人が所有しております。その実態を調査して自治会を超えて広域的な活用が出来るように支援、その皆さんに対する支援、またあの一定の協定こういったものが必要かと思えます。そのことをお尋ねします。

町長 　　まあこのことにつきましてもあの私も除雪の途上で、沿線のこの実際に除雪に携わっておる方のご意見も聞く機会もございました。真っ最中でありましたけれども、せっかく機械があるんだけどまあオペレーターもいない部分、またオペがとってもなかなか機械がない。それがまたあの耕地を超えてあるいは自治会を超えてそういう状況があるということもつぶさに生の声で聞いてまいりました。まあできればあのこう一般的にこの備蓄的にそういう機械をそろえるということがよろしいかと思えますけれども、なかなかあのこれを全体となるとやっぱり費用も掛かりますし、なかなかそこまで予測が出来ないもののためにこの機械を常時に体制だけ整えていくというわけにもいかないとしますので、基本的にはあの是非これはあのアタッチメント的な機械のこの装備によって、地元からのまあ要請に基づいてそれを財政支援するというようなことで今までもやってきましたけれども、これを更にまあ地域の考え方の中でですね少し広げられるような、あるいはまたこの自治会の中で共有してそのことがうまく回していけるようなものがないものかというようなことも含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

折山議員 　　今回のあの私もちょっと長い間封鎖状態だったところを開けるには、よその自治会から3トン級のやっぱりバックホーを運んで来て、掻くことができませんのでこう移動しながら開設をしたという経験がございます。ちょっとそういった機器の活用が災害的な豪雪時

には必要かと思いますので、是非まあこれもご検討下さい。この度の幹線道路等の除雪には建設業者のオペレーターの、あるいはあの議員の方から質問もございました、町の職員の不眠不休の活躍があったということのようでございます。しかしながら無理な運転は大きな事故につながります。かといってオペレーターが休んでしまうと機械が遊びます。で従って1重機には複数のオペレーターがおれば効率的に運転できるのかなというふうに思っています。24時間体制でやっぱり稼働していく、この間の雪はそうであったかと思えます。そこで町として希望する町民等に対し、あるいは業者の職員に対して講習会参加費用などの支援を検討すべきかと思えます。そのことでオペレーターの有事に際する確保、こういったものをしていく必要があるかと思えます。そのことについて伺います。

町長 まああの機動力を発揮する中でこのオペレーターのことが大変重要になってまいります。装備だけあってもこれを実際携わる人がいないことには始まりませんので。ただこれはあの常時この除雪のためのオペレーター養成ということだけではなかなか企業も含めていかないわけでありまして、これはあの企業独自のひとつの考え方の中でスキルアップを図っていただいておりますという面がほとんどでありますけれども、やはりあの各自治会や耕地にもそうしたあのオペに精通しておる、技術を持っておる方がおるわけでございますので、この辺もやはりあの戦力として期待をしていきたいというふうに思っておりますし、ただあの事故等があった場合のことも対応していかなくやならん保険制度の問題、それからそうした大体あの地域にどういうくらいの方がおられるのかということの把握も始めていかなきゃいかんというようなこともありますので、またいろいろとあの地域にご照会申し上げながらですね、特にあの基本的な操作等についてもやっぱりあの受講の機会を持っていただいて、やはり事故のないようにしていかなくやならんということで、その辺も含めてこの財政支援、研修費講習会に掛かる費用のことについても検討事項に加えてですね考えてみたいと思っております。

折山議員 12月に伺っているような部分もまあ今季の豪雪を機に、町長前向きにこう考え方を変えていただいておりますことがよく分かりましてそのように是非お願いをしてみたいと思えます。ちょっと時間も押してまいりましたので、この項、あと私言いつ放しで次の方へ移ってまいりたいと思えますが、今季あの雪捨て場にうんと苦労しました。飯島の方はかなり早く公開をされてやっておったんですが、七久保についてはそういった情報も伝わらず皆さん苦労しておりましたので、まあ出来たら一連の検討の中ではまあグラウンド、その他の公共施設の雪捨て場、これの開放権限を地元へ降ろしていただいて、区長なりの判断でもうそこへやるというようなそういった体制も大事かと思えますので、是非まあ検討の場ではそのようなことも含めてご検討いただければというふうに思っています。町長新年度予算上程の前段、施政方針演説の中でこのように申されております。全町民の安全安心、幸せでここで暮らしていくこと、これに取り組んでまいりたい、この全町民の安全安心のために今私と約束していただいた検討については真摯に行っていただければというふうに求めます。

次の項目へ入ります。私あのここへ送っていただいた以降、町長とこれが3度目になりますが、一番あの気持ちの中で大きく留めているのが在宅支援であります。で、在宅支援をするために地域医療でございます。地域医療を確立していくために医師確保でございます。こういったことでこれまで町長とかなり気持ちは1つになっていたような気がしたん

ですが、ちょっとこのところ町長の姿勢に戸惑いがあるのかどうかこの場で確認させていただきたいと思えます。質問事項2、医師確保対策を急げということで、要旨の2-1、新年度の奨学金制度医学生枠拡充について、私が9月定例会一般質問に対する町長からいただいた答弁とその内容に齟齬はないか伺ってまいりたいんですが、9月の定例会の一般質問で私こういうふうに申し上げました。在宅支援の柱として医師確保が重要であり医師確保対策として奨学資金制度を創設すべきとこういう提案をしたわけです。町長答弁は、奨学金制度は支援した医師が当町に戻ってくる保証がなく効果が期待できないので行わないと、その代わり開業支援は行うとこういうように明言をされました。しかしながら新年度から現奨学金制度の中に医学生を別枠で設ける形で拡充を位置付けてございます。この点については過日の議会全員協議会の場で教育長から、医学部は他の学部比べて大変親の負担が大きいからいわゆる奨学制度として、教育委員会サイドで持っているその制度を拡充していきますよと、こういうお答えをいただいて納得したところでございました。ところが昨日の久保島議員の一般質問、やはり久保島議員と心を合わせて今回町長に向かつておるわけでございますが、議員の質問に対して町長は、奨学金制度は不足する医師養成という今日的な課題に町として貢献することは、そういうことにはなるんだと、しかしながら支援した医師がこの町に戻ることは期待できない。久保島議員にもそのようにお答えになっておられました。私は医師確保対策という言葉を使うときにはこの町の医師を確保するというふうに思いますが、町民の皆様もお聞きした時にはそのように思うかと思えます。長野県や全国の医師の確保のために当町の税を投入するのではないというふうに皆思っていると思えます。町長自ら効果を期待できないというふうに明言しているこの事業を、町長は医師確保対策事業として新年度予算の新規事業に大きく掲げてございます。これは町民を欺くことになりませんか。また町長と教育長の見解の相違、教育長は純粋に奨学ということで制度を起こした、町長は医師確保対策としてやっている、だけど効果は期待できない、この見解の相違について、それから私の質問に対する町長の答弁と町長のいわゆる政策を展開する姿勢にかなりの齟齬を感じるんですが、その点について答弁を求めます。

町長 医師確保の問題であります。9月の折山議員の質問の中で、まあいろいろとあの医師確保対策は急いでいかなきゃならないと、施策を講じていかなきゃならないということの中に直接まあ開業医等に対するその支援の問題と、ご質問にありましたこの間接的ではあるかもしれないけれども将来の医師に繋がるこの奨学金制度という質問に対して、今はこの直接開業医等に対する支援の方を優先してその考えは今はないというふうに申し上げたわけでありまして、まあ次の新年度の施策としていろいろ予算編成の段階から考えてまいりまして、あの教育長の申し上げたことはこの1つの政策施策の枠組みを決めて3本の柱でいこうという合意の中で教育長はお答えをしておるかと思っておりますので、それはあの私の方のサイドから発信した内容でございますので、内部的なその齟齬はないということでありまして。それで折山議員のご提案に対して、やはりあの言葉尻をとっていろいろあれですけども、久保島議員に対して、今そのことが直接、将来確実に飯島町の開業医になり地域の医者としてその帰ってきていただくということの確約の担保は取れないという趣旨で申し上げておるわけでございますけれども、まあ長い目で見ればおっしゃるように1つの地域の医師の確保ということと、人材の確保ということの中で、その後議会でもまあいろいろと陳情等採択をされ、それから特にまたその財源的にもある企業からもそうした奨学資



折山議員 金に活用いただきたいというような趣旨も含めて多額な寄付もいただいたという事実もございませう。いろいろと精査する中で、いろんな手立ての中でこうしたことをひとつの施策と一緒にしてやっていくことがひとつの地域の医療確保に目指す姿勢ではないかというふうに考えました。そんなことで結果的には折山議員のご提案いただいたことを尊重しながら英断をしたということを是非ご理解いただきたいと思ひます。

折山議員 持ち上げていただいたのか、からかわれたのかちょっと私よく分からなかったんですが、私の申し上げたのは効果ある医師確保対策ということで奨学金制度でございました。飯島へ戻って来ていただければ返済はいよいよっていったような、いわゆる飯島へ結び付けるための制度の提言でございました。また昨日は久保島議員が同様の提案をしているわけでありませう。制度を拡充してするべきではないかと久保島議員からはやはりそのような趣旨の質問がございました。これに対して町長は4月から、まだ始まっておらん、これから進める制度なんだから今の時点で変更する気はないんだという素っ気ないご答弁でございませう。これはやっぱりあの町長、今医師確保対策としてやるんだということを明言されたんですから、やはりあの久保島議員の質問に対してはもっと真摯な答弁をなさるべきではなかったでしょうか。私も改めて伺ひませう。効果の期待できないというふうにご自身でも認識されている制度であるならば、もうこれから始まる事業であっても、年度の途中で効果を更に上げるように検討する、その位の答弁はできるんじゃないかと思ひませうがいかがでしょうか。

町長 あの昨日の久保島議員に対して大変素っ気なくというふうに捉えておられるかちょっと質問の相手が変わりますので、また後程そのことは確認してみたいと思ひませうけれども、思ひは同じだと思ひませうこれは。ただあのまあ初めての試みの取り組みというふうなことで、まだスタートもしていないものを今改正しますというふうなわけにはまいりませうこれは。やはりそれはあのひとつのこの施策の効果をみながら、必要なものは改善をして変えていくことが必要ではないかという意味で申し上げておるわけございませう、そこが何なのかということとは少しこれは制度が軌道に乗ってその中でまた検討していくべきものというふうにご考へておるごませうので、根っからこの否定をしておるということではないということをごひとつお考へいただきたいというふうにご思ひませう。

折山議員 まあこれ以上繰り返しますと言葉尻を捉えているという捉え方をさせていただきますので、ただ町長自ら言われているごませう、今のこのものはこの地域の医師確保としては効果が期待できない、だったら期待できるように充実すればいいじゃないですかということをご我々2人は申し上げているだけのことごませう。まああのこれをもし出来るだけ多くの方が見ておられて、また町長に何らかのご意見をさせていただけることを望むところございませう。ところで質問要旨2-2、予算措置では医師確保対策元年、職員配置など体制の強化の考へは、この部分について手短にお伺ひませう。あの予算編成上は確かにこう目に見えた制度が置き、また介護支援ということで広くアピールできる材料が増えませう。具体的な医師確保対策が予算化されたということごませう、この取り組み元年だというふうにご期待するものでございませう。で、職員体制はどうでしょうか。あの従来通りで兼務でこの制度を当たっていくのでしょうか。あのもう時間ごませうので申し上げますと、懸命に取り組んでいる先進の事例でいくとやっぱり識者を嘱託職員などでまあ年間的な雇用をする中で、まあ様々な努力をしつつもなかなか飛んでいくような効果は得られないというふうなごことの中で、職員体制についてどのようなお考へか伺ひませう。

町長 まああの今度の制度をスタートしていくいかに関わらずごませう、今までも医師対策というものは私自らもいろんな縁故の情報をいただきながら飛び回ったりしてお願いしてきた経過ごませう。場合によっては昭和病院の院長さんと一緒に行ったごことごませうし、そんなごことでありませうけれども、同時にあのまた地元出身の医師の卵の皆さんもおりますし、それからこの実際に町外でもって医師活動を続けていただいております方もおるわけごませう。いろんなあの縁故の中で情報の中で飛び回ってやってきたごことごませうでありませうけれども、なかなかこれはあのどこの医療機関、市町村も思うようにいかないのが現実の姿でありませうけれども、そういう意味であのこのスタートを発足するから人員を専門的につけてというふうな今考へではございませうけれども、私以下含めてそうした情報のひとつの把握には努めながら、必要に応じてはその対応をしまいらなきやならんというふうにご思ひませうけれども、今4月1日からこの制度が発足するから何名増員してというふうなごことではございませうのでその点ごご理解いただきたいと思ひしております。

折山議員 まああのやはりまあ予算もなんごませう、真剣に取り組む時にはやっぱり人が必要だというのが私の基本的な考へ方ごませう。質問要旨2-3、町内縁故の医師及び医学生との懇話会設置を提案してまいりませう。ちょっと今申し上げられませう、以前に町内に縁故のある医師が中学生に講演をしていただきました。これを聞いた多くの子どもたちは感銘を受けて医師という職業に憧れたごことご思ひませう。しかしながら経済的な理由でありませうとか、まああのこれをもって生まれたというよりも目的が無い子どもたちはあの、私はそうでしたが何も勉強しませうので成績はうんと悪いわけでありませう。ところが目的を持ちませうとやはりそれに向かつてへの勉強を励みませうので、けっこうあの子どもたちの学力は伸びていくのかご思ひませう、そんなごことごまあいろんな理由で医師の道に憧れながらも諦めざるを得ない、こういった生徒もおったのかごもしれませう。また医師確保対策っていうのは先進から伺ひませうと、多くの情報が必要であってそのための人脈の確保重要だごことごんなようにまあ申されておりました。そこで提案をいたしませう。時間がございませうので一番最後の項目は今回は見送ります。これを最後の質問にいたしますのでよろしくお願ひませう。町内に縁故のある医師や医学生による懇話会を設けて、小中学生に向けての講演会、定期的に一度その皆さんに一堂に会していただひての情報交換会、親睦会、こうしたものを開催してはいかがごしょうかごことごありませう。幼い頃から医療で人を助けるというふうな思ひを持って医師の道を目指す子どもの心、これを今言った講演会やなんかを通じて地域の子どもの心をはぐんで、時が来たら奨学金制度、いろんなまあ制度で経済的な支援をしていく、こういったごことご繋がりを持ちたいご思ひませうのでございませう。志を持った小中学生が医師になったごとしてもこの町に戻るにはかなりの時間を要しませう。そこでこの項目の大項目なんごませうが施策を急がなければなりません。是非ご理解をいただき懇話会設置、この懇話会では新しい制度について広く周知もしていただきたい、そんな活動の母体としての懇話会設置、ご提案しませうので町長のお考へをお伺ひをして質問を終わります。

町長 まあこれからのあの医師の卵については失礼ごもしれませうけれども、そうした学生の方、それからいま町内から出身しておる他で活躍されておる医師の方、それから今現在町内で、まあこの昭和病院に一部の先生を含めてもそうごございませうけれども現役で

やっておっていただく方、この方についてはあの医療懇話会というのを設置して定期的に懇談しておりますけれども、これからを目指したそうしたご縁のある方との懇話会、非常にこれはあの意義のあることだというふうに私も思います。ただあの定期的にこの集まっていたり、場所を設けたりして全員が同じ場の中でのというわけにはなかなか先生方のこの活動の立場っていうものはいかない部分もあろうかと思っておりますけれども、趣旨は趣旨としてそういうことでありますけれども、いろんなご縁の中で、今までもそういうことをやってまいりましたけれども、懇談の場を設けながら、あるいは個々の場合になるかもしれないし、複数の場合になるかもしれません。あるいはまたこれが奨学金の受講者であの夏休み等で奨学金を得ておられる方が一堂に会する機会があればまたそれはそれで結構だと思っておりますけれども、いずれにしてもあの全員に呼びかけてという一堂に会してというのはなかなか難しいかもしれませんけれども、そういうことの方の中です非あの懇話、懇談的なものは今後とも続けていく必要があると、その情報を得ながら今後を期待をしていきたいという意味も込めましてそのような方向でひとつ検討をしてみたいというふうに思っております。

議 長 ところで休憩をとります。再開時刻は午後2時45分といたします。休憩。

午後 2時36分 休憩

午後 2時45分 再開

(庁内放送により午後2時46分から1分間、東日本大震災犠牲者への黙祷)

議 長 ありがとうございます。

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

9番 三浦寿美子 議員

9番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。ただいまは東日本大震災から3年経ち、町の皆さんと一緒に亡くなられた皆さんにご冥福をお祈りして黙祷を捧げたところであります。奇しくも今日は3月11日この時間、私が一般質問をすることとなりました。本当に犠牲になられた皆さんのご冥福をお祈りするところでございます。あの恐ろしい光景がまたも浮かんでまいりました。被災された方々の心痛とご苦労は計り知れず心が痛みます。いまだに復興が進まず27万人もの被災者の方が仮住まいで避難生活をしているとのことです。地域を離れていく人の増加も伝えられております。福島県では福島第一原発のための事故の関連死が1,660人を超え、震災時で亡くなられた方よりも多くなっているとの報道もなされております。慣れない環境で体調を崩し亡くなられた方、希望をなくし自殺をされた方もおいでになるとお聞きしております。本当に胸がつぶれる思いであり一日も早い復興を願わずにはおられません。復興が進まない背景に私は税金の使い方があると感じております。まずやるべきは被災者の命と暮らしを守ることであったはずがどうもそうはなっていなかったのではないかと、そんなふうを感じているところです。その上、4月からの消費税増税は復興に水を差すものです。本気で被災者支援や復興に力を入れているとは思えない現実があります。政治の本旨は基本的人権を守ることにあります。そのための施策を実現する財源として私たちは納税の義務を負っています。それが税の基本で

あるというふうを考えております。政策が住民生活に大きな影響を及ぼすことは国政においても地方の政治においても同様であるというふうに思います。被災地の復興の状況から見えるのは住民の命、生活を守るために政策が本来の目的に向かっているか否かを見極め、場合によっては軌道修正が必要であるということではないでしょうか。その観点から私は予算編成にあたって一般質問、委員会審査、住民懇談会での意見は重要な要素であるというふうに考えております。町として予算に反映させるためにどのような取り組みをしているのかお聞きをしたいと思います。

町 長

それではただ今の大震災に対する黙祷の後の、今議会の最後の今議会最後の一般質問であります三浦寿美子議員の質問にお答えをいたします。まずこの議会をはじめとする、まあここでは議会というふうに聞いていただいておりますけれども、こうした様々なご意見をどう行政施策に反映をして取り組んでおるのかということでございます。この議会におけます本会議あるいは一般質問、委員会、全員協議会、それぞれご意見をいただいた提案等も含めてのご意見につきましては、その事業や取り組みが真に町民の利益に繋がるかどうかということとともに、その費用対効果あるいは事業の実現性、緊急性などを総合的にまあ判断をいたしまして、まずは当該案件を所管する課において検証・検討を行いまして、そして理事者とともに査定作業を行いながら実施計画への計上を経た後に予算に反映するという手法をとって進めております。中には必ずしもあの予算を伴わない案件もあることはご承知のとおりでございますので、そんな取り組みで進んでおることをご理解をいただきたいと思っております。

三浦議員

ただ今町長からは議会での要望意見、様々なものが予算にどのように反映されるかについて確認をいたしました。議員としての立場としてここに議員必携がございます。議員必携には議員の職務としてこのように記されております。議員の一語一句は取りも直さず住民の意見であり、住民からの声であるというべきであり、議員が行う質問や質疑、討論は同時に住民の疑問であり意見であり、表決において投ずる1票は住民の立場に立って真剣な1票でなければならない、というふうに記されており、最後の結びには、前述の議会が持つ2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう議会の一員として懸命に努力することが議員の責務であろうというように記されております。そして予算の審議の中では「予算の意義と考え方」として町村の予算は町村が年度に実施したい事務事業にどれ程の経費を掛けるか、一方それを賄うために必要な財源をどのように調達するかを計画して、これを金額で表示したものである。つまり予算はその町村の1年の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してはこの年度にどれ程の公租公課を義務付けることになるか、またその見返りとしてどんな行政サービスを行って福祉向上に努めることにするかを約束するものであるといえる。このように予算は直接住民の生活を左右しその福祉の如何を決するものであるから、編成にあたる町村長もそれを審議する議会もあくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、卑しくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならない。と、このように議員必携には記されているわけです。そこで私は最近になって、議会に予算の執行状況や事業の進捗状況を年度途中で報告をしている自治体があることを知りました。全国的にも画期的なことではないかというふうに思いますが、実施している自治体や何故中間報告をしているかを把握しているようでしたらお聞きをしたいと思います。

総務課長

あの中間的な報告というのはまあどんな意味で捉えられているかちょっと分かりませんが、あのそういった名称で実施しているところがあるということはお聞きをしております。それから近隣の伊南の市町村におきましては現在実施しているところはございません。基本的に当町におきましては手順的に前年度の事務事業の行政評価をする中、これらを先程町長が申しあげましたように実施計画に反映しております。それを予算編成をいたしまして事務事業の方向付けをしているところでございます。併せてその都度、議会本会議、一般質問、また必要に応じて議会の全員協議会等を通じて、また中間的には定期監査におきまして具体的に事業の実施状況これをご報告しているところでございます。その定期監査の報告につきましては12月の議会においてご報告をいただいております。中間報告の実施、何故かということですが、町といたしましては今申しあげました手順に基づいておりますので、現段階これが最適と考えております。

三浦議員

ただ今あの承知していないと、そういうところは承知していないというふうに取り取りました。実は私はあの議運の皆さんが研修に先頃行った茨城県の大洗町の報告を見ました。そこには12月議会の定例会で中間報告をしているという記載が議会だよりにございました。そこで関心を持ち、またそんなようなお話も行ってこられた議運の方からお聞きをしております。そこには常任委員会で当年度事業の進捗状況を把握し、予算や事業の改善点を一早く捉えることにより次年度予算や事業計画の策定に大きな成果が見られたと、2013年5月29日発行の大洗町の議会だより「新たに取組んだもの」として記載がされております。予算と決算時に上程をされた内容を審査することは議会として当然でありますけれども、この中間報告をするという事例は私も初めてお聞きをいたしました。そのような発想をしたことがありませんでしたので、大洗町の取り組みには目から鱗が落ちる、そうした感じがいたしました。そこで私なりに中間報告の意義を考えてみました。議員は住民の負託に応えるべく活動をしなくてはなりません。その基本は憲法と地方自治法にあるというふうに思います。憲法と地方自治法は国民の基本的人権を守ることが大前提に定められており、国民の命を守ることが最優先とされております。戦争はもつてのほかで戦争放棄が憲法9条で定められております。税金の使い方にも国民の基本的人権を守るための優先順位があるというふうに取り止めます。それは憲法の条文の順にあるというふうに見られます。憲法は国民の命を守ることを重点にあらゆる視点で定められております。最も重視しているのが保険・医療・福祉などの社会保障です。次に教育を受ける権利を保障し基本的人権を守るために必要な環境、産業など基盤整備の構築となっております。その憲法の本旨に基づいて定められているのが地方自治法であります。当町も当然地方自治法の本旨に基づいて行財政運営を行っております。このような基本に則って考えてみたところ、年度途中で予算の執行状況と事業の進捗状況を議員が把握をし、意見・提案などをすることは安全安心な暮らしを守る立場から住民の負託に応えることになるというふうに私は結論付けました。中間報告の意義についてこのような私の結論ですけれども、町長の所見をお聞きしたいというふうに思います。

町長

まああの視察によってあの茨城県の大洗市ですか、大洗町ですか、の例を今言われて当町でもどうかということの見解であります。ちょっと議長さんの許可をいただいて確認をしてお聞きしたいと思います。まあ憲法問題から派生してそのようなことが必要なんだということと同時に、これはあの中間的に今あるのは予算と決算がまあ一応議会に提出

をして審査をいただくという手続きになるわけでありましてけれども、この中間的な執行状況も議会にお示しをして審査をいただくという趣旨であるのかどうか。それからまたあの三浦議員がたまたま議会選出の監査委員をやっていたらと、まあこれはあの中間的な定期監査の中で逐一まあ詳細に監査をいただいて、間接的でありましてけれどもこれはあの今までの慣例でいきますと監査報告として12月の議会に出されておると、あの言ってみれば監査報告をした全容がまあ議会には間接的でありましてけれどもお示しをいただいておりますということになるわけでありまして。と同時にあの、細かいあの経常経費的なものは別にいたしましても主要な事業等については折あるごとに、中間でなくても最初の年度スタートした早々のものもあるでしょうし、それからまた中間、年度末に近いタイミングのものもあるでしょうけれども、ご報告は全員協議会等でさせていただいております。係数を伴った審査形式ではありませんけれども、それでご相談をかけながらということをやっておりますけれども、その辺にまあ支障があるのかないのか、正式な審査事項として議会に提出をする必要があるのか、その辺をちょっと確認をいただきながらですね、それで今ある方式では不都合であるかどうかということをもう一度お聞きをしたいというふうに思っております。

三浦議員

ただいま町長から質問をされましたので、まあ私、先程あの私見としてあの憲法の話も含めて、基本的な立場としては基本的人権を守るとというのが本旨であるということから、また住民のまああの安心安全な命や暮らしを守っていくという点では、そこには議員の立場もあるんだということも議員必携に含むと関連してまああの大きなところから始まりましたけれども、あの予算や決算を審査するのは当然ですけれども、中間的に報告を受けなければいけないということは決まりではないというふうには私はあの思っております。ですから今までされてこなかったというふうには思っております。ただ新しい試みとして中間で報告を受けることで町としても、これからまあ言おうと思っている部分ですけれども、住民の皆さんや当町にとってもメリットがあるんじゃないかなというふうには私は感じておって、そんな事でこれからまた一言言いたかったかなと思います。それからあの監査の立場でというふうにおっしゃられましたので、この中で言おうかどうかというのは迷っておったところですが、今町長の方から言われましたので、あの私は監査の立場では町の予算に対して執行がきちんとされているかという立場で監査委員はみるもんだというふうには認識をしております。で、議員の立場になると政策的にそのことがあのどうであるかという部分に踏み込んだ、また違った目線で見るとかなと、あの監査委員としては口のこう喉元まで出ても言えないことも立場としては違うんじゃないかなというふうには認識をしております。そんなところで議会に中間報告が必要かなという部分からちょっと、という立場で今回ご提案をしようということだと思っております。そんなあのお返しでいいでしょうか。

ただ今あの町長のそんな質問がありましたけれども、今回の私のこの質問についてはまだ議会の中では具体的には議論をされているということではありません。あのたまたまというか本当にあの議運の皆さんが大洗町に行かれた中での成果というか、あのまあそういうものだというふうに取り止めますけれども、あの自分としてもまああの監査委員としての立場では言えないことがいっぱいあるなということが実感です。それはあの政策的にどうであるかということについては監査の立場ではまた言えること言えないことあるという

ふうに受け止めておりますので、それであの、まあ実際にはですね例えば今回のこの議会で、今回というか12月議会で私はあの中間報告を受けてまた議員としての意見など提案などすべきものではないかというふうに思っているんですが、あのやっぱりこの12月、3月での提案が翌年度の、今で言えば平成26年度の予算にしっかり生きるかというとなかなかそうはいかないんじゃないでしょうか。その前の年度かまあ6月議会の位までの提案は26年度の予算に、翌年度の予算に反映されるかもしれませんが、多分今の時期に提案したことは1年経って次の27年度の予算に反映はしてくるというふうに私は受け止めております。あの大洗町のこの中の話は翌年度の次年度の予算に報告を受けた中で意見や提案がされて、それが活かされているというふうに書いてあるんだというふうに私受け止めました。やはり住民の負託、また住民要望を私たち先程もあのまあ町が予算に活かしているという検討もされながら、活かしているというふうにもお聞きをしましたけれども、早い段階でそれをチェックしながら活かしていくということが非常にこれは魅力的な私は中間報告というのは、ではないかというふうに受け止めたので、今回そんなふうなことで提案したいなというふうに思って今回質問の中に入れましたがその点ではどうでしょうか。ご所見を伺いたいのですが。

町長

まああのいろんな考え方があろうかと思いますが、直近になってのご意見はなかなか次の始まる新年度の予算の中には反映しがたいという今お話であります。あの町の手法はずっと春からあの現年度予算の執行はずっとやっていますけれども、それと同時にあの1年を通じて、特にあの前半的ないろんなご意見もお聞きしておるわけですが、主にはその秋口から次の新年度予算の、まあ言ってみれば編成作業の準備をしていくということで、9月頃にはこの実施計画をローリング作業をして、その時点でのいろんな声については反映したりまあ継続事業もちろんありますけれども、いう手法で暮れから年明けによってまあ予算の編成をしていくというようなことですので、あの中間であるかないかは別にしてその声の反映は十分可能であるというふうに思っておりますし、それからそのどういう形で、まあ審査をお願いする正式なまあ議案でないにしても、何かこう議会の合意の中での審査という形でなくてもいいということになりますと、ただまあ情報というか開示というようなことであろうかと思えます。まあそういう部分についてはあの監査報告の中でやってまあ監査、直接あの監査の立場で町の行政を報告するという立場ではないですけれども、同じことの内容はまあお願いしておるというこの捉え方の中で特段支障はないように思うんですけれども、それでいかがでしょうか。まあいかがでしょうかというあれはいけませんけれども、まあ今あの先進地を見られた三浦議員の固有のまあ提案というような質問だというふうにお聞きをしておりますので、まあこうしたあの一般質問の席でどうかと思えますけれども、少しこの辺についてはあの議会の内部での合意形成をいただいたらどうかあというふうに思っております。ちょっとあの議長さんにボールを投げ掛けるようで申し訳ないんですけれども、そんなことでいかがでしょうかということであります。

三浦議員

当然あの今回のこれを機に議会の中でも投げ掛けていきたいというふうには思っているわけですが、あの町長はあの定期監査でということがとてもあの重視をされているようですけれども、やはりあの定期監査は監査という目でものを見ながらモノを言う、というのだと思います。報告も出ますがそれは監査の目で見た報告であって政策的な内容

についてチェックを入れるものではありません。であのまあ定期監査をするために監査委員、報告を受けますし、それなりの資料をいただきます。議員は定期監査の報告書を手元にいただくだけで、そのための資料を報告書を受け取るわけではありません。なのでその報告書について同じように説明をしていただき報告を受け、それに対して議員の立場から意見を言ったり提案をするということが次に生きるんじゃないでしょうかねえ。私はそれがすごくあの多分大洗町ではとても有効で良かったというふうに言われているんだというふうに思いますが、その辺をそういうふうには受け止めることができませんでしょうか。

町長

あのちょっと水掛け論的になっておりますけれども、あの決してあの監査報告があるからこれが町の報告に替えるということは毛頭思っておりませんし、これはあの全然またあの権限の違う問題でございまして、ただあのそうしたことも含めてまあ監査の意見書の部分は別にいたしましても、お示ししておる内容はまさに中間的な行政の予算の執行状況ということになるわけでありまして、その点どうかというふうに思いますし、それから折に触れてご報告はしておるつもりであります。大綱的な事業の進捗状況につきましては、その辺でひとつ今の状況でよろしいんじゃないかというふうにまあ再三申し上げておるわけですが、それ以上のことについてはまた内部合意の中で検討してみたいので、議会にちょっとボールを投げさせていただいて恐縮でありますけれどもそんなことをお願いしたいと思います。

三浦議員

町長のご所見をお伺いいたしました。議会の中で議論されるように私の方でも提案していきたいと思っておりますので、この件については以上とさせていただきます。次に福祉医療費の窓口の無料化ということで質問をしたいと思えます。この福祉医療費の窓口の無料化については私の長年の実現したい施策のひとつということでもあります。これまでもご存じの通り提案を何度もしてまいりました。まあその背景には窓口の無料化を望む声が多くあるというふうに受け止めているからであります。行政の立場からはそのような実感があるかどうかをお聞きしたいと思います。

町長

次のご質問、福祉医療費の窓口の無料化の問題であります。この件につきましては三浦議員も従来から再三に亘ってまあ質問をいただいておりますので、都度その置かれておる現状というものを申し上げながら今日に至っておるわけですが、こうしたその実感としての部分と同時に今あるこの福祉医療の内容につきまして、もう一度ひとつご理解をいただくという意味で申し上げたいというふうに思います。飯島町の福祉医療対象者、現在平成25年度で1,900人弱という数字でございます。そのうち1,400人余が子育て支援対象、それから障がい対象で350人、母子・父子の対象者140人というような構成になっておまして、福祉医療の対象者の平成24年度における1回の窓口負担額の平均は2,100円というデータが出ております。福祉医療費の給付につきましてはまず医療機関に受診した際に医療費自己負担分を窓口で支払っていただきまして、その後、高額医療制度や未熟児の療育医療、難病などの公費負担分、それから社会保険が独自で行っております付加給付分などを控除した後の、最後に個人負担金1レセプト当たり500円掛かるわけですが、これを差し引いた残りの額を対象者の口座に保険者が振り込むと、町の方で振り込むという流れになっておるわけですが、これについては毎年7月末に受給者証の更新手続きをしているところでもありますけれども、この流れがまあ住民の皆さんに定着しているためか、窓口支払い額の負担感についてのご意見は、

担当係の方の掌握しておるところでは無いというふうに思っております。またあの窓口負担がなかった他の県、自治体からの転入の方につきましては、福祉医療申請時に担当から説明してご理解をいただいて特別の問題も出ていないということでございます。まあ高額な医療費の自己負担分については支払い困難な場合には町の制度といたしましてご承知のように福祉医療の貸付金制度がありますので、これはまたあの直接相談をいただいて手立てをとってまいりますのでご活用いただきたいと、こういう状況でございます。

三浦議員

それでは町の受け止めということでお聞きをいたしました、そのような実感はないというふうに受け止めたということですが、あの実は今回の県議会の中では阿部知事が先日あの石坂県議の子どもの医療費の対象年齢引き上げと窓口無料化を求めた一般質問に、来年度検討するというふうに答えております。明るい兆しが見えてきたかなというふうにも思いますが、これから検討するという段階に入るという内容であります。で特に子どもの医療費の窓口無料化は全国では37都府県が実施をしております。実施をしていないのは北海道、岩手、埼玉、石川、福井、三重、奈良、鹿児島、沖縄、そして長野県であります。ほとんどの都道府県は窓口の無料化を実施をしております、飯島町への県外から移住された多くの方は窓口で払わないのが常識となっています。まあ移住してきた方の多くは子育て中、また孫のいる方も子どもの医療費は以前住んでいたところで払ったことがないというように言われておられます。先程町長はあのまあ窓口で払うことに対しては説明をしているのでそれで問題はないと、そういう苦情もないというふうにあの言われまされたけれども、ある方は私に病院でお金を請求をしてびっくりしたと、手持ちが少なく慌ててしまったというふうに言っておられました。若者定住また子育て支援を売り物にするには医療費を一旦窓口で払うことが私はかなり障害になっているのではないかなというふうに思います。それは先程も申しましたが、近隣、飯島町に移住して来られる多くの皆さんは実際には医療費を窓口で払わずに子育てをしているということが実態であるからです。でまたその若い世代の皆さん、子育て中の皆さんの所得が減少をしているというこの厳しい社会状況もその中にはあって、私はそういう子育て中の皆さんの直接の負担を減らすのがこの窓口の無料化ではないかなというふうに思っております。で医療費を気にするようではなかなかまあちょっとばかりではまあお金がないから家で寝かしておこうというようなことも、まあ自分の過去を振り返ってみても本当に厳しい時は我慢をさせてしまうということもあるわけで、まあそういうこともあの子育て世代を支援する点では重要なことというふうにも受け止めております。そしてあの特に飯島町は他所に先駆けて対象年齢を18歳まで引き上げ、そうした魅力が私はあの窓口行ってなんか薄まってしまうようで残念であります。まああのこれはなかなか難しいことかなというふうにも思うわけですが、子どもの医療費の窓口の無料化ということは特に私はこの子育て支援としては重要な要素であるというふうに受け止めておりまして、まあこのことについて町単独でできないかどうかということについて研究・検討をしたことがあるのかどうか伺いたいと思います。

町長

まあこの福祉医療費の窓口無料化の問題、確かにあの制度として確立されておればよろしいんですけども、長野県の場合はこの県の事業との連携の中でやっていくということが1つの根幹にあるわけでありまして、加えてこれはあの各医療機関、病院から開業医に至るまで全てそうであります。それからその保険業務を取り扱う例えばまあ国保連合会、あるいは診療報酬の支払い基金という組織もございます。そうしたことが全部合意形成が

できてですね、そして制度的に確立されればという道が開けるという、他の県もそういう形で。先程あの知事のまあ見解も少し出てきておるようでありまして、そういうことがひとつのまあネックというか、町も再三ご質問の度にそのことは研究をして、研究会まで上伊那郡下の中でやった経過もございますけれども、なかなかそのところがネックになっておるということでもあります。ただまああのそれとは別に福祉医療費の水準レベルアップについては町は独自で取り組んでおるということをご理解いただいております。思いますけれども、であの再三質問でございますのでさつき実態は申し上げましたけれども、まあ苦情が、苦情とかあの要望のご意見のあるないはまあともかくといたしまして、あの専門的に、何故どこでどういうことが隘路でそのことが長野県の場合は実現できないのかということ、担当課長、専門分野でいろいろ意見交換して参っておりますので、もう一度ひとつ補足してご説明申し上げますのでご納得いただきたいと思います。

健康福祉課長

それでは福祉医療費の給付事業の関係であります、これにつきましては県に福祉医療費給付事業事務研究会という組織がございます。平成25年度、今年度でありますけれども、今後のあり方について検討するため窓口の負担の無料化しているところ、まあこの給付方法を現行の自動給付という方法に対しまして現物給付って言うんですけども、この現物給付を実際にしている自治体について視察を行っているところでございます。その視察の結果、研究会での意見としてまあ結論から申し上げますと、慎重であるべきとの方向性が出ているということでございます。先程あの町長が申し上げましたように、福祉医療費給付事業につきましては多くの関係機関が関わっているということでございます。受給者を中心に医療機関であったり、国保連合会や支払い基金などの審査支払い機関、また市町村などでございます。そこでこの視察の報告から現物給付を実施した場合のそれぞれの機関での利点と課題について報告が出ておりますので申し上げておきたいと思っております。まず受給者の関係でございます。受給者の利点につきましては1レセプト500円の負担ということになりますので、2割から3割の自己負担を気にすることなく受診ができるわけがあります。一方で課題といたしまして、医者及び薬局に掛かりやすくなるということによりまして医療費のコスト意識が希薄になるということでございます。これはあの大変重要なこととございまして、先進地の事例からいたしますと実施前後を比較いたしますと、まあA市においては件数で3割、補助金額で2割増加、B市においては件数で2割、補助金額で1割増加、C県の子ども医療費の助成事業に限って現物給付をした場合であります、一部の市町村の実施にも関わらず件数で7割、補助金額は9割増加したというような状況でございます。次に医療機関でございます。利点といたしましては患者からの未収がなくなるということでプラスになります。ただ課題といたしまして先程申し上げた掛かりやすくなるということで、俗にコンビニ受診と言われておるんですが、そういうことが増加することで休日とか夜間の受診が増加してまいります。まあ当地域みたいに医療が充実していないところについては医療機関でちょっと厳しい状況が生まれてくるんじゃないかということも考えられます。それから子育て部分は現物給付でその他は自動給付と混在するような区分により給付方法が異なる場合、あるいは市町村によって給付方法が異なる場合、こういった場合医療機関の窓口の確認事務が医療機関で煩雑になるということがございまして、間違いが起りやすくなるのではないかと、いずれも市町村の負担が増加するような形になります。それからですね、領収書の発行ひとつを取りましても発

行する機関・発行しない機関等があるようでございます。次に審査支払い機関の国保連でございませけれども、医療機関から診療報酬併用レセプトにより請求されるということで、事務が若干軽減される一方で市町村からの過誤納の調整依頼が増加するということが考えられます。またこのシステム改修が必要になってきますので、審査支払いシステムの改修費が増加するということとなります。最後に市町村でございませけれども、国保や後期高齢者医療保険の場合、高額療養費や世帯合算、高額介護合算療養費について受給者に代わって保険者宛代理請求受領をするため、受領申請の際、委任状兼同意書を併せて提出いただいているというところが多いようであります。受給者については支払いのない高額療養費等に委任状を記載する必要があり理解が得られないことが考えられます。この場合受給者へ的高額療養費が支払われた場合、受給者に返還を求めるということに市町村でなるわけでありませけれども、不納欠損となるケースが事実あるということでありませ。また保険者によって付加給付もあることからこれを停止しているところもあるようであります。結果的に医療費の増加を招いているということになります。停止をせず受給者に支払われた後、市町村より返還を求めるともできますが、先程と同様、不納欠損リスクを背負うこととなります。このように一見、受給者には良い制度に見えますけれども結果的に医療費などが増加し、これが最終的に国保税や医療保険料の増加を招き、被保険者全体の負担増となるとの意見が出されているということでございます。またある県においては福祉医療費の現物給付化、これをしたんですけれども、この一部区分について自動給付、今長野県でやっている自動給付に戻す方向を決めているところもございませ。町といたしましてはこれらを十分に咀嚼をしまして慎重に考えていきたいと、慎重であるべきであるというふうに考えているところでございます。

三浦議員 　ただ今県から国から様々な市町村の様子からお聞きをいたしました。財政負担も増えるというふうにもお聞きをするところですが、私の立場としては本当にあの医療費が増えるということは安心して医療をかがれると、逆の目で見ればあのそういうふうにも見られることで、子どもさんの健やかに育っていくというそういう点ではとても重要な施策ではないかなというふうに思っておりますが、まああの町単独ではなかなか難しいんだなということ十分にあの理解をいたしました。であの県では今までもあの是非県に要望をしてというふうにも言ってまいりましたけれども、そういうわけで阿部知事も検討をするというふうに明言をいたしましたので、是非早い時期に検討を進めていただいて、そうした窓口無料化ができるようには是非早い検討を要請していただきたいと思っておりますが、その点についてお聞きをして質問を終わりたいと思っております。

町長 　今お聞きいただいたような内容でまあ慎重にということになるわけでありませが、まあ同じあのこれは市町村としては共通の問題になるわけでありませるので、今後いろんな機会の中でまた意見交換をしながら必要であれば県の方にもまた求めてまいりたいというふうに思っておりますが、今日は経過をご承知いただきましたのでそんなことでひとつお願いしたいと思っております。

議長 　以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時33分 散会

平成26年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成26年3月20日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第 3号議案 飯島町準用河川占用料徴収条例
- 日程第 3 第 13号議案 平成26年度飯島町一般会計予算
- 日程第 4 第 14号議案 平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 第 15号議案 平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 第 16号議案 平成26年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 第 17号議案 平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 第 18号議案 平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 第 19号議案 平成26年度飯島町水道事業会計予算
- 日程第10 請願・陳情等の処理について
- 日程第11 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

- 1番 北沢正文
- 2番 坂本紀子
- 3番 本多昇
- 4番 中村明美
- 5番 浜田稔
- 6番 久保島巖
- 7番 橋場みどり
- 8番 竹沢秀幸
- 9番 三浦寿美子
- 10番 折山誠
- 11番 堀内克美
- 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 宮沢卓美
- 議会事務局書記 市村晶子

## 本会議再開

開 儀 平成26年3月20日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位には大変ご苦勞様です。これから本日の会議を開きます。今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において提出されました案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る3月6日、及び7日の本会議において各委員会へ付託をいたしました条例案件1件、新年度予算案件7件、また請願・陳情案件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。

本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告を行います。  
初めに高坂町長より大久保住民税務課長は病氣療養のため本日の本会議は宮沢住民税務課長補佐が代理出席する旨通知がありましたので報告いたします。

次に議会閉会中に社会文教委員会及び議会運営委員会が視察研修を実施しておりますので、委員長から報告をいただきます。

はじめに、竹沢社会文教委員長。

社会文教 委員長 おはようございます。社会文教委員会の視察研修について申し上げたいと思います。去る1月22日から24日まで3日間、社会文教常任委員会の視察研修を行ったところであります。片道800キロメートルの道程をひた走りまして、山陰の小京都と言われます島根県の津和野町で1月23日医学生奨学金制度について学んだところであります。津和野町の公的医療機関、津和野共存病院に将来勤務しようとする医学生等に奨学金月200,000円を貸与、入学月に入学金相当額500,000円を加算し貸与する制度でありまして、町内の公的医療機関医師確保を目的とする制度でございまして、奨学金貸与額は全国一、現在1名の医学生に貸与中であります。我が飯島町におきましては町内の開業医の廃業や高齢化を踏まえ、平成25年9月議会において開業医の皆様からの陳情と同僚議員の一般質問で医師確保のための医学生奨学金制度の創設提案がされ、町が同制度を今議会に創設をし、併せて開業医に対する医師確保の補助金制度など、全国的にもまだあまりない制度を町が積極的に創設することとなったわけであります。これらは町内優良企業からの多額の寄付金や町内の開業医先生の熱い思い、全議員の積極的な取り組みを受け、高坂町長はじめ関係職員が一丸となって取り組んだ結果であり、嬉しく思うところでございます。制度自体まだ不十分な点もあると思いますが、町及び議会が議論をさらに深め、よりよい制度となることを切望するわけであります。加えて初期の目的である飯島町から医学生を、また全国の医師の皆さんを是非飯島町へ開業を実現するため、町当局の広報活動や営業活動を是非積極的に行ってほしいと思う次第であります。

次に1月24日、兵庫県小野市、全国初の「子ども等いじめ条例」と市政の指標について学んだところであります。兵庫県播磨地区の中核都市を目指す人口50,000人程の小野市でございますが、4期目となります民間企業から市長となりました蓬坂務市長は、4つの柱、行政も経営という基本理念の下に、顧客満足度の志向、それから成果主義、オンリーワン、後手から先手管理への転換、の4つの柱を基軸に施策を展開しておるところでございます。全国どこでも起こりうる課題に対しまして先手管理の実践として「いじめ等防止条例」を全国に先駆けて制定したところであります。学校や教育委員会だけではなく、市役所の組織を横断的に実施するように再構築し、市民総ぐるみによりますいじめ等、いじめ等とは、いじめ、児童虐待、高齢者虐待、DV、セクハラなどに関するあらゆる人権侵害の根絶を目指すものであります。条例制定後、市民からの通報も多くあり、即時対応また啓発活動の設定を行いまして、市民参加の運動の展開など、また警察OBの活用、常設のいじめ等相談窓口の設置、法律相談、電話相談など行っておるところであります。飯島町におきましても今議会と同僚議員から一般質問があったとおりでありますけれども、いじめ等が飯島町において条例制定しなくても、一人ひとり町民の皆さんの全ての皆様が人権が守られる、こんな町に進んでいくことを念願をいたしまして報告とさせていただきます。

議 長 次に久保島議会運営委員長。

議会運営 委員長

それでは議会運営委員会より休会中の視察研修につきましてご報告いたします。去る2月3日、4日の両日に亘りまして埼玉県嵐山町議会と茨城県の大洗町議会を訪問いたしました。両議会とも平成24年度全国町村議会議長会の特別表彰を受けている議会でございます。埼玉県の嵐山町議会は町長の諮問機関等の委員の充て職を引き受けないということにして、町長に申し入れを行っているところですが、また議会提出条例が取り組みをされておりまして、「緑と清流、オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」というのを制定をいたしました。また住民に開かれた議会を目指しておりまして、議会の日程また一般質問の要旨などを掲載したポスターを公共施設などに掲示して、傍聴を促しているところでございます。またもう一つの茨城県の大洗町議会は、議会の活性化のために傍聴案内のDM、ハガキなんですがこれを送ったりですね、ポスターも70枚という多数のものを作成して、これは民間の商店などにも出向いて自分たちで貼ってきてお願いをしているというような活発な取り組みをされております。その効果で傍聴者数はですね年間約400人、我が町議会のですね約10倍にあたる傍聴者を集めているというところでございます。また一般質問は午前中だけにしてですね、質問者議員に議長名で期日やそれから内容等、傍聴の要請を記入したハガキを30枚渡して、議員が自ら聞いて欲しい人、町民に郵送しているというような取り組みもしております。また本議会における発言の内容によっては映像を使用した方が分かりやすいということがありましたので、スクリーン、プロジェクターを使用した、パソコンを使ってですねパワーポイントなどを利用して説明をしているというところでございます。まあ今ではですね、最初はあの仮設のスクリーンだったんですが議場に設置されたというふうに常設されているというところでございます。多くの議員が利用しているというお話を聞いてまいりました。また年1回、3月定例会においては日曜議会というのを開催していると、議会報告会も報告は短時間にして議員個人として町民



との意見交換会形式とともに方向転換したというような取り組みもされております。また商工会青年部と連携して町の活性化やイベント開催にも協力しておりまして、アドバイザー及びリーダー的立場で、県の商店街活性化コンクールにおいて青年部をですぬ優秀賞を取らせたという実績もございます。それぞれの議会改革や活性化に積極的に取り組んでいる姿、姿勢を垣間見まして、我が飯島町議会はこれからも町民に開かれた議会実現のために更なる改革・活性化にいかねばというふう感じたところでございます。以上議会運営委員会を代表して視察研修の報告といたします。

議 長 それぞれの委員会におかれましては視察研修大変ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。

ここで議事進行についてお諮りします。条例案件、新年度予算案件、また請願・陳情案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで新年度予算案件につきましてはそれぞれ関係する案件ごと一括して各委員長より委員会報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論・採決を行い、また請願・陳情案件につきましても一括して委員長より委員会報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 それでは、  
日程第2 第3号議案飯島町準用河川占用料徴収条例を議題といたします。  
本案につきましては総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。  
北沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長 それでは3月6日の本会議において総務産業委員会に付託されました、第3号議案飯島町準用河川占用料徴収条例について審査結果の報告を申し上げます。平成26年3月飯島町議会定例会における付託案件審査のため、3月7日関係所管課の課長、係長の出席を求め本委員会を開催いたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。慣行水利権の取り扱いが慎重に行われるべき、これにつきましては基本的には今まで流水を使っていて営業でないものについては徴収しない。それから農業用水路については該当外か。これについては該当外でありまして、町長が指定した18河川が対象となるという内容でございました。徴収額は県に準じており適正と判断する。これから自然エネルギーなど水力発電が行われる可能性を考えるとこの条例は必要である。以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

北沢委員長自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案飯島町準用河川占用料徴収条例について採決をいたします。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 第13号議案平成26年度飯島町一般会計予算。

日程第4 第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算。

日程第5 第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第6 第16号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計予算。

日程第7 第17号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。

日程第8 第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。

日程第9 第19号議案平成26年度飯島町水道事業会計予算。

以上、第13号議案から第19号議案までの平成26年度予算7議案を一括議題といたします。本案につきましてはそれぞれ各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。はじめに総務産業委員長から委員会審査報告を求めます。

北沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは総務産業委員会の平成26年度予算審査の結果を申し上げます。平成26年3月7日に本委員会に付託されました、第13号議案平成26年度飯島町一般会計予算分割付託分、及び第17号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、並びに第19号議案平成26年度飯島町水道事業会計予算は、3月12日から14日までの3日間に亘り、説明員として関係所管課の課長並びに室長、係長、専門官の出席を求め審査を行いました。結果、平成26年度予算4議案はお手元の報告書のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。まず個別事項の主な質疑について申し上げます。地方消費税は26年度は全額見込めないが全額となった場合の見込みは？ 26年度の見込みは7,000,000、全額は1.5倍とみている。広域負担金が全体減だが理由は？ 情報センターのサーバーの入れ替えが終了、情報センターの職員が10人が4人減員になる。災害時の役場の電話がかかりにくい、またこの部署からの電話か留守の場合分からない。これについては検討を要請をいたしました。町おこしソング、新しく継続した祭りを興すのか？ 単年度のイベントとして計画、後はそれぞれの催し物で活用してもらおう。伊南行政の負担金48,000,000円増の理由は？ 広域消防の負担金が伊南行政を経由するため。コンビニ交付、地方自治情報センターへの1,000,000円の負担金の根拠は？ 人口規模で負担額が決まっている。農地を太陽光発電で転用した場合固定資産税は？ 通常雑種地とした場合は宅地の90%だが70%を適用。13,330平米の農地の場合12,413円が865,791円となる。これは6.9倍であると。それから事業を

廃止し地主に返却された場合は？ 現況課税として返却の形状により判断し課税する。専任結婚相談員は社協と兼任か？ 社協の結婚相談所は廃止しこの事業に集約する。ただし相談の場所は地域福祉センターを使う。地域おこし協力隊の行う事業は3年間で降も継続できるか？ 1年契約で最長3年で任期満了。再募集を行い事業は継続できる。1,000ヘクタール自然共生農場の割には環境保全型農業振興の予算が少ない。この予算以外に予算はあるか？ 無い。予算計上の場所について有害鳥獣対策と猟友会関係の予算は同じ項目に集めるべき。担当が違うので別の場所に計上した、次年度は検討する。商工費プレミアム商品券の補助の検討はしたか？ 現在共通商品券を発行している、この様子を見ている。グリーンハート、グリーンリーフの収入が少ないが？ 減については現在空室がある、今後満室となるよう考えたい。融雪剤の予算計上は適正か？ 730体を予算化、塩化ナトリウムが購入の主力、価格が安く環境負荷も塩化カルシウムより少ない。

続きまして総括質疑でございますけれども、道路維持費の補修費5,000,000円の計上について住民要望や前年度までの決算を見て年間予算を計上するべきと思うが基本的考え方は？ 維持補修費の住民要望は大切なことだと捉えている。新年度になると新たな要望箇所も出る。実際の工事は秋になる。交付税も決まらない段階での予算であり、年間の中では弾力的に考え、とりあえずこれでスタートしたい。ふるさと納税の贈答品の基本的な考え方は？ ふるさと納税をしてもらうことは大変ありがたいこと。過度な景品の贈呈はどうかと思う。寄付をいただいたごく一部をふるさとのPRということで贈呈したい。新年度は品目を増やす。今後ともできるだけ飯島ファンを増やしていくようPRしていく。自然エネルギーの発電施設の設置補助について補助内容の見直しを。個人に対する設置補助に比べ差が大きい。企業の施設補助金3年間に比べ10年間は長い。トータルで補助額が大きい。営利目的で設置する者に対する補助制度としてはどうか？ 実施年度を確認したい。これにつきましては化石燃料に代わる自然エネルギーの普及を側面から支援していく。地元の中でお金が還流するよう考え企業振興とのバランスをとった、従って町外の業者は適用外とした。10年は収支の試算の結果から判断した。平成26年4月1日以降の施設を対象としたい。要綱の内容についてはもう一度研究する。続きまして定住促進、町の中に活気を出す予算計上は他の町村でも行っている、同じことをやっても効果が少ない、町長の思い、意気込みが大切だがどうか？ 重点骨子のトップに掲げる基本的考え方であるが、ただ意気込みだけでは空回りしてしまう。地域おこし協力隊や県の派遣研修などの人材を活用し、予算と両面でマンパワーを発揮してPRすることにより跳ね返ってくるものを掴み、前に進みたい。

続きまして討論でございますが、可決すべきものとして、予算編成の手法、広域負担金に注視すべき点はあるが全体としては生活密着型の細かい配慮がなされた予算であり評価できる。公共下水道及び農業集落排水事業について努力の跡が見える予算であり、人員的にはぎりぎりの人数で回している姿は理解できる。一方ではこの人数の人員の配置はリスクであると言える。また巨大な債務をどうするかということが前面に出ているが、これからは維持補修にも目を配りながら運営を願いたい。水道事業では企業会計方式が変わり努力の跡が見える。有収率について向上しているが、これは健全経営に向けての効果が期待できる。今後も老朽石綿管などの改修を引き続き行い有収率のアップを図り、効率的な運営に努めていただくことを求め賛成。なお反対討論はありませんでした。以上本委員会に

付託された4議案について報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

北沢委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長の委員会審査報告を求めます。

竹沢社会文教委員長。

社会文教  
委員長

それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る3月7日、本会議において当委員会に付託されました第13号議案平成26年度飯島町一般会計予算分割付託分、第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第16号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計予算、について3月7日、3月12、13、14の4日間、慎重に審査した結果、お手元の報告書とお可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

なお審査の中で出された意見等について申し上げます。まず健康福祉課関係ですが、社会福祉協議会のあり方をコンサルに今診断していただいている。現状の社協は民間の介護施設など町内に増える中、自主事業で減少している。社協に対し行政が行っている事業を洗い出し社協に委託することを検討したらどうか？ については過去に移動購買車について投げ掛けたが事業実施に至らなかった。現在、社協として自ら企画運営できる事業はないか検討を始めているところである。次に障がい者の親に対する交流の場が行政にあるのか？ 答えとしては自主的な手をつなぐ親の会がある。次に手話通訳奉仕員を今後育成する現状手話のできる方はおるのか？ 社協、手話ボランティアがある。新規事業の高齢者が地域で活動を補助する「いちいの会」交付事業と福祉タクシー券交付事業における対象年齢65歳まで拡大や、日中高齢者への拡充政策について関心が高く事業効果が期待される。これらのPR方法をどう行うのか？ については全戸配布のチラシを作成する。また、いちいの会交付金事業の申請は極めて簡単な書き方に改良してあるとのことである。介護保険の繰出が増えていくがどうか？ 年々認定者が増えていく現状にある。対策として保健医療予防事業の取り組みも強化していく。予防接種が集団接種から個別接種に移行した。予算的には変化はないそうであります。ピロリ菌検査はどうか？ 答えとして従来の成人式での検査に加え、信州大学の支援を得て中学生までを行うのは効果があると思う。親子の料理教室に食育を。 については新年度管理栄養士を配置し実施する。次に医師と学生などの懇話会を提言しているが予算はどうか？ 懇話的対応については町長交際費で対応する。開業医補助金制度のPRはどうするのか？ 縁故のある医師などへ呼びかけていく。また全国紙の医療タイムスにも掲載された。国保ですが各種検診の受診率向上対策をどのように行っていくのか？ 電話による勧奨、対象者のリストアップなどした中で勧奨を行っていく。後期高齢特会ですが、保険料軽減額が上昇したが軽減対象者が減少した理由は何故か？ 後期高齢者の対象者の中の所得の高い方が75歳となったため。次に教育委員会関係ですが、コミュニティースクール事業に伴い校長住宅の確保をすべきである？ 確保に向けて検討している。学童クラブを七久保地区でも行ったらどうか？ 当面1カ所で行う。子育て支援センターの利用状況と今後移転計画はあるのか？ 公民館へ出

掛けての出張子ども支援センター事業などを行っており参加者が増えている。移転計画については現状維持。特別保育の要望はあるか？ 土曜日の保育は現在午前中行っておるわけではありますが、午後までの要望があり今後の検討課題である。多動性児童・発達未熟児への対応はどうか？ 保育中に発見をしたり、保健師と連携をして取り組んでいる。巡回相談では臨床検査技師が調べ病院で診断後対応をしている。医学生奨学金制度を保健事業側の医師確保の制度として別枠として、飯島町で医師として開業する場合、返済を免除する制度を改めてそのようにしてほしいという、これは意見であります。小中学生を対象にした医学生養成の授業を行ったらどうか？ 保健事業課と担当して連携して検討する。奨学金制度全体の見直しが必要ではないか？ 現制度のPRと合わせて制度の見直しをする必要がある。消費税が上がるわけですが学校給食費はどうなるのか？ 次年度より11円値上げをする。なお現在の給食費の滞納者は1人もいないそうであります。こども室の課題はどういうことを考えているかということですが、室長の方からそれぞれ思いが語られておりましたが、内容については時間が掛かりますので省略させていただきます。飯島陣屋で挙式を行ってほしい？ 希望があれば協力をしたい。飯島陣屋で宿泊ができるようにしたらどうか？ 公民館や学校との連携による宿泊体験を実施している。ただし恒常的に宿泊に利用することについては課題が多い。傘山が整備されたので町民登山を実施したらどうか？ 中学生の予備登山について検討しておるがトイレがないのが課題である。これについて提言として、携帯トイレを持っていくマナーを飯島町が始めてそういう登山を実施したらどうかという提案がありました。文化サロンのポイント制度を以前に提案したがその後どうなっておるか？ については、平成26年より文化サロンを対象にし、5回ポイントが貯まると500円減額となる制度がスタートいたします。陣屋修復に今後多額の費用が掛かる中で、ふるさと納税に呼び掛けたらどうかということで、これについては採用する。文化館小ホールの暖房をどうするのか？ 今後見積りを行って修繕計画を立てるということになります。

総括質疑の中では、学校などの公共施設の長寿命化に今後どう取り組むのか？ についてであります。各種施設の耐震化は一応終了したということで、今後において長寿命化の計画を立てていく。グループホームに対する考え方はどうか？ 民間でのグループホームを事業展開する動きがあるが、町が積極的に行うつもりはないが、民間事業者への支援は考えていきたい。ただし今後介護保険サービスの需要がますます増大する中、介護保険料現在5,000円程度で納めておるわけでありまして、できれば5,000円台で維持をしていきたい。病後児保育についてどう考えるか？ できることは理想であるけれども伊南行政組合としての課題にもなっているので今後の課題である。教育に対する新年度に向けての課題は何かについて教育長に問うたところ、答えとしては地域に開かれた学校にするため地域の人たちに関わっていただくことを新年度積極的に取り組んでいきたいとの答弁であります。それから最後に学校の先生方が勤務時間外に仕事を家へ持ち帰ったりして努力をしている。先生方の負担が減るような中で、新年度から始まるコミュニティースクールなどの事業を含めて軽減できたらよいがどうか？ 県教委からも勤務時間短縮についての指導があるところでもあります。現在勤務時間外まで働いておる教職員は多いわけですが、これも、これは誇りや、やりがいを持って先生方が頑張っているということもあるので大いに理解をしてほしいということになります。以上当委員会の報告とさせていただきます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
竹沢委員長自席へお戻り下さい。

以上で平成26年度予算関係7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論・採決を行います。

最初に第13号議案平成26年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。

はじめに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

4番

中村議員

平成26年度一般会計予算を賛成とし討論いたします。全会計の償還額を見通す中で繰上償還で将来負担の山を均すことは懸命策と評価します。4,355,000,000円の予算には新規事業が23、拡充された事業が16あります。町民の側に立ったもの、定住、観光事業、環境事業では国・県の有効な交付金などを活用し、一般財源を抑え、独自事業を拡充したことは評価すべきと判断いたします。中でも病気予防事業の拡充は、全ての基本である町民の健康づくりへの更なる推進力に、また定住促進を進める予算では出会い・婚活推進事業で新たなもの拡充する事業が盛り込まれました。現社会の人口減少の対応策でもあり、私たちには命をつなぐ責任と使命があることを感じ取ってもらえるための活動展開を求める次第です。事業の成功へのカギにはスタートからの勢いが最重要です。そこにはリーダーである町長の意気込みが全組織に知恵と勇気を生み、その行動がひいては町民の理解と協力につながると確信いたします。意気込みだけではと委員会で町長に言われましたが、本気であれば意気込みの波は自身にも職員一人ひとりの命にも伝わり活力を生みます。他所と同じ試みを見ても進展が危ぶまれます。交付税頼りの当町会計です。自立の町を確立していくためにも飯島の独自色を探求し活かすことを望みます。そして事業の住民理解と協力を得るために、新年度早々より住民説明会、耕地担当者の各耕地での説明、小単位組織への説明を活発に実施することを求めます。26年度予算は全体的に見て期待できる事業が盛り込まれていると思います。また4月には消費税が3%に上がることにより生活弱者への声を聞きとり相談、対応を懇切にされることを求めます。最後にどうか全職員が健康で町民のために事業の成功に尽力されますことを切に求めまして賛成といたします。

議長

他に討論ありませんか。

2番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。平成26年度の予算編成は依然として景気回復が厳しい地方経済において、自前の財源確保が難しい中で国や県の補助金をうまく使い、前年度の事業拡大や新規事業を立ち上げたことを高く評価するものです。特に医師確保対策として開業医支援金融制度や開業医支援事業補助金を新設されたこと。また生協診療所の移転に伴いその一角に仮称「みんなの健康運動広場」を建設されることを評価するものです。予算規模としては小さな事業ですが福祉タクシー券の枚数を増やしたり、特殊車両外出支

援事業の増額、各種予防接種や検査・検診の拡大、高齢者活動交付金事業は地域の保健予防として安全安心なまちづくりのため必要とされるものです。この中の新規事業の「いちいの会」づくりが耕地や自治会内に沢山でき、元気な中高年のグループによる健康増進が多いに図られることをご期待いたしまして賛成といたします。

議長  
9番  
三浦議員

他にありませんか。

それでは平成26年度飯島町一般会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。予算全体を通して前向きの施策が研究・検討されているというふうに今回は感じております。医学生の奨学金制度、福祉タクシー券の対象者の拡大をはじめ、一般質問や決算審査での提案意見、議会との住民懇談会で出された住民要望や意見も、大きな予算を必要としない施策にも生かされている、そのように感じております。各課担当職員の姿勢のうかがえる予算と思います。福祉面では地域活動支援センター「やすらぎ」の新たな展開に期待をするものです。福祉タクシー券の対象者の拡大は日中交通手段のないお年寄りや障がい者の方の要望が多かっただけに喜んでもらえるというふうに思います。課題もあると思いますので実施しながら改善も是非してほしいと思います。特殊車両外出支援事業ではその都度の申請が解消をされ、1回の申請で利用できることは利用者と家族の皆さんの負担軽減となり評価をするものです。循環バスの運行では来年度の見直し時に交通手段としての活用を推進する取り組みと、バスの利用が可能な交通手段を持たない方にいかに循環バスを利用し、行動範囲を広げてもらうかということをテーマに是非検討をさせていただきたいと思えます。また循環バスの活用方法が誰にも分かるように工夫を求めます。20,000,000円の予算が活きる見直しと取り組みを期待をいたします。介護予防に取り組む高齢者活動交付金事業は高齢者の健康維持と介護予防に大いに期待できる施策であると考えます。自主活動とリンクさせたところと集会所がメイン会場となるように工夫するなど、職員の施策への思いと熱意が感じられます。大勢の人に関心を持って参加してほしいと願います。じっくり取り組むことで成果が見えてくるのではないかと期待をしております。学校教育、子育て支援、保育は子どもの人間形成に関わる分野で重要な役割を果たしております。小さな子どもであっても一人ひとりに人格があり、一人ひとり大切にされなければなりません。町が様々な課題に関係機関と連携し取り組んでいることを評価をしております。格差社会、子どもの貧困が心配されてから長くなります。社会の歪みが子どもを不幸にしないようにアンテナを高く張ってほしいと思います。新規事業が増えることが職員の仕事量の増加にもつながっております。仕事をこなすのが精一杯でも、やり遂げれば1人で出来るものとされてしまうことを私は心配しております。ストレスが過大になっていないか、人員の確保も含め職員の健康管理には十分な配慮をすることを求めます。また議会の一般質問で私行いました議会への中間報告をすることは、次年度の予算・施策へ生かせるものと思っております。是非検討をお願いをし、以上で賛成意見と感想とさせていただきます。

議長  
5番  
浜田議員

他に討論ありませんか。

本予算案を可決すべき立場から討論いたします。個別の事情に先立ちまして、あの今回の予算審議についてはですね、これまでの議会とは違って予算・決算の仕組みに関する一般質問、並びに審議過程での意見表明があったというふうに認識しております。まあ具体

的にはあの先程出ましたように、道路補修費がですね非常に固定された予算計上されていると、実際とはかけ離れている、こういった点を改めるべきではないかと、まあこんな問題提起もありましたし、それから決算と予算の間に中間的な報告を求めたらどうかというふうな提案もありました。こういった仕組みが反映されてよりよい予算編成ができる環境が整われるべきだということをも、最初に申し上げておきたいと思えます。それからもう1点、予算書の中に明示的には盛り込まれておりませんでしたけれども、あの上伊那広域連合の新ごみ処理施設の費用がですね3,000,000円計上されるようになりました。土地の取得に関わる予算だというふうに理解しておりますけれども、一方でまだ地元の同意は得られていないということですね、この動向については是非注意深く執行にあたっては町の立場からウオッチしていただきたいというふうに願うものであります。全体としまして予算案は同僚議員の賛成意見にもありましたように、大変生活密着型で、きめ細かく配慮されているという意味ですね、私も強く賛成するものであります。とりわけ自然エネルギーに関する様々な制度については国の取り組み、例えば発送電分離ですとか、水利権の問題ですとか、そういった取り組みが遅れている中で、単なる掛け声の核エネルギー離脱ではなくてですね、実際に1地方自治体が大きな動きとしてですね一歩を踏みだそうとしている取り組みとして大変高く評価するものであります。この取り組みが是非具体的な成果を結ぶことを希望いたしまして賛成討論といたします。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案平成26年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する各委員長報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

議長

〔賛成者起立〕

お座りください。起立全員です。

従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

はじめに原案に反対討論はありますか。

(なしの声)

議長

次に賛成討論はありますか。

10番

折山議員

賛成の討論を行います。ご存じのように国民健康保険制度というのは、他の医療保険制度の適用を受けられない、いわゆる弱い立場の皆さんの最後の砦でございます。新年度から消費税が上がります。このタイミングで近隣の多くの国民健康保険の運営者がやはりあの基金の不足、それから医療費の高騰、中から値上げを検討しておるといった情報を得ておりますが、当町の方では基金を取り崩してでも按分率の見直しで、いわゆる税の引き上げ方向へは行わないとこういうことの提案でございました。このタイミングでこの姿勢を高く評価するものでありますし、また基金という形で余力をここまでもって来られたこれま

での運営に敬意を表するものでございます。以上です。

議 長 他に討論ありませんか。

2番 坂本議員 賛成の立場で討論いたします。平成21年に国保税の按分率を改正してから現在まで厳しい運営の中改正されず、今年度も努力されていることを高く評価するものです。加入者の高齢化と医療の高度化において年々かかる医療費が増大していますが、その中で生活習慣病やがんなどの早期発見、早期治療、重症化予防に取り組み、ジェネリック薬品の利用を進めるなど努力されていることを評価するものです。今後も予防や早期発見に力を入れられ、住民の健康に対する意識を高めていただきたい。また滞納者には収納対策室と十分に連携をとり、慎重な対応に心掛けていただきたいことをお願いして賛成といたします。

議 長 他に。

9番 三浦議員 平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対して賛成の立場で討論をいたします。平成25年度第3号補正予算では療養給付費の増加が報告され補正対応をいたしました。来年度の保険料への影響を心配しましたが、必要時には基金で対応するとした予算であること。消費税増税など住民の負担が増えるだけに保険料の現行維持を評価するものです。また人間ドックの補助を契約病院以外での受診に適用できる仕組みにしたことは、予防事業として良い取り組みであると評価をいたします。受診者が増えることを期待し賛成といたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

はじめに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 次に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第16号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。

4番 三浦議員 それでは平成26年度飯島町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。介護保険の見直し作業の年度であります。厚生労働省の方針からは飯島町の事業として要支援1・2の方の在宅支援が必要になるなど、利用者にとっても町にとっても問題の多い改正に向かっております。介護保険制度の仕組みそのものが揺らぐものと懸念をしております。事業関係者の意見や不安を感じていることなどを是非関係機関につなぎ、諦めないで改善に努めてほしいと思います。以上、要望をし賛成といたします。

議 長 他に討論ありませんか。

2番 坂本議員 賛成の立場で討論いたします。年々介護保険適用者が増え続ける中、予算額も大きくなってきております。1次予防、2次予防と努力されていることを評価するものです。生協診療所の移転に伴い、町内には様々な介護施設ができることとなり、利用される方は自分に適した所を選べることとなります。介護認定を適正にいただき、利用される方が満足いくように相談業務は丁寧に行っていただきたいと希望して賛成といたします。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第16号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第17号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。

はじめに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第17号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。  
 従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。  
 はじめに原案に反対討論はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 賛成討論はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。  
 従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第19号議案平成26年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。  
 原案に反対討論はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 賛成討論はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから第19号議案平成26年度飯島町水道事業会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。  
 従って第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。  
 先程申し上げましたとおり、去る3月6日の本会議におきまして所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これから委員長報告を求めます。  
 北沢総務産業委員長。

総務産業  
 委員長 それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会審査報告を申し上げます。3月6日の本会議において当委員会に付託された案件を審査するため、3月7日本委員会を開催

をいたしました。本委員会に付託されました26陳情第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情」について、提出者は日本労働組合総連合会長野県連合会会長、中山千広氏、並びに同上伊那地区協議会議長、北澤洋二氏であり、参考人として上伊那地区協議会議長の北澤洋二氏の出席を願い審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり継続審査と決定をいたしました。

次に、26請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める請願」の審査結果についてご報告を申し上げます。本請願の提出者は長野県平和委員会代表、永井光明氏他4名からの請願であり、紹介議員は浜田稔議員であります。参考人として長野県平和委員会代表、永井光明氏の出席を願い、説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択とすべきものと決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な意見について申し上げます。不採択とすべきものとしての意見は、飯島町議会では特定秘密保護法成立後の12月議会において特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書を国に提出している。懸念される問題については慎重な対応により、国民の不安を払拭していただくよう要請している。本請願は不採択とすべきである。採択すべきものとしての意見は、法案成立後、当時の懸念が現実のものになりつつあることを感じている。この法は社会に不安を与え、しかも日本の軍国主義化を推進するような多くの法案と関連して出されている。問題が明らかになっている以上、直ちに廃止すべきであるので本請願を採択すべきである。以上であります。

次に、26請願第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願」の審査の結果についてご報告を申し上げます。本請願の提出者は長野県平和委員会代表、永井光明氏他4名からの請願であり、紹介議員は坂本紀子議員であります。参考人として長野県平和委員会代表、永井光明氏の出席を願い、説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な意見について申し上げます。日本国憲法は最高規範であり憲法第9条の解釈をひっくり返すことは論外であり、2004年の閣議決定でも政府が自由に閣議決定で変更できるものではない、という政府の公式見解が出ている。従って本請願を採択すべきである。以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 北沢委員長自席へお戻り下さい。  
 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに順次討論・採決を行います。  
 はじめに26請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める請願」について討論を行います。  
 討論はありますか。

2番  
 坂本議員 私はこの法案を提出する立場で賛成の立場で意見を述べたいと思います。昨年12月に多くの国民が反対しているにもかかわらず、この法が成立してしまったわけですけれども、

有権者の方たちは今も署名を集めたり、多くの国民が反対しているにもかかわらずこの法があ現在のところです。この特定秘密を決めるための管理基準検討チーム6名の方たちが現在内容を検討中ということでもありますけれども、この中にはほとんどこの秘密保護法に対して賛成の立場の方々ばかりで、これが中立的な立場でこの秘密の内容を決めるということとはできないと私は思います。結局このあの秘密の内容というのは外交・防衛のみならず情報全体に広く網掛けされているような形になり、今まで市民からの強い要求で開示されてきた情報も、これからは開示されなくなる危険が非常にあります。どんな政策でも国民にとって真に必要なとあれば国民の理解は得られるものです。しかしこの法は今も多くの地方議員、弁護士、作家、報道関係者など多くの方々が反対をしております。国会を通過してしまったとしても私たち有権者に密着した地方議員は反対の声を聞き、政府に対して特定秘密保護法の廃止を求めるべきです。よって私はこの意見書提出に賛成といたしたいと思っております。

議長 反対討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 賛成討論はありませんか。

5番  
浜田議員

この意見書を採択すべきとの立場から討論いたします。この法案はその後国民の不安を払拭する様々な手立てをとるんだと、まあそのように説明されながら今日に至っております。しかしその後明らかになったことは事態が全く逆の方向に進んでいるということを示していると思っております。その例をいくつか示したいと思います。1つは、この法案成立後、実は法務省が内部でこの法案に対して非常な懸念を示していたという文書が公開されたということでもあります。この法案によればですね、ミスや予期しないトラブルでの過失による情報漏洩までも処罰対象となる。その結果、際限なく処罰の対象が広がっていく、これは非常に危険であると、これは法務省の内部から出された見解であります。しかしながらこういった政府内部の懸念も法案審議には反映させられませんでした。もちろん国民にも知らされませんでした。そのこと自体が私は秘密保護法の本質を反映しているのではないかとこのように考えます。それからもう1点、第三者機関がチェックする、これについては4つの機関が設けられようとしています。しかしそのいずれも秘密保護法に指定される法案そのものを審議するものではなくて、ただ管理の形態だけを審議するという仕組みに過ぎません。一体これで本当に国民が知るべき秘密まで隠されないという保証は、この形式の整備だけでは満たされないことは明らかであります。それからもう1点は、超党派の国会議員団がアメリカ、ドイツを調査しました。その調査結果はですね結局これらの国においても秘密の指定内容についてはですね国会が審議することができない、完璧な審議はできていない、つまり第三者機関による歯止めというのは効果を上げていない、これが先日、信濃毎日新聞に報道された国際調査の結果であります。以上のいずれをとっても、第三者機関が国民の権利を守るということが実態的に行われていない。更に付け加えるならば政府与党の間でのこの第三者機関の設置についての協議も実際には宙に浮いたままだということで、本来の重要法案の審議の半分の期間で強行成立されたこの法案のずさんさがですね改めて示された、これが現在の状況ではないかと思っております。更に、森担当相はその後の国会で秘密保護法の改正もありうるという発言をしながら、周囲からの圧力で自分の

発言を撤回するという迷走ぶりを相変わらず示しています。このように国民の主権にかかわる重大な問題が、成立の時に約束されたことも履行されない、このような状態である以上、私は速やかにこの法案を撤廃すべきであるというふうに考えます。よってこの請願の採択を強く求めるものであります。

議長 反対討論はありませんか。

8番

竹沢議員

それではあの委員長報告のとおり、この案件は不採択すべきものに則ってですね討論に参加したいと思います。元々あの特定秘密の法律ができる背景はですね、4つの分野、防衛、外交、スパイ、テロなどに限定されておるものでございまして、その何かこのなんかこうした法律がですね、できることが何か戦前の治安維持法とかそういうものも含めて何かこう悪い時代になっちゃうんじゃないかというようなことを心配する向きもございまして、信毎さんなんか情報機関ですのでそういう報道の自由が奪われるということで、社説なんか見ますと、こうした問題は全ての国会議員反対すべきであるなどの論説を先般も社説で述べております。があの地方議員がそういうことをやれということは信毎も述べていないようであります。であの特定秘密ですけども、これはまああのどういうものがこの秘密なのかということではですね、あの認識しなければいけませんけれども、これはあの例えば衛星写真ですとか、暗号ですとか、潜水艦のですねあの関係の深度の問題ですとか、まあそういうようなものが中心でございまして、その一般の我々国民がですね持つておるその情報とかそういうものはこの特定秘密としてあるわけではないわけでありまして、そういうこの法の精神というか中身についてですね深く理解すべきであるということが第1点。2つ目、先程委員長報告でありましたとおり、我が町議会としてこれにどう対応したかっていうことは委員長報告のとおりでございまして、12月に我が飯島町議会として意思表示をしたわけでありまして、国会で法が通ったらこれは国会議員先生方の結論でそうなったわけでありまして、その後、町の議会は地方議会としてそれに対する意見を付してですね意見書を出したわけでありまして、まあ我が町議会として改めて今回の問題については、このことを廃止を求めるのではなくて、不採択すべきということで同僚議員の賛成も求めて意見といたします。

議長 賛成討論は。

9番

三浦議員

特定秘密保護法の廃止を求める請願について賛成の立場で討論をいたします。12月定例会では秘密保護法の廃止を求める意見書の発議は不採択となり、慎重な運用を求める内容の意見書が飯島町議会から提出をされました。慎重な運用を求めるということは特定秘密保護法を認めるということが前提であり、私は世論調査で国民の半数以上が不安であるとしている秘密保護法の廃止を求めることが住民の負託に応える議会の立場であるということをお伝えしたいと思います。今年2月24日に2011年6月20日付の法務省が内閣情報調査室に提出した意見書の存在が明らかとなりました。その内容は秘密保護法制の考え方をまとめた2011年6月10日の政府の有識者会議の報告書案の罰則の目的に対する法務省の意見書であります。意見書では「報告書案の罰則の検討に際しては、罰則が特定秘密を取り扱う者に緊張感を与え、その保全意識をより高めると考えられることに留意すべきであるとの追加記述を削除されたい。できなければ文面の修正をされたい。」とし

ております。理由として刑事罰則の必要性の有無を離れて、罰則が特別秘密を取り扱う者の意識向上のために設けられるのであるとの誤解を与えるとの記述となっており適当でないとしております。法務省は罰則は故意に対して行うもので、萎縮効果を目的にすることは誤りであると言っております。しかし2011年8月の完成をした報告書は法務省の意見があったにもかかわらずほぼそのまま掲載をされております。司法制度の原則を初めから無視した形で作られた法律であります。民主主義とは相容れない手法で作られたものであること。国会では十分な審議もされないまま強行採決されました。これらの秘密保護法が成立するまでの過程から見ても、法律として認めることを飯島町議会としてすべきではないと私は考えます。飯島町議会として司法制度の原則を守る立場に立ち、秘密保護法を廃止するよう求める意見書の提出をするべきと、このように私は皆さんに訴え請願に賛成するものです。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

26請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める請願」について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本請願の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本請願は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。  
起立少数です。従って26請願第1号は不採択とすることに決定しました。

議長 次に26請願第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願」について討論を行います。

討論はありませんか。

6番  
久保島議員

私はこの請願を不採択すべきと討論させていただきます。そもそも集団的自衛権というのはどの国にも持ち合わせているという解釈は国際ルール上認定されているところがあります。それを行使できるかどうかというところを憲法解釈で行っているわけでございませぬけれども、そもそもこの集団的自衛権というのは人道的、道義的な問題でございまして、憲法に解釈を求めるそういう性質のものではないというふうに私は個人的に考えています。まあそういう学者もいるわけでございますけれども、いわゆる他国が同盟国、もしくは隣国、もしくは交流のある国がですね、謂れない攻撃を受けたとき、それは人として当然防衛にまわる、攻撃を防御するということは行うべきことだというふうに考えているのです。もっとひっ近い例で申し上げますけれども、私がもし、私の知人がたとえ普段は政治信条が違って議論を交わしている仲間であっても、謂れない攻撃を受けたという時には力は弱いですが、傍にある棒切れでもいいしスコップでもいいから持ち合せて、その攻撃を防御していきたいと、それが人の立場だというふうに考えています。従いまして法というのは人あっての法でございませぬ。憲法あっての人ではありません。これを憲法解釈などというまやかしでするのでなく、人間として人として謂れなき攻撃に対して集団的

自衛権を行使するということが最も基本的な事項だというふうに考えています。従いましてこの請願に対しては不採択とすべきと考えて反対といたします。

議長 他に討論ありませんか。

10番  
折山議員

私はあの総務産業委員会の結論通り、これを採択すべきであるという立場で討論に参加します。いみじくも今反対討論者から憲法解釈というまやかしをしてはいけないという発言がございました。私もその通りだと思います。いろんな考え方がありまして、今の反対者の考え方はこれは正しいものと思います、生き方として。しかし憲法の解釈とはまた別の議論でありまして、そういう考えの皆さんはきちんとあの憲法の改正というルールに則ってその方向へ進まれればいいと思います。またあの例で、お隣のおじさんが襲われたときに棒でとたたかいますが、ちょっと棒でこぶがでる程度の話ではございませぬので、今の力というのは人の人命を誰であれ殺傷してしまうというその前提の中で議論しなきゃいけないかと思います。世界の中の日本ということで日本の国是である憲法の議論がですね、時の政権の数の力でもって解釈をその都度変更していたら、これは世界の中の日本として成り行かないものであります。やはりあのルールが憲法改正の中では衆参のそれぞれの3分の2というルールがあって、それからしかも国民の審判を仰ぐというこのルールが明確にありますから、そのルールを経てそれぞれの主張がなされるべきであって、時の政権ごとに判断を変えていくべき内容ではないかと思っておりますので、本請願については採択すべきものとして考えております。以上です。

議長 他にありませんか。

7番  
橋場議員

私はこの請願の意見書に賛成する立場で申し上げます。集団的自衛権については歴代内閣は憲法9条の下、我が国が国際法上、集団的自衛権を持っていることは当然だが、行使することは憲法上許されないと解釈してきました。ところが安倍内閣の下で歴代自民党政権が築いてきた集団的自衛権は違憲という憲法解釈で否定しようとしております。集団的自衛権容認は国を超えて誰しもが平和的に生存していけるような国際関係を築いていくことの障害になります。従って、国においては日本国民の利益と安全の確保、そして地域の平和と安全にも反するものであります。これまで政府見解を堅持し集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望いたします。このことから意見書に賛成いたします。

議長 他にありませんか。

5番  
浜田議員

この意見書を採択すべきとの立場から討論いたします。国際的な関係を個人的な関係と平行して議論していいかという問題もひとつあるかと思っております。まあただ個人の場合にはですね、急迫不正の侵害に対して最小限の正当防衛は認められています。ただその場合でも過剰な反撃はですね許されていない。まあこれは現在の刑法の下ではそのように定められていると思います。で、国際的にも実は集団的自衛権に関して議論された経過はありまして、国連憲章の第51条ですね、これを必ずしも害するものではないという条項が規定されていますけれども、これは歴史を紐解けば明らかかなように、アメリカとソ連が持ち込んだ条項ですね。要するにNATOとそれからワルシャワ条約機構、これを合法化



するための条項だったということは今明らかになっています。問題は他国が急迫不正の侵害を受けたときに、それに対して武力行使をするというのはいったい如何なることなのかということなんですけれども、これはある意味では義務でありまして、例えば1国が戦争を始めた場合に他の国が自動的にそれに巻き込まれる、これが集団的自衛権の基本的な構図であります。ですので単純に自分の選択でもって他国を守ればいいと、あるいは守らないと、そういう問題とは性格が違う、そういうことがこの集団的自衛権の一番危険な部分ではないかというふうに思います。あと同僚議員も申し上げている通り、到底今の憲法の規定からは受け入れられませんし、どのような状況であろうと法を犯してまで個人の場合でもですね過剰な反撃をすることは許されていないわけですから、ましてや個人的な関係が法の範囲を超えて、いわばリンチに近い形で繰り広げられるというようなことが、ましてや国際関係であってはならないだろうとそのように考えまして、この請願を採択すべきというふうに討論いたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

26請願第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願」について採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。

従って26請願第2号は採択とすることに決定しました。

議 長

日程第11 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。

お諮りします。

申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

午前10時37分 休憩 (追加日程・追加議案配布)

午前10時55分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、浜田稔議員から議案が提出されました。

お諮りします。

本案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

議 長

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案1件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長

追加日程第1 発議第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に事案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは意見書に対する趣旨説明を申し上げます。まずあらかじめ申し上げますけれども、この意見書は集団的自衛権の可否を問うものではなくて、憲法解釈によってそれができるかどうかということに関するものであります。集団的自衛権の行使容認の憲法解釈の変更については2004年の閣議決定、政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではない。政府において憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないということを閣議決定で明らかにしております。更に憲法解釈を進めるいわゆる改憲派といわれる小泉首相、当時の首相でありますけれども、小泉首相でさえ解釈改憲は誰でもが受け入れられる状況の変化の中でなければならず、見解が対立する問題があれば便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正の議論をすることにより解決を図ろうとするのが筋だということで、解釈改憲の動きに対しては首相自身も反対していたという経過があります。いわば戦後のいわゆる保守政治、憲法を変えたいと思っている方々もですね、それなりの節度を守ってこれまで経過してきたと、このことに改めて留意をいただきたいと思います。その上で、では憲法にどのように書いてあるかということを変更して朗読したいと思います。憲法第1条第1項「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。」これが憲法の条項であります。これをどのように読み変えても、海外において自らが戦争をする理由にはならない。この憲法の下では集団的自衛権の行使はあり得ないということを私は強く確信するものであります。従いましてこの意見書に対する議員諸君の賛同を求めまして説明といたします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

7番 橋場みどり 議員

7番

橋場議員

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書に賛成する立場で申し上げます。先程も申し上げましたけれども、集団的自衛権については憲法9条の下、行使することは憲法上許されないと解釈してまいりました。集団的自衛権容認は国を超えて誰しもが平和的に生存していけるような国際関係を築いていくことの障害になります。従いまして国におきましては日本国民の利益と安全の確保、そして地域の平和と安全に反するものであり、これまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更をしないよう強く要望いたします。このことから意見書に賛成するものです。全議員の

皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

6番

久保島議員

私はこの意見書提出に反対の立場で討論をさせていただきます。先程も請願・陳情のところでも申し上げましたけれども、我が国が国際関係で国際機関として一人前の国家として行動していくためにはですね、集団的自衛権というのは当然あるわけでございます、それを行使していくことが認められてくる必須条件だというふうに思っているところであります。従いまして先程もちょっと言いましたが、憲法解釈で云々という問題ではないと、当然しかるべきものであるというふうに解釈しておりますので、私はこの意見書には賛成できないという立場でございます。

議長他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立多数です。従って発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町長 それでは3月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る3月6日から開会をいたしました3月議会定例会におきましては、平成26年度の各会計予算をはじめ、いずれも平成26年度をスタートするために重要な案件23議案を提案をさせていただきました。議員各位には本会議並びに常任委員会におきまして慎重審議をいただき、連日に亘るご苦勞に対し心から感謝を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして平成26年度予算並びに提出案件をいずれも全会一致、原案通り可決決定を賜りましたことに対しまして、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。今後の町政運営にあたりましては本会議や常任委員会の審議を通じて、また一般質問において広範な行政課題に対して賜りました各位の貴重なご意見等を重く受け止めるとともに、また本日可決成立をいたしました新年度各会計の予算と、先の臨時議会で可決をいただきました平成25年度補正予算の着実な執行に合わせて、町長以下職員が一丸となって厳しい中にも希望の持てる元気で活力あるまちづくりのために専心努力をしまいる所存であります。

さて、東日本大震災から3年を経過をいたしました。この3月11日には本会議一般質問中ではありましたが、議員各位におかれましても共に犠牲者に対する哀悼の意を表され

ましたことに対し心より敬意を表したいと思います。しかしながら被災地におきましては放射能の除線作業や26万人以上の避難者の方が早期帰宅をはじめ、多くの課題への対応の遅れが報道をされておる状況でございますが、いまだに行方の分からない2,600人余りの皆様が一日も早く家族の元にお帰りになれることができるよう、併せて東日本並びに栄村の早期復興を心から願うものでございます。町といたしましては2月のような大雪や今後想定をされる地震などに対しまして防災面の強化の他に、今後様々な外観環境から影響される危機管理体制や行政運営を想定し、可能な限り備えを構築するなどの対応をしまいらなければならないと考えております。そのためにも各区、耕地、自治会や町民の皆様と町が心を合わせての行政運営、協働のまちづくりがこれまで以上に重要であるとと考えております。併せて間近に迫っております消費税増税などの消費生活への不安や、賃金引き上げによる景気の回復、持続可能な社会保障制度の確立などなど、まだまだ不透明で先の見えない社会経済状況の中ではありますが、地域の絆を深めて助け合う気持ちの醸成が今ほど大切な時はないと感じております。議員各位、町民の皆様にはそれぞれのお立場、場面におきまして今後なお一層のご理解とご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、このところ少し寒さも和らいできた感じもいたしますが、「春近し雲美しく水温み心に匂う沈丁花」、この歌の言葉にもありますように、ふきのとうや桜のつぼみの膨らみ具合など、何かと春の便りが伝えられてまいりました。今年の豪雪を考えますと本当に春の到来が待ち遠しいところであります。昨日までに小学校並びに中学校の卒業式も無事終了をし、来週には保育園の卒園式も控えております。それぞれ新たな希望を持って元気に巣立って行ってほしいと心から念願をしておるところでございます。議員はじめ町民の皆様には平成25年度の町政運営にご協力を賜りましたことに対しまして、心から感謝を申し上げ、来たる26年度が災害もなく飯島町が更なる発展を遂げられますように、一層のご理解とご協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。最後になりましたが本定例会にご出席をいただきました橋場代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員会会長さんには、大変お忙しいところ誠にありがとうございました。議会はじめ皆さん方には益々ご健勝でご活躍を心からお祈りを申し上げまして、3月議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきますと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長

以上をもって平成26年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午前11時11分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員